

平成 30 年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

平成 31 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 2 6
3. 委員長報告等	P 2 7 ~ P 1 7 5
4. 所管事務調査報告書	P 1 7 6 ~ P 2 0 2
5. 行政視察報告書	P 2 0 3 ~ P 2 2 9
6. 議会報告会の概要	P 2 3 0 ~ P 2 4 7
7. 高校生議会意見書	P 2 4 8 ~ P 2 5 2

1. 委員会の構成

委員長 伊藤 嗣也

副委員長 太田 紀子

委員 荒木 美幸

笹岡 秀太郎

中森 慎二

藤田 真信

諸岡 覚

山口 智也

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 審査順序

平成 30 年 5 月 21 日(月)

第 2 委員会室

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

1. 議案第 1 号 工事請負契約の締結について
—海蔵小学校改築工事（建築工事）—

…議案書 P5～

2. 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
—海蔵小学校改築工事（建築電気設備）—

…議案書 P9～

3. 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
—海蔵小学校改築工事（建築機械設備）—

…議案書 P11～

○健康福祉部

(教育民生常任委員会)

4. 議案第 6 号 専決処分について
—訴えの提起について—

…議案書 P57～

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、提出議案参考資料等

01_本会議—09_平成 30 年 5 月開会議会

○事項書、資料

03_教育民生常任委員会—15_平成 30 年 5 月開会議会

教育民生常任委員会 事項書

平成30年5月22日(火)
第2委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について
6月7日(木)

4. 行政視察について(案)
①10月22日(月)～24日(水)
②7月23日(月)～25日(水)

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成 30 年 6 月 22 日(金)

第 2 委員会室

○**健康福祉部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第 8 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 3 項 生活保護費
…補正予算書 P14~

(教育民生常任委員会)

2. 議案第 11 号 四日市市介護保険条例の一部改正について
…議案書 P67~
3. 議案第 12 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について
…議案書 P69~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

4. 平成 29 年度 第 4 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
5. 平成 30 年度 第 1 回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
6. 平成 29 年度 第 10~12 回四日市市民生委員推薦会報告について
7. 平成 30 年度 第 1 回四日市市民生委員推薦会報告について
8. 平成 29 年度 四日市看護医療大学運営協議会報告について

○**こども未来部**

(予算常任委員会教育民生分科会)

9. 議案第 8 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 2 項 児童福祉費
第 2 条 債務負担行為の補正
…補正予算書 P14~
…補正予算書 P8, 16

(教育民生常任委員会)

10. 議案第 13 号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

…議案書 P79～

○**教育委員会**

(教育民生常任委員会)

11. 議案第 18 号 四日市市立教育センター条例の一部改正について

…議案書 P93～

(予算常任委員会教育民生分科会)

12. 大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業（朝明中学校関係分）附帯決議への対応について

○**その他**

13. 6月定例会議会中の所管事務調査について

14. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：平成 30 年 7 月 9 日（月）午後 6 時 30 分～
会 場：防災教育センター 2階防災センター
テーマ：介護・福祉について

15. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：平成 30 年 10 月 9 日（火）

16. 休会中の所管事務調査について

①日程について（案）

- ・平成 30 年 7 月 23 日（月） 午後 1 時 30 分～

または

- ・平成 30 年 7 月 24 日（火） 午前 10 時～ もしくは 午後 1 時 30 分～

②調査項目について

※配付資料・・・審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議-10_平成 30 年 6 月定例会議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会-13_平成 30 年 6 月定例会議会-補正予算資料（部局別）

○審査順序、教育民生分科会資料等

03_教育民生常任委員会-16_平成 30 年 6 月定例会議会

教育民生常任委員会事項書

平成30年7月23日(月)
第2委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 小中学校のバリアフリー化について

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

3. 行政視察について (10月22日～10月24日)

※配付資料・・・事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

03_教育民生常任委員会-17_平成30年7月23日

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育
民生分科会／決算常任委員会教育民生分科会
審査順序

平成30年9月12日（水）10:00～

○**教育委員会**

（決算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）	…決算書P244～、実績報告書P189～
第2項 小学校費	…決算書P248～、実績報告書P196～
第3項 中学校費	…決算書P250～、実績報告書P200～
第4項 幼稚園費（関係部分）	…決算書P254～、実績報告書P203
第5項 社会教育費（関係部分）	…決算書P254～、実績報告書P203～

（予算常任委員会教育民生分科会）

2. 議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費	…補正予算書P20～
第3項 中学校費	…補正予算書P20～

（教育民生常任委員会協議会）

3. 平成29年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

○**こども未来部**

（決算常任委員会教育民生分科会）

4. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）	…決算書P180～、実績報告書P75～
第2項 児童福祉費（関係部分）	…決算書P184～、実績報告書P87～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）	…決算書P192～、実績報告書P101～
-----------------	----------------------

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）	…決算書P244～、実績報告書P189～
第4項 幼稚園費（関係部分）	…決算書P254～、実績報告書P203
第5項 社会教育費（関係部分）	…決算書P254～、実績報告書P203～

(予算常任委員会教育民生分科会)

5. 議案第 29 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 2 項 児童福祉費 …補正予算書 P18~
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 4 項 幼稚園費 …補正予算書 P22~
 - 第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P8, 24

(教育民生常任委員会協議会)

6. 児童発達支援センターあけぼの学園について
7. 病児保育室の運営について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

8. 平成 30 年度 第 1 回四日市市青少年問題協議会報告について
9. 平成 30 年度 第 1 回エスペランス四日市運営協議会報告について

○健康福祉部

(決算常任委員会教育民生分科会)

10. 議案第 25 号 平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) …決算書 P180~、実績報告書 P75~
 - 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …決算書 P184~、実績報告書 P87~
 - 第 3 項 生活保護費 …決算書 P190~、実績報告書 P98~
 - 第 4 項 災害救助費 …決算書 P190~、実績報告書 P99~
 - 第 5 項 国民健康保険費 …決算書 P192~、実績報告書 P100
 - 第 6 項 介護保険費 …決算書 P192~、実績報告書 P100
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書 P192~、実績報告書 P101~
 - 第 3 項 保健所費 …決算書 P202~、実績報告書 P120~
 - 第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 (関係部分) …決算書 P244~、実績報告書 P189~
 - 国民健康保険特別会計 …決算書 P281~、実績報告書 P228~
 - 介護保険特別会計 …決算書 P361~、実績報告書 P267~
 - 後期高齢者医療特別会計 …決算書 P393~、実績報告書 P282~

※① [歳出第 3 款民生費、第 10 款教育費、各特別会計] の説明及び質疑

《理事者入替》

② [歳出第 4 款衛生費] の説明及び質疑

①②の順に行った後、議案第 25 号の討論、採決を行います。

(教育民生常任委員会所管事務調査)

11. 平成30年度 第1回四日市看護医療大学運営協議会報告について
12. 平成30年度 第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
13. 平成30年度 第1回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○その他

14. 8月定例会議会中の所管事務調査について
15. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：平成30年10月9日(火) 午後6時30分～
会 場：三重地区市民センター 別館大ホール
議 題：教育民生常任委員会の所管事項全般について
16. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：平成31年1月7日(月)または 1月8日(火)
17. 行政視察について(10月22日～10月24日)
18. 休会中の所管事務調査について
 - ①日程について(案)
 - ・平成30年10月29日(月) 午前10時～ もしくは 午後1時30分～
または
 - ・平成30年11月1日(木) 午前10時～
 - ②調査項目について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

- 議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議-11_平成30年8月定例会議会
- 予算常任委員会資料(部局別)
06_予算常任委員会-15_平成30年8月定例会議会-01_補正予算資料(部局別)
- 決算常任委員会資料(部局別)
07_決算常任委員会-13_平成30年8月定例会議会-決算常任委員会資料(部局別)
- 審査順序、教育民生分科会追加資料、協議会資料等
03_教育民生常任委員会-18_平成30年8月定例会議会

教育民生常任委員会事項書

平成30年10月29日(月)
第2委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 学校指定物品の取扱いについて

(その他)

2. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

3. 次回委員会の日程について(確認)

・平成30年11月1日(木)午前10時

※配付資料・・・事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

03_教育民生常任委員会-19_平成30年10月29日

教育民生常任委員会事項書

平成30年12月 5 日（水）

第 2 委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成 30 年 12 月 11 日(火)

第 2 委員会室

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

1. 請願第 2 号 大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めること
について

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 10 款 教育費
 - 第 2 項 小学校費 (関係部分) …補正予算書 P52~
 - 第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P11, P62

(教育民生常任委員会)

3. 議案第 70 号 四日市市就学支援委員会条例の一部改正について
…議案書 P81~

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

4. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) …補正予算書 P32~
 - 第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書 P10~, P61~

(教育民生常任委員会)

5. 議案第 63 号 四日市市病児保育室設置条例の廃止について
…議案書 P43~
6. 議案第 64 号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について …議案書 P45~
7. 議案第 65 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について …議案書 P47~
8. 議案第 89 号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について
…議案書 P125~

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

9. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分)

…補正予算書 P30~

第 6 項 介護保険費 (関係部分)

…補正予算書 P34~

第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P10~, P61~

10. 議案第 48 号 平成 30 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

…補正予算書 P79~

11. 議案第 50 号 平成 30 年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

…補正予算書 P101~

(教育民生常任委員会)

12. 議案第 84 号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について

…議案書 P115~

13. 議案第 85 号 四日市市障害者福祉センターの指定管理者の指定について

…議案書 P117~

14. 議案第 86 号 四日市市障害者自立支援施設たんぽぽの指定管理者の指定について

…議案書 P119~

15. 議案第 87 号 四日市市障害者自立支援施設共栄作業所の指定管理者の指定について

…議案書 P121~

16. 議案第 88 号 四日市市障害者自立支援施設あさけワークスの指定管理者の指定について

…議案書 P123~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

17. 平成 30 年度 第 2 回及び第 3 回四日市市民生委員推薦会報告について

18. 平成 30 年度 第 2 回及び第 3 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

(教育民生常任委員会協議会)

19. 第4次四日市市地域福祉計画の策定について

20. 第4次四日市市障害者計画の策定について

○**教育委員会**

(教育民生常任委員会協議会)

21. 中学校給食基本構想・基本計画について

22. 大矢知興譲小学校改築整備事業について

23. 学校業務サポート事業について

24. 登校サポートセンター（ふれあい）について

○**その他**

25. 11月定例会議会中の所管事務調査について

26. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成31年1月7日（月）午後6時30分～

会 場：塩浜地区市民センター 2階大会議室

議 題：教育民生常任委員会の所管事項全般について

27. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

28. 休会中の所管事務調査について

①日程について（案）

・平成31年1月23日（水） 午前10時～ もしくは 午後1時30分～
または

・平成31年1月31日（木） 午前10時～

②調査項目について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、提出議案参考資料、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議-12_平成30年11月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会-16_平成30年11月定例月議会-01_補正予算資料（部局別）

○審査順序、教育民生常任委員会・分科会追加資料、協議会資料等

03_教育民生常任委員会-20_平成30年11月定例月議会

教育民生常任委員会事項書

平成30年12月25日(火)

第2委員会室

1. 請願第2号 大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについて

教育民生常任委員会事項書

平成31年1月23日(水)
第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. 小中学校における熱中症対策について

(協議会)

2. 大矢知興譲小学校改築整備事業(中間報告)について

3. 楠地区こども園整備工事に係る入札について

(その他)

4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

※配付資料・・・事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

03_教育民生常任委員会-21_平成31年1月23日

教育民生常任委員会事項書

平成31年2月20日（水）

第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成 31 年 2 月 27 日(水)

第 2 委員会室

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 請願第 3 号 「神前地区幼保連携型認定こども園計画内容の見直し」を求めること
について

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算
 - 第 1 条 歳入歳出予算
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P126~
 - 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P136~
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P148~
 - 第 10 款 教育費
 - 第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P222~
 - 第 4 項 幼稚園費 (関係部分) ……予算書 P238~
 - 第 5 項 社会教育費 (関係部分) ……予算書 P240~
 - 第 2 条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P15~
3. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 3 款 民生費
 - 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書 P32~
 - 第 2 項 児童福祉費 ……補正予算書 P34~
 - 第 4 款 衛生費
 - 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) ……補正予算書 P36~
 - 第 10 款 教育費
 - 第 4 項 幼稚園費 ……補正予算書 P48~
 - 第 2 条 繰越明許費 (関係部分) ……補正予算書 P10

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

4. 請願第4号 安心安全な温かい中学校給食を求めることについて

5. 請願第5号 小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

6. 議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費(関係部分)

…予算書P222~

第2項 小学校費

…予算書P230~

第3項 中学校費

…予算書P234~

第4項 幼稚園費(関係部分)

…予算書P238~

第5項 社会教育費(関係部分)

…予算書P240~

第2条 債務負担行為(関係部分)

…予算書P15~

7. 議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費(関係部分)

…補正予算書P46~

第2項 小学校費

…補正予算書P46~

第3項 中学校費

…補正予算書P48~

第5項 社会教育費

…補正予算書P48~

第2条 繰越明許費(関係部分)

…補正予算書P11

8. 議案第140号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

第1条 債務負担行為の補正

…補正予算書(3)P6~

(教育民生常任委員会)

9. 議案第124号 四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業に係る特定事業契約の締結について …議案書P179~

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

10. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P126~

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P136~

第 3 項 生活保護費 ……予算書 P144~

第 4 項 災害救助費 ……予算書 P146~

第 5 項 国民健康保険費 ……予算書 P148~

第 6 項 介護保険費 ……予算書 P148~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P148~

第 3 項 保健所費 ……予算書 P164~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P222~

第 2 条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P15~

11. 議案第 95 号 平成 31 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

……予算書 (特別会計) P31~

12. 議案第 100 号 平成 31 年度四日市市介護保険特別会計予算

……予算書 (特別会計) P155~

13. 議案第 101 号 平成 31 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

……予算書 (特別会計) P205~

※① [議案第 93 号 歳出第 3 款民生費・第 10 款教育費、議案第 95、100、101 号各特別会計] の説明及び質疑

《理事者入替》

② [議案第 93 号歳出第 4 款衛生費 第 2 条債務負担行為] の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第 93、95、100、101 号と順に採決を行います。

14. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書 P32~

第 5 項 国民健康保険費 ……補正予算書 P34~

歳出第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……補正予算書 P46~

第 2 条 繰越明許費 (関係部分) ……補正予算書 P10

15. 議案第 131 号 平成 30 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
…補正予算書P73~
16. 議案第 133 号 平成 30 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
…補正予算書P109~
17. 議案第 135 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 5 項 国民健康保険費 …補正予算書(2)P16~
18. 議案第 136 号 平成 31 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書(2)P23~

（教育民生常任委員会）

19. 議案第 138 号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
…議案書(2月26日上程分)P5~
20. 議案第 139 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書(2月26日上程分)P7~

（教育民生常任委員会所管事務調査）

21. 平成 30 年度 第 4 回四日市市民生委員推薦会報告について
22. 平成 30 年度 第 2 回四日市看護医療大学運営協議会報告について
23. 平成 30 年度 第 4 回四日市市障害者施策推進協議会報告について

（教育民生常任委員会協議会）

24. 第 4 次四日市市地域福祉計画の策定について
25. 第 4 次四日市市障害者計画の策定について

○**こども未来部**

(教育民生常任委員会所管事務調査)

26. 平成 30 年度 第 2 回エスペランス四日市運営協議会報告について

27. 平成 30 年度 第 2 回四日市市青少年問題協議会報告について

(教育民生常任委員会協議会)

28. 子ども・子育てに関するアンケート調査の結果

～第 2 期四日市市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて～

○**教育委員会**

(教育民生常任委員会協議会)

29. 四日市市学校規模等適正化計画 平成 30 年度改訂版について

30. 市指定文化財「旧四日市市役所四郷出張所（四郷村役場）」について

○**その他**

(教育民生常任委員会所管事務調査)

31. 平成 30 年度第 1 回及び第 2 回人権施策推進懇話会

並びに平成 30 年度第 1 回同和行政推進審議会について

32. 2 月定例月議会中の所管事務調査について

(教育民生常任委員会)

33. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成 31 年 3 月 28 日（木）午後 6 時 30 分～

会 場：桜地区市民センター 2 階大会議室

議 題：教育民生常任委員会の所管事項全般について

34. 6 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

35. 休会中の所管事務調査について

36. 4 常任委員会報告会について

37. 年間白書の作成について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議-13_平成 31 年 2 月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06_予算常任委員会-17_平成 31 年 2 月定例月議会-01_当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06_予算常任委員会-17_平成 31 年 2 月定例月議会-02_補正予算資料（部局別）

○審査順序、教育民生常任委員会関係資料等

03_教育民生常任委員会-22_平成 31 年 2 月定例月議会

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

平成 31 年 3 月 15 日(金)

第 2 委員会室

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第 141 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 8 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

…補正予算書(4)P16~

第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)

…補正予算書(4)P8

2. 議案第 142 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

…補正予算書(5)P14~

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議-13_平成 31 年 2 月定例月議会

○審査順序

03_教育民生常任委員会-22_平成 31 年 2 月定例月議会-平成 31 年 3 月 15 日

3. 委員長報告等

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年5月開会議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第1号から議案第3号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、いずれも海蔵小学校改築工事に関し、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、建築工事の入札結果について、入札金額が同額のため価格評価点は同じで、技術評価点には0.4点の差があるが、その技術評価点の差は何かとの質疑があり、理事者からは、技術評価の点数については、地域要件、企業要件、技術者要件、技術力で評価をしている。地域要件は同点であるが、企業要件の項目のうち、工事成績、優良工事表彰、地域・社会貢献度に点数差があること、また、技術者要件、技術力についても点数差があることから、総合的に0.4点の差となっているとの答弁がありました。

さらに委員からは、評価結果の公表の有無を確認する質疑があり、理事者からは、市のホームページで公表しているとの答弁がありました。

また、委員からは、平成30年7月から平成32年1月までの間は、仮設校舎が現在の運動場にて利用されることとなるが、本来の運動場に比べてどの程度運動場が縮小されることになるのかとの質疑があり、理事者からは、現在の運動場の

約 60 パーセント程度の面積を確保している。また、地元の好意により、海蔵小学校の東側にある万古広場の利用についても考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、仮設校舎の北側を運動場として利用するのかなどの質疑があり、理事者からは、運動場は仮設校舎の南側を利用し、仮設校舎の北側については運動場としては利用しないとの答弁がありました。

さらに委員からは、工事期間中には、統一地方選挙で 2 回選挙が実施されることとなるが、選挙の執行に問題が生じないよう配慮されているのかなどの質疑があり、理事者からは、現在は未調整であるため、今後選挙管理委員会と詰めていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、選挙に差し障りが生じないように対応してもらいたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、空調設備の整備について、今回の工事と同時に実施することで安価に整備できるのではないかなどの質疑があり、理事者からは、普通教室の空調設備については P F I 事業として進めており、海蔵小学校については空調設備が入ることを想定して設計を行っているため、可能性として多少の手戻りはあるかもしれないが、手戻りのないように進めているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、手戻りがあるのがわかっているのであれば止めた方が良く考える。全校で統一して実施しなくても、臨機応変に対応し、いかに安価に整備するかが重要であると考えたどうかとの質疑があり、理事者からは、

P F I 事業については 13 年間の維持管理の発注を考えている。改築工事のタイミングと P F I 事業で空調設備を導入するタイミングが合致していることから、校舎完成に合わせ、P F I 事業で整備が可能と考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、維持管理を P F I 事業で行わなかった場合の費用検証ができるのではないか。また、全て統一して実施するというのではなく、臨機応変に実施することが重要であると考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、以前に、運動場の代替として海蔵川の河川敷を利用すると聞いたがどうかとの質疑があり、理事者からは、学校の判断もあるが、想定していたよりも広く運動場が利用できるため、運動場を中心に授業を行うとともに、場合によっては万古広場の活用を考えるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、過去に水難事故があったことから、利用しなくてよいのであれば利用しない方が望ましいと考えるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、議案第 3 号 工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築機械設備）一について、P F I による空調設備整備事業が控えているとはいえ、手戻りとなる懸念があることがわかっているのであれば、今回の工事と同時に空調設備の整備を実施するべきであると考えることから、当議案には反対するとの意見がありました。

議案第 6 号 専決処分について一訴えの提起について一は、市が被告となった損害賠償事件の第一審において、市の一部敗訴判決がなされたことから、これに対する控訴の提起について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 30 年 3 月 28 日に専決処分したことを報告するものであります。

委員からは、生活保護の廃止処分は求職活動が不十分であったために行われたとのことであるが、どのような基準に基づいて求職活動が十分かを判断しているのか。また、相手方はその基準を満たしていなかったのかとの質疑があり、理事者からは、月 4 回ハローワークへ通い、就職に向けた企業への面接を月 2 回受けることが一般的な基準となっている。相手方は廃止処分前の 3 カ月間この基準を満たしていなかったとの答弁がありました。

これに対して委員からは、基準を満たせなかった理由について、ケースワーカーが確認を行っているのかとの質疑があり、理事者からは、確認は行ったが、相手方からは十分な回答は得られなかったとの答弁がありました。

また、委員からは、本件事案については、市として生活保護の制度に基づき的確に対応したため、控訴を提起したと考えてよいかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員からは、相手方への 5 万 5 千円の支払い命令を取り消すために、訴訟費用である 10 万 8 千円に加え、職員の事務負担等を鑑みても、控訴する必要があるのかとの質疑があり、理事者からは、生活保護の廃止処分が原因で宿泊施

設を退去となり精神的苦痛を被ったとの判決であるが、相手方が宿泊施設を退去となった原因は生活保護の廃止処分ではなく、相手方の滞在していた宿泊施設との関係において生じたものであると考え、控訴に至ったものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、当該専決処分が議会の承認を得られなかった場合の効力について確認する質疑があり、理事者からは、すでに行われた処分を変更することにより、関係者に利害を及ぼしたり、行政の安定性を損なうことから、専決処分の効力が取り消しとなることはないとの答弁がありました。

また、委員からは、生活保護の廃止処分後に、その処分を取り消しているが、その間、生活保護費は支払われていたのかとの質疑があり、理事者からは、支給日は遅れたが、継続的に支払っていたとの答弁がありました。

これに対して委員からは、支給日が遅延したことによる精神的苦痛はあるはずであり、そのことを鑑みても、単に5万5千円の支払い命令について争うことだけであれば承認し難いと考えますがどうかとの質疑があり、理事者からは、生活保護の廃止処分と相手方が滞在していた宿泊施設を退去したことに因果関係がないこと等を争点としたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、勝訴したとしても、5万5千円の支払い命令が取り消されるだけであり、10万8千円もの訴訟費用をかけることは疑問である。訴えの利益はあるが、市としての利益はないと考えるがどうかとの質疑があり、理

事者からは、当該処分については基準に基づき、適正に実施したと理解している。しかし、生活保護の廃止処分の手続きに丁寧さを欠いたことにより、処分を取り消すことになったが、このことについても適正であると考えている。今回、一部敗訴になったことは不服であり、職員の負担も鑑みた上で控訴を行うに至っており、適正な生活保護を実施していくうえで当該控訴は必要であると理解しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、そもそも生活保護の廃止処分後に、その行為を取り消すべきではなかったのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、勝訴した場合であっても、訴訟費用を支払う必要があるのかとの質疑があり、理事者からは、弁護士費用については勝訴した場合にも支払う必要があるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、顧問弁護士に依頼した場合にも弁護士費用を要するのかとの質疑があり、理事者からは、本市の顧問弁護士ではあるが、今回の控訴についての弁護士費用として支払うものであるとの答弁がありました。

次に討論におきまして、5万5千円の支払い命令を取り消すために、訴訟費用として10万8千円もの費用をかけて控訴することに、本市としての利益はないと考えるため、承認することに反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、裁判所の判決に対し、行政手続き上、市の瑕疵はなかったとの判断のもと、控訴するに至った

ことに対しては理解するため、承認することに賛成するとの意見がありました。

以上により、当委員会に付託されました4議案のうち、議案第3号 工事請負契約の締結について一海蔵小学校改築工事（建築機械設備）一については、賛成多数により可決すべきもの、議案第6号 専決処分について一訴えの提起について一は、賛成多数により承認すべきもの、その他の2議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成30年6月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)について

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

生活保護適正化等事業費

Q. 当初予算においても、今回の国による生活保護基準の見直しに伴うシステム改修費として、一定額の予算を計上していたのか。

A. 当初予算の編成時期においては、生活保護基準の改正内容等が未定であったため、当初予算には計上していない。

Q. 5年に1度、国による生活保護基準の見直しが行われるのか。また、前回の見直しの際にもシステム改修を行ったのか。

A. そのとおりであり、前回はシステム改修を行っている。

(意見) 前回のシステム改修の際に明らかになった課題等を十分に踏まえた上、今回のシステム改修を行ってほしい。

Q. システム改修にかかる業務委託費の積算根拠について確認したい。

A. 当該システムの管理を行っている業者の見積もりを参考に積算した。

Q. 3年かけて段階的に基準が見直されるため、次年度以降もシステム改修費用が必要となるのか。

A. 国から次年度以降の見直し基準の見込みも示されるため、システム改修にかかる費用は今回計上している補正予算のみである。

Q. 本市の生活保護世帯のうち、今回の基準の見直しに伴い、受給額が減額となる世帯数はどの程度か。

A. 国や県から詳細な見直し基準が示されていないため把握できないが、厚生労働省によると全国では67%の世帯が減額となると見込んでいる。

(意見) 今後、受給額が減額となる世帯からの問い合わせの増加が見込まれることから、生活保護のケースワーカーによる丁寧な説明を行い、十分な理解を得ていくようにしてほしい。

Q. 受給者からの問い合わせや苦情等に対応する職員の体制は十分であるのか。

A. 問い合わせや苦情等に対しては十分に話を聴くよう、職員に周知徹底している。

(意見) 職員の対応次第では2次クレームにつながる可能性があるため、今後、十分な職員体制を整えてほしい。また、保護受給者の中には、金銭管理が十分でない方もいると聞くため、保護受給者別に実態調査を行い、相談に応じながら、これま

で以上に指導を徹底してほしい。

- Q. 国が示す生活保護世帯と一般低所得者世帯との消費実態とは、どのような実態を指すのか。
- A. 国において、生活保護世帯と保護受給者以外の一般低額所得者の消費動向について調査したものであると聞き及んでいる。
- Q. 調査結果から明らかになった消費実態の傾向は把握しているのか。
- A. 詳細までは把握していないが、例えば、母子加算において、これまでの2万1千円から1万7千円に減額となっており、一般家庭とひとり親家庭の経済的な差異が縮小してきたと判断されたものと理解している。
- Q. 保護受給者数に歯止めがかかりつつも、高齢者世帯の受給者数が増加傾向にあるということであるが、今回の基準見直しに伴い、高齢者世帯においてどの程度、受給額が減額となるのか。
- A. 国からの具体的な見直し基準が示されていないため、現段階では推測しかねる。
- Q. 今回の基準の見直しにより、後発医薬品の使用が原則化されるが、現在の後発医薬品の利用割合は把握しているのか。
- A. 平成29年6月の調査では、本市72.4%、県71.0%、全国平均72.2%であった。
- Q. 後発医薬品の使用を原則化すべく、保護受給者が病院窓口において後発医療品への使用を申し出るのか、もしくは、医療機関が指導して後発医薬品を使用していくのか。
- A. 医療機関に対して文書で周知するとともに、保護受給者に対しても文書で周知する。さらに、使用していない保護受給者に対しては使用の徹底を図る。
(意見) 基準の見直しは10月以降であるが、保護受給者に対し、早期から周知を行うようにしてほしい。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

認定こども園整備事業費

- Q. 今後、就学前教育の無償化に伴い、保育ニーズの拡大が予想されるが、楠地区内の4つの公立園を1つの認定こども園に集約することは適切との判断であるのか。
- A. 現在の4園の合計園児数は約220名であるが、1園化して認定こども園に再編した場合の想定規模を約280名として、受け入れ規模の拡大を想定しており、認定こども園化にあたっては、当該地区の動向を鑑みながらその規模を決定していく。
- Q. 今後の楠地区の人口動向等を見据え、将来的に十分対応できるとの判断であるのか。
- A. 人口動向に加え、平成29年度に開園した橋北こども園の園児数が増加していることも勘案した想定規模である。
- Q. 園庭の面積は十分であるのか。
- A. 現在の楠北幼稚園の敷地に加え、楠地区市民センターの駐車場の一部を利用して園庭等を拡大する予定である。なお、現在の整備構想においても、認定こども園としての園庭の面積基準は満たしている。

- Q. たとえ面積基準を満たしていても、280名規模の園庭として十分であるか疑問であるが、必要に応じて隣接する楠小学校の校庭を利用するのか。
- A. 園運営において必要が生じた場合には、楠小学校と調整していきたい。
- Q. 現在、楠北幼稚園の園庭と楠小学校の校庭との隣接部分はどのように仕切られているのか。また、当該箇所を整備を行う予定はあるのか。
- A. 蛇腹式の門で仕切られており、現在も行き来は可能であるが、今後の整備については基本設計において検討していきたい。
- Q. 楠南地区の住民からも、認定こども園化についての理解は得られているのか。
- A. 楠地区幼保一体化こども園検討委員会において議論を重ねた結果、楠北幼稚園舎での一園化についての提言をいただき、市においても検討を行い、今回の基本設計予算の上程に至った。なお、現在の楠南幼稚園舎については、子育て支援センターとしての活用についての要望を受けており、子育て支援センターとして活用していきたい。(意見) 今後の保育ニーズを十分に見据え、現状の施設も活用しながら対応してほしい。
- Q. 神前地区については、議案に対する意見募集への市民意見が17件あり、そもそも認定こども園化に反対する声、認定こども園化に伴う幼児教育の質の低下や幼児教育、保育の内容を心配する声、また、認定こども園化は全地区において行うのではなかったのかといった意見があり、地域でも一部混乱が生じているのではないかと。適正化計画の基本的な方針も含め、今後もしっかりと説明をしていくべきではないのか。
- A. 認定こども園化については、神前地区幼保統合検討委員会(以下、「検討委員会」とともに保護者に説明してきたが、いただいた意見については真摯に受け止め、今後も丁寧な説明を行いたい。また、適正化計画については、人間形成を培う就学前の子供達にとって一定の集団規模を確保するため、4歳児、5歳児の混合でのクラス運営が3年継続している公立幼稚園を対象に適正化を図るべく、対象地区ごとに計画書に基づいて説明を行っている。現在、第一次計画として6園を位置づけており、引き続き適正化計画に基づいた説明を続けていきたい。
- Q. 適正化計画に基づいた認定こども園化であることを丁寧に説明すべきである。また、工事期間中の園児の健康面や安全面に関する声も多く、例えば、遊び場の確保やトイレの対応といった意見に対して、できる限りの対応をすべきであると考えてどうか。
- A. 今回の基本設計において、園運営と並行した工事の施工方法を検討することとなるが、これまでのアセットマネジメントによる保育園の改修時において、保育を実施しながら園改修を行う場合は、夏季休業期間を利用し、近接の小学校を間借りして保育を継続してきた例もあり、今回の工事についても、同様の対応が必要となると考えるが、基本設計において、通常保育を維持できるよう検討したい。(意見) 例えば、園児の体格に合わないトイレへの必要な配慮等、できる限りきめ細かな対応を行い、保護者の感情を汲み取って丁寧な対応をしてほしい。
- Q. 神前地区においては、検討委員会からの提言書の受理、提言書に対する市の回答、検討委員会からの承認書の提出といった一連の経緯があり、関連する資料は提示すべきである。あわせて、平成30年2月及び3月に行った保護者への説明会の内容がわかる資料も提示してほしい。

- A. 資料として用意する。
- Q. 検討委員会の委員構成がわかる資料を提示してほしい。
- A. あわせて、資料として用意する。
- Q. 昨年の教育民生常任委員会協議会での理事者からの説明においては、検討委員会での議論を踏まえ、保護者の理解を得て、地元との合意形成が図られているものと認識しており、さらに、今年の2月及び3月に保護者への説明会を行っているにもかかわらず、議案に対する意見募集において、神前幼稚園及び神前保育園の園児の保護者と思われる多数の方から問題点の指摘や反対の声が寄せられたことについて疑問に感じているが、今回、多数の意見が寄せられた要因をどのように考えているのか。
- A. 検討委員会との協議を経ながら、保護者への説明も行ってきたが、今回、多くの市民から意見をいただいたことについては、真摯に受け止め、丁寧な説明を行いながら、事業を進めていきたい。
- Q. これまでの過程において、いかなる不備があったと考えるか。
- A. 卒園等に伴い、園児の保護者が入れ替わるため、今後の保護者への説明方法については各園の園長と相談しながら対応していきたい。
- Q. 入園前の子供の保護者への説明が欠如していたということか。
- A. 説明は行っているものの、より丁寧に説明しなければならないと考えており、今回、多くの意見が提出されたことについては、反省すべきであると考えている。
- Q. 2月に開催した神前保育園での説明会について、在園する園児の保護者は全員参加したのか。
- A. 全員ではなく、参加者は20名であった。
- Q. 参加しなかった保護者に対してはどのような対応を図ったのか。
- A. 園において、説明会の当日資料を配布したと思われる。
- Q. 3月に開催した神前幼稚園の保護者に対しても同様の対応であるのか。
- A. 同様と思われる。
- Q. 1月に検討委員会が、提言書に対する本市の回答の受け入れを承認したが、その際に「四日市市は神前地区幼保連携型認定こども園化決定実施にあたっては、地域との十分な説明・協議のうえ、進めていくこととする」との付帯事項が付されているが、「地域」の捉え方が十分ではなかったということか。
- A. 2月及び3月に保護者への説明会を行ったが、今回、多数の保護者から意見が提出されたことを鑑みると、そのとおりであると理解している。
- Q. 2月及び3月の説明会で出された意見について、その後、保護者や検討委員会に回答を行ったのか。
- A. 例えば、園庭の拡大を求める意見については、当初の計画よりも園庭を拡大すべく、整備構想図の修正を行った。
- Q. 園庭に関する意見についてのみ、保護者の十分な理解を得たということか。
- A. 計画に反映していくよう調整しており、検討委員会に対し、園庭の拡大について回答した。
- Q. 検討委員会から付された付帯事項の履行に向けて、これまでにいかに注力すべきか

が重要であったと考えるが、地域から出された意見に対する対応の欠如が、今回の保護者からの異論の続出につながっていると感じるため、しっかりと取り組むべきであると考えているがどうか。

A. 付帯事項を受け、説明会を行ってきたが、その際に出された意見について十分に回答していききたい。

Q. 市としては、付帯事項の履行は完了していないとの判断であるのか。

A. 検討委員会の会長とは次回の検討委員会の開催等について協議を行っているが、2月及び3月の説明会において、丁寧な説明が不足していたと反省しており、今後、付帯事項の趣旨を十分に踏まえて対応していききたい。

Q. 今後、検討委員会を開催する予定であるのか。

A. 検討委員会の主催が市ではないため、開催の決定権限はないが、できる限り早期に開催できるよう、検討委員会と協議を進めていききたい。

(意見) 付帯事項には、地域との十分な説明・協議を行うためにも検討委員会を開催することも含まれていると理解するため、市が積極的に行動し、地域にも協力してもらえよう、一層の努力をしてほしい。

Q. 付帯事項の履行判断は市が行うのか。

A. 市の判断もあろうかと考えるが、検討委員会が判断するものと考えている。

(意見) 検討委員会に対して、適切に報告を行ったうえで、理解が得られるよう努力してほしい。

Q. 今回の適正化計画は第一次計画ということであるが、以降の計画を確認したい。

A. 適正化計画は、就学前教育、保育の集団の確保のため、4歳児、5歳児において、混合クラスで3年間継続した園を対象としており、神前地区を含む対象園を第一次計画として位置付けているが、以降、対象となった園については、第一次計画同様に検討を進めることとしている。

Q. 今後の計画を示すことはできないのか。

A. 平成28年1月に策定した本市適正化計画にて適正化の基準を定めているが、以降の対象園は決定していないため、前もって議会に対して説明したい。

(意見) 市民にとっては、本市適正化計画における今回の適正化の位置付けが理解しづらいのではないかと考えるため、丁寧な説明をすべきである。また、以降の計画についても、何らかの案を示さなければ、当初の説明と齟齬があるのではないかと意見が出る可能性もあるため、十分な説明をしてほしい。

Q. 今後の計画は決定していないということであるが、4歳児、5歳児の混合クラスが3年間継続している幼稚園を対象とする基準は決まっているものの、現在、基準に該当する園がないため、第二次計画の必要性がないが、混合クラスが3年間継続した場合には適正化を開始するという理解でよいのか。

A. 基準は定めているが、具体的な対象園が定まっていないということである。

Q. 検討委員会と協議を行い、提言書を受け、市が回答を示したうえで、統合の承認を得ており、他地区と同様の手続きを進めていると認識しているが、保護者に対する説明が若干不足していたため、工事過程における不安や幼稚園舎撤去に対する疑問につ

いての意見が出されたのではないかと考える。特に、園舎の配置については、検討委員会との協議のうえ、レイアウトを確認しているものと考えが、神前小学校の通学路が幼稚園、保育園舎を分断していることから、現在のような配置案となったのではないかと推察するがどうか。

A. 検討委員会からは、認定こども園化にあたっては幼稚園、保育園施設の一体的な利用が望ましいため、両園を分断している神前小学校の通学路の位置変更についての提言がなされており、これを受け、市としても一体的な利用に供すべく、基本設計において反映していきたいと考える。

Q. 現段階の予定スケジュールでは、建築工事が平成32年度から約2か年にわたって予定されているが、認定こども園としての開園時期はいつであるのか。

A. 平成34年度の開園予定である。

Q. 今後、基本設計を行うことにより、小学校の通学路の移設や幼稚園舎撤去といった工事の流れも含め、工事期間中の園児の安全を心配する保護者の声に対し、詳細な説明が可能になることから、より一層の丁寧な説明をしていく必要があるのではないかと。さらに、工事過程における騒音や振動を減少させるための工法選択についても今回の業務委託において考慮するよう業者と協議し、保護者への理解を深めるためのさらなる努力が必要であると考え。いずれにしても、認定こども園化により、保護者に被害意識を持たせるのではなく、子供達が適正な園児数の中で共に学ぶことができるよう、また、子育てしやすい環境整備を市が責任を持って推し進めていくことを、自信を持って的確に説明していくべきであると考えがどうか。

A. 園児への必要な配慮については、地域や保護者等の意見を聴き取って進めていきたい。また、約2か年の工事期間を予定しているが、園児にできる限り影響を及ぼさないよう、いただいた意見を反映しながら事業を進めていきたい。

(意見) 基本設計において工事期間の短縮といった検討も行い、園児への負担となる期間をできる限り短くするよう検討してほしい。

(意見) 検討委員会において、幼保一体化園である塩浜みどり園の見学会を実施しているが、認定こども園に対する認識をより深めるため、橋北こども園の見学会を実施してはどうかと考える。

第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、認定こども園整備事業費について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により、全体会に送らないことと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 11 号 四日市市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 12 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正につきましては、旅館業法等の改正に伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする等、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、衛生措置基準の具体的な見直し内容を確認する質疑があり、理事者からは、従前までは営業施設における消毒等の回数を毎月 1 回以上として具体的な数字を定めていたが、今後は「定期的な清掃」や「必要に応じた消毒」といった、定性的な表現に改め、照明についても、従前までは具体的な照度の数値を定めていたが、今後は「宿泊者の安全衛生上、必要な照度」といった定性的な表現に改めるものであるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、旅館業界側にとっては規制緩和であるが、利用者側への衛生管理上の安全性は十分に担保できるのかとの質疑があり、理事者からは、衛生管理上の安全性の確保は、事業者の責務であるが、今後は営業施設への市か

らの啓発が重要となるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、国の法改正ではあるが、衛生管理に関する規制緩和については疑問を感じており、今回の法改正の背景を確認したいとの質疑があり、理事者からは、旅館業界等から規制緩和の要望を受け、法改正に至ったと聞き及んでいるとの答弁がありました。

また、委員からは、保健所による施設への今後の立入検査への影響を確認する質疑があり、理事者からは、消毒回数等の数値による確認はなくなるが、衛生的な内容の検査は、これまでと変わらないとの答弁がありました。

これに対し委員からは、従前まで行っていた、立入検査時の消毒回数等の記録確認がなくなるということかとの質疑があり、理事者からは、今後は消毒回数の確認ではなく、消毒頻度や実施内容等の確認を行うこととなるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、立入検査は保健所の重要な業務であるため、今回の改正により、これまでの水準から低下することのないよう指導してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回の改正に伴い、条項ずれとなる条項の数についても資料に記載し、丁寧に説明してほしいとの意見がありました。

議案第 13 号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に

関する規定を整備しようとするものであり、委員からは、現在、各学童保育所において放課後児童支援員の配置人数に差異はあるのかとの質疑があり、理事者からは、学童保育所別の支援員の人数について、資料としては持ち合わせていないとの答弁がありました。

これに対し委員からは、本市の現状を示さなければ、十分な議案審査ができないため、今後はしっかりと説明してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、放課後児童支援員も含め学童保育所指導員の資質向上に向け、市としてどのような支援を行っているのかとの質疑があり、理事者からは、外部講師を招聘し、支援員も含めたすべての指導員を対象に研修を行っているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、放課後児童支援員の対象拡大により、さらにニーズが高まると考えるため、資質向上や相談体制の一層の充実を図ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、学童保育所別の指導員の配置状況に関する資料は作成していないのかとの質疑があり、理事者からは、学童保育所別の名簿は所持しているが、それを取りまとめた一覧表は作成していないとの答弁がありました。

これを受け委員からは、学童保育所は民設民営であるがゆえに、補助金支出をすればよいと考えていると見ざるを得ない。指導員の待遇改善も含め、こども未来部として、学童保育所の重要性を認識し、地域の人たちに、放課後の子育て支援を担ってもらっていることを強く意識すべきである。今回

の議案上程に伴っては、議会に対し、学童保育所にかかる事業費の増額を求めるくらいの姿勢で熱意を持って説明すべきであるが、それが感じられないため残念である。課題を捉えて、タイムリーに対応することを期待しており、今後の議案上程の際には十分に留意すべきであるとの意見がありました。

関連して、他の委員からは、昨年度、指導員にかかる処遇改善加算制度を利用して実際に受給している学童保育所がなかったため、2月定例会月議会において理事者からは、社会保険労務士等の協力を得ながら、丁寧に支援していくとの答弁があったが、対応状況について確認したいとの質疑があり、理事者からは、全ての学童保育運営委員会を対象とした、社会保険労務士による関係書類の整備に関する研修を行っており、新たな雇用に向けて着実に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、扶養控除等、税金に関する基本的な手続きであっても悩みを抱える運営委員会もあると聞くため、丁寧に対応し、処遇改善につなげてほしいとの意見がありました。

議案第18号 四日市市立教育センター条例の一部改正につきましても、商工農水部から移管される勤労者・市民交流センター北館について、教育センターの一部として位置付けようとするものであり、委員からは、教育委員会への施設の移管後、従来の「適応指導教室」に代わる新たな名称である

「登校サポートセンター」と表記した看板を建物に設置するののかとの質疑があり、理事者からは、設置の予定であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、通級する子供の目線から考えると、当該名称が掲げられた施設に通うことについて、それぞれ感じ方は異なるとは思いますが、通級する子供たちの意見は聴き取ったのかとの質疑があり、理事者からは、子供からの意見は聴き取っていないため、今後検討したいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、大人たちだけの決定ではなく、実際の利用者である子供たちの意見も聴き取りながら名称を決定すべきではなかったのかとの意見がありました。

また、他の委員からは、「適応指導教室」という名称には、通級する子供たちへの配慮もあったかと認識しているが、今回の名称はどのような経緯で決定したのかとの質疑があり、理事者からは、平成 28 年 9 月の国の通知にも、「適応指導教室」を「教育支援センター」という名称を用いているが、本市においては、他の施設で既に「教育センター」という名称を使用しており、混同する可能性があること、また、これまでの「適応指導教室」という名称は不登校の子供を支援する場であることが理解されにくかったため、より明確な名称とすべく「登校サポートセンター」としたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、例えば臨床心理士等、通級する子供との関わり合いが深い方にも相談すべきではなかったの

かとの意見がありました。

また、他の委員からは、適応指導教室には繊細な気持ちを持つ子供も通級しており、名称に関してもそれぞれ感じ方が異なるため、市だけの判断でなく、臨床心理士等の専門職を交え、子供たちに与える影響が生じないように配慮し、慎重に決定してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、商工農水部からの施設の移管時期は、平成31年4月1日であるため、現時点で名称を決定する必要性は低いと考えるが、今定例月議会に上程した理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、議案第14号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正に関連する議案であり、時期を合わせて上程したものであるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、必ずしも勤労者・市民交流センター条例の一部改正と同時期に、性急に決定するのではなく、以降の定例月議会で決定しても問題ないのではないかと質疑があり、理事者からは、移管後の施設の利用目的を周知する期間を確保するためにも、今回のタイミングで議案を上程したとの答弁がありました。

これに対し委員からは、周知目的であれば、条例により名称を決定しなくとも周知は可能である。今回の名称が最善と考えるのであるならばよいが、より慎重に考えてはどうかとの質疑があり、理事者からは、国による「適応指導教室」の名称変更を踏まえ、現在の名称をより適切な名称に改めるよう検討したが、積極的に登校を支援していくことを明らかに

し、社会的自立を目指す子供たちをサポートしていきたいとの思いから「登校サポートセンター」という名称としており、例えば「登サポ」といった略称で呼ぶことも考えられる。名称を決定し、今後、ソフト面の充実についても議会から意見をいただきたいと考え、上程に至ったとの答弁がありました。

これに対し委員からは、仮に当議案を議決したとしても、以降、名称を変更できるのかとの質疑があり、理事者からは、議決により、正式名称は「登校サポートセンター」となるが、現在も利用者に対しては「適応指導教室」を「ふれあい」と呼称しており、日常的な呼び方としては、「ふれあい」というこれまでの名称を残していきたいとの答弁がありました。

これに対し他の委員からは、引き続き利用者にとっては「ふれあい」という呼び方を用いることで、これまでの歴史を継承していくことについては一定理解するとの意見がありました。

また、委員からは、平成 31 年の夏に予定されている改修工事期間中も施設は利用できるのかとの質疑があり、理事者からは、夏季休暇中の利用は少ないが、工事期間中は利用できなくなるため、代替として、総合会館での通級指導を検討しているとの答弁がありました。

また、委員からは、相談や活動が並行して行えるように施設改修を図るという説明を受けたが、それだけでなく職員体制等、ソフト面の充実も図るのかとの質疑があり、ハード面だけでなく職員体制を含むソフト面の拡充も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、討論において、委員からは、適応指導教室事業については着実に進めてほしいが、名称については今定例月議会で議決しなくとも、事業に影響を及ぼすものではない。そのため、名称についてはより慎重に議論してほしいと考えるため、当議案には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、名称については様々な意見を聴いていくとの理事者からの答弁もあり、今定例月議会で決定するのではなく、より熟考してほしいと考えるため、当議案には反対するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案のうち、議案第18号 四日市市立教育センター条例の一部改正につきましても、賛成少数により原案を否決すべきもの、その他の3議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成29年度第4回四日市市社会福祉協議会理事会、平成30年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会、平成29年度第10回ないし第12回四日市市民生委員推薦会、平成30年度第2回四日市市民生委員推薦会、平成29年度四日市看護医療大学運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告(平成30年8月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号

平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【教育委員会・経過】

≪ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ≫

四日市子ども広報発行事業費について

Q. 授業での四日市子ども広報の活用状況についてはどのようなか。

A. 小学校で4件、中学校で1件の活用があった。また、ちゃんねるよっかいちでも泊山小学校の取り組みが放映されており、啓発に活用していきたい。

(意見) 今後、さらなる活用に取り組んでほしい。

学校規模等適正化事業費について

Q. 本事業の決算内容について確認したい。

A. 学校規模等適正化計画策定にかかる児童生徒数推計の委託料等である。

学校英語教育充実事業費について

Q. 平成29年度に英検I B Aを導入したが成果はどうであったか。

A. 英検I B Aの活用により英検3級相当及び3級以上に相当する生徒が約58%であった。また、このデータを参考に授業改善を行っていきたい。

いじめ・不登校の解消について

Q. 平成28年度決算においても指摘があったが、いじめ相談におけるスクールカウンセラーへの相談割合が少なく、スクールカウンセラーの役割が希薄であるが、学校に派遣されたスクールカウンセラーはどのような場所で相談を受けているのか。

A. 学校の相談室で相談を行っている。

Q. 大規模校であっても必ず相談室を設置しているのか。また、相談室の広さはどの程度であるのか。

A. 大規模校であっても相談室は必ず設置しており、多い学校では2部屋設置している。学校によって広さは異なるが、狭くても5、6畳程度である。なお、教員が子供との相談のために相談室を利用する場合もある。

Q. 相談室について、スクールカウンセラーが来校しない日は施錠しているのか。

A. 教員と子供との相談場所としても利用できるよう、施錠していない。

- Q. 平成 28 年度決算において、スクールカウンセラーへの相談機会が少ない要因の一つとして来校回数が少ないことを挙げており、これを改善したいとの答弁があったが、平成 28 年度から 29 年度にかけて、スクールカウンセラーの増員は行ったのか。
- A. 県や他市のスクールカウンセラーを兼ねている者もいるため、調整を行いながら配置時間数を増加しているが、増員は行っていない。なお、急を要する場合には、ハートサポーターの派遣によって対応している。
- Q. 国、県のスクールカウンセラーと市独自のスクールカウンセラーにおいて違いはあるのか。費用負担の違いだけであるという認識でよいか。
- A. そのとおりである。
- Q. スクールカウンセラーの人数が増えなければ、学校への来校回数が増えないのではないか。平成 28 年度決算における指摘を受け、どのように改善を図ったのか。また、平成 30 年度の状況を確認したい。
- A. 年間の配置週について、平成 29 年度においては、年間 32 週から年間 33 週とし、平成 30 年度はさらに 1 週増やして年間 34 週とし、拡充を図っている。
- Q. スクールカウンセラーの人数を増員したのか。
- A. 人数ではなく、配置時間数を拡充した。
- Q. その対応では不十分であり、さらに手厚く対応すべく、市単独のスクールカウンセラーの増員が必要であると考えているが、現状、年間の来校回数を 1 週ずつ増やすことが限界ということか。
- A. 市単独で配置時間数の拡充を図っているが、状況を的確に把握し、相談機会をさらに増やすべく、財政経営部に予算の拡大を要望したい。
- Q. スクールカウンセラーが来校していない時の相談対応として、例えば書面による相談といった相談しやすい仕組みや相談室に入りやすい環境づくり等の工夫が必要であると考えているどうか。
- A. 児童生徒や保護者に向けて、文書等による周知を行っているが、より相談しやすくなるよう工夫の必要があると考える。
(意見) あらゆる手法で相談しやすい環境を整えていくことが重要であるため、さらなる改善に努めてほしい。
- Q. スクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーは不登校やいじめ問題の解決に重要な役割を果たしているが、訪問支援が可能な役割はいずれであるのか。
- A. ハートサポーター及びスクールソーシャルワーカーである。
- Q. 問題が複雑化し、かつ、家庭事情をアセスメントしなければ解決に結びつかないケースも増加傾向にあるため、今後はハートサポーターやスクールソーシャルワーカーの拡充の必要があると考えるがどうか。
- A. ハートサポーターの派遣について、平成 29 年度の派遣回数は延べ 91 回であった。平成 30 年度は 120 回とし、スクールソーシャルワーカーについては平成 29 年度の派遣時間数 305 時間を平成 30 年度は 450 時間に拡充している。
(意見) スクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーが互

いに連携し合い、役割分担しながら問題解決に取り組んでほしい。

- Q. 平成 29 年度末の中学校のいじめの解消状況について、68 件が解消し、22 件が解決に向けて取り組んでいるとのことであるが、どのような状態を解消と判断するのか。
- A. 一定の解決が図られた後、少なくとも 3 か月間見守りを行い、その後何事もなければ解消としている。
- Q. 未解消の 22 件は、3 か月の見守り期間を経過していないため、解消と判断できないだけなのか、それとも、根本的な解決が図られていないのか。
- A. 見守りを行っているものだけでなく、謝罪がなく、双方の歩み寄りができておらず、解消できていない事例もある。
- Q. 平成 30 年 6 月末現在、中学校において 8 件が未解消であるが、状況について確認したい。根本的な問題解決は概ねできているが、単に謝罪がないだけという理由で未解消という取り扱いにしているだけであり、総じて基本的な問題解決は図られているということか。
- A. 見守りを継続している案件や基本的な問題解決は図られている案件である。
- Q. 3 か月経過後も見守りを継続している案件もあるとのことであるが、そのような案件は根本的な問題解決に至っていないのではないか。詳細について確認したい。
- A. 現在、小学校のいじめ未解消 3 件のうち 1 件は解消しているが、1 件は数名が対象の児童を避ける等の行動があるため見守りを続けており、残る 1 件は、謝罪が行われ、3 か月間の見守り期間中である。中学校のいじめ未解消 8 件のうち、5 件は謝罪が行われ、3 か月間の見守り期間中であり、2 件は謝罪が行われておらず、残る 1 件は実質的な解消から 3 か月間経過しているが本人に不安な気持ちがあるため見守りを続けている。
- Q. いじめと見受けられるような案件についても見守りを続けているが、なぜ改善できないのか。謝罪の有無ではなく、原因を解決しなければ、いじめの根本的な解消につながらないのではないか。
- A. 指摘のとおりであり、道徳の授業や、特別活動等において仲間づくりや子供たちの居場所づくり、絆づくりに取り組んでいるが、スクールカウンセラー等の専門家につなぎ、根本的な解決ができるよう学校に指導していきたい。
(意見) 解消できた案件と継続している案件について十分に分析したうえで対応しなければいじめの根絶にはつながらないのではないかと考える。
- Q. いじめの態様に関する調査において、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたとの内容が小学校 3 件、中学校 9 件であるが、実態に即した件数であるのか疑問に感じるが、児童生徒のパソコンやスマートフォンの所持率や SNS 利用率の調査は行っているのか。
- A. 全国学力学習状況調査によると、平成 29 年度の本市の児童生徒の携帯電話所持率は小学校 6 年生 60.5%、中学校 3 年生 74.8%であるが、SNS 利用率についてのデータはない。
- Q. 双方が誹謗中傷をし合うようなケースは、いじめとしてではなく、児童生徒間のトラブルとして学校から報告がなされているとのことであるが、報告された事案に対す

る対応は行っているのか。

A. 学校において対応を行っている。

Q. 双方で誹謗中傷していたとしても、それが一人に対して集団で誹謗中傷しているケースはいじめであると考えため、実態の把握に努めてほしい。また、SNSによるいじめをどのように把握しているのか。

A. 毎月の問題行動報告において、SNSを通じたいじめや嫌がらせについて報告を受けている。

Q. 児童生徒に対してアンケートを行っているのか。

A. 毎学期に行ういじめに対するアンケートや、担任や担任以外の教員への相談の際に発覚することがある。

(意見) 把握及び対応が困難ないじめではあるが、情報モラル学習の充実だけではなく、直接的に効果が出るような方策について研究してほしい。

Q. いじめと暴力案件との違いを確認したい。

A. 一方的な暴力行為の場合、学校からは、暴力行為だけでなく、いじめとしても報告するようにしている。

Q. 一方的な暴力は暴力行為ではなく、いじめではないのか。

A. いじめ、暴力行為の両方として、問題行動の報告をしてもらう。

Q. いじめの中でも叩いたり蹴ったりする行為や、金品を隠したり盗んだりする行為は犯罪行為であるが、警察が介入したケースはないのか。

A. いじめ問題に対し、小学校において、警察と連携した案件が6件あるが、警察が介入した案件はない。中学校において、警察と連携した案件以外に、保護者が警察に直接相談した案件が1件あった。

Q. 本来、暴力行為は警察に通報すべきだが、学校は警察の介入を拒む傾向にあり、暴力行為であっても多くの場合が警察に通報せず、学校内で解決を図ろうとすることが多いと感じるがどうか。被害者の気持ちを考えた結果の行動であるのか。

A. 被害者が警察に被害届を提出することで警察が介入することとなるが、今後の人間関係等を考慮して被害届の提出に踏み切らないケースもある。

Q. 子供を守らなければならない学校であるにもかかわらず、被害者が被害届を出さなければ、警察に関与を求めないという考え方でよいのか。

A. 状況に応じて警察に相談しており、被害届を提出する場合や学校対応となる場合もある。双方の保護者と相談し、今後の学校生活が円滑に送れるよう指導している。

Q. 例えばSNSで嫌な写真や動画を撮られた場合、学校ではプライバシーの侵害となるため該当児童生徒の携帯電話を直接確認できないことから、そのような場合には捜査権を持った警察が介入すべきである。犯罪行為と認められる場合には警察の協力のもと対処しなければ、被害者が泣き寝入りするという体質が蔓延してしまうのではないかと危惧するため、警察の協力を仰ぐべきだと考えるがどうか。

A. 写真の流出等の被害が出た場合、被害者の許可を得て広く情報提供を求めたり、警察に相談しており、ケースによっては学校だけで対処せずに関係機関と連携して解決に向けて積極的に行動していくべきと考える。

(意見) 児童生徒や保護者に対し、学校だけでなく警察への相談も促すよう周知徹底すべきである。学校からは積極的に警察に相談しないため、いじめを受けた児童生徒が泣き寝入りすることになるのではないかと危惧する。

Q. 市役所庁内には警察からの出向職員や警察OB職員が配置されているが、教育委員会事務局にも警察からの出向職員を配置しているのか。

A. 教育委員会事務局内にも警察OB職員を配置しており、相談業務や警察との協議を行っている。

Q. 教育委員会事務局内の警察OB職員の人数及び所属を確認したい。

A. 教育総務課に教育委員会内の法令遵守推進員として配置しており、学校現場において警察との連携が必要な場合の対応も行っている。

Q. どのような役職として配置しているのか。

A. 各部署に配置された他の警察OB職員と同様、法令遵守推進員である。

Q. 学校現場に出向いて対応することもあるのか。

A. 指導主事とともに学校での対応や警察との連絡調整を行っている。

Q. 学校に出席すべき日数は年間約200日であるが、平成29年度においては、中学校における不登校の生徒のうち200日程度欠席している生徒は何名であるのか。

A. 中学校2年生で1名、3年生で4名が出席すべき日数を全て欠席している。また、180日以上欠席している児童生徒は小学校15名、中学校45名である。

Q. そのうち、1年間に出席すべき日数である約200日間ほとんど出席していない児童生徒は何名か。

A. 小学校8名、中学校36名である。

Q. 例えば、中学校3年生の生徒が1年間欠席しても卒業している実態はあるのか。

A. そのような実態もある。

Q. 3年間ほとんど出席していない中学校の生徒は何名いるのか。

A. 手元に資料がないため、把握していない。

(意見) 義務教育である中学校を3年間ほとんど通学せずに卒業している現実、子供たちの将来にとって本当に大きな問題であり、課題と捉えるべきであり、しっかりと把握しておくべきである。文部科学省の欠席日数の調査だけでなく、本市としてさらなる分析を行うべきであり、資料を改めて提出してほしい。

Q. いじめられている児童生徒の多くはいじめを受けていることを知られたくないため、いじめ以外の人間関係を不登校の原因と答えている子供もいるのではないか。そのため、学校や保護者が把握できてないいじめも存在すると考えるため、不登校の根底にある原因を十分に把握し、解決する必要があるのではないか。

A. いじめが原因で数日間欠席する児童生徒もいるが、早期に支援を行っており、現在、調査上、いじめを起因として不登校となった児童生徒はいない。

(意見) 調査上の数値としては、いじめに起因する不登校はないとのことであるが実態についてしっかりと調査してほしい。

(意見) 中学校においては、いじめを除く友人関係が要因で73件の不登校の生徒が存在しており、実態について調査してほしい。

- Q. これまでも不登校児童生徒を減少させるべく様々な取り組みを行っているが、発生率は依然として高い状況にあり、これまでの取り組みをどのように分析しているのか。
- A. 不登校児童生徒の発生率が高いことについては課題として捉え、特に初期対応に注力しており、欠席日数が30日を超えると不登校にカウントされるため、欠席日数が浅い児童生徒や30日未満であるが不登校傾向のある児童生徒へのケアに取り組んでいる。
- Q. 不登校としてカウントされないよう、欠席日数30日以内に抑えているだけであれば、根本的に不登校の児童生徒数を減らすことにならず、不登校の児童生徒の学校復帰につながらないのではないか。
- A. 適応指導教室の通級生のうち約80%が学校に復帰しているため、適応指導教室にすぎ、学校に復帰させることで今後の進路や学力の保障につなげられるよう尽力したい。
- (意見) 本市の不登校児童生徒の発生率を課題として捉え、児童生徒が楽しんで学校に通学できるよう取り組みを進め、不登校の発生率について少なくとも全国平均程度まで改善するようにしてほしい。
- Q. 適応指導教室に通級する児童生徒のうち80%以上が学校に復帰しているにもかかわらず、不登校児童生徒の一部しか通級していないが、どのように適応指導教室への通級を促しているのか。
- A. 教育支援課に相談があった場合や、学校現場において、スクールカウンセラーや担任に相談があった場合に、適応指導教室を案内している。
- Q. 適応指導教室を案内しても、本人や保護者が通級を望まないケースもあるのか。
- A. 適応指導教室を見学しても通級に至らないケースもあるため、再度、適応指導教室へつなぐことができるよう、学校と連携して取り組んでいる。
- Q. 不登校の児童生徒は学校と同じような場所に抵抗感があると感じるため、平成30年度に実施する適応指導教室の施設整備の際には、思い切ったデザインを取り入れ、子供たちが行ってみたいと思うような大胆な施設改修が必要であると考えているがどうか。
- A. 同感であり、照明のLED化や壁を明るい色に塗り替える等、明るい雰囲気になるようにしたい。
- (意見) 子供たちが行ってみたいと思うような、思い切った施設改修をお願いしたい。
- Q. 適応指導教室の通級生が学校復帰後、元のクラスではなく、保健室に登校する児童生徒も見受けられるかと思うが、復帰内容の分析を行っているのか。
- A. 追跡調査を行っており、学校と適応指導教室に並行して通っている児童生徒や、復帰できたとしても、再度適応指導教室に戻る児童生徒もおり、学校と連携しながら状況を把握している。
- Q. 学校に復帰した児童生徒が自由に適応指導教室に通級できるようにする等、柔軟な対応も認めているのか。
- A. 学校と連携しながら柔軟に対応している。
- Q. 学校復帰後における適応指導教室への再通級の実態について分析した資料を後日提出してほしい。

- A. 資料として提出する。
- Q. 適応指導教室見学後、通級に至らなかった原因を分析しているのか。
- A. セラピストによる通級の見立てを行う機会が週2回しかないため、日程調整に時間を要し、その間に気持ちが萎えてしまうことも原因であると聞いている。
- Q. せっかく前向きになった気持ちを削いでしまっており、セラピストの配置数の増加が必要ではないのか。子供が一步踏み出そうとしているにもかかわらず、教育委員会がそれを止めているかのように感じるが課題として捉えていないのか。
- A. 課題として捉えており、現在は、セラピストによる見立てによる入級だけでなく、指導主事や相談員が面談を通じて見立てを行い、早期に通級できるよう改善している。なお、セラピストの必要性は認識しており、増員できるよう要求していきたい。
- Q. 早急にセラピストを増員すべきであるがどうか。また、不登校を減らすためには、根本的に何が不足しているのか、どのような手当てが効果的であるのか検討するために必要な判断材料をしっかりと示すようにしてほしい。
- A. 適応指導教室の施設整備と合わせ、指導員やセラピストの増員を行っていきたい。
- Q. 決算として内容分析が甘いのではないかと感じる。課題の解決に向けたポイントを深く追究すべきであり、例えば、適応指導教室のセラピストの増員により不登校の発生率を減らすことができるのであれば、実態の分析を行い、財政経営部に強く要望すべきである。議会側からの追求によって実態を明らかにするのではなく、教育委員会で分析した結果、課題解決に必要な予算について強く訴えるという姿勢を貫くべきである。そのためにも、課題解決に向けた内容分析をあらゆる機会を捉えて示すようにしなければ根本的な解決とはならない。いじめや不登校だけではなく、子供たちに対する投資については、実態把握や解決策について深く分析、追究を行い、理論を積み上げていくべきではないのか。
- A. 資料についても毎年同じような作成方法ではなく、経年変化がわかるよう改善する。また、指摘のように実態分析といった極めて重要な部分に対する感覚が十分でなかった。課題解決に向けた取り組みが曖昧のままでは真の解消に至らないため、今回欠けていた点については反省し、議会からの指摘を受け止め、財政経営部や政策推進部に働きかけを行っていく。

途切れのない指導・支援事業費について

- Q. 就学相談後、就学先を決定した子供のフォローアップはどのように行っているのか。
- A. 指導主事、地域コーディネーター、校内特別支援コーディネーター等から情報を得て、必要な支援が適切に行われているか聴き取りを行い、フォローしている。
- Q. 県の特別支援学校との連携はどのように行っているのか。
- A. 就学支援委員会の委員として特別支援学校の教諭も参画しているため、情報交換を行ったり、指導主事が特別支援学校を訪問し、情報共有を行っている。
- (意見) 特別支援学校への進学者数が例年より多かったため、予定していたイベントや行事が取りやめになったが、事前にその情報が保護者には共有されていなかったため、トラブルになったと聞き及んでいる。進学先の学校側の課題ではあるが、

市としても保護者に対し、丁寧な情報共有が必要であり、就学決定後も、進学先に聴き取りを行い、本人や保護者にとって最善の選択であったのか、見守ることも重要であり、きめ細かな連携をお願いしたい。

特別支援教育介助員・特別支援学校支援員費について

Q. 本市では医療的ケアが必要な児童に対して支援員、介助員として看護師の派遣を行っているが、本事業費から予算を執行しているのか。

A. そのとおりである。

Q. 対象児童に寄り添ったよい取り組みであり、評価したい。なお、看護師が休暇を取得する場合はどのように対応しているのか。

A. 教職員による対応のほか、保護者に来校してもらって対応する場合もある。

(意見) 学校の責任として、保護者になるべく来てもらわなくても対応できるような体制にしてほしい。

少人数学級拡充事業費について

Q. 県議会において、県教育委員会としては少人数学級の効果が見られないとの答弁があったが、本市では少人数学級の効果についてどのように把握しているのか。

A. 学習のつまずきや学習進度等、実態に応じた授業の実施により、自分の考えを発表したり話し合ったりする活動が増え、学習意欲の向上や学習内容の定着につながったと分析をしている。また、学級集団を小さくすることで、子供の抱える生活上の課題の把握がしやすくなり、きめ細かな生徒指導や、学校と保護者との信頼関係の構築につながっている。さらに、全国学力学習状況調査において、話し合う活動をよく行っているとの回答が全国平均よりも本市のほうが高いこと、算数・数学が好きという回答が全国平均よりも3ポイント高く、算数・数学の授業がよくわかるという回答についても、全国平均よりも小学校で3.3ポイント、中学校では6ポイント高いとの結果が出ている。

Q. 話し合う活動をよく行ったことや算数・数学が好きなことが少人数学級の効果だといえるのか。少人数学級だからこそ算数・数学が好きになったという根拠はあるのか。

A. 少人数学級と並行して少人数指導として非常勤講師の活用による算数の指導や、学級を分割して小集団で指導している。小学校では3年生、4年生、5年生で33校、6年生では32校、中学校では2年生で12校、3年生で14校、算数・数学の少人数指導を行っていることから、このような調査結果が得られていると考えている。

Q. 少人数学級の効果ではなく、複数名の教員で指導した結果ではないのか。

A. 少人数学級及び非常勤講師の活用による指導の効果であると考えている。

Q. 算数・数学は特別に少人数指導をしているがゆえに数値が伸びるというのは理解するが、少人数学級で学力が伸びるのであれば、算数・数学以外の全ての教科に反映されるのではないのか。財務省においては効果がないと判断しており、県も効果がないと判断している。学力向上や子供の健康増進への効果を期待して試行的に少人数学級を実施することはよい試みであり、検証のためにも5、6年間実施することはよいが、

全国レベルでも結果が出ておらず少人数学級は効果がないという結論が出ていると考えるが、そのような中、本市はさらに取り組んでいくという方向性を持っている。教育に予算を投じることはよいことであるが、予算を投じるのであれば効果がないと示されている分野ではなく I C T 等、別の分野に投じるべきではないのか。

A. 平成 26 年度以降、中学校 2 年生の到達度検査の結果では、基礎的な学力の検査については全国水準を下回ることがなくなっており、少人数学級の効果であると考えている。また、国語において全国値を下回ることがなくなっており、効果が出ていると考える。

Q. 少人数学級は約 10 年前から実施しており、効果があるのであれば、実施当初から学力が伸びているはずではないのか。2、3 年前から効果が出ているということであれば、I C T 教育を導入した時期に符合しているのではないのか。

A. 当初は、40 人規模で行っていた授業と変わらない指導方法であったが、その後、少人数を生かした指導方法に切り替えてきたことが基礎学力の定着に結びつき、ここ 4、5 年は全国に比べ、基礎学力が定着しているのではないかと考えている。

Q. 特定の教科にしか成果が出ていないが、少人数学級の効果としては全ての教科に反映されるべきではないか。

A. 国語と数学しか学力の検査を行っていないが、平成 26 年度以降全国平均を下回っておらず、3 年に 1 回実施している英語も全国平均を上回っており、複数の教科で効果が表れている。

Q. 全国的に効果がないと示されている少人数学級が、本市においては効果が表れているのであれば、広く広報すべきであり、全国に公表をしていくべきではないか。

A. 例えば、少人数学級編制、I C T 教育、問題解決型の授業の実施等、複数の取り組みが総合的に絡まり高まっていく中で、少人数学級における授業はその基盤であると考えている。特に、近年は思考力、表現力を高める授業や少人数のグループでお互いが意見を出し合って高め合っていくことが求められており、それらはこれからの学力のキーポイントとなることから、少人数での学習機会は必要であるとする。また、各都道府県・政令指定都市の半数近くが、文部科学省が定める 1 学級あたりの標準定数を下回る学級編制で授業を行っており、県議会における少人数学級についての県教委の発言について詳しくは把握していないが、県からは少人数学級における指導方法が十分でなく、習熟度別の指導方法を取り入れるようにしていきたいと聞いている。なお、指摘のとおり、エビデンスは重要であり、学級規模による影響や効果、加配教員専門スタッフ配置の効果分析等について、経済財政諮問会議より報告書が公表されるため、その結果も参考にしたい。

Q. 経済財政諮問会議の報告書で少人数学級にさほどの効果が見られないという結果が出た場合はそれに従うのか。

A. まずは、報告内容について分析、研究を行っていききたい。

(意見) 国や県が効果について懐疑的な見解であるにもかかわらず、本市では、少人数学級ありきとして、それを崩さないために理由をつけているように思えるため、事業を見直すべきである。

- Q. 学校教育アシスト事業のうち、教育アドバイザーの役割について確認したい。
- A. 若手教員や指導力に不安のある教員等に対し、退職校長を中心とした人材を派遣し、授業見学を行い、本人や管理職に対してアドバイスをを行っている。
- Q. 平成 28 年度から 29 年度にかけて教育アドバイザーの配置人数が減少したが、適切な配置人数であるのか。
- A. 教育アドバイザーの人数は減少しているが、臨時アドバイザーとして 2 名在籍しており、学校からの要請には応えることができている。
- Q. 経験が浅く、不安を持つ教員も増えており、それぞれ悩みを抱える中で、授業以外の面においてもきめ細かな指導は行っているのか。
- A. メンタル面でのサポート等、学校から情報提供を受けながら指導を行っている。
- Q. 今後も若手教員が自信を持って仕事ができる環境づくりのサポートをしてもらいたいかどうか。
- A. さらに充実していきたいと考える。

教職員の勤務時間について

- Q. 教職員の時間外労働について、過労死の危険性のあるラインの学校もある中で、平成 29 年度にはどのような取り組みを行ったのか。
- A. 平成 29 年度は、学校の実態を洗い出すことから始め、実質的な数字を把握したうえで、職員の意識改革を含めて働きかける取り組みを行った。

教職員に対する性的少数者に関する研修について

- Q. 平成 29 年度に行った全教員を対象とした性的少数者に関する研修会終了後、性的少数者は遠くの問題であるかのような発言があったと、参加した教員から聞き及んでいるが、遠くのことではなく身近なこととして捉えるよう意識してほしい。また、全教員を対象とした研修であるにもかかわらず、参加者数が 53 名であり、さらに参加者の裾野を広げるべきであると考えているかどうか。
- A. 性的少数者については身近な問題と捉え、これまでも研修を実施しており、平成 29 年度に実施した全教員対象の研修については夏季研修講座として開催し、夏季休業中に教員が自らの意思で参加した人数ではあるが、今後も参加者の裾野を広げていきたい。
- (意見) 当事者による講演も増加しているが、当事者の声を聴き、自分事として捉えられるよう、教員へのスキルアップを図ってほしい。また、WHOにおいて、性同一性障害を精神疾患の分類から外し、仮称ではあるが「性別不合」と呼称することとする発表があったことや、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、国をはじめ、性的少数者を取り巻く環境が大きく動いており、常に情報を幅広く収集し、時代の流れに遅れないよう取り組んでほしい。
- Q. L G B Tのうち、トランスジェンダーが精神疾患の分類から外れることにより、障害もしくは病気に分類されるのか。また、L G Bは単なる性的指向ということか。
- A. L G B Tを精神疾患の分類から外すことについては十分に認識していないが、いず

- れの性についても多様性があると認識している。
- Q. 教育委員会として、LGBTの分類を理解しないまま、教員や子供に向けて教育を行っているのか。
- A. LGBTはそれぞれの性的指向、性自認として整理しており、精神疾患等としては認識していない。
- Q. 世間一般では、LGBは性的指向、トランスジェンダーは障害または病気かどうか定かではないといった何となくの認識が広まっているが、教育委員会は明確な理解を持たないまま、教員や子供に対して教育を行っているのか。
- A. LGBについては性的指向であると認識しているが、トランスジェンダーについては自分の性と精神的な性の不一致との認識のもと、教育を行っている。
- Q. 教育委員会の見解として、LGBは性的指向、トランスジェンダーは障害あるいは病気という認識であるのか。
- A. LGBについては性的指向で、恋愛対象とする性と、自分自身の性の関係性で捉えている。トランスジェンダーは、自分自身の身体的な性と精神的な性の不一致であると捉えている。
- Q. 様々な性的指向がある中で、なぜLGBを特に取り上げて研修しているのか。
- A. LGBを特出しするのではなく、性には多様な捉えがあるとの認識で、LGBT当事者による講演のほか、性同一性障害、性的指向についての知識を深めるため研修等、性の多様性についての研修を行っている。
- Q. どのような性的指向であっても、性の多様性として捉え、認めていくべきであるとの考え方か。
- A. 個人の性の問題であり、教育委員会としては当事者の望みを大切にしたいと考え、全ての性の多様性について認めていくという方向性である。
- Q. 性の多様性については理解するが、どのような性的指向も認めるということか。
- A. 恋愛をいずれの性別を対象とするかについては、全て認めていくという立場である。
- Q. 法律で禁止されていることも認めるのか。
- A. 子供たちは性同一性障害や心と体の性の不一致の認識が難しく、その悩みや不安を抱える児童生徒を受け止めるには教員の理解がまず必要であるとの認識のもと、研修を進めており、法律で禁止された性犯罪等につながらないように、正しく教えていかなければならないと考える。
- Q. そうであるならば、法律で禁止されている性的指向については認めないという認識でよいのか。
- A. そのとおりであり、生理的な男女の違いについて理解をさせて、誤った行動につながらないように指導する必要があると考える。
- Q. 同性パートナーシップ条例を策定している自治体もあるが、同性同士の結婚は法律で認められてはいない。本市では法で認められていない同性婚はいけないことであると教えるのか。
- A. 現状として認められてないことについては教えながら、そのうえでどう未来を開いていくのか、子供に寄り添いながら一緒に考えていきたい。

- Q. 性的少数者に関する資料の授業での活用方法についての研修を行っているが、その後、実際の授業で活用がなされた事例があるのか。
- A. 活用の有無については把握していない。
- Q. 活用状況についても把握するようにしてほしい。また、研修受講後、学校現場において児童生徒に何らかの対応を行った事例はあるのか。
- A. 例えば、更衣室やトイレの多目的化、子供同士の名前の呼び合い方について、また、性に関する図書を教室や保健室に配置をする等の対応を行っており、学校数としては、小学校 38 校中 18 校、中学校 22 校中 10 校である。
- Q. 当事者である児童生徒本人から直接、教員や関係者に相談はあるのか。
- A. 本人や保護者から宿泊を伴う学校行事において入浴等の相談があるが、相談件数については把握していない。
- (意見) 教員から聴き取りを行い、相談件数も把握するようにしてほしい。

教育情報通信システム運営費について

- Q. ICT教育にかかる予算は教育情報通信システム運営費として計上しているのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 直近3、4年間の決算額は年間約2億円程度であるが、何らかの計画に基づき予算を執行しているのか。
- A. リースの更新や時代に即した機器を計画的に導入すべく予算を立てている。
- Q. 小中学校におけるICT学習環境は、計画に沿って着実に整備が進んでいるのか。
- A. 新学習指導要領に合わせて、ICT機器の整備を進めており、より使いやすい機器に更新すべく計画を立て整備している。
- Q. 情報機器の取り扱いに関する学習だけでなく、情報モラルに関する学習も重要であり、それもICT教育の一つである。近年、SNSによるいじめも散見されており、現在、道徳の授業や、青少年育成室や民間の出前講座等により、情報モラルに関する学習を行っているとのことであるが、全ての児童生徒に対して教育を行っているのか。
- A. 情報教育の年間指導計画の中で取り扱うこととなっているほか、道徳の授業においても情報モラルを扱うこととなっており、全ての児童生徒に対して教育を行っている。
- Q. 今後、新学習指導要領においてプログラミング教育が開始するが、以前からプログラミング教育については議論されており、平成29年度においてプログラミング教育に対応するための取り組みは行ったのか。
- A. 平成29年度はプログラミング教育に関する計画を策定するとともに、まずは教育現場においてプログラミング教育を理解することが必要であると考え、パソコン室にプログラミングソフトを導入し、平成30年度においては、研修を実施し、着実にプログラミング教育が開始できるよう準備を進めている。
- Q. 平成29年度においてもプログラミング教育に関する研修を行ったのか。
- A. 平成29年度は行っていない。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費・第 3 項中学校費 ≫

小中学校の教職員用駐車場について

Q. 教職員が通勤手段として自家用車を使用し、学校敷地内に駐車する場合において、駐車料金を徴収しているのか。

A. 徴収していない。なお、学校については公用車がないため、公用車として登録し、家庭訪問等に自家用車を利用することもあるためこのような配慮を行っている。

Q. 市職員の場合も、市役所本庁を含め、勤務先に無料で自家用車を駐車できるのか。

A. 市役所本庁においては、空地がないため、民間の有料駐車場を借りて駐車しているが、各地区市民センター等の出先機関において、空地があり駐車できる場合には学校と同様に無料で駐車している。

グラウンドのスプリンクラーについて

Q. 各学校のグラウンドにはスプリンクラーが埋設されているが、ほとんど使用されておらず、そもそも場所が不明であったり、使った形跡がないと聞くがどうか。

A. 今夏の熱中症対策について各学校に調査を行ったところ、スプリンクラーを利用している学校も多くあった。しかし、当該調査にてスプリンクラーが故障している学校についても把握したため、現在、順次修繕を行っている。

Q. 経年で調査しているのか。

A. 経年での調査は行っていない。今夏の猛暑対策の一環としてスプリンクラーを利用するよう指示を出したため今回多くの学校が使用したが、修繕を必要とする学校も発覚したため、現在対応を行っている。

(意見) グラウンドのスプリンクラーの用途は熱中症対策ではなく、主に砂ぼこり対策である。暑さをしのぐための利用も理解できるが、砂ぼこりによって近隣の民家に迷惑をかけている実態があることも踏まえ、本来の用途で使えるようにしてほしい。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 ≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 ≫

図書館費について

Q. 図書館の開館時間は 9 時半から 19 時であるが、職員の勤務時間について確認したい。

A. 8 時 30 分から 17 時 15 分までであるが、窓口に従事する職員は勤務時間を 2 時間延長して従事している。

Q. 17 時 15 分以降は時間外勤務ということか。

A. そのとおりである。

Q. 学校の夏季休業期間中等は、学生の利用も多く、開館時間前から入館のために並ぶ人が多いため、図書館の玄関ホールで暑さをしのぐことができないかとの声を聞く。正職員が 8 時 30 分から勤務しているのであれば、少し早めに玄関ホールに入れるよう、

利用者への配慮を行ってはどうか。

A. 例えば、気分が悪くなった場合には開館準備中の職員に声掛けをしてもらうような掲示物の作成等で案内をしていきたい。

Q. 声掛けだけでなく、物理的な配慮として、特に暑い日等は、開館時間前に場所を限定して入れるようにできないのか。

A. 図書館の玄関ホールは、開館準備の動線となっているなど運営上難しく、また、玄関ホールと入口付近との気温差はあまり変わらず効果的に休んでいただくには建物の構造上難しいと考える。そのため、気分が悪くなった場合に限っては、一時的に事務所内で静養してもらうことや、建物外に日陰を作るような工夫ができないか検討したい。

(意見) そのことも含めて検討してほしい。また、職員による来館者への対応についても型通りの対応とならないよう、今後に向けて改善してほしい。

《 歳出第 10 款教育費全般について 》

教育委員会所管の施設の耐震化の状況について

Q. 平成 27 年度に羽津小学校のプール付属家を耐震診断したところ、耐震性が十分であったため、同規模の施設は耐震性が十分であるという判断を行っているとのことであるが、楠中学校のプール付属家の面積は、羽津小学校のプール付属家と比べて約 2 倍であるが、同様の判断でよいのか。

A. 面積は倍であるが、他のプール付属家と同様、平屋の折板葺きの屋根であり、また、面積が広い分、間仕切り壁が入っており、大きな違いはないと判断している。

Q. LS 造とはどのような構造を指すのか。

A. 軽量鉄骨造を指しており、いわゆるプレハブのことである。

(意見) 小中学校をはじめ、教育委員会所管の施設の耐震化等の状況は、決算審査において確認をする必要があると考えており、次年度の決算においても、資料として取りまとめ、状況について報告してほしい。

学校指定物品について

Q. ある小学校の学校指定の体操服が他の学校と比較して高額であり、さらに、発注先が市外の業者であると、市民から投書があったが、事実であるのか。

A. 指摘のような状況は把握していない。

Q. 学校指定物品について、金額や発注先について市内で統一的な基準があるのか、それとも校長の権限であるのか。

A. 校長会で保護者に過度な負担とならないように指導しているが、最終的には学校が判断している。

Q. 発注先については、入札ではなく校長の判断による随意契約ということか。

A. 発注先の指定はしておらず、例えば、修学旅行等の学校行事についてはプロポーザル等を行うこともある。

Q. 保護者である市民に負担を求める金額について、義務教育の学校であるにもかから

ず、各学校で差が生じていることに疑問を感じるがどうか。

A. 実態を把握したうえで検討したい。

(意見) 学校指定物品のうち、まずは体操服とかばんについて、発注先及び金額を調査したうえで報告してほしい。

(意見) 学校指定物品の選定については、教育委員会が主体的に指導すべきであり、教育委員会が関わる部分と学校に判断を委ねる部分の線引きをはっきりさせたほうがよい。

(意見) 資料を確認したところ、学校によって金額の違いが散見されるため、当委員会として調査すべきであり、所管事務調査事項として取り扱いたい。

【こども未来部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

子ども医療費助成事業費について

Q. 子ども医療費助成について、所得制限の撤廃に向けた研究は行っているのか。

A. 全国的には所得制限を撤廃している自治体も多いため、現在、研究を行っている。

Q. 研究の結果はいつ頃示されるのか。

A. 具体的な時期は定めていない。

(意見) 所得制限の撤廃に向け、しっかりと調査研究を行ってほしい。

Q. 世の中には所得再分配が必要であり、所得制限は必要であるとする。所得制限を撤廃する自治体が増加傾向にあるが、その理屈であれば、子ども医療費助成だけでなく、子供に関わる全ての施策について、所得制限の撤廃が必要になるのではないかと。なぜ子ども医療費助成の所得制限のみを取り上げて所得制限を撤廃するのか疑問である。そうであるならば、教育に限らず、全ての施策で所得制限の撤廃が必要になるのではないかと。子ども医療費の所得制限について、どのように考えているか。

A. 子ども医療費助成は、福祉医療費の助成の制度の一環であり、福祉政策については所得再分配としての性格があり、まずはこの点を第一に考えている。他市の状況も調査しているが、早急に所得制限を撤廃するものではない。

(議員間討議 ※子ども医療費助成における所得制限の撤廃について)

・自由経済社会において所得の再分配は当然のことであるとする。生活困窮世帯等においては医療費が出せず、病院に行けないといった可能性はあるが、高額所得の家庭において、子供の医療費が有料であるという理由で病院に行かないことはないのではないかと。

・指摘のとおり、所得再配分は必要ではあるが、子供に対する政策は、今後の自治体のあり方において特に重要な分野である。他の自治体においても子育て支援は重点的な施策に位置付けており、特に本市においても重点施策として打ち出している。全ての子育て支援事業に対し、際限なく予算を投じるべきかという点、そうではないが、子供の命や健康を守るための施策については重点的に予算配分すべきであり、子ども医療費助成もその一環であるとする。

・少子高齢化に伴い、今後の社会保障をどのように維持していくかについては重要な課題であり、所得の再分配についても大きな課題である。所得制限の撤廃もやぶさかではないと考えるが、予算に限りがある中で、より手厚く支援する必要がある施策に予算を回すことも必要であると考えており、例えば、新生児の聴覚スクリーニング検査について、現在、非課税世帯にしか助成を行っていないが、聴覚に関する重要な検査であり、大きな効果が得られるため、補助対象の拡大といった工夫も必要であるとする。今後の市の財政状況によっては、所得撤廃について検討する余地はあるが、現状においては所得制限を設けたままでもよいと考える。

・意見のとおり、市の財政状況を鑑みた事業の選択と集中を十分に見極めた上で、所得制限を撤廃すべきかどうかを結論づけることになるかと考える。子供たちの命や健康を守るための選択の一つとして、市民や議会の合意形成が図られれば、早期に所得制限を撤廃してよいのではないかと考えており、乗り越えなければならない課題は多々あるが、早期の所得制限の撤廃を望む。

不妊治療費助成事業費について

Q. 本事業における県及び市の助成制度の仕組みを確認したい。

A. 県については特定不妊治療費を助成しており、1回あたり助成上限額が15万円であり、年齢や回数による制限を設けている。市については、一般不妊治療費を助成しており、1回あたり助成上限額が10万円であり、回数や所得制限を設けている。また、県の助成額や回数を超えた方に対して、10万円を上限として特定不妊治療費を助成している。

Q. 決算額27,578,500円のうち県支出金が約286万円を占めているがどのように理解すればよいのか。

A. 決算額については市の助成事業により支出した金額である。

Q. 助成受給者の推移について確認したい。

A. 平成29年度と平成28年度を比較すると2名減少しているが、同程度の人数で推移している。

不育症治療費助成事業費について

Q. 平成28年度の助成受給者数は何名であったのか。

A. 平成28年度は1名であった。

(意見) 平成29年度は2名に増えており、ニーズもあるため、今後も引き続き啓発に取り組んでほしい。

＜ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ＞

児童福祉一般事業費について

Q. 子育て支援アプリ配信事業について、市民からの反応はどのようなか。

A. 配信開始当初において約1,000件の登録があり、その後も徐々に増えている。利用頻度の高い人もいるが、使いこなすのが難しい年代の人からの意見もいただいております。

アップデートを行い、使いやすいよう更新している。
(意見) 利用者のニーズをさらに捉え、より機能を充実していくようにしてほしい。

5歳児保護者アンケートについて

- Q. アンケートの内容について確認したい。
- A. 生育歴、生活習慣、運動、言語、社会性など 36 項目について、保護者として気になる行動や癖等に関するアンケートを実施した。公立及び私立幼稚園・保育園を通じて配布しており、市外の園に通っている園児に対しては、直接自宅に郵送している。なお、返信用封筒を同封し、こども発達支援課において直接回答を受け取っている。
- Q. 幼稚園や保育園に通っていない子供に対してはどのようにアンケートを配布しているのか。
- A. 直接自宅に郵送している。
- Q. 平成 29 年度の回収率はどの程度であったのか。
- A. 回収率は 70.2% であり、配布総数 2754 件のうち 1934 件の回答があった。
- Q. アンケートの分析結果について確認したい。
- A. 保護者の目線で気がかりな面を確認してもらっており、アンケートにおいて、こども発達支援課への相談希望の有無についても尋ねており、相談希望のあった 125 名に対し、保育士や言語聴覚士が電話にて聴き取りを行ったうえで、うち 6 名がその後改めて市役所を訪れ、臨床心理士や言語聴覚士による相談を行った。
- Q. アンケート実施後、結果分析のうえ、対応を図っており、丁寧な対応ではあるが、業務としては煩雑であり健診に切り替えたほうが効果的ではないのかとの意見も聞くがどうか。
- A. 5歳児健診は発達障害等の早期発見が主な目的だが、専門の児童精神科医が少ないため、本市だけでなく、他市においても健診の対応が難しいと聞き及んでいる。また、本市では従前から幼稚園、保育園の巡回相談や専門医による相談を実施しており、アンケート結果において、園の見立てと保護者の見立てが行き違っているような場合においては保護者の声を聴き取りながら、専門医相談等の支援につないでいくようにしている。
- (意見) 就学先を決定するにあたり 5 歳という年齢は大切な時期であり、正確に情報把握を行い、U-8 事業等の他の支援につなげることで、就学先が大きく変わる可能性もあるため、ベストな方法となるよう今後も手法と効果については絶えず研究してほしい。

児童虐待防止対策事業費について

- (意見) 虐待事案は一旦仮に終結したと判断したとしても、当事者の中では終結してない場合もあるが、本市では長期的にケアを行っており、引き続きこの視点を大切にしながら当事業を実施してほしい。
- Q. 昨年、市内で児童虐待案件があったが、当該児童は他市から転入してきたこともあり本市として状況の把握ができなかったという事案を受けて、昨年の決算審査におい

- て、全庁的に対応していきたいとの答弁があったが、対応状況について確認したい。
- A. 転入前に居住していた自治体からの引き継ぎがあった場合には、訪問を行うとともに、園や学校との連携を図っている。
- (意見) 転入前の自治体からの引き継ぎがない子供であっても、注意深く見てもらうようにしてほしい。また、早期発見には近隣住民等、周囲のサポートも必要であるが、虐待に関する理解や認識が希薄な人も多いため、今後は啓発も進めてほしい。さらに、今後も早期発見、未然防止だけでなく、虐待状況が沈静化しても長期間の見守りを継続するようにしてほしい。
- Q. 本事業において平成 29 年度に 882 件の対応を行っているが、当事者や保護者と接触できなかつたり、対応ができなかった案件はないということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 市外に転出した場合には、電話で一報入れ、続いて文書を送付することにより対応を引き継いでいるが、一定時間経過後に状況確認を行う等、自治体を跨いだ連携も必要ではないのか。
- A. 全てのケースに対して実施するかは別として、状況に応じて転出先へのフォローをしていきたい。
- (意見) ケースごとに判断してもよいが、引き継ぎ先の自治体の対応に不安を感じるような場合には、特にフォローの必要があると考える。
- Q. 市外から転入のあった子供の虐待に関する対応件数はどの程度であるのか。
- A. 平成 29 年度においては 40 件である。
- Q. 転入前に居住していた自治体からの引き継ぎ文書には、これまでの経緯や対応方法等が詳細に記載されているのか。
- A. これまでの経緯や対応が詳細に記載されている。しかし、自治体によっては、詳細が不明瞭なケースもあるため、その場合は電話による聴き取りや、家庭児童相談室において家庭訪問等を繰り返しながら情報収集を行い、対応方法を検討している。
- Q. 市外に転出する場合についても詳細を記載した文書を作成したうえで情報提供を行い、引き継いでいるのか。
- A. 市外に転出した場合には、まずは電話で一報を入れ、続いてこれまでの詳細な経緯や対応について記載した文書を送付している。しかし、転出先の自治体との間で温度差を感じることもあるため、転出先がよほど遠方の場合を除いて、可能な限り転出先の自治体を訪問して説明を行うとともに、転出先の児童相談所や自治体とともに訪問等を行っている。
- (意見) 市外に転出した子供についても注意深く見守ることが大切であり、また、転入してきた子供たちにとってもよりよい環境となるよう努めてほしい。
- Q. 転入前に居住していた自治体と連絡を取り合いながら対応を図ったような重大な事案はあったのか
- A. 重大事案であれば、児童相談所に一報が入り、その後、本市にも連絡があるため、連携して対応しており、平成 29 年度についてもそのような対応を行った事案がある。また、重大事案ではないケースであっても、必要に応じて転入前の自治体に問い合わせ

せ、児童相談所と連携を図るケースもある。

(意見) 転入前の自治体からの情報だけでなく、本市として十分に調査し、虐待がなくなるよう、きめ細かな配慮を行ってほしい。

Q. 近年、児童虐待は全国的に増加傾向にあるが、増加の要因をどのように分析しているのか。

A. 昨今、多くの虐待事案に関する報道がなされ、虐待に対する認知度や理解度が上昇したため、通報件数も多くなっている。

Q. 虐待件数自体は以前から変わっていないが、通報や発見が増えただけということか。

A. 統計という面では、これまで潜在化していた虐待が顕在化し、件数が増加したと考える。

Q. あくまでも従前から虐待の存在件数は変わっていないということか。

A. 実感としては、以前と比べ、悪質と思われるケースも含め虐待が増えていると感じるが、根拠としては持ち合わせていないため、統計上においては、認知度や理解度の上昇により件数は増えているのではないかと考える。

(意見) 虐待件数の増加について、そのような要因分析の仕方は世間の認識とは感覚が異なるのではないかと感じる。

第2子以降子育てレスパイトケア事業費について

Q. 平成28年度決算において当事業の予算の執行率についての指摘を受け、今回、アンケートを行い、実態把握を行っているが、本事業を活用した一時保育について利用者が一部の保育園に集中していることも利用率が低いことの要因ではないのか。また、昨年度において、より利用しやすい制度への検討を行うとの答弁があったが、状況について確認したい。

A. 利用者が一部の園に集中していたことについては、制度自体の広報が足らなかったと反省している。また、アンケートの結果、「レスパイトケア」という言葉自体がわからないという意見や、保育無料券を知らないという意見もあったため、平成30年度は新たなポスターを作成するとともに、「保育無料券」という言葉を使用して広報よっかいち9月下旬号においてPRを行う。さらに、母子健康カレンダーへの記事掲載や母子健康手帳の交付時に何らかの工夫を行う等、広く周知していきたい。

Q. よい事業であるため、さらなる取り組みをお願いしたい。また、アンケート結果によると利用期限が過ぎていて使用しなかった人もいるが、期限が迫っていることを知らせる等、きめ細かなサポートはできないのか。

A. まずは制度の周知徹底が必要であると考え。その上で利用率が向上しない場合は、利用期限の延長等の方策も検討したい。

(意見) 利用期限の拡大などについても検討を行い、より利用しやすい制度にしてほしい。

Q. 本事業の決算額について確認したい。

A. 平成29年度については、こども未来課において、保育無料券の印刷及び保護者への郵送にかかる予算として166,611円を執行した。また、保育幼稚園課においては、民

間保育所への一時保育事業費補助金として710,500円を執行しており、平成28年度においては560,700円であった。

Q. 平成28年度決算額と比較して予算の執行率は上昇しているのか。

A. わずかではあるが上昇している。

Q. 今後、さらなる周知を図るとのことであるが、これまでは母子健康手帳交付の際に制度の説明をしていなかったのか。

A. これまでも案内チラシを用いて説明していたが、今後は母子健康手帳のページの一部として差し込むことができないか検討する。

待機児童の解消について

Q. 平成29年度決算概要における主要課題及び今後の方針として、待機児童の解消が示されているが、本市の待機児童、入所待ちの児童の状況といった資料が何ら示されておらず、こども未来部として問題を正面から受け止めていないのではないのか。

A. 就学前保育、就学前教育において待機児童を解消していくことは主要課題として認識しているが、資料として明確に示さなかったことについては反省している。次年度以降、本件以外の主要課題についても、必要な資料を用意したい。

Q. 待機児童については、早急に資料として示したうえで、待機児童及び入所待ち児童の実態について分析すべきである。前部長は平成31年4月には待機児童はゼロにする答弁していたが、平成29年度においても待機児童が発生しており、実態について十分に分析を行い、議会に示さなければ、待機児童問題を解決できないのではないのか。待機児童は、本市にとって子育ての大きな課題であり、こども未来部として真剣に捉えるべきである。

A. 待機児童等の状況について、早急に資料を用意する。

Q. 平成30年4月1日時点では入園待ち児童数が158名であるが、保護者の第一希望ではない等の理由もあると思うがどのように分析しているのか。

A. 入園待ち児童数については、保育幼稚園課に申請をしたものの保育園に入所しなかった児童数である。そこから国の基準に基づき待機児童の基準に該当しない児童数を除いたものが待機児童数となり33名である。

Q. 育児休業明けの方で入園できずに育児休業を延長した事例はあるのか。

A. 平成30年4月1日時点における待機児童33名のうち、育児休業明けの申込者が6名いるため、育児休業を延長したものと把握している。

Q. 育児休業明けに受け入れができなかったことによる苦情は受けていないのか。

A. 保育幼稚園課にはそのような声は届いていない。

(意見) 職場復帰については、職場での理解や本人の復帰の意欲等、難しい面もあるが、育児休業後スムーズに保育の受け皿が確保されるよう環境整備に一層努めるとともに研究を行ってほしい。また、待機児童と入園待ち児童の詳細を具体的に記載した資料を後日提出してほしい。

(意見) 待機児童について、年齢別に分析することも重要であり、特に0歳児から2歳児については課題も多いため、十分な対応を図ってほしい。

保育士の処遇改善について

- Q. 保育園は劣悪な職場であり、職場の改善をしてほしいとの匿名の手紙が保育士から届いた。例えば、保育園における正規職員率の低さや、正規職員については休暇をとりにくいといった実態についての記載があったが実態把握をしているのか。また、議員に対してこのような投書があったことは知っていたのか。
- A. 投書については知らなかった。なお、職員労働組合を通じて、保育現場における正規職員の休暇が取得しづらいとの話は聞いている。そのため、保育園長会において、職員から休暇の申請が出てきた場合には、適切に対応するよう周知を図っている。また、平成 28 年度決算において、保育士の時間外勤務の現状について指摘があり、その後、実際の時間外勤務時間を適切に申請するように周知しており、引き続き、時間外勤務及び休暇取得について園長会を通じ、徹底していきたい。
- Q. 全公立保育園及び認定こども園における園別の正規職員、再任用職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況及び時間外勤務の実態に関する資料を提出してほしい。また、臨時職員が同一の園に長期にわたって在職しており、人間関係が複雑になり、トラブルとなったケースもあると聞いており、5年以上同一園に在職している臨時職員数についても資料として提出してほしい。
- A. 資料として用意する。なお、臨時職員は5年を目途に転園するようにしている。
- Q. 手紙によれば、公立保育園では、時間外勤務が申請しづらいこと、サービス残業するのが当然であるかのような感覚があること、園長ですらもそのような感覚を持っており労働基準法違反ではないかとの指摘であるがどのように捉えているのか。
- A. 保育士の時間外勤務については、平成 28 年度決算において指摘を受けており、園長会を通じて、全職員に対して時間外勤務の申請を適正に行うよう、周知徹底を図った。
- Q. 園長会において指示を出した時期を確認したい。
- A. 昨年の 8 月定例月議会終了直後の園長会で周知徹底を図り、その後 2 回指示した。
- Q. 手紙が届いたのは本年 8 月 20 日であり、未だ時間外勤務の適正化が図られていないことを訴えているのではないかと感じるが、園長会での周知が不十分なのではないか。
- A. 平成 28 年度決算における議論を踏まえたうえで、適正に申請するよう指示しており、園長も理解していると認識している。
- Q. 手紙の内容は事実と相違があるということか。
- A. 時間外勤務の適正化については、徹底されたと理解している。
- Q. 園長会で指示を出した平成 29 年 10 月以降の時間外勤務は、対前年度比で増加しているということか。
- A. 平成 28 年度の時間外勤務は月平均 11 時間であったが、平成 29 年度は月平均 14 時間となっており、適正に申請されていると認識している。
- Q. 園長会での指示内容について、時間外勤務数が増加したという結果をもって、効果があったとの認識であるのか。
- A. 効果としては数字で把握しており、浸透を図ることができたと理解している。
- Q. 時間外勤務は増加傾向にあるのか。

- A. 平成 29 年度は月平均 14 時間、平成 28 年度は月平均 11 時間、平成 27 年度は月平均 9 時間である。
- Q. 正規職員においては、平成 28 年度は月平均 7.6 時間、平成 29 年度は月平均 9.1 時間（※資料誤りが判明し、平成 28 年度は月平均 11.4 時間、平成 29 年度は月平均 14.5 時間に訂正）であるが、この数字が効果の根拠ということか。
- A. そのように理解している。
- Q. 昨年 8 月定例月議会以降に行った指示を受けての数値であるため、今後も経過を調査するということか。
- A. 引き続き、調査を継続したい。
- Q. 平成 27 年度から 29 年度までの各園における時間外勤務の推移がわかる資料を提出するなど、特に、当委員会として事実関係の確認について継続的に行っていく必要があると考えており、今後の決算資料の作成にあたっては十分留意してほしい。また、保育士の正規職員の採用人数が減っているとのことだが、採用の方向性を確認したい。
- A. 現在の保育現場において、正規職員の人数については、全体の半数を割っている状況であるため、正規職員が過半数を上回るような職員体制としたい。
- Q. 正規職員を全体の保育士数の半数以上とするためには、平成 31 年度は 15 名の採用でよいということか。
- A. 平成 31 年度については採用予定人数が 15 名程度だが、現場の保育士の半数以上を正規職員としたい。
- Q. 平成 29 年度において、正規職員が 233 人、臨時職員が 278 人であるが、過半数を正規職員以上とする計画であるのか。
- A. 新規職員の採用により正規職員数を増やすことで、過半数を上回ることを目標としている。
- Q. 正規職員には、再任用職員や嘱託職員も含めるのか。
- A. 再任用職員、嘱託職員は正規職員としては含めずに、過半数を上回るようにしたい。
- Q. 正規職員を過半数にするという目標を立てているにもかかわらず、平成 30 年度よりも平成 31 年度の採用人数が減っているのはなぜか。採用計画を立てて計画的に採用しているのか。
- A. 総務部との協議の結果、平成 31 年度の職員採用人数は 15 名程度となったが、正規職員が過半数を上回るようにすべく強い思いを持っている。平成 32 年度以降については、目標に沿ってしっかりと協議を続けていきたい。
- Q. 自らが定めた目標であるにもかかわらず、採用人数が減ったという認識でよいのか。
- A. 総務部との協議においては、強く要望しているが、全体の職員配置の中で今回のような決定になったと推測している。引き続き強い思いを持って協議を続けていきたい。（意見）目標を達成するための計画について明らかにすべきである。（意見）園によっては、正規職員の数が半数を超えるどころか、かなり少ない園もあるため、各園の職員配置状況を厳密に管理してほしい。
- Q. 小規模園では正規職員が半数以上配置されているが、園ごとに必ず配置が必要な正規職員数が決まっているのか。他園との配置の入れ替えは可能ではないのか。

- A. 各園のクラスの主任は必ず正規職員を配置している。
- Q. クラスの主任さえ正規職員であれば、正規職員が半数を超えていなくても適正配置といえるのではないか。
- A. クラスの実数に応じて、主任として正規職員を配置し、臨時職員は低年齢児等クラスの支援や特別支援の加配担当で配置しており、支援が必要な園児数に準じて臨時職員の配置が決まる。
- Q. 詳細な資料を後日提出してほしい。
- A. 資料として提出する。
- Q. 昨年 11 月定例月議会において私立保育園の保育士の処遇改善にかかる予算が上程されており、私立保育園でも同様の課題を抱えているが、市として十分に対応しているのか。
- A. 私立保育園の処遇改善については、現状を踏まえたうえで、私立保育連盟と協議を行い、改善に向けた方策について検討していきたい。
- Q. 今回、公立保育園において論点となった内容について、私立保育園においても検討していくのか。
- A. 園によって運営状況が異なるが、今回指摘のあった内容を踏まえ、私立保育園と話し合いをしていきたい。
- Q. 手紙には、園長の感覚では保育園ではサービス残業が当たり前であり、時間外勤務が増えると保育幼稚園課から警戒されるとの内容があるが事実であるのか。
- A. そのようなことはないという前提のもと、園長会において指示を出している。
- Q. 手紙には、運動会や日々の園行事で使う物品を保育士の自己負担で購入しているとの内容が記載されているが事実であるのか。
- A. 園運営に関する消耗品等の予算は各園に配分しており、そのような報告は受けていない。
- Q. 予算が不足しているといった声や、充足しているとの声は聞いているか。
- A. 充足しているとの声を聞くことは少なく、要望を受けることが多いため、次年度の予算計画においては、各園長と対話を行いながら予算を積算している。
- Q. 積算過程において、予算を増額することもあるのか。
- A. 園長との対話のもと、保育現場で必要であると判断した場合には予算を増額して要求を行っている。
- (意見) 園児のためを思って、保育士の負担で物品を購入しているとの声を聞いたこともあり、また、今回の手紙を受け、十分な精査を行い、予算の増額を行うようにしてほしい。
- Q. 昨年、市長が職員対象にアンケートを実施したが、保育士も対象であったのか。
- A. 対象に含まれている。
- Q. 職員アンケートにおいて、今回の手紙に記載されたような意見はなかったのか。
- A. 昨今の保育現場の現状、職員確保、時間外勤務に関する意見について確認している。
- (意見) 公開できる内容については、議会に示してもらいたい。また、アンケートで出された意見を分析、集約して課題を抽出し、今後の処遇改善に生かしてほしい。

あけぼの学園の障害児相談支援事業について

Q. 平成 28 年度決算において、利用計画作成に係るアセスメントについて、居宅訪問の実施が 1 割程度であったことが明らかになったが、平成 29 年度の利用計画作成件数 315 件のうち、どの程度、居宅訪問を行ったのか。

A. 平成 29 年 9 月以降、全件居宅訪問を行いモニタリングしている。

Q. 昨年度は保健師が 1 名不足していた。今年度の増員 1 名は保健師か。

A. 増員 1 名は臨床心理士である。

Q. 保健師は不足したままであるのか。

A. 平成 28 年度まで保健師を配置していたが、平成 29 年度、30 年度は医療職として准看護師を 1 名配置している。

Q. 平成 28 年度まで配置していた保健師の業務を准看護師が担うということか。

A. 平成 28 年度までは保健師と准看護師の 2 名体制であったが、平成 29 年度からは准看護師 1 名の体制である。

Q. 引き続き保健師を 1 名補充しなければならないとの認識であるのか。

A. 医療職としては 1 名の配置として捉えている。

(意見) あけぼの学園において新規事業が開始し、重度の医療ケアが必要な子供の対応が必要となり、また、小児科への橋渡しといった重要な役割も担うことになるため、従前のような体制で手厚く医療ケアに当たることができるようにしてほしい。

＜ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ＞

こんにちは赤ちゃん訪問事業費について

Q. 本事業の効果について確認したい。

A. 生後 4 か月までの乳児に対して全戸訪問し、顔を合わせることで子供の状況を確認できるとともに、その後の支援にもつながっている。

Q. 平成 28 年度から 29 年度にかけて、事業内容の変更点はあるか。

A. 特にないが、通常はどちらか一方の訪問だが、NPO 法人だけでなく、保健師も訪問するケースが増えており、丁寧な対応を心がけている。

産後ケア訪問事業について

Q. 産後ケア訪問事業について、対象者と思われる人には保健師から直接案内を行っているが、全員が本事業を利用したのか。

A. 対象者については慎重に選んでおり、全員が事業を利用した。

1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診について

Q. 3 歳児健診における視力検査はどのように行っているのか。

A. 事前に視力検査キットを渡し、自宅で検査してもらっており、自宅で検査できなかった場合に限り、当日の健診時に保健師が検査を行う。

Q. 現在の検査方法では、弱視が見落とされるのではないかとの認識やデータはあるか。

- A. 弱視ということではないが、自宅で検査を行うため、正確な検査となっているかどうかについては課題があると認識している。
- Q. 視覚や聴覚については、幼少期に早期発見、早期対応することが重要であり、現在の検査方法を見直す必要があるのではないか。他の自治体では医療機器による検査を行っているケースもあり、調査研究を行い、正しい視力検査の方法について、改善も視野に入れて検証を行い、子供たちの健康を守ってほしいと考えるがどうか。
- A. 平成30年度からは検査機器を用いて視力検査を行うが、時間的な制約があり、全ての子供の検査には至らない。
- (意見) 検査機器があるのであれば十分に活用できるようにしてほしい。
- Q. 今年度に導入した視力検査機器の詳細を確認したい。
- A. 視力の屈折状況を機械が判断して、遠視や屈折異常の判定ができる機器である。
- Q. 歯科検診において、歯科医が手袋を交換せずに、消毒を行ったうえで使い回しているとの話を聞いたが事実であるのか。
- A. 手袋を持参して交換している医師や、消毒をしながら健診を行っている医師もいる。歯科医師に相談したところ、衛生面での問題はないが、保護者の反応としては様々な声が上がっていると聞いている。
- (意見) 保護者の声を聞いて、受診後、保護者が安心して帰ってもらえるようにしてほしい。

予防接種事業費について

- Q. ロタウイルスワクチンの定期予防接種化に向けた状況はどのようなか。
- A. 議会において請願が採択されたことを受け、こども保健福祉課としても必要性を認識しており、任意予防接種として取り入れていきたいと考えており、財政経営部と調整をしていきたい。
- Q. 市で対応するというということか。
- A. 国においては検討段階であり、早期に実施するならば任意予防接種となるため、市の対応となる。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

成年後見サポート事業費について

Q. 日常生活自立支援事業とは、比較的安価に利用できる権利擁護の事業と考えてよいのか。

A. そのとおりである。

Q. 新規相談受付件数の実績のうち、成年後見制度の説明など初回の相談のみであったという簡易の問い合わせが158件とのことだが、今後、認知症の患者数も増える中、ますます必要な事業であり、また、経済的理由で利用できない人の受け皿もあわせて考えていかなければならない。今後の課題や方針として、平成30年度からの専門員の1名増員と今後の相談体制について資料に記載されているが、時代背景や需要も踏まえ、今後どのように事業の拡充を図っていくのか。

A. 平成30年度に専門員の増員を行ったところであり、平成31年度に増員することは想定していないが、現在の体制の中で、できる限りきめ細かい対応をしていきたい。

(意見) マンパワーが必要な事業であるが、多くの自治体を視察して感じることは、成年後見人制度は、空き家問題や固定資産税に関する課題など、行政におけるその他の課題解決に後々つながっていく。本腰を入れて取り組む他の自治体の事例を研究し、本市の人口規模において成年後見人制度の充実がどの程度必要であるのか関心を持って取り組んでほしい。また、成年後見人と医療や福祉関係者がチーム体制を作ることが国の方向性として示されており、平成31年度からの地域福祉計画の中に、成年後見人制度をどのように拡充、充実させていくのかを盛り込んでほしい。

Q. 事業の実施にあたって、関係者と具体的にどのように連携を図って取り組んできたのか。

A. 成年後見サポート事業運営委員として行政書士や司法書士、弁護士等多くの関係者に関わってもらい、運営委員会の中でさまざまな意見をもらうなど緊密に連携を取り事業を進めている。また、成年後見制度を利用する際には、後見開始の申立てや、実際に後見人になってもらう等の支援をしてもらっている。

(意見) 具体的にどのような点に課題があるのか担当課として十分理解していると思うため、今後も連携を強化して進めてほしい。

日常生活用具等給付事業費について

Q. 身体障害者の補装具費の助成対象に人工内耳のスピーチプロセッサも含まれるのか。

A. 人工内耳のスピーチプロセッサは日常生活用具等給付事業の助成対象となっている。

Q. 人工内耳は5年程度の寿命であるが、概ね5年間のサイクルで助成しているのか。

A. 概ね5年程度であり、医療的に人工内耳のスピーチプロセッサの交換が必要な場

合は、医療保険や更生医療が適用されるが、これらの対象とならない場合に日常生活用具等給付事業において購入費用の一部を助成している。

Q. 給付内容について確認したい。

A. 20万円を上限とし、所得に応じて利用者負担がある。

タクシー料金助成事業扶助費について

Q. 平成29年度における利用率はどのようか。

A. 32.2%である。

Q. 利用率の推移について確認したい。

A. 平成28年度の利用率は32.1%であり、ほぼ横ばいである。

Q. 利用率の向上に向けて、これまでにどのような取り組みを行ってきたのか。

A. 利用率が低いことについては課題と捉え、障害者施策推進協議会において制度の見直しに向けた検討を行っており、順次協議を進め、早期に制度改正を行いたい。

障害者就労支援事業費について

Q. 本事業において、四日市市役所にて就労に向けた職場訓練を行っているが、本市の職員としての採用につながったのか。

A. 訓練を受けた13名のうち3名は一般就労につながったが、市職員としての採用はなかった。

Q. どのような障害を持った人が訓練を受けたのか。

A. 身体障害と知的障害の重複障害、知的障害、高次脳機能障害、精神障害である。

Q. 重要な取り組みであり、実際に就労につながっており評価したいが、市職員としての就労の可能性の検討や方向性についてはどのようか。

A. 本事業を実施するにあたり、障害を持った人に対する市役所の業務における仕事の切り出し方等について工夫を行っており、そこで得たノウハウを各課に広げている。なお、過去には、本事業で訓練を受けた後、臨時職員として採用されたケースもある。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

被保護者就労支援事業費について

Q. 生活保護世帯や生活困窮世帯における就労支援について、実績を見ると支援によって着実に就労につながってはいることが確認できるが、特に20代、30代の若い世代において、将来に向けた基盤づくりのために就労にスムーズにつなげることは大変重要である。他の世代への取り組みはもちろん、特に若い世代に対し、重点的に今後も粘り強く取り組んでほしいと考えるが、所見を教えてください。

A. 若い世代の状況を分析すると、中学校時代に不登校によりひきこもりになり、そのまま20代になってもずっと引きずっていたり、支援や指導を行ってもなかなか従わな

い人や、市役所に来てもらえない人も多くなっているのが現状である。今後の将来のこともあるため、対策を練っていききたい。

(意見) 40代前後の世代においても、バブル崩壊の直後が就職時期であったことで、高学歴でも非正規で就労が長続きしないケースも多い。そのような状況にならないため、若い時にしっかりと対策を取り、効果を上げることが、まず優先順位として高いと考える。一度ひきこもると、なかなか外に出ることができず、難しい課題ではあるが、ひきこもりだから仕方ないと諦めてしまうということではなく、徹底した支援を行うとともに、ひきこもらないための支援策についても他部局との連携を強めてほしい。

扶助費について

Q. 平成29年度末の保護受給者数は3,618名であり、本市の人口の約1%が生活保護を受給していることになる。また、生活保護費の総支給額が約59億円であるため、一人当たりの平均受給額は年間165万円となり、一般会計予算のうち約5%が生活保護費であることを鑑みると、1%の人が5%の予算を使っていることになる。これは行政にとって大きな財政負担となっており、いかに減らしていくかということ考えなければならない。なお、総務省において外国人の生活保護受給者の数を4万7058世帯との数字を発表しているが、本市における外国人の保護受給者数はどの程度であるのか。

A. 平成30年4月現在で137世帯、228名である。

Q. 本市の保護受給者のうち何%を占めるのか。

A. 6.3%である。

Q. 現在、本市の外国人の割合はおおよそ2.5%であるため、日本人よりも生活保護率が高い状況であるが、最高裁判所の判例では、外国人は生活保護法に基づく生活保護の受給権はないと示されており、自治体の裁量で生活保護を実施しているが、本市はどのような根拠に基づいて外国人に生活保護費を支給しているのか。

A. 指摘のとおり、生活保護法は国民に適用されるものであるため、外国人は対象外であるが、昭和26年頃に国から、外国人も国民の生活保護の決定に準じて取り扱うよう通知が出されており、各自治体において外国人に対する生活保護を実施している。

Q. 外国人に対する生活保護を廃止した場合、法的なペナルティはあるのか。

A. 日本人の場合、生活保護法の適用について県に対する審査請求ができるが、外国人には審査請求権がないため、理由なく生活保護を廃止されても審査請求ができない。

Q. 市に対するペナルティはないということか。

A. 外国人の場合、県や厚生労働省に審査請求できないが、裁判所に対しては訴えることができる。

Q. 誰が訴えることになるのか。

A. 当事者の外国人である。

Q. 外国人の保護受給率が日本人よりも高くなっている原因の分析は行っているのか。

A. 日本語を話すことができない外国人も多く、就労に結びついていないことが原因ではないかと考える。

- Q. 就労するために日本に来たにもかかわらず、日本語が話せず、就労ができないまま異国で生活保護を受けながら暮らすという状況を解消し、本人の充実した人生を支援とするという意味においては、帰国費用を支給するという支援の方法もあるのではないかと。
- A. リーマンショック後、国において、外国人失業者に対し、帰国費用を負担する制度もあったが、帰国しても就労先がなく、また、日本の生活保護にあたる制度がない国もあるため、日本での生活を選択する外国人が多く、制度の活用は少なかった。
- Q. そのような理由で制度を活用している外国人に対して、税金を投入することは適切であるのか、市民の理解を得られないのではないかと。生活保護は最後のセーフティネットとして必要な制度であり、制度をうまく活用している人に投じるための予算ではないと考えるがどうか。
- A. 他の自治体においても外国人に対して生活保護を支給していない事例がないため、県や厚生労働省と意見交換を行い、研究していきたい。
(意見) 他市に事例がなくとも、積極的に研究を行い、本市が先駆けとなり、効果的かつ市民に納得してもらえるような税金の使い方となるようにしてほしい。
- Q. 外国人の保護受給者に対して、多文化共生推進室の日本語学習会等につなぐといった支援は行っていないのか。
- A. 行っていない。
- Q. 日本語が通じず、自分の思いを伝えられない外国人もいると思われるため、日本語を習得して、積極的な就労につなげていけるよう、他部局とも連携しながら、研究を行ってほしいがどうか。
- A. 笹川地区で行っている日本語教室を紹介しているが、なかなか通ってもらうことができいないため、今後も努力していきたい。
(意見) 生活保護受給者に対しては就労の努力を継続するよう義務を課しているが、日本語が話せないという理由のみでその義務が履行されていないのであれば、何らかの措置を検討してはどうかと考える。
- Q. 生活保護費の負担割合については、国が4分の3、地方自治体が4分の1であるが、交付団体であれば、基準財政需要額に算入されるが、本市は不交付団体であるため、4分の1である約13億円を本市の一般財源から負担しているのか。
- A. そのとおりであり、決算額としては13億4777万円である。
- Q. 交付団体、不交付団体の違いにより、財政負担も大きく異なるが、国に対する働きかけを行っているのか。
- A. 交付団体、不交付団体、いずれも4分の1を負担することとなる。
- Q. 交付団体は基準財政需要額に算入され地方交付税で措置されている。担当部局として財政的な知識もしっかりと持ち合わせるべきである。県内においては交付団体が多いため、市町村間における生活保護費の財政負担についての意識は希薄であるが、不交付団体である本市については財政負担を強いられており、現状について国に対して働きかけを行うべきであり、財政経営部と密に連携し、国への陳情等訴えかけていくべきであると考えがどうか。

- A. 生活保護は憲法で保障された生存権である一方、地方自治の本旨という視点も持ち合わせる必要があり、難しい問題ではあるが、重要な課題として意識したい。また、外国人についても、多文化共生社会における自治体の役割や人権上の配慮を鑑みたくえ地方自治体としていかに対応すべきかについて問題意識を持つようにする。
- (意見) 地方自治体における財政負担の現状等については、改めて、市民にも知ってもらうことも大切であるため、市長会を通じて等、国に対して働きかけを行ってほしい。
- Q. 以前に生活保護世帯の医療費が膨大であることに対する議論があったが、平成 29 年度においても、生活保護費のうち医療扶助の割合が半数を占めており、経年においても抑制できていないが、どのような取り組みを行っているのか。
- A. 生活保護を開始すると、国民健康保険から脱退し、無保険となるため、医療費の割合が高くなってしまいが、医療費を削減する努力として、1つの病気で2箇所以上の病院に通院する重複受診について月あたり 176 件の改善指導を行い、また、月 15 日以上通院している頻回受診についても月あたり 17 件行った。
- Q. 医療機関での治療について、全体把握を行ったうえで、重複受診や頻回受診の情報を把握し、適切な指導を行い、実際に止めさせているということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 3年間分の指導件数及び成果について資料として後日提出してほしい。
- A. 後日資料として用意する。
- Q. 生活保護受給者で持家の 104 世帯について、全体の割合で見ると少ないものの、半数以上の世帯が高齢者のみの世帯となっているが、ここ数年間の数の推移はどうか。
- A. 増減についてあまり変化はなく、高齢者については若干減っているという感覚を持っている。65 歳以上の持家の高齢者は、その土地の評価額が 1,500 万円以上、生活保護受給者の場合は 500 万円以上であれば、社会福祉協議会から土地を担保にお金を借りることができるリバースモーゲージ制度の利用が進んでおり、持家の生活保護受給者に対しては、65 歳になったら同制度を利用することの指導も行っている。
- Q. 担保物件として土地を確保して、保護受給者本人が亡くなった場合で、貸付額と相殺したケースはあったのか。
- A. リバースモーゲージ制度を利用すると、自動的に生活保護は廃止となるため、利用後については把握していない。なお、限度額まで借りた後、生活保護を再度受給することとなったという事例が過去に 1 件あった。
- (意見) 生活保護受給者の生活において、家計管理がうまくできないことが大きな課題となっていると考える。平成 30 年 10 月より国の予算が拡充され、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に行うことによって補助率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられる制度が開始するため、今後、国の予算を大いに活用して支援体制を充実してほしい。

◀ 歳出第 3 款民生費 第 4 項災害救助費 ▶

◀ 歳出第 3 款民生費 第 5 項国民健康保険費 ▶

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

検診事業費について

Q. 子宮頸がん検診、胃がん検診ともに成果が上がっていると感じるが、市民に対して成果の公表は行っていないのか。

A. ホームページでの公開は行っていないが、出前講座等、市民に接する場において、がん検診の効果を知らせている。さらに、今後は毎年発行している検診のお知らせにも成果を掲載していきたい。

Q. ホームページへ掲載しないのは、個人が特定される可能性があるからか。

A. 受診人数といった情報は個人情報にはあたらないかと思われるが、がん検診の出前講座や健康ボランティアの活動等、身近なところで伝えていくほうがより伝わりやすいと考える。

Q. ヒトパピローマウイルス検査について、受診者の後追いは行っているのか。

A. 医療機関の協力を得ながら、主治医による精密検査の受診勧奨等を行っている。

Q. 主要施策実績報告書における胃がん検診の受診率の目標は50%以上であるが、実績として12.3%である。平成28年度が11.1%、平成29年度が12.3%であるが、年々受診率は伸びているのか。

A. 胃がん検診の目標については国において全国一律で50.0%という数字を掲げている。なお、がん検診の受診率は、それぞれの検診によって横ばいであったり伸びているものもあり、多少の上下があるが、子宮頸がん検診については、ヒトパピローマウイルス検査の導入によって3年に1回の受診となる人もいるため、受診率だけでなく、受診者の状況を踏まえながら対策について考えていきたい。

Q. 検診のお知らせ保存版として年度当初の広報よっかいちにて周知を図っているとのことであるが、わかりにくいという声もあり、工夫することはできないのか。

A. 検診のお知らせ保存版については、平成29年度から目を引くようデザインを変えることで市民の皆さんに理解しやすく、受診に行きたいと思ってもらえるよう工夫を図った。また、その他のチラシについても目を引くようなデザインを変え、少しでも興味を持ってもらえるような工夫を行っている。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

Q. 当予防接種については平成26年から国により定期接種化され、5カ年の措置が平成30年度に終了するが、どのように効果を総括しているのか。

A. 本市は平成23年12月から独自に補助制度を行っており、平成23年度から29年度にかけて65歳以上の接種率は50%を超えている。措置は終了するが、当予防接種による肺炎予防も重要であると認識しており、今後国から示される方向性の動向について見極めている状況である。

Q. 定期接種と市独自の任意接種の補助を行っているが、国の動きを見つつ本市の対応

を検討するということか。

A. そのとおりである。

(意見) 津市では任意接種を続行するという情報も聞き及んでいるため、本市としても、高齢者の命を守るという視点で前向きに考えてほしい。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

一般経費について

Q. 三重県四日市庁舎の犬等の一時預かり施設の状況を確認したい。

A. 保健所として、犬等の一時収容施設は必要であり、県四日市庁舎の犬舎は古いものの、強固な建屋であり、引き続き利用しており、エアコンを常時運転する等、収容された動物に優しい環境を作るように努力している。

Q. 当該施設の環境を問題視する意見がある中、保健所として可能な限りのケアを実施していることは理解するが、よりよい環境へ改善とすべく場所移転を行う等の方向性はなにか。

A. 新たな一時収容施設については検討していないが既存の施設を少しでもよりよい環境にすべく、できる限り改善していきたい。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

不納欠損額の増加について

Q. 国民健康保険料の滞納に係る不納欠損処理を行うにあたり、時効完成は何年か。

A. 時効完成は2年である。

Q. 差押可能財産を調査するも判明しなかったため無財産で不納欠損処分をした場合と、催告や財産調査などを行うも財産が判明するまでに時効完成した場合について、違いを確認したい。

A. 無財産を理由とした欠損処理とは、本市が有するデータや銀行、勤務先、生命保険会社、不動産課税台帳の調査を行っても、差押財産が判明しなかったものである。一方、時効完成分とは、調査中に時効を迎えてしまったものである。

Q. 精力的に調査を行えば差押財産を判明できたのではないか。時効完成まで2年間もあるにもかかわらず調査で判明できなかった理由は何か。

A. 滞納整理を行う中で、まず相手方への納付の催促を手順として進めていくが、財産調査等に取り掛かるタイミングが遅くなり、時効完成までに判明することができなかった。

Q. 安易に2年を過ぎたから不納欠損を行えばよいという話ではなく、不納欠損を行うことを重大なものと捉えないといけない。2年間どのような努力をしてきたのか。

A. 財産調査を多く進める中で、無財産の世帯は今回増えているが、換価可能な財産が特定できない等で、やむを得ず時効となってしまったものが発生している。今後、さ

らに財産調査の徹底に努め、時効完成分を減らしていくように取り組んでいく。

Q. 多くが時効となっている現状は、国民健康保険の全ての被保険者に損失を与えていることとなる。時効完成分の不納欠損額は、平成 25 年度実績と比べると約 3 分の 1 に減ってはいるものの、財産が判明するまでに時効完成となってしまい、欠損処理を行うことについて、保険料を支払う全被保険者に対して説明責任を果たすべきである。

2 年間も時間があるにもかかわらず、どのような財産調査を行ったのか確認したい。

A. 滞納者に対して督促や催告、その後呼び出して収納に向けた交渉を進めていくが、中には支払いの約束をしても履行されない滞納者もいる。財産調査については、給与、年金のほか、預貯金、生命保険、不動産等について行っている状況であるが、時効になってしまった部分がある。

Q. 行政の仕事として調査権限がありながら、滞納者が支払いを約束していたのに払わなかったという理由で、2 年経過して欠損処理をすることについて、市民に説明できるのか。

A. 現在、個々のケースに対応していく中で、生活が苦しい中で工面して保険料を払ってもらっている状況は実感しており、一方で、相手を信用し、約束をしながら交渉を進めていくなど滞納者個々によってさまざまな経過があるが、時効になったことについては非常に重く責任を感じている。

Q. 平成 29 年度に時効完成で不納欠損処分を行った事由の内訳を資料として提出してほしい。なお、介護保険料についても同様の資料を提出してほしい。

A. 資料として用意する。

Q. 時効による不納欠損事由のうち、訪問、文書催告、財産調査等を行うも、換価可能財産が見つけれず時効になったケースと、収納推進課に移管するも換価可能財産が見つけれず時効になったケースについては、無財産による不納欠損処理と変わらないのではないか。時効完成までの 2 年間を調査しなければ判明できなかったのはなぜなのか。

A. 文書催告や本人との収納の交渉等を進めている中で時間が経過したことによるものである。

Q. 国民健康保険料を適切に納めている加入者から見て、納得してもらえる結果であると考えられるのか。2 年間経過すれば時効扱いで処理できるのではないかとという安易な考え方があったのであれば、市民に対する説明責任が果たせないのではないかと。国民健康保険特別会計は加入者からの保険料や一般会計からの繰り入れにより成り立っているという認識を十分に持たなければならない。個々のケースにおいてなぜ時効が完成する 2 年間を経過せざるを得なかったのかについて分析しなければ、来年度においても同様の事態に陥るのではないかと。今回の決算の分析を改めて行い、それを踏まえ、平成 30 年度の決算に生かしてほしいがどうか。

A. 国民健康保険については、加入者の保険料で成り立っているという大原則があり、また、個別の事情を抱えながらそれぞれの加入者に支払ってもらっており、公平性の根幹をなすものであるため、個々のケースについて改めて分析し、庁内でも情報を共有しながら注力すべき課題であり、重要な指摘として受け止めている。

滞納整理の収納推進課への移管について

- Q. 収納推進課に滞納整理が移管された国民健康保険料の内容について、常習的な誓約不履行により誠意が見られない案件と、保険料に関する納付義務の意識が希薄という案件の数が多く、これらは納付能力のある対象者による滞納であるのか。
- A. 一定の収入があり約束してもなかなか約束が守られず、例えば、毎月の分納の約束をしても2、3か月に1度しか支払わない場合や、そもそも支払いに応じてくれないケースがある。また、低所得者で収入が少なくやりくりしている中で、約束が守られないというケースもあり、さまざまな状況の対象者がいる。
- Q. 低所得者で収入が少なく、支払いができないケースについては、収納推進課へ移管するよりも前に手立てを打つ必要があるのではないかと。また、納付能力があるにもかかわらず、支払ってもらえないのは国民健康保険制度についての周知が不足しているのではないかと考えるがどうか。
- A. 低所得者で収入が少なく、支払いが困難な人の場合には生活の実態等も聴き取りながら、丁寧な対応を行っているところであり、分納誓約書を書いてもらい、約束するものの支払ってもらえない場合もある。また、国民健康保険は、皆で助け合う制度であることを何度も訴えかけ、理解を求めているが、十分に理解してもらえていないのが実情であるため、工夫する余地があると考えます。
- (意見) 滞納額や滞納件数が減らない限り、納付率も上がらないと考える。市民にとってわかりやすい言葉で丁寧に説明を行い、きめ細かな対応を図ってほしい。特に、低所得者の人に対して、生活実態を十分把握し、無理なく支払いを求めていくよう配慮してほしい。

◀ 介護保険特別会計 ▶

不納欠損額の増加について

- Q. 時効による不納欠損事由については、国民健康保険料と同様であるため、介護・高齢福祉課としても心して取り組んでもらいたいが、資料に記載の不納欠損額については、第1号被保険者のみの数字であるのか。
- A. 市が保険料を徴収する第1号被保険者の数字である。なお、第2号被保険者については、健康保険組合等が負担割合に応じて徴収している。
- Q. 第2号被保険者のうち、特別徴収できない人についても滞納はないということか。
- A. 第2号被保険者である40歳から64歳は健康保険組合等が徴収しているため、例えば国民健康保険に加入をしている場合であれば、保険料と一体的に徴収している。
- Q. 2年間滞納し、時効により不納欠損処分となった場合において、以降も滞納を継続している滞納者に対するペナルティはあるのか。
- A. 2年間で時効ではあるが、滞納の期間に応じてペナルティがある。具体的には、2年以上滞納した場合は介護負担の引き上げや、高額介護サービスが受けられなくなる。
- Q. 制度開始以降、滞納し続けている人もいるのか。また、2年間の滞納を繰り返している長期滞納者の実態はどのようなか。

- A. 手元に数字はないが、そのような人もいる。
- Q. 大きな問題であり、その場合どのように対応しているのか。以前から長期にわたって滞納している実態があるのならば報告すべきである。
- A. 他の滞納者と同様に、納付の交渉を行っている。
- Q. 制度開始以降、滞納し続けていたとしても、2年間で時効となっているため、他の滞納者と同じ滞納整理の方法ということか。不納欠損処分となっているため、支払いを追及できないということか。
- A. 財産がない場合、徴収できないため、中にはそのような人もいる。
- Q. 時効による不納欠損処分がなされ続け、長期にわたって支払いが履行されていないという実情があるのならば、実態について資料として提出すべきである。また、長期滞納者に対するペナルティの制度内容についても併せて提出してほしい。
- A. 後日資料として提出する。

認知症総合支援事業費について

- Q. 認知症初期集中支援チームについて、地域包括支援センター3カ所にそれぞれに配置され、一定の効果も出しており、今後果たす役割は大きくなると考えるが、民生委員や近隣住民において、認知症の疑いがある方の家族への遠慮や本人が認めない場合があり対応が難しいとの声も聞いており、市民が相談や情報提供しやすい仕組みが必要であると考えているがどうか。
- A. まずは地域の身近な相談窓口としての在宅介護支援センターや市に直接相談してもらうよう啓発している。また、認知症の当事者に対しても柔軟な対応を行っており、民生委員の理解も得ながら、情報収集している。
- (意見) 認知症初期集中支援チームの認知度が低いと感じるため、制度の周知を行い、不安を抱える人の相談場所であるということを十分に啓発してほしい。
- Q. 資料に記載の認知症レベルの区分について、「認知症初期以外」及び「認知症以外」とはどのような状態を指すのか。
- A. 「認知症初期以外」とは、認知症の症状が進行している状態を指し、「認知症以外」とは、専門機関を受診した結果、他の疾患等、認知症ではないと判断された人を指す。
- (意見) 認知症は初期対応が大きなポイントとなるため、これまでに地域包括支援センター3カ所に認知症初期集中支援チームを配置し、体制を整えてきたことから、今後は早期の集中的な対応について意識しながら支援を図ってほしい。

在宅医療・介護連携推進事業費について

- Q. 平成29年度の新規事業である在宅医療・介護連携支援センター設置による成果を確認したい。
- A. 介護職と医療職がよりスムーズに連携できるようになった。特に、単に介護と医療をつなぐだけでなく、医療についての研修の実施や介護現場における知識の活用方法について話し合いを行っており、介護職における医療に対する知識や理解が深まっている。

(意見)十分に効果を把握することで、当該事業の必要性が明確になるとともに、有効的に運用できるようになると考えるため、さらなる効果検証に努めてほしい。

Q. 訪問看護ステーションの整備にかかる補助金制度については、平成23年度頃に開始し平成28年度に終了したが、順調に数が増加してきたものの、平成29年度に初めて1件廃止となった。さらに、平成30年8月末にも休止した訪問看護ステーションがあると聞き及んでいるが、情報を把握しているか。

A. 至急把握するようにしたい。

Q. 補助金交付後、5年間は事業を必ず継続しなければならないのか。

A. 途中で事業を廃止した場合には経過年数に応じた補助金の返還規定を定めている。

(意見)特に単体の小規模な訪問看護ステーションの経営状況は苦しく、地域の要としての役割を担っているという責任感で事業を行っているとの声を聞く。訪問看護ステーションは、本市にとって重要な施設であるが、看護職員には経営の面では明るくない人もみえるため介護・高齢福祉課による相談や支援、また、商工農水部につなぎ、経営のサポートを行う等、十分に配慮してもらいたい。

介護予防・日常生活支援総合事業について

Q. 住民主体サービスについて、訪問型サービスB・通所型サービスBがさらに増えていくよう注力すべきであると考えているが、ふれあいいきいきサロンから総合事業のサービスBに移行した事例はどの程度あるのか。

A. 10カ所程度である。

(意見)ふれあいいきいきサロンから通所型に発展した事例について分析を行い、他のサロンに対して広く成功事例を紹介し、サロンが発展していくような仕組みを作っていくようにしてほしい。

◀ 後期高齢者医療特別会計 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定おける当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成30年8月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費 ▶

ブロック塀等改修事業について(小学校・中学校)

(意見) 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊による事故を機に本事業を行うに至ったが、災害の発生や国の通知を受けて対策を行うのではなく、常日頃から危険を予見し、注意力を高めておくことが重要であり、日常の点検方法に関する再確認や、石碑等の学校敷地内の危険性の有無について、引き続き、注意深く確認するようにしてほしい。

Q. 既に発注した工事については既決予算により執行しているが、今回、既決予算だけでは実施できない工事について、補正予算として計上したのか。

A. 他の施設改修のために執行予定であった既決予算をブロック塀等の改修費用として執行したため、今回の補正予算は全て本来の施設改修費に充てるものである。

Q. 今回のブロック塀等改修にかかる費用は全体として1200万円ということか。

A. そのとおりである。

Q. 塩浜小学校(南門付近2箇所)、大矢知興譲小学校(敷地西南角、駐輪場付近)、三重北小学校(運動場北側門付近)、富洲原中学校(南通用門)のブロック塀については、一部を解体して調査するのではなく、一旦全て撤去するということか。

A. 安全確認のためには既設のブロック塀の一部を解体し、鉄筋や基礎等を調査する必要があるため、早急に安全性を確保するため撤去と判断した。

Q. 工事施工後は、保護者や児童生徒に対し、陳謝も含め、十分な安全対策を行ったことについて報告を行う必要があると考えるがどうか。

A. 具体的な報告方法は今後検討するが、保護者等に対して報告を行いたい。

(意見) 予算を投じて対策を講じており、また、保護者も関心の高い問題であるため、今回対策を行った全ての小中学校の保護者に報告すべきである。また、学校内の危険箇所について、当該学校内だけでなく、学校間や教育委員会との間で情報共有を十分に行ってほしい。さらに、サッカーゴールといった可動式の工作物も含め、子供に身近な場所の点検を徹底するとともに児童生徒への指導も徹底してほしい。

Q. 従前からPTAを中心に通学路におけるブロック塀の危険箇所の抽出が行われているにもかかわらず、学校内の安全点検が見過ごされてきたことは問題であると考えます。また、通学路上のブロック塀の安全対策については、個人の資産であるがゆえに所有者の了承や費用負担等の課題があり、対応が難しい面もあるが、学校が中心となり、PTAと綿密な連携を行ったうえで、保護者とともに改めて通学路の再点検を行い、危険箇所の抽出を速やかに行うべきではないか。

A. 本年7月に地域や保護者と連携し、通学路のブロック塀等の安全点検を行ったが、保護者との間で危険度の認識に違いもあるため、しっかりと整理を行ったうえで、今後改めて再点検を行う必要があると考えます。

Q. 今回、大阪府で発生した痛ましい事故を受け、他人事ではないという認識を持ち続けるべきであり、今回行った通学路の調査に基づく実態を取りまとめたうえで、危険箇所の抽出や危険回避の方法等、他部局とも連携しながら、通学路のブロック塀に対する安全対策に取り組む必要があるのではないか。

A. 再度、保護者とも情報を共有し、危険箇所が存在する通学路については教育委員会も確認のうえ、都市整備部と連携し、情報共有しながら学校とともに対応したい。

Q. PTAとの連携も重要であり、時期を定めたうえで実態調査を行うよう、教育長からPTAに依頼する必要があると考えますがどうか。

A. 文部科学省による通学路のブロック塀についての緊急調査時は、PTA会長やコミュニティスクール委員長に対し、学校とともに点検してもらうよう依頼しており、さらに、今後についても地域やPTAにおいても通学路の安全点検に努めてもらうべく文書を発している。今後、都市整備部がブロック塀の調査を行うが、今秋に再度調査を行い、また、未調査の箇所についても、PTAの協力を仰ぎながら、きめ細かく調査したい。

(意見) 学童保育所に通う児童もおり、学童保育所までの経路についても点検の必要があると考えるため、学童保育所との連携も重要であり検討してほしい。

Q. 三重県では、今回の大阪府北部地震に伴うブロック塀の点検調査中に、学校等の一定規模以上の建築物や給水設備など建築設備について、建築基準法で義務付けられた法定点検が一部の施設で未実施だったことが発覚したとの報道があったが、本市においてこのようなことはなかったか。

A. 本市の小中学校では、建築物は3年に1回の法定点検、建築設備は毎年点検を実施している。

(意見) 本市は適切に実施されており安心したが、予期しないことが発覚する事例もあるため、文部科学省の通知だけでなく、建築基準法等についても情報収集し、担当部局と連携を密にして点検を行うようにしてほしい。

Q. 校内の危険箇所の点検は行っているのか。

A. 月1回の安全点検を実施しており、転倒の危険性がある棚等は転倒防止対策を講じているが、再度注意喚起を行いたい。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

病児保育室整備事業費について

- Q. 病児保育施設の面積がさらに確保できるようになったという理由で増額補正を行うとのことであるが、当初の計画段階において施設に不足があったのか。
- A. 隣接して建設する予定であった民間保育所について、別の土地で建設することになったため、空いたスペースを全て病児保育室及び駐車場として利用できるようになったものである。
- Q. 当初の想定よりも、よりよい環境になるということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 当初の定員数から変更はあるのか。
- A. 定員の3名については当初と同じである。
- Q. 事情が変わったという理由で、補助申請の変更を行っているが、制度上の問題はないのか。
- A. 国、県へ問い合わせを行ったところ、病児保育を実施すること自体は変わっておらず、面積が増え、逆に病児保育室がさらに充実するということで認められた。
- Q. さらに環境がよくなるため、本市としても補助金の増額については妥当であるという判断であるのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 現実的には、駐車場が増えるだけではないのか。
- A. 建築面積が68.46㎡から127.10㎡となり、病児保育を実施する面積も倍近く増えることとなる。
- Q. 今回の補正予算による用地や建物の変更内容を理解したうえで審査を行う必要があると考えるが、資料ではそれが読み取れないため、明確に示すべきではないのか。
- A. 病児保育室がより使いやすい形状となっているほか、職員室などが増となっている。
(意見) 今後こういった予算の審議にあたっては、変更箇所や費用等を示すなど、議論が深まるような資料を作成すべきである。

地域子育て支援拠点事業費補助金について

- Q. 本市の11カ所の子育て支援センターについて、配置や開設日数について保護者等から不満の声はないのか。
- A. 子育て支援センターを新規に開設する際には、極力市内に分散するようにしているが設置されていない地区もある。そのため、自分の住む地区内に子育て支援センターがないという声は聞いている。
- Q. 加算事業については、よい取り組みであるが、保護者等からの評価の声はあるか。
- A. こっこ保育園の事業については喜ばれていると聞いているが、園からは職員体制について、苦勞しているとの声も聞いている。

(意見) 人員確保は非常に難しいが、よい取り組みの内容や不満の声については拠点間で情報共有することが重要である。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

ブロック塀改修事業について（保育園・幼稚園）

Q. 今回は公立園についてブロック塀の改修を実施するが、私立園についても現状把握の必要があると考えており、安全点検の依頼や現状について報告をしてもらっているのか。

A. 私立園についても、大阪府北部地震での事故を受け、園現場において点検を行ってもらった。その結果、私立保育園 28 園中 7 園 11 カ所、私立幼稚園 14 園中 7 園 10 カ所でコンクリートブロックの存在が確認された。保育幼稚園課においても現場確認し、私立幼稚園 1 園において劣化損傷が見られたため、園児が近づかないよう応急措置を行っている。コンクリートブロックについては、隣接地との兼ね合いもあることから、すぐに撤去や取り替えができないとのことであり、対象園とは引き続き話し合いをしていきたい。

(意見) 隣接地との関係もあるかもしれないが、たとえ 1 カ所であったとしても、子供の安全が第一であるため、適切な指導を行い、早期に改善してもらおうよう訴えかけてほしい。

Q. ブロック塀以外の危険箇所への対応はどのようなようか。

A. 目視による日々の遊具点検や、都市整備部作成のチェックシートによる建物点検により、日常点検に努めているが、今回のようにブロック塀の損傷が見過ごされてきたことは反省している。今回の件を教訓として、引き続き施設の適正な維持管理、安全確保に努めていきたい。

Q. 私立園の耐震化については確認しているのか、また、国の補助金等はあるのか。

A. 私立園において対応をしていると考えるが、再度確認したい。

(意見) しっかりと確認してもらいたい。

第2条 債務負担行為の補正

ファミリー・サポート・センター事業費について

Q. 委託期間である3年間の債務負担行為の限度額が 41,900 千円であるが、前回よりも増額しているのか。

A. 前回よりも増額している。

Q. 運営面において厳しいと聞くが、今回の債務負担行為額でカバーできるのか。

A. カバーできると考える。

Q. 現在の受託者はNPO法人であり、補助金のうち、家賃の賃借料やコピー使用料といった事務費については活動内容に応じて按分しているのか。

A. 当該予算は、ファミリー・サポート・センター事業の運営の予算として計上している。

Q. 依頼会員と援助会員の報酬の授受についてはファミリー・サポート・センターを介さずに会員同士が直接やりとりしているのか。

A. そのとおりである。

Q. トラブルが発生したとの報告はないのか。

A. 万が一、支払いの遅延等があった場合は市に報告がある。また、ファミリー・サポート・センターが情報を把握した場合にはセンターが対応を行っている。

Q. 市がファミリー・サポート・センターをサポートし、万が一トラブルが発生した場合もしっかりと対応を行い、早期に改善を図るのか。

A. そのとおりである。

(意見) 会員間の金銭の授受を含むトラブルや課題が発生した際に、ファミリー・サポート・センターから市に対して報告があった場合には、しっかりと支援するようにしてほしい。

Q. 援助会員の自家用車によって送迎のサポートを行った場合において、事故等が発生した場合の責任について確認したい。

A. 援助会員の責任となる。

(意見) 援助会員の責任となるため、送迎のサポートは行いづらいとの声を聞く。援助会員に全責任を負わせるべきかどうかについては検討の余地があるため、庁内でもよりよいサポートの方法について検討すべきであると考えます。

Q. 障害を持つ子供に対する援助の現状について確認したい。

A. 障害を持つ子供への援助も行われていると聞いている。

(意見) 援助する側がいて、援助してもら側も安心して垣根なく利用できるような体制が望ましいと考えるため、市として十分にサポートしてほしい。

Q. ファミリー・サポート・センターの事務局が市南部にあるため、市北部の方にとっては利用しにくいというイメージがあるが利用状況はどうか。

A. 事務局機能は市南部にあるが、援助については市内全域で実施しているため、援助会員やアドバイザー、サブリーダー等は市内全域に配置されている。

Q. 会員登録の際に事務局に行く必要はないのか。

A. 事務局でも会員登録できるが、会員講習会の際にその場で登録を行うこともできる。

(意見) 来月に行われる募集説明会の前に、課題を整理し、より安心して利用できるような事業となるよう取り組んでほしい。

Q. 市内全地域において利用されているというデータはあるのか。

A. 各地域でどの程度の利用件数があったのかという資料を作成している。なお、地域によって利用状況に偏りがある。

(意見) 各地域における利用件数の偏りがわかる資料を後日提出してほしい。

Q. マッチングの成立件数及び会員数について確認したい。

A. 平成 29 年度末において、活動件数 2,112 件、会員数 1,554 人である。

Q. 活動件数はマッチングが成立した件数のことであるのか。

A. 活動件数すべてがマッチングの件数である。

Q. 援助会員の自宅で子供を預かる場合に、自宅の大きさ等、具体的な要件はあるのか。

- A. 自宅の間取り等について要件はないが、預かる際の注意点を伝えている。
- Q. 依頼会員は援助会員の自宅を直接確認して依頼を行っているのか。
- A. 援助を受ける前に、マッチングとして援助会員と依頼会員は確実に会っているが、自宅まで確認しているのかどうかは把握していないため、改めて確認したい。
- Q. 援助会員の自宅が子供を預かってもらう場所になるため、依頼会員として不安もあると思われるが、依頼会員から、子供を預かる場所に対する要望等はないのか。
- A. 依頼会員から意見が上がってきたことはない。
- (意見) 現実的には自宅や地域に近い援助会員に依頼することで信頼関係ができているものと推測されるが、会員からそのような声があるようであれば十分に耳を傾けてほしい。

こども子育て交流プラザ事業費について

- Q. 非常によい施設だと聞いているが、イベントの予約がしづらくすぐに埋まってしまうとの声をよく聞く。今後より多くの方に利用してもらえよう、どのような取り組みを行っているのか。
- A. 駐車場については、施設を所管する他部局と連携し、イベントの開催日程等を確認し合うことで対策を行い、改善を図った。また、小学生の高学年と低学年が混在して広場を利用する場合はスタッフが目配せをして対応している。なお、イベントについても月1回実施しているこどもハローワークといったイベントは好評を得ている。
- (意見) 人気のあるイベントについては参加ニーズに追いついていないのではないかと感じる。参加したいが予約が取れないことがあるため、しっかりと参加ニーズを把握し、枠を増やすなど、若い保護者の声に耳を傾けてほしい。また、施設から離れた地域に在住している人の来館に向けてさらなる周知を図ってもらいたい。さらに、駐車場や怪我の防止等の課題も残っているため、常に利用者の声を聴き取りながら改善を続けてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました議案はありませんでしたが、所管事務調査については、平成30年度第1回四日市市青少年問題協議会、平成30年度第1回エスペランス四日市運営協議会、平成30年度第1回四日市看護医療大学運営協議会、平成30年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会、平成30年度第1回四日市市障害者施策推進協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成 30 年 11 月定例月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）について

【教育委員会・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

その他施設整備費について

Q. 川島小学校の法面の一部崩壊を受け、法面の管理体制をどのように見直したのか。

A. 災害発生後、通学路を一時変更して対応していたが、応急措置後に元の通学路に戻した。そのため、管理職が毎朝現場の点検を行い、安全を確認した上で児童を通学させている。傾斜地がある学校については、土砂災害に関する避難確保計画を策定しており、例えば日常点検や、警報等が発令された場合にどのように避難するのかといったことを定めている。

(意見) 今回の件を教訓として、策定された避難確保計画通りに日常点検や災害時の点検が徹底して行われるよう、学校に対して定期的に指導するようにしてほしい。

第 2 条債務負担行為の補正

学校・園情報メール配信システム業務委託費について

Q. 平成 31 年度からの新たな委託契約に向けた債務負担行為であるが、これまでと同様の業務委託内容であり、機能も特段変更しないとのことであるが、これまでの運用において課題はなかったのか。

A. 現在、学年単位でのメール配信は可能であるが、クラス単位でのメール配信ができない点が課題である。クラス単位で配信するためには、毎年 4 月に、業者において新しいクラスの名簿を再登録する必要が生じるため、現在、配信の対象者を選択してメールを配信することができないか議論している。

Q. 認識している課題に対応するための機能を、新たなシステムには求めないのか。

A. 機能の追加が可能かどうか、業者への確認をしていく。ただし、予算が伴うのであれば、さらに次の契約更新の際になるかと考えるが、現状、クラス単位でメール配信する場合は、メールの題名にクラス名を記載することにより、対象者がわかるように配慮しているため、学校現場において特段困っているという声は聞いていない。

Q. より使い勝手がよくなるよう、改善ができる点があれば次回の更新の際には導入をお願いしたい。また、「すぐメール」は、保護者全世帯が登録しているのか。

A. ほぼ 100%に近い割合である。

(意見) それぞれの家庭の事情もあり、登録を 100%にすることは難しいかもしれない

が、必須の情報伝達手段と考えるため、100%に近づけるよう努力してほしい。

Q. 次回も現在と同等の機能・性能を有する配信システムを入札により決定することであるが、現在利用している「すぐメール」を想定しているということか。

A. 現在の「すぐメール」を継続できれば、配信にかかるメール登録等をやり直さなくてもよいため、便利ではあると考えるが、入札により決定するため同等機能であれば別のシステムとなる可能性もある。

(意見) 現在の「すぐメール」からシステムが変更となった場合、メールアドレスの再登録等、早急な対応が必要となることが考えられるため留意してほしい。

図書館施設総合管理業務委託費、図書館空調機器保守点検業務委託について

Q. 図書館施設総合管理業務委託において、空調機器設備の日常確認や記録等を実施しているが、空調機器については、別途、図書館空調機器保守点検業務を委託しており、一部重複した委託内容になっているのではないか。図書館施設総合管理業務委託のうち、空調機器設備にかかる予算額を確認したい。

A. 図書館施設総合管理業務委託費のうち、空調機器設備については、機械設備運転監視にかかる経費として積算しており、空調機器と機械設備に関する業務を合わせた経費ではあるが、人件費として123万5千円、共通費として37万4千円、合計160万9千円である。業務内容については、空調機器の各種点検、確認等や手動時における運転の実施を行っており、電気設備関係の経験者が従事している。また、機械設備に関する業務として、換気類や給排水衛生機器の点検、確認を行っている。

(意見) 類似した項目も見受けられるが、その点については、それぞれの業務委託契約において明確化しているはずであるが職員自身も業務委託の内容や委託先、項目について十分に認識し、業務内容の履行確認等について、より意識を持ってもらいたい。なお、予算額については、総じてやや高額であると感じるが、積算の結果であるため了としたい。

Q. 図書はデリケートな管理が必要であるが、閉架書庫も含めた温度や湿度の管理状況について確認したい。

A. 毎日、湿度や温度について記録はしていないが、空調に加えて扇風機等も使用して、空気を循環させている。

Q. 全国の図書館における管理状況を調査した上で、日頃の温度や湿度管理は必要ないと判断しているのか。

A. 湿度や温度は図書に対してダメージとなるため、改善の必要があると考えている。

(意見) 新しい図書館においては温度や湿度管理を徹底してほしいが、現在の図書館においても、特に湿度管理が徹底されていないと思われるため、可能な限り改善してほしい。

小学校英語指導員派遣業務委託について

Q. 昨年度の債務負担行為限度額約1600万円に対し、今年度は約1200万円に減額しているが、その理由を確認したい。

A. H E F の人数について、昨年度は4名であったが、3名で対応することができるため、1名分の予算が減額となった。

公立図書館等図書物流業務委託について

Q. 当該業務委託において、何日程度、集配業務を行っているのか。

A. 市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室、駅前ポストの4箇所すべての集配については年間152回、3箇所のみ集配については年間7回、1箇所のみ集配については97回であり、年間で256日集配を行っている。

Q. 本市は産業都市であり、四日市公害と環境未来館には関連図書が多く収蔵されていることから、以前より四日市公害と環境未来館の約1万冊の蔵書を当該業務の対象とすることができないのか議論がなされてきたが、検討状況について確認したい。

A. 四日市公害と環境未来館と協議しているが、四日市公害と環境未来館の図書は予約ができないため、システム的大幅な改修が必要になる。また、物流業務を行うための職員体制及び作業スペースの確保といった課題もある。ただし、四日市公害と環境未来館においても、今後、例えば新しい図書館の建設の際といった機会において対象とできないのか検討しているが、他部局とも調整が必要な内容である。

(意見) いずれは当該業務の対象とする必要があると考えるため、検討を重ねてほしい。

移動図書館運転等業務委託について

(意見) 現在、市内91箇所において移動図書館を実施しているが、貸出冊数が33冊から3234冊と、場所により非常に大きな差が生じている。地区における人口構成の変化や、同じ地区内であっても場所を変更することでより利用しやすくなる地区もあるのではないかと考える。そのため、利用のしやすさを向上させるべく、例えば5年に一度、場所の見直しを検討する等といったことも必要であると考えため、検討をお願いしたい。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条債務負担行為の補正

楠地区認定こども園設計業務委託費について

Q. 認定こども園整備事業費については、6月定例会議会において補正予算を可決しており、短期間で計画が変更となったことについて疑問を抱いている。6月定例会議会の当委員会において、地元との合意については問題ないとの答弁であったが、楠地区の保護者等に話を聞いたところ、地元は混乱しているのが現実とのことである。

これまでの経緯としては、当初、平成32年4月開園を目指すべく地元の説明してい

たが、これが平成 33 年 4 月に延期となり、地元としては不信感もあったが、地元や子供のことを思って妥協していただいた。しかし今回、さらに開園が遅れ、平成 33 年 9 月となることについて、地元や保護者は納得しておらず、また、全市的にも 9 月開園は聞いたことがなく、他の園との整合性からもあり得ないと考える。このような状況の中、地元では公立園への不信感から私立園へ流れている現状もあると聞き及んでいる。今回、総合評価方式による入札の必要性が生じたとのことだが、なぜ当初から見込みを立てることができなかつたのか。

A. 当初、認定こども園整備にかかる撤去、改修、増設の工事を一般競争入札で想定していたが、基本設計を進める中、増設にかかる工事費用が相当程度かかってくるということが判明したため、総合評価方式による入札に変更し、その期間が工程として必要となったためである。楠地区の認定こども園化については、地元において検討委員会を設けて議論しており、平成 32 年 4 月開園の要望もあったが、基本設計予算を上程する際には平成 33 年 4 月開園として説明を行った。

Q. 具体的に何が変更になったため総合評価方式による入札が必要となったのか。

A. 建設一式工事のうち新築、改築、増築については、予定価格が 1 億円以上の場合、本市の基準において総合評価方式の対象となるためである。

Q. 6 月定例月議会時点において当然把握しておくべきことであり、予算設計やスケジュールの想定が甘かったと言わざるを得ず、行政の手続き上の大きな問題である。9 月開園は地元も反対しており、全市的にもあり得ないと考えるが、平成 33 年 4 月開園はどうしても不可能であるのか。

A. 総合評価方式による入札の対象基準において、対象工事が工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合は除くと定められているが、例えば「緊急性」というのは災害復旧のため直ちに工事に着手しなければならない場合等を想定しており、今回のケースについては課題があるものの、総合評価方式の対象外とすることは難しいと判断した。

Q. 地元や議会に対して、申し訳ないという思いは持っているのか。

A. 6 月定例月議会の時点では平成 33 年 4 月開園を目指していたが、総合評価方式を採らざるを得なくなったことは、こども未来部として、意識が低すぎたと反省している。11 月に開催された地元の検討委員会においても謝罪したところである。

Q. 地元としては納得していないが、これ以上開園が遅れることがないように切に願っており、11 月 16 日に市長に対して要望書が提出されている。苦肉の策であるが、平成 33 年 4 月に開園できないのであれば、平成 34 年の 4 月開園もやむを得ないとの声もある。また、園庭について、基準は満しているものの、地元としても手狭であると感じているとのことであるが、園庭をさらに拡大する検討は行っていないのか。

A. 6 月定例月議会における指摘を受け、基本設計において、楠地区市民センター東側の駐車場部分を新たに園庭として利用することとしていたが、その園庭の範囲を広げ、低年齢児の園庭として確保していきたいと考えている。

Q. 地元としては、それだけではまだ手狭だと考えており、倉庫を撤去して園庭として拡大してほしいとの具体的な要望も行っているはずである。まだ検討の余地はあると

- 考えるため、引き続き検討を重ねるよう最大限努力すべきであると考えているがどうか。
- A. 現在は基本設計業務における計画案であるが、指摘の点についてご意見として受け賜る。
- Q. 園庭を広げるため、現在、他部局が倉庫として活用している車庫厚生棟を撤去することができるのか。
- A. 車庫厚生棟とは別に、楠小学校と楠北幼稚園が兼用で使用している倉庫があり、今回、増築を行うにあたり当該倉庫を撤去して、調理室や保育室を増設する計画となっている。そのため、新たな園の規模に相応した倉庫が必要となったため、市民文化部が所管する鉄筋コンクリート造2階建ての車庫厚生棟を活用していきたい。
- (意見) 車庫厚生棟を撤去しないのであれば、園庭を広げる検討場所には当たらないと考えるため、地元への説明にあたっては、楠地区市民センターの駐車場敷地を活用して園庭を確保することをしっかり説明すべきである。
- Q. 地元としては、車庫厚生棟を撤去して園庭とすることや、遊戯室も手狭であり、スペースを広げてもらいたいとの要望があるが、検討の余地はあるのか。
- A. 地元からは、車庫厚生棟を撤去し、園庭とすることについて意見をもらっているが、4園1園化に伴い、相応の倉庫が必要となり、車庫厚生棟を撤去したとしても同程度の面積の倉庫を設置する必要が生じることから、現在の車庫厚生棟を活用したいと考えている。なお、地震計を移設することができないか、現在、県の担当部署と話をしているところである。
- Q. 地元からは、北西にある保育室の横への倉庫増設案が出されているが検討したのか。
- A. 当該箇所は、園舎の増築部分に当たり、上階が遊戯室となるが、現時点では、遊戯室については基本設計の広さが妥当であると考えていることから、市としては車庫厚生棟を倉庫として利用していきたい。
- (意見) 車庫厚生棟を撤去しないことや、遊戯室を拡大しないことを決定事項とすべきではない。開園時期を延期するのであれば、その時間を有効活用して、引き続き十分に検討すべきである。
- Q. 総合評価方式とする理由について、基本設計を進める中、増設にかかる工事費用が相当程度かかってくるのが判明した点を挙げているが、過少の算定を見込んでいたことも未来部の瑕疵ではないのか。庁内の基準により市が総合評価方式を行うがためのしわ寄せを子供たちに回し、開園時期が遅れてしまうのであれば、市の基準であるのだから、子供たちの4月入園を優先するべきであり、総合評価方式の対象外とすることはできないのか。庁内で整理し、総合評価方式ではない契約方式とし、子供たちに影響を与えないよう、開園時期を4月に間に合わせるための努力をすべきではないのか。そのような議論を庁内で行ったのか。
- A. 市の基準としては予定価格が1億円以上であるが、総合評価方式が不適当な場合の規定としては、工事内容、施工時期、緊急性等が理由として挙げられており、災害復旧等を想定しているため今回のケースは対象外と考えている。
- Q. 契約方法について、こども未来部の判断だけではなく、調達契約課を所管する総務部とこども未来部との間で調整を行ったのか。

- A. 担当課である調達契約課と調整をした結果である。
- Q. 総務部に対して、文書を交わして調整を行ったのか。
- A. 文書は交わしていない。
- Q. 今回の工事については、1億円を少し超える程度の工事費用であると推測するが、どうしても総合評価方式を採らなければならないのか疑問である。担当者レベルではなく、こども未来部を挙げて総務部と折衝すべきではないのか。
- A. こども未来部として意識が低かったことについては改めてお詫びしたい。また、工事費用については未確定な部分もあるが、課長間での話し合いは行ったものの、部長間での話し合いは行っていない。
- Q. こども未来部としては、自分たちの瑕疵はさておき、子供たちに迷惑はかかるが庁内のルールを遵守するという判断をしたということか。
- A. 結果としてそう見えるかもしれないが、決してそうではない。少しでも早期に開園すべく、9月開園を提案している。種々課題はあるが、一つ一つ課題を解決していきながら少しでも早期の開園を目指していきたい。
- Q. 結果が全てであり、こども未来部としての姿勢が問われるのではないか。仮に総合評価方式で入札せざるを得ないとしても、4月開園に間に合うような工程を検討すべきではないのか。
- A. 総合評価方式を採った場合、平成33年4月開園については工程上難しく、早くとも平成33年9月開園予定となる。
- (意見) 市の見込み違いに起因する弊害を子供たちに回す判断をしたと理解する。
- Q. 9月入園となることについて、もっと真剣に考える必要があるのではないか。地元からは9月入園はあり得ないとの声が出されているが、地元の理解は得られているのか。
- A. 当初は平成33年4月開園を目指していたが、工程上困難となったため地元に対し、平成33年9月開園の提案を行ったところである。地元の検討委員会からは、開園時期について、平成34年4月ではどうかとの意見も頂戴しているが、市としては、まずは実施設計については早期に実施することとし、開園時期に関しては地元と協議をしていきたい。
- (意見) 平成33年9月開園を決定事項とするのではなく、時期については、地元と十分に協議を行い、慎重に検討をしてほしい。まずは平成33年4月開園に向けた検討が第一であるが、それが困難な場合、平成34年4月という選択肢もあるかと思われるが、その場合は、地元からの要望を十分に聞き入れていく必要があると考える。その中で、園庭の拡大だけではなく、1園化による送迎の車の増加に伴う安全対策や、楠分団の車庫までの道路の安全対策等、地元からの声にしっかりと応えていかなければ、地元にも協力いただいている中、さらに複雑になってしまうのではないかと危惧するため、地元の声を十分に聴いて進めてほしい。また、楠南地区に開園予定である子育て支援センターについて、子供たちと保護者が集える場所にしてもらいたいとの地元の声もあるため、それらの声も十分に受け止めて事業を進めていくことについて強く要望する。

- Q. 開園時期を平成 33 年 9 月とした場合でも全ての工事は完了しておらず、園庭の一部を使うことはできないと聞いているが、地元の理解は得られているのか。
- A. 平成 33 年 9 月の開園時期に一部工事が完了していないことも含め説明し、検討委員会では開園時期を平成 34 年 4 月にしてはどうかとの意見も出されている。
- Q. 本市における総合評価方式による入札の対象基準では、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合を除くと示されており、緊急性「等」ということで、市長が必要と認めれば、総合評価方式による入札としなくてもよいのではないのか。特に、本件については、認定こども園の開園時期が 4 月ではなく、約半年間も遅れるという大きな問題が生じるため、総合評価方式とすることが不適当であるという判断をしてもよいのではないのか。また、もし仮に、総合評価方式による入札を実施せざるを得ないのであれば、現在想定している開園までのスケジュールのうち、実施設計期間等を短縮し、平成 33 年 4 月の開園に間に合うように努力すべきではないのか。
- A. こども未来部としても、平成 33 年 4 月開園を目指したいとの思いであり、苦渋の決断の上、平成 33 年 9 月開園という判断をしたところであるが、委員会での審査を受け、こども未来部長として、調達契約課を所管する総務部長と協議を行いたい。一方で庁内のルールもあるため、協議結果について確約はできないが、こども未来部長と総務部長とで協議を行いたい。
- Q. 仮に総合評価方式による入札を避けられない場合、例えば、本補正予算可決後、実施設計に至るまでの期間や実施設計期間、また、総合評価方式による入札に要する手続きの期間等を短縮し、平成 33 年 4 月に開園できるよう調整に努めるべきであると考えられるかどうか。
- A. 補正予算上程に際し、開園までの工期の短縮についても検討したところであり、スケジュールの短縮は難しいとの認識を持っているが、改めて確認したい。
- (意見) 総合評価方式による入札の実施については、あくまでも庁内のルールに基づいてその実施について決定するものであり、開園が遅れることによる市民や園児への影響と、庁内ルールの遵守、どちらに重きを置くのかを比較して行政判断をすべきである。特に、本市の基準においては、総合評価方式で入札することが不適当な場合の理由として、「緊急性等の理由」と示されているため、市長が認めれば、総合評価方式の対象としないことができるのではないかと考えており、市として、総合評価方式による入札とすべきかどうか、再度原点に立ち返り、庁内において、総合的に調整してほしい。
- Q. 保育園、幼稚園は子供たちが入園した後、園生活に慣れた頃に、親子遠足や保育参観を行い、その後、運動会や遊戯会等があり、卒園していくという 1 年間を通じた流れがあるが、9 月入園で生じる課題への対応を行うにせよ、子供たちへの負担が生じるのではないかと危惧している。こども未来部として、教育、保育の視点から、9 月開園についてどのように考えているのか。9 月開園が望ましいと考えているのか、あるいは、本来は 4 月開園が望ましいと考えているのか。
- A. 平成 33 年 4 月開園の要望に応えられない状況であるが、平成 33 年 9 月の園舎整備

完了後、期間を置かず、新たな園舎において就学前教育、保育を実施すべく、平成33年9月開園について提案を行っている。しかしながら、地元の検討委員会からは、平成34年4月開園についての意見もいただいているため、開園時期に関しては、地元との話し合いにより調整したい。

(意見) 昨年度の教育民生常任委員会においては、楠地区の認定こども園化については、地元と良好な調整を行っていると聞いていた。特に、楠地区においては、地区内の4つの園について、北部と南部で2つの認定こども園にするという考え方もできたかもしれないが、将来を見据え、地元から一園化という提案をいただいております。本市として誠意を持った対応をすべきではないのか。本市に協力していただいているという観点からも、感謝の意を持って対応すべきであると考え、今回明らかになった課題については、再度整理したうえで進めなければ禍根を残すことになるのではないかと危惧するため、十分な対応をお願いしたい。

(意見) 地元との協議において、現在の幼稚園、保育園の職員の残留や加配等に関する意見もあったため、仮に9月開園となった場合には、職員体制についてさらなる調整の必要が生じるため、十分に留意してほしい。

(意見) 本補正予算に反対し、当該事業がさらに先延ばしになることは地元としても望んでおらず、本件については早期に事業を進めていく必要があるため、補正予算には賛成するが、市の対応には明らかに瑕疵があったと言わざるを得ないと考え。未だ地元の声を十分に聴き取っていないと感じるため、現在の計画をもって事業を進めるのではなく、何ができるのか、どこまでできるのかということを検討し、地元の要望を取り入れていくということを約束してほしい。そういった条件のもと、本補正予算に賛成したいと考える。

【健康福祉部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

施設開設準備経費補助金について

Q. 認知症高齢者グループホームの整備状況について、保々地区においては、平成31年度に改めて公募を予定しているとのことであるが、公募しても応募がなかったのか。

A. 今年度は応募がなかったが、応募期限の直前に複数の事業所から問い合わせがあったため、恐らく事業化の計画が間に合わなかったのかと思われる。

Q. 応募を希望していても条件的に厳しいケースもあるかと思われるが、そのような応募者に対しては、基準を満たすよう運営面等でのアドバイスが必要であると考え、そのようなアプローチを行っているのか。

A. 通年で行っている。

(意見) しっかりと支援を行い、質を伴った施設の整備を進めてもらいたい。

Q. 自分の住む地区でグループホーム等の施設に入所してもらうことが理想であるが、入所の状況について把握しているのか。

A. 地域密着型の施設は、市内の人であれば、どの地区の施設であっても利用できるが、例えば運営推進会議等には、地元の住民にも参加してもらっており、施設と地元の親しい関係が構築される中で、地元の人の入所が徐々に増えている。

(意見) 住み慣れた地域で完結していくという地域包括ケアシステムの理念に基づいてしっかりと進めてもらいたい。

Q. 施設整備だけでなく、質を担保するため行政としてどのような支援を行っているのか。

A. 認知症高齢者グループホームにおいては、認知症に関する専門的な研修を受けた職員を配置することとなっているため、研修受講者を配置するよう、常日頃から働きかけている。また、利用者や地元住民が参画する運営推進会議に市も参加し、議題となった事項や困りごとについて相談に応じている。

Q. 運営推進会議は各地区ごとに行っているのか。また、どの程度行っているのか。

A. 2カ月に一度、施設ごとに行っている。

(意見) 質を担保するために適切な指導を引き続きお願いしたい。

消防設備等整備費補助金について

Q. スプリンクラー設置義務のない施設に対しても、今回の補助金に関する周知を行ったのか。

A. 設置義務のない施設についても周知を行った。

Q. 設置義務のない有料老人ホームにおいても、要介護3～5の方が半数以上になれば設置義務が発生することになるが、各施設の入所者の要介護度についてどのように把握しているのか。

A. 未設置となる施設はサービス付き高齢者向け住宅だが、これらは毎年、入所者の状況を県に報告する義務があり、それを基に確認を行っている。

(意見) 設置義務のない施設であっても、設置されていることが望ましいため、しっかりと支援してもらいたい。

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条債務負担行為の補正

子ども学習支援事業業務委託費について

Q. 昨年度の債務負担行為額から大幅に増額しているが、学習支援内容の充実に伴う増額と考えてよいのか。

A. 今年度は定員数30人、週1回1科目としていたが、現在の受託者と意見交換を行う中、週2回2科目の受講のほうがより効果的ではないかとの意見も踏まえ、来年度は週1回の生徒を20人、週2回の生徒20人の合計40人で実施したいと考えている。

Q. 生活保護受給世帯の中学生が対象であるが、対象者のうち何人程度参加しているのか。

A. 対象者数は中学1年生から3年生までの80人から90人程度であり、今年度はそのうち30人が受講している。

Q. 定員に達したため、参加できない生徒もいるのではないかと推察するため、さらなる拡充に努めてほしい。また、委託先が年度によって異なっているケースも見受けられるが、委託先の変更に伴い、先生や教材が変わることにより、学習の連続性が担保されないのではないか。

A. 昨年度において、受託者の変更に伴う課題についても議論を行っており、引き続き検討していくが、継続性を担保できるよう、事業者と意見交換を行い、生徒の状況についても把握するようにしている。

(意見) 学習機会に恵まれない子供たちへの取り組みであるため、子供たちの学習の連続性についてしっかりと担保するよう配慮してもらいたい。

中央老人福祉センター管理運営業務委託費、西老人福祉センター管理運営業務委託費について

Q. 中央老人福祉センター及び西老人福祉センターの職員配置を確認したい。

A. 両施設とも6名である。

Q. 西老人福祉センター管理運営業務委託費には、送迎委託料として550万円を計上し、無料送迎バスを運行しているが、バスの必要性について、市の考え方を確認したい。

A. 西老人福祉センターは交通面において不便であるため開館以来、バスによる送迎を行っている。近年、利用者が減少しており、ルートを見直し、できる限り利便性を確保しているが、公共交通機関がないという点では何らかの措置が必要であると考えます。

Q. 受益者負担がないことについてはどのように捉えているのか。

A. 老人福祉センターの利用料については、無料または低額という規定があり、送迎についても同様であると考えます。

Q. 再委託によりバス事業者と契約することについては制度上の問題はないのか。

A. 再委託についても認めている。

Q. 平成31年度中に老人福祉センターの今後の方向性について示されるとのことですが、議会に対していつ頃示すのか。

A. 詳細までは決定していないが、来年度の同時期を目途に考えていきたい。

(意見) 時代の変化に伴い、介護保険サービスも定着している中で、受益者負担のないサービス利用を今後続けていくべきかどうか十分に検証してほしい。その際には、単に廃止するというのではなく、健康づくりや介護予防の観点から、重要な取り組みの拠点になる可能性もあると考えするため、しっかりと検証を行ってほしい。

議案第48号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 50 号 平成 30 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 2 条債務負担行為の補正

要介護認定調査業務委託費について

- Q. 現在、要介護認定調査については、市が主に新規、社会福祉協議会が主に更新にかかる調査を行っているが、今後は、市、社会福祉協議会、民間事業者の三者で行うことになるのか。
- A. 今後は、新規、変更については引き続き市が行い、更新については、社会福祉協議会が施設入居者等の調査を、民間事業者が比較的安定している方の調査を担い、困難なケースについては、市が直接行うこととしたい。
- Q. これまでのノウハウを持った社会福祉協議会が、従前の業務内容で委託を継続できない理由を確認したい。
- A. 社会福祉協議会からは、人材確保が難しく、また、継続的に人材育成を図っていくことが困難であるという申し入れがあり、市として、新しい体制を構築すべく今回の補正予算の上程に至った。
- Q. プロポーザルによる選定であり、様々な業者が想定されるが、レベルの統一が課題となると考えるがどうか。
- A. 十分にやりとりを行い、適正に対応していきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成30年11月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 63 号 四日市市病児保育室設置条例の廃止につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 64 号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、委員からは、平成 31 年度からの新規事業である居宅訪問型児童発達支援事業の対象者数の推計を行うにあたり、例えば市立四日市病院のNICUの状況について聴き取りを行うなど、十分な調査を行ったのかとの質疑があり、理事者からは、そのような調査は行っていないとの答弁がありました。

これに対し委員からは、市立四日市病院への調査は当然であり、加えて、市内において、本事業の対象となる可能性のある潜在的な子供の数について十分な調査を行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、調査方法も含め、研究していきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、市内の医療的ケアが必要な子供の受け入れは、あけぼの学園が中心となると考えており、意識を高く持って、早急に調査を行ってほしい。また、今後、あけぼの学園と医療機関等との連携がさらに重要となるため、保健師の配置が必須であると考えらるがどうかとの質疑があり、理事者からは、保健師の配置についても検討を進めると

の答弁がありました。

また、委員からは、あけぼの学園への通園と居宅訪問型児童発達支援事業との並行利用を希望する保護者ニーズもあるため、十分な体制の整備をしてほしいとの意見がありました。

議案第 65 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、委員からは、今回の条例改正に伴い、家庭的保育事業等を行う事業者にとって、代替保育の提供元の選択肢の幅が増えることになるが、現在、連携施設を確保していない事業所に対し、他の施設との連携を図るよう、市としても働きかけを行うのかとの質疑があり、理事者からは、今回の改正により、施設間での連携が行いやすくなると考えており、市としても働きかけていきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、安定的な保育環境の整備について、十分に働きかけてほしいとの意見がありました

議案第 70 号 四日市市就学支援委員会条例の一部改正につきまして、委員からは、今回の改正により、就学支援委員会の所掌事務のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する事項を拡充することであるが、具体的な内容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、改正前の条文では、障害のある児童生徒等の特別支援学校への就学判定を規定していたが、実際には、特別支援学級への就学判定も行っており、これを条例上、明らかにしようとするものであるとの答弁が

ありました。

また、他の委員からは、現在の就学支援委員会においては主に5歳児を対象としているが、今後さらに早期からの教育相談・支援を行う予定であるのかとの質疑があり、理事者からは、こども未来部において、現在も4歳児に対し、巡回相談を行い、教育委員会と情報共有を行うことで円滑な就学相談へとつなげているとの答弁がありました。

これに対し委員からは、例えば就学に不安を持つ3歳児や4歳児の保護者から、学校見学の相談等があった場合においては、丁寧に受け止め、園や学校との橋渡しを行うなど、適切な対応をお願いしたいとの意見がありました。

また、委員からは、新たな支援委員会においては、就学先決定時のみならず、その後の子供たちの状況を継続して把握し、就学先として適切であるのか、検証を行うようにしてほしいと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、現在も就学支援委員会において、就学先決定後の転学等について審査しており、継続的な対応を行っているとの答弁がありました。

これに対し委員からは、今年度、行き違いにより適切な対応ができなかった事例があったと聞き及んでいるため、就学先決定後においても、継続した丁寧な支援に努めてほしいとの意見がありました。

議案第84号 四日市市歯科医療センターの指定管理者の指定について、ないし議案第88号 四日市市障害者自立支援

施設あさけワークスの指定管理者の指定につきまして、これらの議案を審査するに当たり、委員からは、いずれも指定管理者を特定して選定しており、かつこれまでと同一の団体を指定しているが、指定管理者選定委員会の適格審査による評価点が100点満点中60点台である。評価点を高めるべく、特に得点が低い項目に対する課題の抽出やその改善のため、指定管理者との間でどのような協議を行っているのか。評価点が低い団体を指定し続けることについて、市民サービスの観点からも疑問を感じるが、過去の評価点を検証し、その改善がなされていないのであれば、特定による選定とすべきかどうか再考する必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、指定管理者と定期的に会議を行うとともに、担当者が施設を訪問し、現状確認を行っている。また、施設の代表者や利用者・地域の代表者が集まる運営委員会に参加し、聴き取りを行いながら、改善に向けた努力をしている。今後これらの取り組みが十分機能するようにしていきたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、そのような取り組みが十分に行われているのであれば、おのずと評価点に反映されるのではないかと。評価点が改善されていないのであれば、現在の取り組みに実効性がないと考えるため、会議のあり方を改める必要があるのではないかと。指定管理者側が、改善を行わなくとも、特定により選定が行われるとの認識を持ってしまうと、指定管理者の選定にかかる制度疲労につながりかねない。また、指定管理者による、改善に向けた取り組みに対しては、市と

して評価することも必要であると考えているが、今後の改善策を問いたいとの質疑があり、理事者からは、まずは直営から指定管理による管理としたこと、また、指定管理者を特定して選定する意義について、市として改めて認識する必要があると考えている。選定委員会からの審査意見については、指定管理者に対してだけでなく、市への評価でもあると認識している。今後、選定委員会からの意見について詳細な分析を行うが、好評価を受けている点もあるため、指定管理者とも共有し、定例会議やモニタリングの機会を捉え、分析し、整理したい。その結果として、次なる審査に向けて改善していかなければ、指定管理者制度を実施する意味がないと考えており、直ちに改善に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、各指定管理者ごとに、選定委員会からの指摘事項や得点が低い項目について洗い出し、定例会議の中で、双方で確認を行うことが重要と考えており、改善に向けた取り組みをお願いしたい。特に、近年の審査意見書を見てもほぼ同様の指摘がなされているにもかかわらず、改善がなされていないため、理事者側の責務として十分に対応すべきであるとの意見がありました。

議案第 89 号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定につきまして、委員からは、選定委員会の適格審査による評価点について、基準点である 60 点を上回ってはいるが、指定管理者を特定して選定している以上、さらに高い

評価点が望ましいのではないのかとの質疑があり、理事者からは、評価点が高いほうが望ましいと考えており、指定管理者に対する指導を強化していききたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、選定委員会からの評価をもとに、現在の課題や改善点について十分に把握すべきである。また、指定管理者を特定で選定するがゆえに厳しいチェックや指導を行うことが必要であると考えがどうかとの質疑があり、理事者からは、指定管理を行っている以上、選定委員会からの審査意見を踏まえながら定例的なモニタリング等に励んでいききたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、特定で選定した指定管理者に対しては、公募による指定管理者以上に厳しい指導を行っていくべきであるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 10 議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 30 年度第 2 回及び第 3 回四日市市民生委員推薦会、平成 30 年度第 2 回及び第 3 回四日市市障害者施策推進協議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第2号 大矢知興讓小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることにつきまして、当委員会の審査の経過を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、12月5日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第2号 大矢知興讓小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについて、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

2月定例月議会における大矢知興讓小学校改築整備事業費可決後も、地域において議論を重ねてきたが、白紙撤回を求める声が大きく、本年8月に地区として、再度白紙撤回を求める表明を市に提出した。

しかし、地域からは、市と地域が対立し続けていてもよいのか、また、子供たちの学習環境を少しでも良くすることを第一に考え、原点に立ち戻ってはどうかとの意見も出ている。

そこで、地域として具体的な対案を示した上で、市や教育委員会と協議していく方向性について、地域において確認を行うとともに、保護者の意向も踏まえ、今回の請願に至った。

また、10月31日には、市長に対し、「大矢知興讓小学校

の普通教室不足問題に対する提案」を行い、その後、教育委員会と大矢知地区学校建設委員会及び保護者との間で意見交換を行っている。

地域としても、これまでのように白紙撤回を求めるのではなく、今回の地域からの提案を軸に、市や教育委員会と協議を行い、地域が納得できる形で合意形成を図っていきたい。

なお、地域からの提案に賛同する保護者世帯数は請願提出時点以降も増えており、特に、保護者からは、2年4ヶ月にわたって運動場が使用できないことや、安全面での不安の声を聞いている。

以上のような理由から、大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足について、校舎の全面改築ではなく、教室の増築及び大規模改修で対応してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨にある、地域からの提案に対する現在の賛同世帯数を確認する質疑があり、請願者からは、大矢知興譲小学校の在校児童の総世帯数 604 世帯のうち 353 世帯、大矢知幼稚園に通園する未就学児童の総世帯数 38 世帯のうち 31 世帯であるとの説明がありました。

これを受け委員からは、今年度、市が行った意向確認のアンケート調査結果と比較するのは難しいが、請願者から示された賛同世帯数をもって、保護者の総意とするには数として少ないと感じる。公立幼稚園だけでなく、周辺の私立幼稚園の保護者への意向調査を行わなかった理由及び園児数の把握について確認する質疑があり、請願者からは、個人情報

理由に、対象園児を特定できないため、意向調査に至っておらず、園児数も把握できていないとの説明がありました。

これに対し委員からは、個人情報課題も理解できるが、私立幼稚園においても、大矢知興譲小学校に就学予定の未就学児が数多く在園していると思われるため、その声を聴き取れていないことに対し疑問を感じるとの意見がありました。

また、関連して他の委員からは、市が行ったアンケート調査結果と相違があるが、今回の地域からの提案が、地域としての大多数の声であると認識しているのかとの質疑があり、請願者からは、そのように認識しているとの説明がありました。

また、関連して他の委員からは、市が行ったアンケート調査では、概ね、改築案に賛同する結果であったが、それ以降、保護者の意見が変化した理由を問う質疑があり、請願者からは、5階建て校舎や屋上プールとした場合の災害発生時の避難について、保護者の不安が払しょくされていない中、市のアンケート調査時にはなかった新たな案を地域から提案したことにより、考え方が変わる契機となったのではないかと考えるとの説明がありました。

これに対し委員からは、そうであれば、今後、市がさらに新たな案を示した場合、再度、保護者の考えが変わる可能性もあるのかとの質疑があり、請願者からは、子供にとってよりよい学校にしたいという思いから、考え方が変わることもあると考えるとの説明がありました。

これを受け委員からは、子供にとってよりよい学校を目指すことが最優先であり、本件については安易に妥協点を探るような結論とすべきでないと考えたとの意見がありました。

また、委員からは、請願趣旨において、「この提案を通じてお互いの立場を認め、妥協点を模索していく」と述べているが、「立場」とは何を指すのかとの質疑があり、請願者からは、市としては、事業を進めており、方向転換が困難となっている一方で、地元としては、白紙撤回の意見が根強い。しかし、地元としても白紙撤回を押し通すのではなく、歩み寄りに向けた案を示し、そして、市側としても歩み寄ってもらい、妥協点を探っていきたいという意味であるとの説明がありました。

また、他の委員からは、市との対立を回避するため、地域としての従前までの方向性を大きく転換するという重い決断に至った経緯を確認したいとの質疑があり、請願者からは、今後、地元と市とが協力して様々な事業を進めていく上で、対立状態は望ましくないため、白紙撤回を求める地元の声にも配慮しながら、地元としての妥協点を模索し、最も懸念している教室不足問題を解決しながら、運動場を確保できる方策として、今回の提案に至ったとの説明がありました。

また、他の委員からは、市に対する提案の内容を、地区において重要回覧として周知していると聞き及んでおり、当該回覧には、木造2階建て校舎の増築案の記載があるが、請願趣旨・請願事項にはその記述がないのはなぜかとの質疑があり、請願者からは、当初は木造建築を前提としていたが、市に対する提案提出後、教育委員会との調整を行う中、構造については教育委員会の決定事項と考え、具体的な構造は請願内容に含めなかったとの説明がありました。

これに関連して他の委員からは、地元の重要回覧で木造増築案を強調する一方で、請願内容として求めている点につ

いては疑問を感じる。また、未確定の木造増築案を周知することで、そのイメージが先行してしまう懸念については考えなかったのかとの質疑があり、請願者からは、指摘のとおり、木造校舎をイメージしている住民もいると推測するため、丁寧に説明してきたいとの説明がありました。

また、他の委員からは、木造建築校舎の耐用年数を確認する質疑があり、請願者からは、基本的に、五、六十年は十分に耐用可能と考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、既存校舎の建て替えが行われるであろう約 20 年後には、今回の提案である増築校舎も併せて改築することになると考えており、より長期的な視点で見た場合には、さらに経費が増大すると考えるが、長期間を単位とした予算の見立てをどのように考えているのかとの質疑があり、請願者からは、今回提案している増築校舎を残しながら、既存校舎のみを建て替える方法もあると考えているとの説明がありました。

これに対し委員からは、その考え方に基づいて建て替えを行う場合、設計に大幅な制限がかかることで、運動場が使用できない期間がさらに長期化する可能性がある。今の子供たちの運動場を守るため、20 年後のことは考慮しなくてもよいと考えるのかとの質疑があり、請願者からは、長期間を単位として考えるのであれば、その都度建て替えるのが経済的ではあるが、今回は教室不足への対応であるため、増築が有効と考える。また、将来の児童数や周辺状況については予測しがたく、20 年後について述べることは難しいとの説明がありました。

これを受け委員からは、学校の建設は 100 年単位で考える

べきと考えており、必ず建て替えを行う時期が発生し、その際は運動場の使用制限がかかる期間が発生すると考える。その時期の違いならば、より効率的な考え方に立つべきであるのが議員の立場であると考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願内容としては、増築校舎の構造までは求めていないため、請願事項の「校舎の全面改築ではなく、教室の増築及び大規模改修で対応」できれば、木造ではなく、仮に鉄筋コンクリート造であってもよいのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、地域からの提案では、プールや体育館までの移動の課題が解決されないまま残ってしまうのではないのかとの質疑があり、請願者からは、指摘の点については増築案の課題として考えており、更衣室の改良等、少しでも環境を良くするような考慮に留まると考えたとの説明がありました。

また、関連して他の委員からは、敷地外にあるプールの配置についても大きな課題として捉えていたが、その課題が解決されないことの理解を得た上で、増築案に対する賛同が得られているのかとの質疑があり、請願者からは、プールの配置が変わらないことを心配する声はあったが、屋上プールよりも現在の立地のほうがまだよいとの認識であるとの説明がありました。

これを受け委員からは、課題の1つであるプールの配置を妥協してでも、地元として、子供の安心安全を第一に望んでいることについては理解すると意見がありました。

また、関連して他の委員からは、プールや体育館の課題が

解決されなくても、なお5階建て校舎のほうが望ましくないと考える根拠を確認したいとの質疑があり、請願者からは、市の改築案における、屋上プールとした場合、緊急時の救命救急に時間がかかりすぎる恐れがあり、保護者から不安の声が大きいためであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、地元としては、体育館やプールの課題は残るが、なお増築案を望むという願意であると受け止めており、解決されない体育館やプールの課題については、若干の改修程度はあるにしても、今後、市に対し、根本的な解決を求めないということかとの質疑があり、請願者からは、今後、将来の校舎建て替えまでに、全くないとは言えないが、現状では多少の改善を提案するにしても、根本的な解決を求めることまでは考えてないとの説明がありました。

次に、理事者からは、大矢知興譲小学校改築整備事業の進捗に関して、事業の概要、具体的な整備内容、工事期間中の安全確保策について、また、地域・保護者との協議等に関して、大矢知地区からの反対意思の表明、住民監査請求、保護者懇談会、大矢知地区からの木造増築案の提案に関する説明がありました。教育委員会としては、地域から提案のあった木造増築案では、普通教室不足は解決されるものの、他の課題が解決されないこと、これまでの普通教室不足の解消案の方針とは合致しないこと、工事期間中も現在の運動場の半分程度が確保できるものの、増築後の学校施設には複数の課題が解決されないまま残ること、現在の校舎の耐用年数経過後に全面改築の費用も必要となり、費用対効果の面からも、解決案として採用することは難しい。以上の理由から、全面改築案の目的や効果、教育委員会の考え方について、今後も保

護者や地域に十分な説明を行っていくとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、事業がこのまま進んだ場合は、5階建てを回避するために教育委員会において検討を行った4階建て校舎案は選択肢からは外し、5階建て校舎になるということかとの質疑があり、理事者からは、今後もレイアウト等の見直しは行うが、5階建て校舎で検討していくとの答弁がありました。

また、委員からは、大矢知興譲小学校の在校児童の総世帯数604世帯中353世帯が増築案に賛同の意を示していることに対し、教育委員会としてどのように受け止めているのかとの質疑があり、理事者からは、市の改築案に対する保護者からの不安を払しょくできていないのは事実である。一方で、新しい学校に期待する意見もあり、教育委員会としては、将来に向けて教育環境を良くしたいとの考えから、改築案への理解を求めたいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、市の改築案に対する保護者の理解はどの程度と認識しているのかとの質疑があり、理事者からは、新しい学校の様子やトイレ改修に関する説明とあわせて、運動場が利用できない期間の代替措置等について説明しており、その内容について理解いただいたと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、現行の改築案と地域からの木造増築案を比較し、結果的に、費用対効果の面等からも採用することが難しいという結論に達したということかとの質疑があり、理事者からは、教育委員会としては、一貫して、目に見えるかたちで施設課題を一体的に解決するという考え方でこれ

まで進めてきた。地域からの提案も精査したが、解決案として採用することは難しいと判断したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本請願は、影響力のある請願であり、議会の結論は重い判断であると考え。これまで、一般的な教室不足の対応はプレハブか鉄筋コンクリート造の校舎増設で教育委員会に対応しており、これまでとは異なる案が地域から市長に示されたが、請願内容としては木造建築に限定した内容ではない。そこで、従来の教室不足対策の手法による増築を行う場合の比較検討資料の提出を求めたい。そのため、ある程度の時間を要すること、また、議会全体での議論も含め、慎重に取り扱うべきと考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、議会として、2月定例会議会において改築整備事業費を可決し、市としては、その際に付した附帯決議について一定程度対応してきた中で、今回、地域から新たな提案があったことを鑑み、議会全体で議論をする機会を設けるべきであると考え。地域の意見は重く捉えるべきであり、地域からの提案とそれに対する教育委員会の検証結果を併せて、議員全体で総合的に議論すべきと考えるため、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

また、他の委員からは、地域からの提案については、あくまでも対案として出された一つの案であり、地域で議論を重ね、双方が歩み寄る一つのきっかけにしたいとの思いについては、重く受け止めるべきであり、採否を決するべきとの意見がありました。

また、他の委員からは、本請願については、これ以上、行政と地域との対立を続けることを避けたいという勇気ある

請願であると捉えており、議会としても、採否を示す責任があると考え、採否を決すべきとの意見がありました。

また、他の委員からは、本請願については、委員会だけでなく、議員全体で議論を行い、責任ある結論を出すべきと考えるため、審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

また、他の委員からは、木造建築ありきの増築を求める請願内容ではないことについては、重要な点として受け止めている。よって、従来、教育委員会が教室不足への対策として講じているプレハブや鉄筋コンクリート造による増築検討案を示し、その可能性について検証しなければ採否を判断しかねるため審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

以上の経過により、請願第2号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出ることについて採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員長報告（平成30年11月定例月議会）

【 請願（審査の経過と結果） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

請願第2号 大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることにつきましては、12月11日に実施した本委員会での審査経過をもとに、審査期限の延期を申し出たところではありますが、これが本会議において否決されたため、再度、委員会を開催したものであります。

理事者に対する質疑において、委員からは、請願を採択した場合には、現在行っている基本設計等の計画を大きく変わることも想定されるが、その場合にはどの程度の影響が生じるのかとの質疑があり、理事者からは、契約を改める必要があるため、その違約金として、約4000万円を見込んでいる。また、現在の増築案は昇降口の増設や、児童の出入り口付近での増築、運動場が狭くなる等、子供たちに負担がかかるため、市で再度検討し直す必要がある、教室不足に間に合うかどうかを答えることは難しいと考えるとの答弁がありました。

また、委員からは、出入り口の前に新しい校舎を建てた場合、具体的にどのような不便が生じるのかとの質疑があり、理事者からは、増築案は、学校の出入り口付近に建築し、渡り廊下で本校舎と結ぶ計画であるため、毎日の上足、下足が交差すること、プール移動の経路であること、昇降口を増や

す必要があることなど子供への負担は大きいとの答弁がありました。

また、委員からは、すぐに実施設計を行うことは不可能と考えるため、2年程度は遅れるという理解で間違いないかとの質疑があり、理事者からは、来年度に実施設計を発注する必要があると考えるが、子供たちの負担をできる限り減らすようにすること、そして限られた敷地の中でどう組み合わせるのがベストかを考える必要があるが、仮に発注となれば、来年度に実施設計を行う必要があるとの答弁がありました。

また、委員からは、増築案では教室不足以外の課題はほとんど改善されないと認識しているが、他に改善されることはあるのかとの質疑があり、理事者からは、教室不足の解決のみに留まり、増築案では運動場面積をさらに狭くしてしまうことが懸念されるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、増築案は急場しのぎにより安くなるが、それ以外の点では、教育委員会の案が優れていると考えるとの意見がありました。

また、委員からは、既存校舎の建て替えが行われるであろう約20年後には、運動場が使えない期間が発生すると考えるが、その際に運動場に影響を及ぼさずに工事できるのかとの質疑があり、理事者からは、約7年程をかけて少しずつ増築解体を繰り返す方法で運動場を残しながら工事することは技術的に可能であるが、運動場の全面は使用できず、現在の北側でなく日当たりの良い南側に建てかえたいとの思いから、全面改築のC案を採用した経緯がある。増築した場合、20年、30年後の改築の際には、運動場はさらに狭くなった状

態で同様の問題が起きると考えられるとの答弁がありました。

また、委員からは、現在の改築案では、約2年間運動場を使用できないこととなるが、このことは子供たちの心身の発達に影響すると考えているのかとの質疑があり、理事者からは、運動場が使用できないことにより自由に遊べないという点での制約はあるが、こども広場やプールの跡地を整備することにより、体育の授業や休憩時間に子供たちが思い切り体を動かす機会は確保できると考えている。また、教室の空きスペースを活用した軽運動の取り組みなどの工夫を行うことにより、体力の向上も図ることができる。運動場が使えないことで子供たちの心身の発達に影響を及ぼさないよう、学校とともに工夫して指導・支援に努めていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、請願趣旨が実現された場合、現計画よりも工事に係る経費が安くなることとなるが、長期的な視点で見た場合、増築案の方が現計画よりも圧倒的に経費がかかることとなると考える。また、約2年間運動場が使用できないという面についても、そのことが子供たちの心身の発達に影響するものではない。この点から、金額の多寡、子供たちの心身発達への影響という請願趣旨の2本柱については根本的に崩れていると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、地域からは運動場が使用できない間の安全対策を求められており、その部分はしっかり行っていく。また、他の自治体の事例も参考に、工事期間中であればこそ体験できる内容を教育に取り入れるなど、可能な限り子供たちの負担が

少なくなるよう努めていきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、他の学校区においても、通学路の清掃や危険箇所の点検・修繕など、目に見えないところで地域住民の協働による環境整備が行われている。今回の大矢知地区からの提案によらず、現在の教育委員会が進める改築案で事業が進められることにより、今後、子供たちのよりよい教育環境の実現に向け、大矢知地区住民からの積極的な協力が得られなくなるのではないかと危惧するとの意見がありました。

また、他の委員からは、地域全体で子供たちを見守るという視点は重要であるが、大矢知地区住民を信頼しており、このまま教育委員会の案で事業を進めたとしても、教育環境整備への協力が得られなくなることはないと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、増築案では、校舎が東西に長くなり、職員室から死角になる教室も増えると考えるが、児童の安全面についてはどのように考えるかとの質疑があり、理事者からは、増築案においても教室数は増えるが、校舎自体が長くなり、管理上ふさわしくなく、安全面で課題が残る。また、限られた敷地で校舎を建築するため、運動場がさらに狭くなり、一方で子供は増えていく状況であり、運動場の面積1つとっても今後状況は悪化していく。さらに、プールや体育館の配置や校舎自体の使い勝手の課題が解決されずに残る。その中で学校運営をしていかなければならならず、子供の教育環境を考えた場合に賛同できないとの答弁がありました。

また、委員からは、現在6年生の子供を持つ保護者からは、卒業していくので、本件についてはどちらでもよいという声も聴いたが、運動場の広さについて言及し、特に運動会の場所取りのために保護者が並ぶ時間について意見を聴いているが、何時から並んでいるのか把握しているかとの質疑があり、理事者からは、正確には把握していないが、学校によって場所取りは7時以降とするよう案内しているとの答弁がありました。

これを受け委員からは、運動場が狭くなれば運動会の場所取りはさらに熾烈になると考えるため、運動場の広さは改めて大事であると感じたとの意見がありました。

また、他の委員からは、議会としては、改築整備事業案を認めてきており、今回の請願が提出されなければ工事は粛々と進んでいくこととなるが、請願をきっかけに、増築なのか改築なのかを考えることとなる。地域において回覧も出されており、保護者は木造での増築という認識をしているのではないか。仮に採択し、従来の教室不足の解決の手法である鉄筋もしくはプレハブでの増築を行った場合、保護者の方々が求めていた対応ではないとなることを心配する。大矢知中学校の否決をしたのも議会であり、もし通っていたら大矢知中学校はとうに竣工し、小学校の過密も解決できていたかもしれないが、従来の手法による教室の増築について、どのように対応できるのかとの質疑があり、理事者からは、増築については精査をしなければならないという思いを持っている。検討するのであれば、鉄筋かプレハブ、その場合の費用、スケジュール、そして、何よりも場所はどこにするのか、特別

教室を置くのか普通教室をおくのかななどを総合的に検討しなければならず、今ここで示すことはできないとの答弁がありました。

これを受け委員からは、結論が出ていないのはやむを得ないが、より慎重に審査すべきと考えるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、2月定例月議会において、大矢知興譲小学校改築整備事業費を議会として可決しているという事実は非常に重く、同時に可決された附帯決議の内容について、教育委員会が努力してきたことも事実である。今回の増築案は請願において初めて提案されたものであり、全議員で議論する場もないまま採択の結論を導くことは適当でない。また、附帯決議に基づき教育委員会において行ったアンケートと、請願者による意向調査の結果については乖離があり、住民ニーズがどこにあるのか不明瞭であること、増築案を採用した場合、運動場が現状よりも狭くなり、プールや体育館の配置の課題も残ること、現在行われている基本設計が中止となることにより、平成34年度の普通教室の不足に対応できない可能性が出てくること等の状況を総合的に判断し、現時点で、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本請願の採択により、これまでの行政と地域の対立構造からお互いが歩み寄ることにつながると考える。様々な課題はあるが、地域と行政の協働体制を議会がサポートすることは重要であると考えため、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本請願を採択したとしても、増築

案の採用により、運動場面積に至っては現状よりも狭くなるなど、現在の課題のほとんどが解決されないことになる。また、経費の削減という点ではメリットがあるが、現在の本市の財政はそれほど余裕がないわけではなく、現在、教育委員会の進める事業内容についても確たる予算の根拠のもとに提案されたものである。経費が安くなるという理由のみで子供たちの教育環境が悪くなることは許されるものではなく、議会として未来に責任を持つ意味で、現計画を進めていくべきと考える。また、本請願の内容は、地域と行政の歩み寄りを進めるものではなく、あくまで現計画の白紙撤回を求めるものであると認識しているため、このような点から本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本請願を採択した場合の影響について地域住民が正確に認識しているか、増築案が現敷地内で実現可能であるのかを見極めるために審査期限の延期を主張してきた。情報不足のまま請願を採択することにより、地域住民が当初思いもよらなかった結果になったとしても、もう後戻りはできないという意味で、議会として請願を採択する意義は非常に重いと考えている。本請願趣旨の実現によりどのような影響があるのか十分な確認ができないまま採択の判断をすることはできないと考えるため、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成31年2月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

子ども医療費について

- Q. 平成31年度より、県においても子ども医療費の窓口負担無料化を導入すると聞き及んでいるが、今後の県と市の費用負担割合について確認したい。
- A. 県の導入時期について、実施月までは確認できていない。現在のところ、窓口負担無料化導入による波及増分について、児童扶養手当の基準程度を県が負担することになると聞いているが、詳細は未定である。
- Q. 窓口負担無料化を導入するにあたり、本市では、議会において、対象者の所得制限撤廃について議論を行っており、その際、まずは医療費の増減の推移について調査を行うとの答弁があったが、現時点での医療費の状況を確認したい。
- A. 現時点では、平成29年度と比べて、約14%増加している。
- Q. 対象年齢拡大や所得制限撤廃といった、今後の拡充に向けた検討は行っているのか。
- A. 今年度の実績が出ておらず、感染症の流行期である冬期のデータがないため、まずは、1年間分の実績を確認したい。

不妊治療費について

- Q. 県及び市いずれの助成も所得制限を課しているが、不妊治療自体が高額であること、また、治療が長期にわたることもあるため、所得による制限を設けることについて疑問を感じるが、所得制限の撤廃に向けた検討はしていないのか。
- A. 国の制度に則し、所得制限を設けており、県も所得制限を設けていることもあり、現状のままをしたい。
- (意見) 国の制度という理由で割り切るのではなく、所得制限を理由に制度を活用することができない世帯に対する本市としての対応を考えるべきであり、今後検討してほしい。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

児童虐待防止対策事業費について

- Q. 子育て中の親支援事業の対象となる親はどのように特定するのか。
- A. こども保健福祉課の保健師による家庭訪問時や家庭児童相談室による相談対応時に、

対象とするかどうかを判断していく。

Q. 対象となる親に本事業を促した際、どの程度事業を受けてもらえるのか。

A. 新規事業であるため、実績についてはまだ出ていない。なお、養育支援訪問事業においては相談員が訪問することを拒否する親もいるが、本事業は通所してもらうことも考えている。

Q. 本事業は父親も対象であるのか。

A. 父親も含め、親に対する事業であり、育児の手技を身につけてもらいたいと考えている。

Q. 養育支援訪問事業について、徐々に専門員を増員し、拡充を図っているが、現状の3名体制で十分であるのか。

A. 事業開始後、徐々に増員しているが、育児・家事訪問回数については、平成29年度が283回、30年度が12月末現在で409回であり、今後の訪問必要数の増加も鑑みる必要がある。

(意見) 増加傾向にあり、かつ、ケースも複雑化しており、養育支援訪問事業は核となる事業と考えるため、人員を増員できるよう、関係部局と調整してほしい。また、本会議において、子ども家庭総合支援拠点を整備すべく、専門職の採用や組織のあり方を検討するとの答弁があったため、来年度具体的に進めてほしい。さらに、本市が中核市を目指す中、県と二重体制となることについては十分に検証を進め、メリット・デメリットや先進事例について研究してほしい。

Q. 児童虐待防止において、転入転出時における迅速な情報共有が重要であると考えますが、本市では十分に対応できているのか。

A. 転入前に居住していた自治体からの電話の一報に続いて、書面の送付を受けており、疑問点等があれば問い合わせさせて対応を引き継いでいる。また、市外に転出した場合には、まずは電話で一報を入れ、その後、書面を送付しており、転出先が近隣の場合に、案件によっては、転出先の自治体を訪問して説明を行っている。

Q. 転入転出時には、即座に対応を行っているのか。

A. 電話の一報においても概略をつかんでいるが、相手先自治体に迅速な書面送付をお願いしており、できる限り早く行動するよう心がけている。

(意見) 本市において、他の自治体から転入してきた児童への虐待事案があったことを受け、県で検証を行っているが、市内で発生した事案であるため、共に検証を行うようにしてほしい。

学童保育事業費について

Q. 運営委員会の保護者からは、運営に関する事務作業量が多くて困っているという声を聞くが、市の統一的な事務マニュアルはあるのか。また、運営委員会の保護者の負担について把握しているのか。さらに、市としてどのようなサポートを行っているのか確認したい。

A. 夏季にすべての運営委員会を訪問し、困りごとについて聴き取りを行っているが、その中で、保護者を中心に運営しているところでは、毎年度役員が代わっていくこと

もあり苦勞していると聞いている。そこで、例えば補助金の請求方法や、どのような書類を揃えたらよいかなど、提出書類の説明、また、社会保険労務士を交えた研修会を毎年度実施している。

Q. そのような研修自体が保護者の負担になることはないのか。

A. 研修会は学童保育所運営に負担がないよう、夜間に開催しており、研修の参加者からは、確実な事務を行う上で参考になったとの声を聞いている。

(意見) 運営に対する負担は軽減できているかもしれないが、時間的なことがネックになっているため、今後はその点についても留意してほしい。

第2子以降子育てレスパイトケア事業事務費について

Q. 保育無料券の利用実績は増加しているものの、利用率としては低いため、本事業へのニーズをいかに把握して利用率を向上させていくのかが課題であると認識しているが、保育無料券はどのような方法で対象者の手元に届くのか。

A. 市への申請後、郵送にて届けている。

Q. 本事業については、市も周知を図っているが、対象となる方に対して情報が十分に行き届いているのか。例えば、情報が十分に行き届いておらず、申請を忘れていたといった状況はないのか。

A. これまで、地区市民センター窓口での案内、母子健康手帳へのチラシの挟み込み、広報よっかいちへの掲載を行ってきたが、これらに加え、平成31年度はポスターの作成、母子健康カレンダーや母子健康手帳別冊への掲載を行い、さらなる周知を図っていききたい。

Q. 周知の充実も重要であるが、一方で、本事業が対象者のニーズに合致しているのか検証すべきではないのか。今回、保育無料券の利用回数を2回のままで、利用期間を産後6か月から12か月にした理由を確認したい。

A. 本事業を開始するにあたり、子育て中の保護者が特に気を休めたいと思う時期を検討し、産後6か月までとした。しかし、産後6か月という期間は、思いがけず経過してしまうこともあるため、産後12か月としたほうがより効果的であると考え、回数はそのままで、利用期間を拡大した。

(意見) 利用期間を拡大したことは評価するが、加えて、利用回数を増やすことでより利用しやすくなるを考えるため、対象者のニーズを精査し、拡充に向けて検討してほしい。

Q. 人気のある園に集中して予約がとりにくいことも課題であったが、なかなか利用できないという状況は、現在は解消できているのか。

A. 実施園についての周知が進んできており、徐々に利用園が分散化されてきている。

障害児通所事業費、あけぼの学園管理運営費について

Q. あけぼの学園の新規事業である居宅訪問型児童発達支援事業の想定利用人数について、以前に確認したところ、4名であるとの答弁であったが、その後、想定人数について検証を行ったのか。

A. 想定人数に対する指摘を受け、各医療機関のNICU（新生児集中治療室）の入院状況について確認を行ったところ、平成30年度については117名であった。また、医療的ケアが必要な子供は51名であり、うち39名については訪問看護ステーション等の利用で支援が必要な状態にあることを把握しているが、医療機関等に周知を図り、希望者への対応を行っていききたい。

Q. 当初の想定人数よりも、対応すべき子供の人数は多いと考えるため、あけぼの学園への保健師の配置について検討すべきと考えるがどうか。

A. 保健師の配置について、現在準備している。

Q. 放課後等デイサービスについて、年々、新しい事業所が立ち上がり、多くの事業所が事業を担っている中、事業所職員の資質向上に向け、市はどのような取り組みを行っているのか。

A. 毎年、研修会を実施しており、市として、年2回、児童精神科の医師等を招聘し、研修を行っている。また、事業所が主体となり、あけぼの学園の職員等を講師とした研修会を実施している。

Q. あけぼの学園の職員が指導を行っているとのことであり、あけぼの学園は他の事業所を牽引していくという役割も担っているため、十分にその役割を果たしてほしい。また、障害児通所支援事業については、多くの事業所に事業を担ってもらっているが、事業によっては、実施する事業者が少ない場合もあり、中でも保育所等訪問支援事業は、事業を担ってもらえる事業所が少ないため、あけぼの学園の役割が特に重要である。しかし、あけぼの学園の保育所等訪問支援事業について、平成31年度は訪問回数を年1回から年2、3回に増やす程度であり、本来は毎月訪問しなければならないと考えるが、どのように取り組みを充実していくのか。

A. 年2、3回を想定しているが、回数については利用者との間で調整していききたい。

（意見）年2、3回では不十分であるため、年々充実していくようにしてほしい。

Q. 障害児相談支援事業について、民間事業所がその大部分を担っているが、本来はあけぼの学園が担うべきであり、サービス等利用計画作成についてはあけぼの学園が中心を担うべきであると考えているがどうか。

A. サービス等利用計画作成件数について、来年度400件と見込んでいるが、必要な方への支援に応じていく。

（意見）あけぼの学園が担うべき役割を他の事業所が負っていることを改めて認識してほしい。また、あけぼの学園は、他の事業所のリーダーとなって牽引すべき立場であると考えているため、意識を高く持ち、人員体制を整え、事業を充実していくようにしてほしい。

＜歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費＞

任意予防接種助成事業費について

Q. ロタウイルス予防接種について、助成対象に所得制限を設けなかった理由を確認したい。

A. ロタウイルス予防接種は任意予防接種であるが、定期接種と同様に所得制限を設け

なかった。

Q. 一回の接種費用が高額であり、低所得者にとっては負担が大きいと考えるため、実施後の状況を見ながら、低所得者への配慮についても引き続き調査研究してほしいと考えるがどうか。

A. 費用負担を理由に接種を見送るケースも考えられるため、全体の接種率や接種しなかった理由を確認し、今後の対応について検討したい。

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

学校づくりビジョン推進事業費について（性教育に係る指導）

Q. 平成 26 年度から外部講師を招いた性教育の指導を行っており、その重要性を認識しているが、外部の専門職による指導の効果について確認したい。

A. 産婦人科医、助産師、保健師といった専門職が講師となることで、子供たちの受ける印象も大きいため、望まない妊娠や性感染症といった性に対する正しい専門的な知識を得る機会となっており、効果があると考えている。

（意見）未だ外部講師による指導を実施していない中学校に対しては、教育委員会から働きかけるようにしてほしい。望まない妊娠から虐待に至り、貧困につながるような連鎖を断ち切るために、小中学校の早期段階から取り組んでいくことが重要であるため、今後も注力してほしい。

学校英語教育充実事業費について

Q. ALT（外国語指導助手）について、英語指導員の種類を確認したい。

A. ロングビーチ市出身の英語指導員、JETにより採用している英語指導員、派遣の英語指導員の HEF である。

Q. HEF の詳細について確認したい。

A. 派遣業者による ALT 3 名を小学校に派遣している。なお、来年度は小学校の中学年 35 時間、高学年 70 時間の英語授業を行う予定であり、各学級 6 時間程度配置する予定である。

途切れない指導・支援事業費について

- Q. 障害のある子供が中学校卒業後、高等学校に進学しようとしても、特別支援学級に在籍していた場合、内申点が付かないことから高等学校への進学という進路が制約されるという声を聞いたが、実態について確認したい。
- A. 交流等で受けた授業には内申点が付くが、特別支援学級で受けた授業には内申点が付かない。
- Q. 交流はどのようにして受けているのか。
- A. 児童生徒の実態を見ながら保護者と相談して決めている。なお、特別支援学級での授業時間数は最低週9時間としており、それ以外は通常学級でも学べるため、児童生徒の特性によって交流の時間数は異なる。
- Q. 保護者や児童生徒の負担が大きいため、交流の機会が得られないことも考えられるが、実態について確認したい。
- A. 交流を受けるための環境が十分に整っていると言いが、介助員の配置や教職員による工夫等によって対応している。
- Q. 中学校卒業後の進路決定は将来の岐路に立つ場面であり、進学するために交流の機会を設けているにもかかわらず、交流が利用しにくいという現状においては、子供たちの進学する権利を損ねているのではないか。
- A. 児童生徒の成長を考えながら交流の教科や時間数等を決めているため、それが負担であれば交流を中断するなど、実態を見ながら実施している。
- Q. 交流を中断することで、内申点が付けられず、進学する機会を損ねることになるのではないのか。
- A. 個々の障害の特性に応じて、学力が伸ばせるような教育課程を組んでおり、例えば肢体不自由の児童生徒であれば、体育や技術等の実習を伴う授業は特別支援学級での教育課程を組むが、国語や数学等を交流で授業を受けることで内申点が付けられる。高等学校受験時には、国語や数学等については内申点が付き、体育や技術等の教科については、あらかじめ高等学校へ説明するといった配慮を行っている。また、中学校卒業時の進路を見据え、個々の障害の特性に応じ、いかなる教育課程を組むべきかについて小学校時から話し合っている。
- Q. 特別支援学級から高等学校に進学した生徒数は把握しているのか。
- A. 数字については今、ここには持ち合わせていない。
- Q. 我が子に対する保護者の思いと、教育を担う機関としての教育委員会との間で温度差があるのではないかと考える。保護者、教職員、児童生徒との間で将来の選択を決定するという、デリケートかつ重い決断が就学途中に行われているものと推察するため、このことを重く受け止め、児童生徒の障壁とならないような配慮を行い、可能な限り児童生徒が望む進路に導くことができるよう、きめ細かな指導が必要であると考えられるがどうか。
- A. 中学校卒業後の進路選択については学校と連携を取っており、特別支援学級の担任への進路研修会等を実施しているが、よりきめ細かに行う必要があると考える。
(意見) 特別支援学級から高等学校へ進学したという実例は、障害のある子供の保護者

にとって勇気を与えることにつながると考えるため、実態を調査した上で、情報を広めていくことが大切であるとする。調査結果については、後日資料として提出してほしい。

Q. 中学校卒業後の進路は、基本的には進学ありきという考え方であるのか。

A. 特別支援学級の生徒の進路先については、進学や就職等、選択の道がいくつかあり、中学卒業後の進路先を確保できるよう進路指導を行っている。

(意見) 進学意欲のある児童生徒が何らかの障壁でその道が閉ざされることは是正すべきであり、最善の支援をすべきである。しかし、障害の有無にかかわらず、中学卒業後は進学することが前提であるという考え方については疑問を感じており、高等学校はあくまでも、義務教育課程修了後さらに勉学に励みたい人が行く場所であって、就職という選択肢も当然あり、必ずしも進学する必要があるとは感じない。特に教職員が進学ありきという考え方を持っていると、世の中全体が進学ありきとの見方になってしまうのではないかと考えるため、進学ありきという考え方は改めてほしい。

生徒指導・教育相談事業費について

Q. いじめや不登校への対応が最重要課題となる中で、スクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーといった専門職の重要性が高まっているが、現在の県 19 名、市 20 名のスクールカウンセラーで十分に対応できているのか。

A. スクールカウンセラーの配置日数を毎年 1 週ずつ拡充しているが、それでもなお不足しているため、ハートサポーターによる派遣を行っている。

(意見) スクールカウンセラーについては、現在の派遣という形態から、最終的には配置していく必要があると考えるため、国、県へ強く働きかけるとともに、市としても、必要な予算について財政経営部と調整し、拡充を図ってほしい。

Q. 平成 31 年度のスクールソーシャルワーカーの派遣総時間数を年間 450 時間と見込んでいるが、平成 30 年度の実績見込み数を確認したい。

A. 2 月末現在で 396 時間であるが、3 月は次年度への引継ぎもあるため、学校からの要望があれば応じていきたい。

Q. スクールソーシャルワーカーは人材不足が課題であるとするため、人材確保に向けた取り組みについて確認したい。

A. スクールソーシャルワーカーは不足していると認識しており、スクールソーシャルワーカーとしての役割を担う人材を確保するため、社会福祉士会と連携し、学校での役割について理解してもらうための研修会の開催や、大学との連携を通じて人材を確保していきたいと考えている。

(意見) 社会福祉士会や大学との連携を通じて、人材育成に努めてほしい。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取り組みのさらなる拡充を図ってほしい。

学校業務サポート事業費について

- Q. 平成 30 年度に学校業務アシスタントをモデル的に数校配置し、教職員からは好評であるとのことだが、平成 31 年度からの全校配置に向けて、人材は確保できているのか。
- A. 年度当初から全校に配置できる見込みである。

登校サポートセンター事業費について

- Q. 施設改修に伴い、セラピストやOB嘱託教員を増員し、アウトリーチに注力していくとのことであるが、福祉的なアプローチが可能なスクールソーシャルワーカーも必要と考えるがどうか。
- A. 登校サポートセンターに配置するのではなく、指導課のスクールソーシャルワーカーを活用していく。学校経由で登校サポートセンターにつながるが多いため、学校、スクールソーシャルワーカー、登校サポートセンターの職員が連携し、足並みを揃えて支援することとしている。
- (意見) さらなる充実のためには、スクールソーシャルワーカー同士の連携も必要になると考えるため、今後検討してほしい。

教育情報通信システム運営費について

- Q. 先進自治体におけるタブレット導入による効果を示す資料を提出してもらったが、その内容は、タブレット導入により学習が分かりやすくなったという児童生徒の意識調査結果である。タブレットを好意的に受け入れたという児童生徒側の感想であり、学力向上につながった効果を示した資料ではないと見受けられるがどうか。
- A. 先進自治体の状況を調査したが、学力向上の要因がタブレットのみの効果であると判断しきれず、効果を明確に示した自治体がなかったためである。
- Q. 他の自治体がタブレットによる学力向上の効果を実証していないのであれば、本市が効果検証してはどうか。
- A. 手法について難しい面もあり検討の余地はあるが、効果検証は必要であると考えている。
- Q. タブレットを導入していない時期の過去のデータと比較し、点数の変化を検証する等、効果検証は可能であると考え。導入するからには、その効果を本市発で全国に発信し、先進自治体となるよう、効果検証する価値があると考えがどうか。
- A. 課題研究テーマの一つとして取り組む等、効果が出せるよう、前向きに取り組んでいきたい。
- (意見) 効果を出すことを目的にするのではなく、結果は別として、実証というフラットな立場で検証してほしい。仮に学力向上の効果がなかったとしても、一つの結果であり、全国に発信する価値があると考え。
- Q. 3890 万円もの予算を投じるにもかかわらず、狙いや効果が不明瞭であることに疑問を感じる。議会に対して予算を提案するのであれば、タブレット導入の狙いについて当然持ち合わせておくべきであり、教育委員会としての取り組みが甘いのではないか。資料にも本市としての導入目的が示されておらず、意識が薄いのではないか。

- A. タブレットによる授業改善を行い、問題解決能力を伸ばしたり、学力向上を目指したりしたいと考えているが、資料として示せなかった。
- Q. タブレット導入による教育委員会としての狙いについて、議会に対して十分な資料を提示する必要があるのではないのか。また、各校 40 台配備するとのことであるが、学校規模により児童が利用できる回数も異なると思われるが、具体的な運用等についてはどのように考えているのか。
- A. 学校規模によって利用回数は異なるが、まずは 1 クラスで 1 人 1 台ずつ利用できるような環境を整えるべく、各校 40 台導入することとしたい。
- Q. 大規模校と小規模校では児童数やクラス数が異なるが、各校 40 台の配備数で、教育委員会が目指す狙いは達成できるのか。学校規模に違いがある中、各校一律で 40 台とした根拠を確認したい。
- A. 1 クラスで 1 人 1 台ずつ利用できるよう、各校 40 台としたが、指摘のように、学校規模によって、利用回数に差が出ることも想定される。
- (意見) そうであるならば、全校一律の台数ではなく、効果的に子供たちが利用することができる環境を考えた上での配備台数にすべきである。予算化にあたっては教育委員会がタブレット導入の効果、目的を達成するために必要な配備台数を議会に示して予算を提案すべきであり、今回の資料ではタブレット導入への思いが感じられない。そのため、導入による効果、活用方法等について、資料を提出してほしい。
- (意見) タブレットを活用したプログラミング教育について資料として提出してほしい。
- (意見) 委員からの意見を踏まえ資料を追加してもらったが、ICT はあくまでもツールであって、教育大綱や学校教育ビジョンで目指す子供を育てるための取り組みの一つとしてタブレットを活用するのであり、委員からの資料請求があった時点でそのような答弁がないことを残念に思う。効果検証にあたっては、全体を見据えた上で総合的に判断すること、また、検証の結果、台数不足等の課題が生じた場合、以降の対応については十分に検証してほしい。特に、平成 31 年度はプログラミング教育必修化に向けた準備期間として重要な時期であり、学校教育ビジョンに掲げる子供の育成に向け、タブレットの効果をしっかりと捉えた上で、プログラミング教育への活用といった視点も持ってほしい。
- Q. 反転教育についても検討しているのか。
- A. 全員に一台ずつタブレットが行き渡った段階において反転教育を検討していく必要があると考えるが、現時点での配備台数では難しいと考える。
- (意見) 武雄市では反転教育の成果が出ているが、メリット・デメリットがあるため、他の自治体の事例を調査し、今後の導入について研究してほしい。
- Q. ICT 機器の活用に得手・不得手な教職員がいると思われるが、タブレット端末の特性を生かした授業を行うための教職員に向けた取り組みについて確認したい。
- A. 電子黒板導入当時も活用しきれない教職員がいたため、出前研修や担当者研修を実施した結果、現在、授業における ICT 活用率はほぼ 100% である。タブレットも同様に、研修を行い、まずは触れてもらうことから始め、授業での効果を実感できるよ

うな取り組みを実施していく。

Q. 教職員においては指導の力量差、児童においては家庭での利用による経験差が生まれると考えられるが、その差を埋めるような対策を講じなければ、学力向上に生かせないのではないか。

A. 教職員については、出前研修に加え、学校におけるOJTにより、教職員間での研修等を積み重ねていく。また、児童については、協働的な学びの中で、子供同士の教え合いを進めていくことも一つの方法として考えられる。

(意見) 導入後の十分なバックアップ体制を構築するとともに、状況を見ながら、配備数の増台についても検討してほしい。

Q. 近年、ネットセキュリティが重要視され、学校におけるネットワークの安全性についても十分に確保すべきであり、文部科学省からは具体的なガイドラインは示されていないが、タブレット導入にあたり本市独自でセキュリティ対策を構築するのか。

A. 本市では、各学校において、ネットシェイカーというセキュリティシステムを導入しており、不正アクセス防止やネットのフィルタリングを行っている。

Q. タブレット導入後も、現在のシステムで対応可能ということか。

A. そのとおりである。

Q. 万全を期すためにも、他の自治体の事例を研究することも重要であると思うか。

A. タブレット導入と同時期に、現在導入しているセキュリティシステムを、よりセキュリティが厳しくなるようアップグレードする。なお、現在も委託業者と教育支援課のICT担当者が小中学校にて、セキュリティの安全性について確認を行っている。

(意見) 本市のセキュリティ対策に安心したが、これまで情報が示されてこなかったため、機会を捉えて議会に対しても情報を提供してほしい。

Q. タブレットを利用する教科及び活用方法は検討しているのか。

A. まずは、先進自治体の取り組みや文部科学省等の情報を収集し、各教科ごとの範例を示すことができるよう準備している。タブレット配備後は、教職員に対し、各教科での活用方法について提示できるようにしていく。

Q. 学校ごとにタブレットを活用する教科が異なるということか。

A. 教職員によっては力量差があるため、まずは各教職員が使ってみたいと思う教科から始め、使ってみた上で、さらに教科において深度を深めていくこととし、その際には様々なモデル例も示していきたい。

(意見) 学校規模により、教職員においても活用回数に差が生じるため、配備台数について検証を行い、早急に増やす手立てを打つようにしてほしい。

海外在住の日本人の児童生徒が一時帰国した際の入学について

Q. 海外に一時的に在住している日本人の子供が、長期休暇中に日本へ一時帰国した際、日本の教育を体験させるべく、日本の学校に入学を行う際の手続きについて、本市では、一時的に居住している地区の自治会長の了承、あるいは賃貸住宅の場合は家主の了承を得たことを証明する書類の提出を求めているが、そのような書類の必要性に疑

問を感じるがどうか。

A. これまでは慣例的に、自治会長や民生委員の了承を求めてきたが、見直しの必要があると考えている。

Q. しかるべき理由があれば一時的に居住している学校区以外の学校にも入学できるのであれば、地区の自治会長による了承の必要性に疑問を感じており、見直しを行ってほしい。特に、海外の学校で教育を受けている子供が、日本の学校で日本の子供たちと触れ合うことは、互いに刺激しあい、両者にとって意義ある体験になると考えるため、スムーズに入学ができるよう事務手続きの簡略化を検討してほしいと考えるがどうか。

A. 事務手続きの簡略化について早急に検討したい。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

避難施設整備事業費について

Q. 本事業により整備を行った避難施設を活用し、避難訓練を行っている小中学校の状況を確認したい。

A. 隣接する幼稚園や保育園と共同して行う避難訓練に利用したり、地域住民にも屋上階段を体験してもらったりしている。

(意見) 津波避難施設が設置されていない学校の児童生徒を含め、本市の津波対策を知るための学習の一環として、市内全ての児童生徒が津波避難施設を体験すべきであると考えているため検討してほしい。

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

図書館運営費（窓口サービス）について

Q. レファレンスサービスのニーズは年々高まっており、レファレンス機能の充実が図書館自体の価値向上につながると考えるため、さらなる向上に努めてほしい。新図書館の整備にあたっては、これまでの取り組みを引き継ぎ、さらなるレファレンス機能の向上も必要と考えるが、例えば、本市の特徴である産業に特化したレファレンス機能を持たせるといったことも考えてはどうか。

A. 他の自治体では産業に特化した図書館もあり、本市の産業都市としての魅力が出せる図書館となるよう、新図書館の整備に向けて検討したい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

成年後見サポート事業費について

- Q. 成年後見サポートセンターの相談件数が年々増加し、社会福祉協議会の業務が多忙化しているが、本市として法人後見を進めていくためにも、社会福祉協議会の職員をサポートするための支援員養成の取り組みについて確認したい。
- A. 社会福祉協議会において研修を計画しており、平成31年度から開始予定である。
(意見) 支援員を養成し、経験を重ね、将来の市民後見人制度の核となるよう、研究してほしい。また、次期地域福祉計画では成年後見の必要性を重要視しており、さらなる人材確保、人材育成を進めてほしい。

生活困窮者自立支援事業費について

- Q. 家計改善支援事業について、家計管理に向けたきめ細かな指導を行わなければ、家計改善につなげていくことは難しいと考えるが、サポートを行う4名の支援員の役割について確認したい。
- A. 主任相談支援員による指示のもと、他の3名が相談支援事業や家計相談を行う。なお、現在も家計相談も行っているが、調査に協力してもらえないことがあり、うまく進んでいないのが現状である。
- Q. 家計改善のために来庁してもらうことは難しいと考えるため、アウトリーチによる指導が必要であると考え。そのためには、人員体制の充実が必要であるが、本事業に対する国からの補助金は人件費であるのか。
- A. 事業費のうち国の補助金が4分の3であり、うち86%が人件費である。
- Q. 今後のニーズ次第では、事業の拡充やよりきめ細かな対応を行うための研究を行うのか。
- A. 事業を進めながら研究していきたい。
(意見) 成年後見サポート事業、日常生活支援事業に加え、今回の家計改善支援事業が加わることでさらなる支援が可能となるため、本事業には期待している。
- Q. 家計改善支援事業を受託する社会福祉協議会の支援員4名は保護課に常駐するのか。
- A. 生活保護と生活困窮の相談は密接に関連するため、保護課に常駐し、業務を行う予定である。
- Q. 当該支援員は、社会福祉協議会の他の業務との兼務ではなく、本事業にのみ従事するのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 社会福祉協議会への委託ではあるが、保護課としても主体的に関わっていくのか。
- A. 市と社会福祉協議会が一体となって業務を行っていく。
(意見) 社会福祉協議会に全てを任せるのではなく、保護課が主導権を持ち、ノウハウを蓄積していくようにしてほしい。

(意見) 生活困窮者自立支援制度導入後、一定期間が経過したため、貧困の連鎖をいかに断ち切り、改善がなされたのか総合的に検証する時期であると考えため、検証を踏まえた上で仕組みの見直し等について検討してほしい。

- Q. 「ひきこもり」と呼ばれる、いわゆる家から出ない人たちは何らかの病気なのか。
- A. 精神の疾病が原因でひきこもりになっているケースと、疾病ではないが例えば学校時代の不登校が原因で引きこもっているケースなどに分かれる。
- Q. 疾病がない場合でも生活保護基準に該当するのか。
- A. 最低限度の生活を維持できない家庭であれば、一旦は生活保護を適用した上で、必要であれば病院へ通院してもらうよう指導をする。
- Q. 「必要であれば」という意味は、生活保護を受けるために病院へ行くように指導するということか。
- A. 生活保護制度は、自立した日常生活を送ってもらうことも目的としており、そのために通院が必要であるならば、通院するよう指導している。
- Q. 疾病を起因としないひきこもりであっても生活保護の対象になるということか。
- A. 生活保護の対象となるが、通院してもらい、就労が可能であるとの医者の見立てがあれば、就労してもらうよう指導する。
- Q. そうであるならば、単に働きたくないという理由で家に引きこもれば誰もが生活保護の対象になるということか。
- A. 最低限度の生活を維持できない家庭であれば、誰もが生活保護の対象となる。その中で、病気であるのであれば、病院に行ってもらっている。疾病のない方については、これまでも障害者施設等において就労訓練を行っていたが、今般、国による事業拡大を受け、本市としても、事業を拡充し、就労訓練等を経た上で自立し、社会に参画してもらいたいと考えている。
- Q. 就労訓練等の支援を拒否して家に引きこもれば、健康な人であっても生活保護を受けられるということか。
- A. 能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方を生活保護の対象としているが、その方の能力をできる限り活用できるよう、自立に向けて支援していく。ケースワーカーが訪問し、日常生活の自立に向けた方法を判断し指導しているため、単に引きこもっているだけで生活保護が続くというわけではない。
- Q. 病気ではなく健康な人であっても一旦は生活保護を受給できるが、いずれかのタイミングで受給できなくなるということか。
- A. そのとおりである。
- Q. どのタイミングで支給を停止するのか。
- A. 個々のケースに応じて判断しており、3か月後、6か月後、1年後あたりを目途としてケースワークしている。

(意見) 何らかの苦しい立場にある中、生活保護を受給し、懸命に生活している人たちがいる中、保護受給者の一部には制度を悪用している者もいるのではないかとの声も聞く。そのような者に対しては厳格に対処しなければ、懸命に生活している保護受給者に対して失礼であると考えため、十分留意してほしい。

民間社会福祉施設等整備助成事業費について

- Q. 地域密着型特別老人ホームについて、事業者同士で利用者や介護職員の取り合いが起り、共倒れになることはないのか。また、ニーズを把握しながら計画を進めているのか確認したい。
- A. 入所希望者が依然多い一方で、介護職員は不足傾向にあるが、介護保険事業計画に位置付け、着実な整備を図っている。
- Q. 本市では、すべての在宅介護支援センターに福祉職及び医療職を配置しているが、各在宅介護支援センターで偏りなく十分な相談体制が機能しているのか。
- A. 相談体制に差が出ないようにしているが、各在宅介護支援センターの職員ごとに得意分野等が存在するため、連絡会等で情報交換をしながら、できる限りの資質向上に努めている。
- Q. 例えば、夜間や休日の電話問い合わせに対し、全ての在宅介護支援センターにおいて対応できているのか。
- A. 宿直体制により、夜間や休日も受付を行っており、急を要する場合は専門職についている。
- Q. 自分の勤める介護施設が在宅介護支援センターとして指定されていることを認識していない事業所職員がいれば問題であると考えているが、市においても各在宅介護支援センターへの指導は徹底しているのか。
- A. 例えば夜間時は電話転送される場合があり、うまくつなげないこともあるため、今後さらに徹底していく。
- Q. 介護に直面した市民が在宅介護支援センターに電話をかけたが、在宅介護支援センターとしての対応ではなく、介護施設としての対応であったため、困惑を招いたという実例があった。そのため、例えば各在宅介護支援センターのホームページの確認を行う等、市の責任として、具体的な指導を徹底して行うべきと考えるがどうか。
- A. 引き続き指導を行っていく。
- Q. 介護施設の電話回線とは別回線で、在宅介護支援センターとしての電話回線があるのか。
- A. そのとおりであり、在宅介護支援センター単独の電話回線としている。
(意見) 市民が在宅介護支援センターであることを確認して電話をかけたが、介護施設の名称を名乗ったことから、混乱を招いたという実例があったため、在宅介護支援センターであるという自覚を徹底するよう指導し、市民が相談する際に不安にならないよう、管理監督を行ってほしい。
- Q. 近年、働きながら介護に直面している人からの相談が増加しており、今後も増加することが予想され、介護離職といったことが起こらないよう、各在宅介護支援センターにおいてしっかりと相談に応じることができる体制を整えるべきと考えるがどうか。
- A. 在宅介護支援センターへの指導やケアマネジャーの資質向上に努めていきたい。

介護給付費について

- Q. 障害者介護給付費について、サービス利用者総数と計画相談支援決定者数の差は、

セルフプランによるサービス利用者であるのか。

A. 介護保険でケアプランを立てる人、障害児計画相談支援でプランを立てる人、セルフプランで自分のプランを立てる人がおり、全員何かのプランに入っている。

Q. やむを得ずにセルフプランとなっている人もいると思われる。そのため、地域で安心して生活するために必要なサービスを受けるためにも、計画相談支援につなげていく必要があると考えるがどうか。

A. 相談支援専門員が立てるプランを導入すべきであると認識しており、まずは事業所の拡大に向け、市内の事業所を訪問したり、現在セルフプランを立てている人にはケースワーカーが訪問し、相談支援専門員のプランへの移行を勧めている。

(意見) 年々サービス利用者が増加しているが、潜在的には、サービスを受けることができている人もいないと考えており、中には相談場所を知らないという人もいると考えるため、相談窓口のさらなる周知や相談支援事業所との連携を徹底するようにしてほしい。

タクシー料金助成事業扶助費について

Q. タクシー料金助成事業の見直しに向けた検討状況について確認したい。

A. 現在、障害者施策推進協議会において議論しており、市としては、市民税非課税の方を対象とし、1乗車2枚利用、1枚あたり500円の助成とすることを考えており、今後、各障害者団体と意見交換を行い、なるべく早期の合意に努めている。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

健康づくり市民協働事業費について

Q. 健康づくりのための路面標識を南部丘陵公園に設置するとのことであるが、今後はまちづくりと一体となり、市内各所に同じような路面標識の設置をさらに拡大していく予定であるのか。

A. 平成31年度はまず1箇所分の予算を計上しているが、庁内の各部局が連携して取り組むべき事業であると考えており、今後の拡充についても引き続き検討していきたい。

(意見) 市民の健康づくりを支えるための市の役割は今後さらに大きくなっていくため、さらなる注力をお願いしたい。

Q. 市役所において、階段の利用を促進する表示を設置したが、平成31年度に設置予定している6カ所とはどのような施設であるのか。

A. 公共施設や地域だけではなく、現在、地域職域連携推進事業において企業にも健康

づくりを進めてもらうよう取り組んでおり、希望があれば企業にも活用してもらう。
(意見) 民間企業も巻き込みながら広がっていくよう取り組みを進めてほしい。

Q. 健康マイレージ事業については市民からも好評であり、より市民に利用しやすくなるよう、さらに本市らしい特色ある取り組みを加えてもらいたい。なお、地区市民センターに申込書を取りに行ったところ、職員が事業を知らなかったという声も聞いており、全庁的に取り組みを広げていくよう、さらなる周知を進めてほしいがどうか。

A. 地区市民センターに対しても事前周知を行っていたが、さらなる周知の徹底に努める。

Q. この事業だけで終わるのではなく、いかに介護予防へと発展させるかが重要であるため、こういった取り組みが医療や介護給付費の抑制にもつながったというエビデンスも把握するようにしてほしいがどうか。

A. 事業実施にあたっては目標設定・評価が必要であり、本事業だけでなく他の事業も含め、他の自治体の状況も踏まえながら研究を重ねていきたい。

Q. 特に高齢者に人気がある事業であるため、制度がわかりにくい、パンフレットの文字が小さすぎて読みづらいという声を聞くが改善の余地はあるか。

A. 来年度改善を行い、よりわかりやすく伝えられるよう、工夫を重ねていきたい。

Q. 民間事業者でも同様の健康ポイントサービスを実施しているが、そのカードとはリンクしていない。しかし、リンクさせている自治体もあると聞いており、今後はよりよい制度とするためにも、使い勝手の良さを視野に入れた運用を検討してほしいがどうか。

A. 民間事業者においても同様の事業を行っていることも認識しており、効果的な運用方法について今後研究を重ねていきたい。

働く世代の健康づくり支援事業について

Q. 乳がん検診の個別受診勧奨は受診率向上に一定の効果があると考えますが、受診率は伸びているのか。

A. 毎年、年代の拡充を行い、受診率としても 13.2 ポイント程度伸びている。また、10 月末までに受診しなかった人には再度、勧奨を行っている。

Q. 胃がん検診と同様に、乳がん検診においても二重読影による検査を実施しているのか。

A. そのとおりである。

(意見) 二重読影によるより精度の高い検査を実施しており、広く啓発してほしい。

成人風しん予防事業費・成人風しんワクチン等接種公費助成事業費について

Q. 抗体保有率が低い世代である 39 歳から 56 歳の男性は働き盛りの年齢であり、医療機関に行くことが難しいことが課題であるが、何らかの対策は考えているのか。

A. 国においても、特定健診や職域健診に盛り込むよう求める動きがあり、医療機関や健診事業者等からの情報を収集しながら、利便性の向上に向けて検討している。

Q. 国においては休日や夜間に対応できる医療機関があると望ましいと示しており、併

せて調査研究してほしいと考えるがどうか。

A. 医療機関に依頼しているところであり、特に、休日や夜間に開院している医療機関もあり、引き続き実施についてお願いしていきたい。

(意見) できる限りの多くの市民が受けられるようにしてほしい。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

感染症対策事業費について

Q. 1日あたりのHIV(エイズ)等検査人数について確認したい。

A. 多い時で10名を超えることもあるが、少ない時では5名程度である。

Q. 時間帯によっては、検査を受ける者同士が鉢合わせになることも考えられるが、デリケートな検査であるがゆえ、プライバシー保護のためにどのような配慮を図っているのか。

A. 検査開始時は同時に人が来ることもあるが、混み合わないよう人が来ているため、多くの方が待合室で待機しているという状況ではない。また、一人ずつ番号で呼んで対応しており、プライバシーにも配慮している。

(意見) 待合室についてもできる限りの配慮を行い、プライバシーを理由に検査をためらうことがないように、より検査しやすい環境となるよう改善に努めてほしい。

Q. 第4水曜日は夜間検査を実施しているが、利便性の向上につながっているのか。

A. 若者や日中働いている人は、日中に検査を受けることが難しいため、夜間の時間帯の検査は必要であると考ええる。

Q. 午後7時以降の時間延長の要望はあるのか。

A. 時間延長の要望は聞いていない。なお、受検したい旨の連絡が午後7時までであった場合、午後7時を過ぎても検査を受けられるようにしている。

Q. 働いている人も検査を受けられるよう、できる限りの対応をしてもらいたい。また、検査次第では相談対応や医療機関との連携が必要なケースもあると考えますが、どのような対応を行っているのか。

A. 検査を受ける前の段階で、心配ごとや正しい検査結果が出る時期かどうか等の相談に乗っており、検査時に結果報告のための来庁日を決め、結果によっては保健所長同席のもと結果を伝え、次の受診につながるような支援を行っている。

(意見) 年代を問わず性感染症が広がっており、検査だけではなく、その後の適切な支援についても充実していくようにしてほしい。

Q. 各検査項目の検査結果は把握しているのか。

A. 平成30年度については平成31年1月末現在、HIV(エイズ)0件、B型肝炎2件、C型肝炎0件、梅毒6件が陽性であった。

Q. 日本国内で梅毒が増加傾向にあるが、本検査でもその傾向が見られるのか。

A. 本検査での梅毒の陽性件数は、平成28年度2件、平成29年度5件、平成30年度は1月末現在で6件であり、増加傾向にある。また、本検査とは別に市内の発生状況を把握しているが、増加傾向にある。

Q. 本検査は予約不要・匿名・無料で受検可能であるが、同一人が定期的に利用してい

るといった状況もあるのか。

A. 本検査は匿名であり、正確にはわかりかねるが、定期的に利用している人がいるとの認識はない。

Q. 年間約 400 名が検査を受けているが、本検査にかかる 1 年間の経費はどの程度であるのか。

A. 検査費用としては、保健予防課で使用する衛生材料約 8 万 8000 円である。その他、必要な経費としては人件費、パンフレット等の消耗品費である。

Q. 採血を行う職員の人件費は計算できないのか。

A. 採血は保健予防課の職員が通常業務として行っている。また、食品衛生検査所での HIV（エイズ）検査にかかる検査試薬等の費用は 110 万 1000 円である。

Q. 検査費用だけでなく、人件費を含めた検査全体の金額について、後日資料を提出してほしい。あわせて、平成 28 年から 30 年度における、市内の各医療機関から報告を受けた性感染症の発生件数及び本検査における陽性件数について資料として提出してほしい。

A. 後日資料として提出する。

こころの健康づくり支援事業費について

Q. こころの相談の延べ件数が年々増加傾向にあるが、相談人数が増えているのか、それとも複数回相談する件数が増えているのか。

A. 平成 28 年度は相談延べ件数 2249 件、実人員 254 人であったが、平成 29 年度は相談延べ件数 2738 件、実人員 277 人であり、実人員も増加傾向にある。

（意見）相談回数だけでなく実人員も増えており、必要な事業であると考えため、さらなる拡充を図ってほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 95 号 平成 31 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 100 号 平成 31 年度四日市市介護保険特別会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

《歳入》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款地域支援事業費 第1項介護予防・生活支援サービス事業費》

介護予防・生活支援事業について

Q. 介護予防意識啓発講座について、各地区において偏りなく実施されているのか。

A. 地域によって実施方法が異なるため、実施回数という点では、やや偏りがある。

Q. 実施回数の偏りを解消するためにも、市としてもサポートを強化していくのか。

A. 課題と捉えており、サポートしていきたい。

Q. 介護予防自主活動団体の立ち上げ・育成・継続支援について、平成29年度実績に比べ、平成30年度の実績見込み数が減少しているのはなぜか。

A. 平成29年度の事業開始当時は、事業開始を待っていた団体もあり、積極的な活動が見られた。その後、少しペースは落ちてはいるが、新たな団体の発掘も進めており、徐々に浸透してきているという状況である。

Q. 健康ボランティアの活動支援やふれあいサロン推進事業について、実績としては年々増えているが、地区によってばらつきがあると考え。特にふれあいきいきサロンは、各地区で立ち上げ数の差が大きい。立ち上げ支援の取り組みについて確認したい。

A. ふれあいきいきサロンについては、市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会を通じて広めており、また、生活支援コーディネーターや地域を中心に活動を推進していく体制であるため、地区ごとにばらつきが見られるが、地区ごとの補助額の上限を撤廃したこと等により平成29年度からは徐々に広がりを見せている。また、後発のサロンの育成に向けても支援を続けていきたい。

(意見) ふれあいきいきサロンが将来的に住民主体サービスに発展していくこともあるため、十分にサポートしてほしい。

Q. 今後の住民主体サービス（サービスB）設置の方向性について確認したい。

A. まずは各地区に設置する目標とし、さらに小学校区にも設置できるようにしていきたい。

Q. 目標年度はいつ頃であるのか。

A. 2025年を目標としている。

Q. 目標年までに達成可能であるのか。

A. 現在予定どおり進んでいるが、人材確保が難しいという声も聞いているため、そのような地区には重点的に支援し、機運を盛り上げていきたいと考えている。

(意見) 生活支援コーディネーター協力のもと、2025年の目標達成に向けて、引き続き取り組んでもらいたい。

Q. 住民主体サービスを実施する団体への運営費補助メニューに、新たにリース車に係る加算を追加したが、1台あたり上限4万円/月とした根拠を確認したい。また、運営主体と意見交換を行い、金額を決定したのか。

A. リース会社への問い合わせや見積金額等を根拠として金額を設定した。また、各団体との情報交換を踏まえて金額を決定した。

Q. リース車に係る経費について、当該補助金額であれば、団体からの持ち出しは生じないということか。

A. 持ち出しが生じないように金額を設定した。

Q. 各団体の年間収支等についても毎年確認し、検証しているのか。

A. そのとおりであり、収支について把握するようにしている。

(意見) 補助事業ではあるが、本来は市が担うべき事業を住民に担ってもらっているという側面もあり、運営団体が立ち上がっても継続が難しいという声も聞くため、安心して継続的に取り組んでもらえるよう、十分に支援するようにしてほしい。

Q. ふれあいいきいきサロンから住民主体サービスに発展していく団体もあるが、どのような取り組みを通じて発展しているのか。

A. サロンは居場所ということもあり、通所型に発展する事例が多いが、運営を行っている方が参加者の実態を目にする中、必要性を感じて発展させたり、周辺の方々との接点を持つ中で、雰囲気醸成され、機運が高まり発展していくこともある。

Q. 平成31年度は、富洲原地区、中部地区、小山田地区において住民主体サービスに発展させるべく相談を受けているとのことだが、相談がない地区や、生活支援コーディネーターの取り組みの中で議論が進んでないといった課題への整理はできているのか。

A. 各地区の地域ケア会議等を通じて状況を把握しているが、サービスBに発展すると、運営側が事業者としての責任を負担に感じるといった点もあるため、市によるサポートの強化等、さらなる支援が必要であると考えている。

(意見) 住民主体サービスに移行できない、あるいは、そもそも地域のふれあいの場が存在しない地域があるのであれば、補助のあり方を含め、新しい発想も必要であると考えている。

第2条 債務負担行為

第3条 一時借入金

第4条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第101号 平成31年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》

児童扶養手当について

Q. 児童扶養手当の対象となる方に対し、どのように手当の申請案内を行っているのか。

A. 離婚や転入等の手続きの際に市民課窓口で案内している。

Q. 対象となる方の中には、就学援助等の対象となる場合もあるが、部局間で情報を共有し、関係課につないだり、本人に対し、利用できる制度を案内したりすることも可能であるのか。

A. そのような案内について、対応を検討したい。

（意見）市民の中には、どのような制度が利用できるのかわからない方も多く、また離婚直後等は多忙であり、申請手続き等について考える余裕があまりないと思われるため、関係部局が連携し、情報提供を行うようにしてほしい。

保育所事務費事業費（児童一般分）について

Q. 約 5 億円の減額補正であり、資料にも減額の主な理由を記載しているが、特に減額の大きな理由は何か。

A. 新規園 2 園を含む計 28 園に在籍する約 740 名の職員について、人件費の加算率の積み増し対象となる保育士や調理員等の各職員の経験年数の平均値が当初見込みを下回ることによる処遇改善分の支給額の減少である。

母子生活支援施設事業費について

Q. 本事業の対象となる母子生活支援施設とは、どのような施設のことか。

A. DV 等の理由で一時的に母子を一定期間、保護する施設であり、市内も含め市外・県外の施設である。

Q. 本市の施設を含む、県内外のすべての施設が対象ということか。また、DV 案件が年々増加する中で、減額補正を行う理由について確認したい。

A. 年度当初、本市から、市内施設を含む県内外 12 の母子生活支援施設に対し、対象となる母子の生活支援についてお願いしていたが、施設に生活の場を移した方が生活再建の取り組みを行った結果、生活が安定し、地域移行につながったケースが多かったため、見込んでいた保護月数を下回り、予算としては減額となった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費・第3項中学校費》

学校管理運営費（一般管理運営費）について

Q. 約4700万円の減額補正であるが、当初予定していた小学校10校、中学校5校だけでなく、市内全小中学校の図化も行うことができたのか。

A. 当初は小学校10校、中学校5校の現況測量を行う予定であったが、昨年6月に起きた大阪府北部地震発生時に行ったブロック塀の調査に時間を要したことも踏まえ、本来4年間かけて全小中学校の図化を行う予定であったがそれでは遅いと判断した。そこで、手法について再検討した結果、図面の精度は落ちるものの航空写真データから全小中学校の図化が可能であること、また、公有財産台帳に紐付けることができ、さらにGISに搭載することで学校現場からも確認ができることから早期に施設台帳を整備すべく、当該手法により全小中学校の図化を行った。

Q. 大阪府北部地震が発生せず、ブロック塀が倒れていなければ、予定通り現況測量していたということか。

A. その予定で設計を進めていた。

Q. 全くの勉強不足である。資産税課が固定資産税を賦課するベースはGISにあることや学校施設や敷地についてGISとリンクできることは当然の話であり、簡易に図化をする方法があったにもかかわらず、大阪府北部地震発生によって本市の一般財源を余分に使わずに済んだという理解でよいのか。

A. 学校の施設やブロック塀、囲障、遊具等、資産税課が持つ航空写真では写りきらず、図面の精度も台帳としては粗いと考えていたものである。再検討の結果、足を運び現地を確認することで図化ができるということがわかったが、当初はそこまで辿り着いておらず、反省している。

Q. 大いに反省すべきである。結果として一般財源が余分に使われなかったことは良かったとしても、机上で予算要求をしているがゆえにこのようなことが起こったのではないか。学校現場は教職員が勤務しているため、当該学校の状況を聴き取ることもできるのではないか。教育委員会においては、予算要求の精度が甘くなっていると感じ

ており、平成31年度当初予算においても同様の予算があるのではないかと疑いを持たざるを得ないような補正予算である。原点に立ち返り、予算要求の精度を上げるべきであり、当該理由で多額の減額補正を上程することを反省すべきであると考えがどうか。

A. 十分に精査していれば、今回のような補正予算上程は防げたと感じており、研究不足であった。次年度の予算要求の際には、今回の指摘を十分に踏まえ、精度を高めていきたい。

(意見) 貴重な税金をどのように使うか、また効果的に配分していくのか、原点に関わることであり、時間をかけ、研究を行っていれば、今回のような大幅な減額に至らず、効果的に予算を使う方法があったはずであり、予算編成の取り組み姿勢を改めてほしい。

要保護準要保護児童就学援助費・要保護準要保護生徒就学援助費について

Q. 就学援助制度の周知方法を確認したい。

A. 入学前の子供については、就学前健診と同時に周知している。また、毎年、年度当初にも周知している。

Q. 対象となる方が、制度を知らずに申請を忘れていたというケースもあるのか。

A. 申請が遅れ、後日申請をする方も毎年数名いる。

Q. 申請が遅れた場合、遡って支給しているのか。

A. 遡って支給している。

Q. 対象者には情報が十分行き届くようにしてほしい。また、対象者の中には、例えば児童扶養手当といった他の制度の対象となる場合もあり、こども保健福祉課や保護課等と連携し、利用できる制度を伝えることも必要ではないかと考えるがどうか。

A. 部局間で連携を行いながら、しっかりとサポートしていきたい。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費・第3項中学校費》、第2条 繰越明許費

空調設備整備事業費について

Q. 本事業を実施するにあたり、市内業者をどの程度活用する予定であるのか。

A. 業者選定時の提案では請負金額の約38%を市内業者に契約する予定であるとのことであったが、ヒアリングの際、市内業者のさらなる活用について説明があった。

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

窓ガラス飛散防止事業費について

Q. 工事発注にあたり現地確認を行ったところ、飛散防止フィルムを貼る必要がない強化ガラスが存在したため減額するとのことであるが、強化ガラスの存在については事前に、容易に把握できるものではないのか。

A. 予算積算は設計図面をもとに行っていたが、詳細設計にあたり現場確認を行った際に、学校によっては改修等で強化ガラスや網入りガラスになっていたことが発覚した。

Q. これまで事業を実施してきた中で、強化ガラスに飛散防止フィルムを貼ったことは

ないのか。

A. 工事発注後に発覚したものについては、工事の精算変更を行っている。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

四日市看護医療大学奨学資金について

Q. 進路変更に伴う退学者1名による奨学金の返還及び繰上げ償還を行った奨学金返還者が6名あったことによる減額補正であるが、毎年、繰上げ償還がなされているのか。

A. 毎年なされている。

Q. 就職後の負担軽減を鑑みて、保護者において繰上げ償還を行っているのか。

A. 保護者による繰上げ償還もあるが、本人が就職後に繰上げ償還を行う場合もある。

第2条 繰越明許費

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第131号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第133号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 136 号 平成 31 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

国民健康保険特別会計補正予算全般について

Q. 今回の軽減対象世帯に係る所得判定基準改定に伴い、軽減対象世帯が拡大となるが本市において新たに対象となる世帯数について確認したい。

A. 新たに約 360 世帯が軽減対象となると試算している。

Q. 新たに対象となる世帯に対し、何らかの説明を行うのか。

A. 制度改正に伴い対象となるケースもあるが、世帯所得の増減によって対象となるケースもあり個別の案内は行っていない。ただし、制度の改正内容については周知を行っている。

(意見) 丁寧な説明を行うことで、市民に混乱を招くことを避けられるため、できる限りの説明をお願いしたい。

議案第 140 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算(第 7 号)

【教育委員会・経過】

第 1 条 債務負担行為の補正

大矢知興譲小学校改築整備事業費について

※本件は、市長に出席説明の要求をした上で審査を行い、市長の答弁には「(市長による答弁)」と付記

Q. 当該債務負担行為の廃止により 2 年間の債務負担行為が 1 年度目で切れることによる、委託先への対応及び業務停止に伴う委託業者への違約金についてはどのようなか。

A. 議決後、設計業務委託の契約解除について相手先に通知を行い、その後協議を行う予定であり、契約解除にあたっては損害賠償が必要となる可能性が高いと考えている。損害賠償が必要となった場合、損害賠償費を補正予算として上程する予定であるが、契約解除の状況については、その都度議会へ説明していきたい。

Q. 基本設計業務に要した費用の支払いに加え、契約解除に伴う違約金を支払う可能性もあるが、その額については本議案の議決後、業者との協議により具体的な金額が決まるのか。

A. そのとおりである。

Q. 現段階では想定できないのか。

A. 現段階では業者との協議ができないため想定は難しい。今回の業務に対しては設計業者も意欲的であり、かつ、来年度に実施設計を予定していたこともあり、人員配置等を行っている可能性があるため、損害賠償の可能性が高いと考える。

(意見) 本議案については債務負担行為の補正ではあるが、改築案から増築案へと大きく方向性を転換する重要な議案である。これまで長い年月をかけて行ってきた議論を最終到達点に導くための重みのある議案であるにもかかわらず、委員会に対する釈明が何もなく、補正予算上程の際に市長による議案説明が行われただけであり、これでは受け入れられないと考える。また、昨年 11 月定例会月議会での請願採択以降、市長を含め教育委員会は地元とどのような協議を重ね、その結果、増

築案に至った経過について委員会へ報告し、議事録として残さなければならないと考えるため、市長による説明を求める。

(意見) 最終決定を行ったのは市長であり、市長が議会及び市民へ説明責任を果たすべきであり、市長による説明を求める。

Q. 議会は、市長や教育委員会が取り組んできた経過は十分に承知しており、昨年 11 月定例月議会の請願採択が、今回の決断に大きな影響を与えているということも認識している。この問題は約 10 年間にわたっており、中学校新設から改築案、そして、今回の増築案へと大きく舵を切る決断をしたことを重く受け止めている。地域、保護者の意向や議会による請願採択を受け、今後はぶれることなく、増築及び大規模改修という手法が最終的な手法であるということ間違いはないか。

A. 相応の裏付けがないと方針転換をすることができないと考えており、改築の改善案と増築案の二つを地域に示し、様々な議論があった中、連合自治会長会議の場で増築案を満場一致で受け入れたという判断があったことが大きな意思決定の一つである。保護者も含め、地域として増築案を受け入れたと認識しており、大矢知地区の方々が方針を変えることはないと考えている。その思いを汲み、増築という判断を行ったため、しっかりと進めていきたい。(市長による答弁)

Q. 大矢知興譲小学校が抱えている体育館やプール、運動場の面積といった課題については、増築及び大規模改修だけでは解決されないが、どのように考えているのか。

A. 当初は、改築案により施設課題を一括で解決していきたいと考えていたが、地元の意向としては一定の課題は残るものの増築及び大規模改修を望む声が総意であること、そして、平成 34 年度の普通教室不足への対応が最重要課題であると考え、忸怩たる思いではあるが、課題を繰り越す形になるものの増築という選択をした。解決されない課題については、地域、保護者と十分に認識を共有し、ハード面だけでなくソフト面でいかなる改善を図っていけるのか、踏み込んで進めていきたい。(市長による答弁)

Q. 議会による請願への判断もあったゆえの判断であるため、議会も責任においては同じ位置づけにあると思うが、増築を選択することで、契約解除による違約金だけでなく、基本計画策定にあたり投じてきた市の貴重な財源が無駄となることについて、どのように考えるか。

A. 改築案を進めたかったという思いを持っているため、違約金が発生すること、基本設計が不用となってしまうということについては忸怩たる思いを持っている。このことは、市民にしっかりと伝えなければならない事実であると認識している。ただ、それを乗り越えてまでも、今回のタイミングで意思決定をしなければ、大矢知興譲小学校の子供たちの教育環境が担保されないという極めて切迫した状況であったため、それも併せて理解いただけるように説明していかなければならないと考える。(市長による答弁)

Q. 債務負担行為限度額 1 億 2120 万円のうち、執行済額はどの程度か。

A. 前金として 3726 万円支払っているが、増築案となった場合、基本設計を完了し、精算することとなるため、現在、基本設計としては概ね 3800 万円ほど見込んでおり、若干のプラスアルファがあるが、その時点で精算することとなる。

Q. さらに、違約金として損害賠償の可能性が高いということ、また、これまでに市が投じてきた税金が無駄になることに対し、市民にどのように説明していくのか。また、特に地元住民や保護者に対しては改築と説明してきた経緯もあり、未だ改築を行うと認識している住民も存在すると思われるが、増築案に対する説明をいかに行っていくのか。議会にも責任があるため議会としても説明の必要があるが、行政側としては市長の責任において説明責任を果すべきであると考えているがどうか。

A. できる限りの情報を開示していかなければならないと考えており、まずはしっかりと議員に対して現状を伝え、判断していただく。また、執行済みの予算や発生する可能性がある違約金といった費用が発生することについては忸怩たる思いを持っているが、それを踏まえて平成34年度に発生する普通教室不足に対応すべく、このタイミングで今回の政治的判断に至った。本議案の結果が出た後には、増築を提案した地域の方々と一緒に、保護者や地域住民へ伝えていけるよう、説明会等の機会を設けていきたいと思っている。自らの決断ではあるが、様々な意見を集約した上での決断であるため、関係者に対しても、ともに説明責任を果たしていくように働きかけていきたい。(市長による答弁)

A. 教育委員会としては、増築に方針変更することで、適切な予算執行の成果が今後の事業に生かすことができない結果となったことは、市民の税金を効果的に活用できず申し訳なく感じている。方針変更に至る理由やプロセスを明らかにしてわかりやすく整理し、説明することで理解してもらうことが大切だと考えている。市民や特に地域住民に十分な説明をするためにも、保護者や地域住民にも協力してもらい、これまでの検討や話し合いの経緯を協力してまとめ上げ、地域に説明していくという共通認識を作っていきたい。そして、平成31年度に増築案の設計予算や設計契約の解除の経緯を議会に説明する際には、十分に説明し、市民の代表である議会に対する説明責任を果たすことが市民への説明責任の第一歩と考えている。これまでの2年の歳月と、基本構想、基本設計等の予算をかけたことについては、今後、増築で事業を進める際に常に肝に銘じ、効率的な予算執行とスピード感のある事業執行を心がけていきたい。

Q. 議会にも大きな責任があるため、議員としても説明していく必要があるが、行政側は市長が先頭に立って、この決断に至った経緯について丁寧に、いつ、誰が誰に対してということまで具体的に決定し、早急に進めてほしい。また、増築案が地元の総意であるのかについてはなお疑問が残っており、平成30年度当初予算の附帯決議に基づき市が行ったアンケートの結果と矛盾する方向性であるが、どのように受け止めているのか。

A. アンケート実施後、増築を求める保護者の署名が提出され、何を民意とするのか、何を地域の声とするのか難しい判断であった。最終局面において、学校建設委員会、地域の連合自治会長会議、保護者からは、増築及び大規模改修を望む声が大きく、そこへ集約されていったと受け止めている。時点ごとに様々な結果が出ているが、改築の改善案と増築案の2案を示した中、多くの方が増築を望んだという理解である。(市長による答弁)

Q. 依然として疑問は残るが、今回の決定に対して不信感を抱く地域住民もいると思わ

れるため、最終決定に至った市長の判断を丁寧に説明すべきである。また、RC造の増築とした場合、その部分に関しては大規模改修を含め、数十年にわたって利用するため、当面、全面改築の可能性はなくなる。そのため、プールや体育館などの根本的な問題は解決されないままであり、地元はその解決は求めないという意見であるが、今の地元との合意を、将来的にどのように担保していくのか。

A. 地域と直接話をしたわけではないが、増築及び大規模改修で教育環境課題を解決していくという方針としたため、今後は他の学校と同様の大規模改修のプロセスで進んでいくという認識である。そのため、他の学校と同様に、大規模改修後数十年間は教育環境を変えることなく維持していくこととし、今後は他の学校と同じ取り組みとなると認識している。(市長による答弁)

(意見) 議案可決後は、大矢知興譲小学校についても他の学校と同様のプロセスに乗せていくという点については揺るがないようにすべきである。また、議会も考えるべきであるが、行政としても、議決した事業について、その後、地元の意見が請願として提出された場合、いかにバランスを取るべきか考えるべきであり、今回の市長の決断は、市の主体性という点で疑問が残る。しかしこれ以上この問題が長引けば平成34年度には間に合わず、これ以上地元の子供たちに影響を与えることを避けるためにも、今回苦渋の判断をしなければならないと感じている。

Q. 現段階で地元は合意をしており、市長としては地域住民を信じて今後この意思が変わることはない判断しているとのことであるが、現在の自治会が10年先の保護者の意見まで代弁できているとは思えないため、例えば、地区の子供たちが将来保護者となり、体育館やプールの課題解決を求める請願が提出された際、行政は毅然とした態度で現在の校舎の耐用年数の間は利用し続けると断言できるのか。

A. 10年後まで決める立場ではないが、今回、大矢知興譲小学校は他の学校と同様の大規模改修プロセスに乗ることになるため、通常のプロセス通りに進めるべきであると考える。(市長による答弁)

Q. 今回が最終判断であり、現段階では、現状の校舎の耐用年数に達するまで利用し続けるという覚悟であると認識してよいか。

A. そのとおりである。(市長による答弁)

Q. 債務負担行為廃止後、6月に新たな予算計上するとのことであるが、再度基本計画から策定することになるのか。

A. 増築の場合、教室の配置を定型的な形とするため、改めて基本計画、基本設計を行うことなく、実施設計から行う予定である。

Q. 増築の場合、平成34年4月に間に合うのか。

A. 増築校舎自体は平成33年度中に完成するが、現在の校舎の特別教室を増築校舎へ移し、当該特別教室を普通教室へと改修する工事を平成34年の夏季休業期間に実施するため、1学期間は特別教室を普通教室として利用する期間が発生する。

Q. 子供たちへのよりよい環境を考えると、教育委員会が示したC'案で進めるべきだという気持ちを今でも強く持っている。しかし8年という長い間、地域を巻き込んだ問題であったがゆえに、多くの方々を翻弄しながら進んできた責任は行政だけでなく

議会にもあると考えており、真摯に受け止めなければいけない。特に市長は、リーダーとして見落としていけないのは誰が一番汗をかいてきたかということであり、それは教育委員会の職員である。膨大な資料の作成、説明といった苦労についてリーダーとして受け止め、その苦労を認識した上で、教育委員会を引っ張っていくことが大切であると考えているがどうか。

A. 教育委員会は10年間、現場と向き合って汗をかいてきた。市長として、地域に足を運ぶこともあったが、それ以上に教育委員会は足を運び、意見のやり取りを行い、大変な苦労をしたという点については認識しており、そういった意味でも今回が最終決定ということだと考えている。全ての問題の解決には至らないが、最大の課題である普通教室不足の解消に大きく近づける決定であると考えているため、最後まで教育委員会としっかりと力を合わせていきたい。(市長による答弁)

(意見) 表舞台に立つ者だけでなく、影で苦労する者の思いをしっかりと受け止めるのが真のリーダーだと考えており、市長には切にお願いしたい。なお、今でもC'案が良いと考えており、今回の債務負担行為の廃止については、苦渋の決断ではあるが、地域による反対の中、これ以上教育委員会の示した案を進めていくことのリスクの大きさ、調査に要する時間や経費、また、職員の労苦を鑑み、これ以上引き延ばせないという、忸怩たる思いである。なお、残された課題については、子供たちの置かれた教育環境を鑑み、いかに工夫して改善していくかについて教育委員会として十分に協議を行いながら、子供たちのためのよりよい環境を整えていくようにしてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(平成31年2月定例会議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第141号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第8号)及び 議案第142号 平成31年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

【教育委員会・経過】

窓ガラス飛散防止事業費について

Q. 普通教室以外における窓ガラス飛散防止フィルム貼り工事について、今後の計画を確認したい。

A. 平成24年度から事業を開始し、普通教室、体育館、特別教室と順次工事を進めてきた。残る小学校の共用スペースについては平成31年度及び32年度、中学校の共用スペース等については平成33年度に工事を実施し、本事業を完了する予定である。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（平成31年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 124 号 四日市市立小中学校普通教室空調設備整備に係る特定事業契約の締結につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 138 号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、委員からは、災害援護資金の利率について、今回の改正により、市長が特に必要と認めた場合、具体的にどのようなことが可能になるのかとの質疑があり、理事者からは、災害援護資金の利率は条例で3%と規定されているが、災害の規模等に応じて、柔軟に運用できるようになるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、災害発生後に利率を検討するのではなく、事前に利率の判断基準を設けておくべきであると考えたかどうかとの質疑があり、理事者からは、今後、判断基準について検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、利率について、市長が特に必要と認める場合は新たに規則を作ることかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、これまで年賦、半年賦としていた償還方法に月賦償還を追加した理由を問う質疑があり、理事

者からは、償還に係る負担感の軽減を図るものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、災害援護資金の貸付けを行う際の保証人の人数を問う質疑があり、理事者からは、1名であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、被災者が保証人を立てられない場合、市の判断において、保証人がなくても貸付けを行う可能性もあるのかとの質疑があり、理事者からは、大規模な災害の場合など、保証人を立てられるかどうか判断し、そのような措置を行う可能性もあるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、被災者にとって使い勝手がよくなるよう、最善の策について、前もって検討してほしいとの意見がありました。

議案第 139 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につきまして、委員からは、今回の改正によって生じる国民健康保険特別会計の収支への影響を確認する質疑があり、理事者からは、平成 31 年度においては、保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の改定により、対象となる世帯に係る保険料の軽減額として 585 万 9 千円、保険料の賦課限度額の引き上げに係る保険料の増額分として 1216 万 3 千円と試算しており、差引した保険料の増額補正を平成 31 年度当初予算の補正予算として計上しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました3議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成30年度第2回エスペランス四日市運営協議会、平成30年度第2回四日市市青少年問題協議会、平成30年度第4回四日市市民生委員推薦会、平成30年度第2回四日市看護医療大学運営協議会、平成30年度第4回四日市市障害者施策推進協議会、平成30年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成30年度第1回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第3号「神前地区幼保連携型認定こども園計画内容の見直し」を求めることについて、ないし請願第5号「小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについての3件の請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきまして、当委員会では、2月20日に委員会を開催し、審査にあたり、いずれも請願者の趣旨説明の機会を設けることに決定いたしました。

請願第3号「神前地区幼保連携型認定こども園計画内容の見直し」を求めることについて、請願審査に当たっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

認定こども園化を否定するものではないが、保護者としては子供たちが幼稚園へと通う2年の月日を心身の発育に必要なかけがえのない大切な時間だと考えており、その大切な時間が工事によって奪われてしまうことに心を痛めている。

特に、子供たちは騒音や粉じんによる心身的ストレスを感じやすいため、2年間の保育しながらの工事について不安を感じている。

市が平成28年1月に示した、現施設をそのまま使用するという当初の施設整備案であれば、子供たちの負担が減り、園庭も十分に使え、行事も全て行うことができる。

大人が考える保育のしやすさも重要ではあるが、子供たちを最優先に考えてもらいたいと切に願う。

なお、今回、請願者としては幼稚園保護者のみではあるが、

保育園保護者にも同じ思いを持つ者もいる。

以上のような理由から、神前地区幼保連携型認定こども園開園に伴う計画について、市が当初示した施設環境整備案に戻してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、神前地区幼保統合検討委員会――以下、「検討委員会」という――が示す方向性とは異なる請願内容であるが、本請願について検討委員会も承知しているのかとの質疑があり、請願者からは、昨年 11 月に神前地区市民センター館長及び地域マネージャー同席のもと、幼稚園 P T A 代表者数名と検討委員会 3 名との間で話し合いの場を持ったが、検討委員会としては、以降の説明については市に一任しており、市と直接協議してほしいとの旨を確認した。よって、以降は市と話し合いを進めており、検討委員会に対して請願について直接伝えたことはないとの説明がありました。

また、委員からは、既に基本設計予算を執行中であり、今定例月議会においても実施設計予算が上程される中、この時期の請願に至った理由を問う質疑があり、請願者からは、基本設計前の段階においても、検討委員会及び市からの説明時に、工事内容への反対意見を表明したが却下された。その後、基本設計予算が可決されたことを聞き、意見書を提出しているとの説明がありました。

また、委員からは、現在の整備案を変更した場合、執行中の市税が無駄になること、また、開園時期の遅れにより発生する可能性のある、園児数減少に伴う休園といったリスクを鑑みても請願事項を求めるといふ、覚悟を持った請願ということかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また、委員からは、請願趣旨において、幼稚園舎を取り壊すことは、適正な税の使い方だと思えないと述べているが、税以外の視点で、子供たちにとっての課題を確認したいとの質疑があり、請願者からは、現在の整備案では、園庭が広く、長くなり、また、日当たりも悪くなる。さらに、園庭が1つになり、低年齢児、高年齢児が同じ園庭で、互いの安全に気をつけながら遊ぶことになるため、遊びの内容によっては互いに思い切り遊べなくなるのではないかと危惧するとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願者20名には、保育園の保護者も含まれているのかとの質疑があり、請願者からは、保育園の保護者の中にも同じ思いを持つ者もいるが、接触する機会がうまく取れず、全ての保護者への意見集約ができなかったため、幼稚園の保護者のみとしたとの説明がありました。

関連して他の委員からは、幼稚園及び保育園の保護者数を問う質疑があり、幼稚園は20名であるが保育園は把握していないとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願事項にある「市が当初示した施設環境整備案」が示された時期を問う質疑があり、請願者からは、平成28年7月31日の地域への説明会時であるとの説明がありました。

また、委員からは、検討委員会の委員として、請願者である保護者も参加していたのかとの質疑があり、請願者からは、自身は、検討委員会が設置された平成28年3月から委員として参加していたが、慣れない場であり、疑義があっても意見を出しづらかった。また、会議の内容を幼稚園の保護者に説明しないよう求められたため、幼稚園代表としての意見ではなく、個人の意見を発言するに留まったとの説明がありました。

また、委員からは、工事の進め方等に関し、市から具体的な説明はなかったのかとの質疑があり、請願者からは、工事の進め方や安全面に関する具体的な説明は一切なく、請願提出後、2月18日に開催された市の説明会において、初めて工程表が示されたが、具体的な安全対策等は示されなかったとの説明がありました。

また、他の委員からは、幼稚園及び保育園の保護者を交えた検討委員会として、一部の異論はあるにしても合意に達しており、地域全体としては現在の方針を認めているという認識でよいのかとの質疑があり、請願者からは、このことを知らない地域住民が大多数を占めているため、判断しかねるとの説明がありました。

また、委員からは、検討委員会の場では、幼稚園の保護者も現在の整備案に賛同したのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであるとの説明がありました。

また、委員からは、一般的には、低年齢児と高年齢児が共に遊び、学び合うほうが、子供の発育には良いと考えられているが、遊び場を分けるべきと考える根拠を確認したいとの質疑があり、請願者からは、現在、神前保育園では、低年齢児の安全を重視して、4歳児、5歳児の遊びを制限しているが、神前地区は、幼稚園と保育園が隣接しており、これは地区の強みであると考え、市が当初示した整備案であれば、両施設を行き来することで、交流して過ごすことができ、かつ、それぞれがのびのびと遊ぶことができる環境も整うと考えたとの説明がありました。

これに対し委員からは、園庭が1つとなった場合、遊びに制限がかかるという説明があったのかとの質疑があり、請願者からは、市からの説明はないが、保護者としてそのように感じている。なお、遊びの種類の制限ではなく、同じ遊びを

していても、低年齢児に気をつけなければならないため、高年齢児にとっては、力を存分に出しきった遊び方ができなくなるのではないかと危惧する。さらに、園庭だけを理由としているのではなく、工事期間中、園児にかかるストレスなども不安に感じているとの説明がありました。

また、委員からは、検討委員会の場で、他の保護者に説明しないよう求めたのは、市、検討委員会のいずれであるのかとの質疑があり、請願者からは、検討委員会の議事録で確認した程度であるため詳細はわかりかねるが、検討委員会側であるとの説明がありました。

これを受け委員からは、地域での説明過程における問題であったのではないかと感じるが、請願趣旨において、市による説明を求める理由を確認したいとの質疑があり、請願者からは、地区の回覧板を通じて保護者が整備内容を知ってから、検討委員会との話し合いのもと市と直接協議することとなった経緯も踏まえ、市による説明を求めているとの説明がありました。

また、委員からは、請願趣旨において、まだ十分に使用できる幼稚園舎を取り壊して、増設するのは適正な税の使い方だとは思えないと述べており、それも正論ではあるが、一方で、まだ利用できる施設であっても、よりよい施設にするために取り壊すという考え方もある。いずれが正解ということではなく、見解が分かれる点であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願者においては、こども園化自体には反対していないという理解でよいかとの質疑があり、請願者からは、こども園化に反対するものではなく、実際の運用と進め方について不安があるとの説明がありました。

また、委員からは、保護者への情報提供が不足していたことについては改めて認識したが、現在、小学校の通学路が幼

稚園、保育園舎を分断しており、園児を見守るためには、職員室を一元化し、園舎全体を管理できる構造とする必要があり、物理的に離れた施設を一体園化して運営することは難しいと考える。また、保護者の中には分離した園舎での運営を不安視する声もあるのではないかと危惧する。本市ではすでにこども園を運営していること、また、保育園においては0歳児から年長児まで1つの園舎で過ごしていることを鑑みると、現在の整備案は特異な内容ではないと考える。なお、工事過程における園児への配慮については、当委員会においても以前から指摘し、今後も最重要課題と捉えており、総合的に勘案すると、市が当初示した整備案で進めるのは難しいと考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、市が当初示した整備案は口頭のみでの説明であったため、イメージはできなかつたが、当然こども園化にあたっては幼稚園舎側にも最低限の増改築が必要であると考えている。その上で工事をなるべく短期間かつ安全を確保した上で進めてほしいとの説明がありました。

これを受け委員からは、市が当初示した整備案が口頭であったがゆえにそれぞれがイメージを持ったものと推察するが、小学校の通学路、職員室の配置といったことを勘案すると、現施設を維持することは難しいと感じる。特に、完成後は、本市で一、二を争う素晴らしい施設となると認識しており、保護者にも理解してもらうことが必要ではないかと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨において、現在小学校に通う児童の保護者や、これからこども園にかかわる子育て世帯の意見を聞き入れ、意義ある説明会となるよう見直しを求めると述べているが、これまではその機会がなかったのかとの質疑があり、請願者からは、そのとおりであり、これまで

も市に対し、未就園児の保護者への説明会を求めてきたとの説明がありました。

次に、理事者からは、市としては子供たちの育成面、安全な見守り、管理・運営面を考慮し、幼稚園舎を撤去し、現保育園舎を活用した一体的な利用が望ましいと考えているとの補足説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、地域からの意見を受け、検討委員会の方向性に変化はあったのかとの質疑があり、理事者からは、検討委員会からは、保護者への丁寧な説明のもとで事業を推進するよう、確認しているとの答弁がありました。

また、委員からは、保護者が抱く不安を解消するための丁寧な説明が必要であると考え、今後の対応について確認したいとの質疑があり、理事者からは、不安の声については真摯に受け止め、機会を捉えて説明会等を開催し、意見交換していききたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、神前幼稚園の平成31年度の4歳児の園児予定数は2名とのことであり、場合によっては平成32年度に5歳児が一桁になる可能性があることを鑑みた場合、休園もあり得るのかとの質疑があり、理事者からは、在園する4歳児の進級意思と園児募集の結果を踏まえ、翌年度の運営について検討することとし、休園とするかどうかについては他の園の事例も勘案した上で検討するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、園庭が広くなることに伴う園児へのメリット・デメリットを問う質疑があり、理事者からは、異年齢間の交流による学びは大切であり、園庭を含む施設については、一体化し、遊びを中心とした就学前教育・保育を

実施したい。なお、園運営上、必要に応じて低年齢児、高年齢児との間で園庭を簡易に仕切るなどの対応を図っていきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、園舎が分かれることによる職員配置上の課題を問う質疑があり、理事者からは、いずれかの園舎側に職員室を設置することになるため、一方の園舎の見守りが手薄になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、未就園児の保護者を含む、地域で子育てをする保護者への説明及び意見聴取の機会が不足していたため、今回の請願に至ったのではないかと推測され、丁寧さを欠いていたのではないかと質疑があり、未就園児の保護者への説明の必要性も認識していたが、昨年6月定例会議会における議案に対する意見募集において、否定的な意見が多数寄せられたことを踏まえ、まずは幼稚園、保育園の保護者に説明をしてきた。未就園児の保護者に対しては、こども園の制度内容も含め、改めて4月もしくは5月に説明会を開催したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地域の特色を生かした子供たちへのよりよい園づくりが大切であるが、市が当初示した施設環境整備案は、こども園として適していないのかとの質疑があり、理事者からは、地域の特色を生かすという点では、両園を分断している小学校の通学路の位置を変更し、一体となった施設運営となること、また、園庭については、本市のこども園の中で最も広くなると考えており、保護者の思いである、園児がのびのびと過ごすという意向に応えることができると考えるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、保護者への説明に丁寧さを欠いていたのではないかと。特に、地域が市の施策を理解し、協力していくという機運が醸成されていないのではないかと質疑

疑があり、理事者からは、保護者に対しては、時点ごとにできる限りの資料を示してきたが、ようやく設計内容を提示できる段階に至り、今後はより丁寧な説明を行うとともに、保護者との意見交換を継続していきたい。工事期間中、子供たちへの影響を極力避けたいと考えており、その上で、今後長期にわたり、こども園として運営していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、両園を分断している小学校の通学路の位置変更に関する要望を、検討委員会側から受けた上で現在の整備案となったのかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、検討委員会からの提言に応えるためにも現在の整備案となっていると理解しており、地域の声にも応えていると考える。なお、今後は、保護者に配慮した施設整備を行うことで、保護者にとっても、利用しやすいこども園を目指してほしいと考えるがどうかとの質疑があり、こども園化にあたっては園児の安全面、職員配置を一体的に考えており、保護者への配慮についても、意見を聴き取りながら、将来にわたって利用してもらえる立派な施設としたいとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、管理・運営面を鑑みると、2つの園舎による園運営は困難であると考えます。また、議会において昨年、基本設計予算を認めていること、さらに、検討委員会からの提言に対する市の回答は提言書に沿っており、神前地区の想いに沿ったものであると検討委員会が明言していることから、このタイミングで異なる判断をすることは難しい。なお、本請願が提出されたことを重く受け止め、保護者の不安に対しては確実に対応し、地域や保護者

に納得してもらえよう、丁寧かつ早急に対応すべきであるが、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願者の意見については十分に理解できること、また、工夫次第では、現施設を活用して整備を進めることができると考えるため、市が当初示した施設環境整備案で進めてほしいという願意については深く理解する。よって、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号 安心安全な温かい中学校給食を求めることについて、冒頭に、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

中学校給食基本構想・基本計画策定委員会において、給食センター1か所から市内22の全ての中学校に給食を配送するという提言がなされた。しかし、1か所では市内22校への配送時間の遅れの心配、地震や風水害、大雪等による交通渋滞など、いくつものリスクが考えられる。また、衛生管理、食物アレルギーの対応や、適温提供、周辺環境への配慮においても1か所だけで運営・配送するのは安心・安全の確保がなされないのではないかと考える。

市が募集した中学校給食のパブリックコメントにおいても、給食センターの整備数、給食実施方式についての意見が一番多くあったことから、多くの市民が給食センターを1か所にするということに対し、不安に思っていると考える。

以上のような理由から、1か所の給食センターではなく、自校方式や親子方式との併用、複数センターの建設などを検

討してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願事項において、複数センターの建設の検討を述べているが、教育委員会による概算事業費の試算において、2か所とした場合、さらに約34億円の事業費が必要となること、また、推計上、将来的には生徒数が減少していくことを鑑みると、複数センターの建設はリスクが高いと考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、財政面も重要であるが、子供たちにとってよりよい中学校給食であってほしいと願っており、一旦建設したら後戻りできないため、慎重に検討してほしいとの説明がありました。

これに対し委員からは、よりよい給食センターにしたいという思いは共通の認識であるが、長期間にわたり市の財政に影響する事業であり、生徒数の減少といった事情も勘案した上で、財政面からも慎重に考える必要があるとの意見がありました。

また、委員からは、請願趣旨において、センター1か所による配送時間の遅れについて述べているが、教育委員会が実際に試走した結果、1か所であっても60分以内で全校に配送できることを確認しているがどうかとの質疑があり、請願者からは、給食センター1か所では、離れた場所にある学校へ配送するために早めに調理しなければならないため、前日に下処理を行う必要があること、また、配送に時間がかかることを鑑みると、味や安全性の面で、好ましくないと考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨において、センター1か所による食中毒等のリスクや衛生管理、食物アレルギーの対応面から、安心・安全の確保がなされないと述べているが、

調理する施設が増えると、その分リスクが発生する可能性のある場所も増えるため、結果的にはセンター1か所の場合と確率としては同じであると考えるが、1か所のほうが、よりリスクが高まると考える学術的な根拠を確認したいとの質疑があり、請願者からは、学術的な説明はできないが、センター1か所とした場合、例えば自然災害による停電、また、異物混入があった場合に全校に影響を及ぼすが、複数の調理施設があればリスクを分散できるのではないかと考えるとの説明がありました。

また、委員からは、センター1か所の場合は前日に下処理をすとの発言があったが、情報源を確認したいとの質疑があり、請願者からは、インターネットで調査した情報をもとにそのように考えたとの説明がありました。

これに対し委員からは、本市が示した情報ではないのであれば、請願趣旨で述べている「安心・安全の確保がなされない」と考える根拠にはならないと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨において、「多くの市民が給食センターを1か所にすることに対し、不安に思い関心がある」と述べているが、その根拠を問う質疑があり、請願者からは、昨年度、小中学生の保護者や学童保育所等の協力のもと、安心安全な中学校給食の早期実現を求める趣旨の署名を8800筆あまり集めており、センター方式による給食を不安視する声も聞いているとの説明がありました。

これに対し委員からは、請願趣旨で述べている「多くの市民」とは、請願者が集めた署名が根拠ということかとの質疑があり、請願者からは、昨年、よかパパフェスティバルの場で実施した中学校給食に関するシール投票において、約9割が自校方式を支持したことも根拠の一つであるとの説明が

ありました。

これに対し他の委員からは、全国的にはセンター方式が多いが、三重県は小学校において自校方式が多いため、味の慣れもあり、地域の特性上、自校方式を支持する声が多くなるのは当然と考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、中学校給食においてセンター方式が多い理由はおいしさが理由ではないと考えており、また、時間の経過とともに味が落ちるため、おいしい給食を子供たちにも味わってほしいとの説明がありました。

これに対し委員からは、センター方式でも一定水準以上の給食を提供しており、味の感じ方は個人差があるのではないのかとの質疑があり、請願者からは、たとえ食缶による配送であっても、時間の経過とともに味が落ちると考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願事項において、1か所の給食センターではなく、自校方式や親子方式との併用、複数センターの検討を求めているが、センター1か所は容認できないということかとの質疑があり、請願者からは、決して認めないということではなく、センター1か所を課題として捉えており、よりよい給食を実現したいという思いから請願に至ったとの説明がありました。

これを受け委員からは、昨年2月定例会月議会において、請願者から、安心安全でよりよい中学校給食の実現を求める請願があり、これを採択したことから、個人的に保護者の意見を聴き取ったところ、早期の中学校給食実現を求める声が多いと感じたが、このことは認識しているのかとの質疑があり、請願者からは、認識しているとの説明がありました。

次に、理事者から、本市では調理の下処理を前日に行うこ

とはないとこの補足説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、食缶での配送による、給食の提供温度の変化を問う質疑があり、理事者からは、一例として他の自治体での測定結果によると、ステンレス製の二重食缶において味噌汁の温度を測ったところ、積み込み時に74度だったものが、2時間後の配膳時には64度だったとのことであり、適温で提供できているとの答弁がありました。

また、委員からは、調理する施設が1か所であっても複数であっても、事故の発生確率を施設箇所数でトータルすると確率として変わらないと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、確率は変わらないと考えるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、請願第5号 小学校のような四日市市直営の中学校給食の実現を求めることについて、冒頭に、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

中学校給食基本構想・基本計画策定委員会において、中学校給食は県地区の農業センターの一角に給食センター1か所を建設する。センター建設にあたっては民間業者を選定し、PFI方式で進めるという提言がなされた。

センター建設後、給食も民間委託すると、食材の調達業者が直接購入することになり、輸入食材や冷凍食品、レトルト食品が使われたりして、安心・安全面で心配するため、地産地消の観点から、地元の農産物を使用し、生産者の顔が見

える中学校給食を求める。また、食育の観点から市の直営であれば栄養士・調理員が食教育をすることができ、市の直接雇用による安定雇用を通じて調理員に専門性、熟練性も生まれると考える。輸入食材などを使わず、国産や地場産の安心・安全な中学校給食になるように、営利目的ではなく市直営の完全給食を求める。

以上のような理由から、中学校給食は、四日市市直営で実施してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願趣旨において、輸入食材や冷凍食材、レトルト食品が使われたりして、安心・安全が確保されないのではないかと考えると述べているが、中学校給食基本構想・基本計画によると、市の責任において物資選定委員会を設け、食材の安全性や品質、価格等を確認して選定することにより、安全・安心で安定した物資の調達を行うこと、また、地産地消の推進についても述べており、直営ではなく、PFIであっても可能と考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、確かに基本構想・基本計画ではそのように書いてあるが、民間業者の場合、委託料から利益を出す必要があり、その内容が担保されるのか危惧する。また、全国的にも、人件費や人材不足等を理由に破産した業者があることなどを聞くと、直営の安定雇用であれば、子供たちに安定的に給食を提供できると考える。また、食材の品質確認への不安や、調理の手間が省かれるのではないかと危惧しているとの説明がありました。

これに対し委員からは、市の責任において、安心・安全な給食物資を選定・調達することを明確に述べており、また、議会としても、その確認をしていく必要があると考えている。また、食教育については、給食センターに見学スペースや調

理室などを設置し、体験学習や調理実習できる環境を目指すことを述べており、直営でなく、PFIであっても、充実した環境で食教育が実施できると考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、小学校では、調理員が給食時間に教室に出向き、栄養士と共に日常的に食教育を行っているが、1か所のセンターで中学校における食教育がどの程度実施できるのか疑問である。また、民間業者は受託者側となるため、市と同じ立場で取り組むことが難しいのではないかと考えるとの説明がありました。

これを受け委員からは、受託業者が研修を受け、子供たちへの食教育に取り組んでいる自治体もあるとの意見がありました。

次に理事者からは、食材料費については、学校給食法の規定に基づき、保護者負担とし、市が食材の調達を管理しているため、企業の営利には結びつくことはないとの補足説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、請願者においては、業者が利益を得るため、委託料のうち食材の調達にかかる経費を安価に抑え、利益を得るのではないかと危惧しているが、市の考える仕組み上ありえないということかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第5号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○小中学校のバリアフリー化について

1. はじめに

本市の小中学校は、その多くが昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設されており、老朽化が進む中、良好な教育環境を維持するため、これまでに耐震化、大規模改修、校舎改築等、施設整備に取り組んできました。

一方、バリアフリー化については、平成 15 年 4 月より施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の一部改正により、学校施設がバリアフリー化の努力義務の対象に位置づけられ、文部科学省においても、「学校施設バリアフリー化推進指針」を策定し、学校施設のバリアフリー化を促しています。

本市においては、平成 10 年度から平成 23 年度にかけて、全ての小中学校において段差解消等のバリアフリー化を実施するとともに、大規模改修工事や校舎改築事業において「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、バリアフリー化を行っています。

こうした中、これまで本市が実施してきた小中学校のバリアフリー化の現状について確認するとともに、平成 30 年 6 月定例月議会において可決し、本年 7 月より施行された「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」における合理的配慮の視点から、当委員会として、今回、小中学校におけるバリアフリー化について、所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 小中学校のバリアフリー化の実施状況について

本市では、小中学校のバリアフリー対策事業として、平成 10 年度から平成 23 年度にかけて、全ての小中学校において、昇降口や体育館の玄関などにスロープを設置し段差解消を図るとともに、多目的トイレ、開きドアの引き戸化、階段手すりの設置やトイレの洋式化などを実施してきた。

また、校舎改築事業や大規模改修事業に合わせ、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づくバリアフリー整備のほか、学校運営上必要となるバリアフリーについては、各学校からの要望に応じてバリアフリー化を行っている。

直近 3 年間（平成 27 年度から平成 29 年度）の整備内容については下記のとおりである。

(1) 校舎改築事業におけるバリアフリー化

年度	学校名	バリアフリーに関する整備内容
H27～H29	笹川中学校	<ul style="list-style-type: none">・ 段差のない昇降口・ 引き戸（出入り口）・ 階段手すり設置・ エレベーター設置・ 洋式便器設置・ 多目的便所設置・ 駐車区画整備（車いす使用者用）・ 点字ブロック整備

(2) 大規模改修事業におけるバリアフリー化

年 度	学校名	バリアフリー化に関する整備内容
H27	塩浜中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置）
H27	水沢小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置）
H28	富洲原小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口バリアフリー化 ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置） ・多目的便所設置
H28	保々中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓玄関バリアフリー化 ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置）
H28～H29	大池中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓玄関バリアフリー化 ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置） ・多目的便所設置
H29	四郷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・階段手すり設置 ・便所整備（ドライ化、洋式便器設置） ・多目的便所設置

(3) 小規模なバリアフリー化

年 度	学校名	工事件数（※）		主なバリアフリー化に関する整備内容	
H27	小学校	24 件	計画	19 件	・洋式便器設置（校舎、屋内運動場）
			要望	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり設置（階段） ・入り口段差解消（スロープ）
	中学校	3 件	計画	1 件	・洋式便器設置（校舎）
			要望	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり設置（階段） ・建具改修（引き戸）
H28	小学校	30 件	計画	25 件	・洋式便器設置（校舎、屋内運動場）
			要望	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり設置（階段） ・建具改修（引き戸）
	中学校	7 件	計画	5 件	・洋式便器設置（校舎）

			要望	2件	・手すり設置（階段）
H29	小学校	9件	計画	9件	・洋式便器設置（校舎）
			要望	—	—
	中学校	25件	計画	22件	・洋式便器設置（校舎、屋内運動場）
			要望	3件	・手すり設置（階段） ・建具改修（引き戸）

※工事件数について、計画的に進めているトイレの洋式化については「計画」、学校運営の中で必要が生じ、学校からの要望によるものは「要望」と分類

（４）小中学校のエレベーターの設置状況について

本市では、小中学校におけるエレベーターの設置は校舎改築時にあわせて整備を進めており、現在の設置校数は、小中学校あわせて8校である。

<エレベーター設置済みの小中学校>

年度	小学校	中学校
H18	富田小学校	橋北中学校、港中学校、南中学校
H20	楠小学校	
H24	河原田小学校	
H26		富田中学校
H28		笹川中学校

3. 特別支援教育に係る施設改修について

本市では、特別な教育的支援が必要な子供たち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っている。

障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学びつつ、個別の教育的ニーズに的確に応える指導及び支援を提供できるよう特別支援教育を推進しており、各学校から要望のあった特別支援教育に係る施設改修内容及び対応については、下記のとおりである。

<特別支援教育に係る施設改修要望及び改修件数>

年度	バリアフリー化に関する施設改修要望	内、改修を実施した件数
H27	9件（3校）	8件
H28	8件（2校）	5件
H29	5件（2校）	4件

(年度ごとの改修要望の内容及び対応状況)

平成 27 年度

No.	学校名	要望内容	対応	代替措置の概要
1	海蔵小学校	北校舎東昇降口西側に手すり設置	改修	
2		北校舎 1 階男子トイレ入り口に一番近い便器に手すり設置	改修	
3	富洲原小学校	中校舎東階段内側手すり設置	改修	
4		南校舎東階段内側二段手すり	改修	
5		中校舎西階段内側二段手すり	代替措置	他階段で代用
6		北校舎西階段内側二段手すり	改修	
7		北校舎東階段内側二段手すり	改修	
8	港中学校	南校舎と武道場、プール、体育館を結ぶ通路のバリアフリー化、段差解消	改修	
9		プール階段の手すりの設置	改修	

平成 28 年度

No.	学校名	要望内容	対応	代替措置の概要
1	保々小学校	北校舎便所入り口の段差解消	改修	
2	内部東小学校	廊下洗面所に手すりを設置	改修	
3		多目的トイレに手すりを設置	改修	
4		中庭渡り廊下の階段をスロープ化	代替措置	簡易スロープを使用
5		プール入り口に手すりを設置	改修	
6		北校舎西階段に手すりを設置	改修	
7		児童昇降口にひさしを設置	代替措置	雨天時の送迎について、できるだけ校舎に近い場所に停車し、車の乗り降りを担任が補助
8		運動場へのスロープ改修(勾配を緩く)	代替措置	現スロープを担任等が介助して移動

平成 29 年度

No.	学校名	要望内容	対応	代替措置の概要
1	中部西小学校	多目的トイレ入り口手すり設置	改修	
2		小児用便座設置	改修	
3	内部東小学校	運動場へのスロープ改修(勾配を緩く)	代替措置	現スロープを担任等が介助して移動
4		洗面所を車いす仕様に改修	改修	
5		多目的トイレ(2階)の手すり増設	改修	

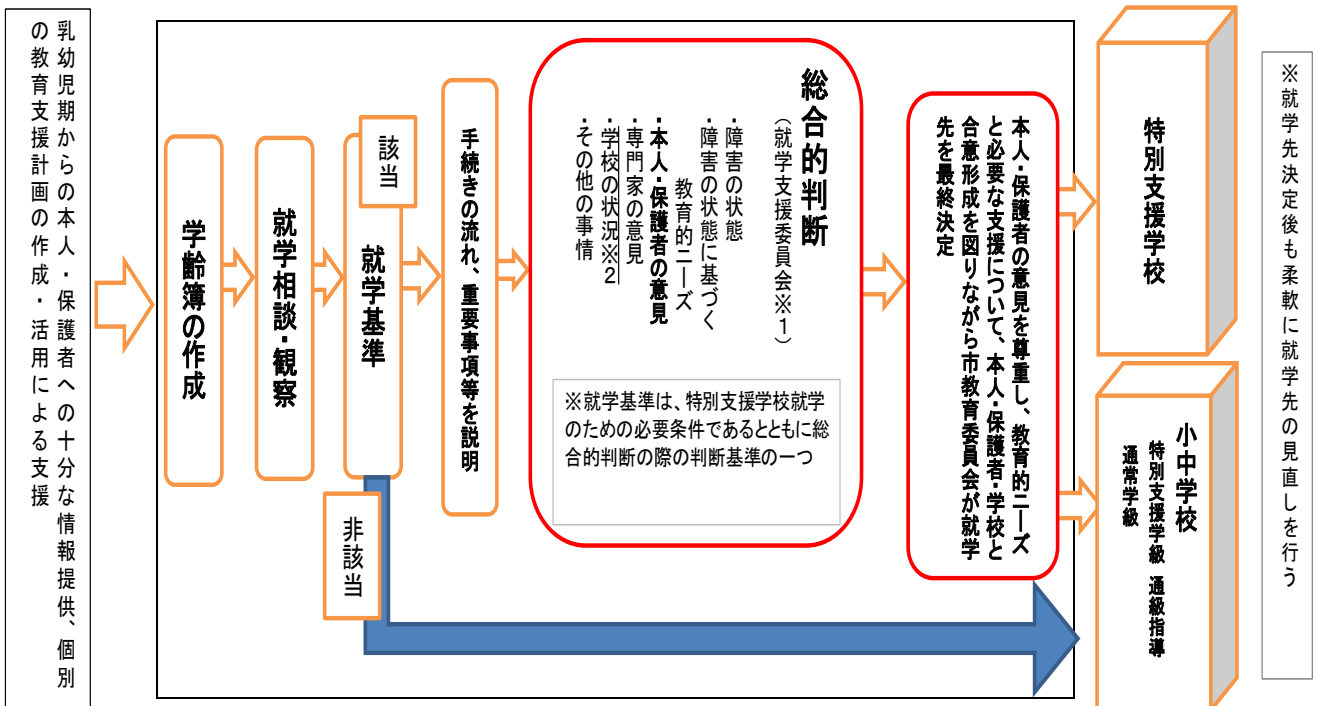
4. 障害のある児童生徒の就学先の決定について

障害のある児童生徒の就学先の決定については、教育委員会とこども未来部が連携し、保育園・こども園・幼稚園を回って巡回相談（園からの相談）や就学相談（園長や保護者相談）を実施しており、教育支援課指導主事や地域特別支援コーディネーター等が観察・相談を行っている。

その結果を受け、年5回の就学支援委員会で通常学級・特別支援学級・特別支援学校等の就学先についての審議を実施し、審議結果を受けて、保護者・園は就学先学校と今後の支援のあり方等について相談を行っている。

就学先の決定については、障害の程度が就学基準に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断しており、最終決定に当たっては、本人・保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について、本人・保護者・学校と合意形成を図りながら教育委員会が就学先を決定している。

<障害のある児童生徒の就学先決定までの流れ>



※1 就学支援委員会 医師、学識経験者、校長代表、児童福祉施設職員、特別支援学級・特別支援学校教員、教育相談員、市教委事務局職員等で構成し、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者や専門家の意見、学校の状況等を勘案し、障害のある児童生徒等の就学や教育的支援について協議を行う。

※2 学校の状況 ・バリアフリー他の設備対応 ・必要な改修を検討 ・階段昇降機対応 ・人的対応及び教室配置等の工夫

5. 委員からの主な意見

- ・本市では、小中学校のバリアフリー化に関する基本的な考え方が定められていないため、これまでのバリアフリー化の整備内容や課題等を洗い出し、インターホンや点字ブロックの整備等、今後の方針を示すとともに、バリアフリー化の基本的な考え方を定めるべきである。
- ・学校からのバリアフリー化の要望に対し、対応の可否の判断基準が不明瞭であるため、バリアフリー化の実施基準を定めるべきである。
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の基準によるバリアフリー化だけでな

く、加えて、例えば点字案内といったさらなるバリアフリー化も必要であるとする。

- ・子供の人生にとって、就学先の学校や学級の選択は重要であり、就学相談を受けた際は積極的に学校の現状を見学してもらうよう努めてほしい。

- ・特別支援教育に係る施設改修要望について、複数年にわたり同じ要望があるにもかかわらず、改修ではなくソフト面での代替措置で対応しているケースも見受けられるが、当該児童生徒にとっては、障壁が取り除かれないまま学校生活を過ごさなければならないため、優先して対応すべきである。

- ・移動に支援が必要な児童生徒等への配慮として、他の自治体では昇降口にひさしを設置している学校も多くあり、本市の小中学校に設置されていないことに疑問を感じる。

- ・エレベーターが設置されていない学校については、教室配置の工夫等により、移動に支援が必要な児童生徒の負担を軽減しているとのことであるが、障害児本人が移動に不自由を感じずに負荷なく移動できるよう、エレベーターの設置が必要であるとする。

- ・給食用のエレベーターシャフトが整備されている小学校は新規にエレベーターを設置するよりも、低予算で設置可能であるとするため、当該小学校については優先的に設置すべきである。

- ・今後、中学校給食を実施するにあたり、給食センターからの給食の受け入れ時に必要となる各学校へのエレベーターについて、移動に支援が必要な生徒も利用できるよう、人が乗降できるエレベーターとするよう検討してほしい。

- ・中学校給食の実施に伴う学校施設の整備は、中学校へのエレベーター設置の契機であるとするため、積極的に総合教育会議等の場において議論してほしい。

- ・エレベーターの設置については、財政面の課題もあると認識しているが、本市の小中学校のバリアフリー化の基本的な考え方を検討する際に、明確に設置の考え方を示すべきである。

- ・学校は災害時の避難場所として、防災機能も求められており、バリアフリー化の状況、防災機能の整備状況、さらに、今後の整備計画等について、市民に情報提供することにより、避難施設としてさらなる役割を果たすのではないかと考えるため、危機管理監と連携して押し進めてほしい。

- ・バリアフリー化を含む小中学校の防災機能の強化は全市的に必要な施設整備であるため、予算措置については教育費のみではなく、全庁的な予算として考えるべきである。また、市単独の予算だけでハード整備を行うことは困難であることから、国や県に対し、防災面での機能強化のための予算の必要性を訴えていくことも必要である。

- ・子供の生活様式の変化や生活状況等を十分に把握し、トイレの洋式化率を充足していくよう、長期的なビジョンを持って整備を進めてほしい。

- ・障害者スポーツを推進するためにも、地域の拠点である小中学校の施設を利用してスポーツができる環境づくりを進めることも重要な視点であり、そのためにも施設のバリアフリー化は必要であるため、スポーツ・国体推進部とも連携を図りながら押し進めてほしい。

6. まとめ

小中学校のバリアフリー化は、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮を行うよう、文部科学省における「学校施設バリアフリー化推進指針」において基本的な考え方として示されており、計画的かつ効率的に整備を実施することが求められています。

しかしながら、前述のとおり本市では、各学校が必要とするバリアフリー化の施設要望に

対して、必ずしもそのすべてに対応していないケースがあり、児童生徒の障壁を取り除き、合理的配慮の提供をより進めるためにも、小中学校におけるバリアフリー化の基本的な考え方や基準を明確に定めたうえで、整備していくことが望ましいとの意見が多数出されました。

特に、小中学校は、地域住民にとって身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動の場でもあることから、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用することを想定して、施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすいよう整備されることが必要であると考えます。

また、東日本大震災における課題を踏まえ平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法に基づき内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においても、避難所として指定する施設は、平時よりバリアフリー化等をしておくことが望ましいと示されています。特に、本市では、全ての小中学校が指定避難所となっており、災害時に地域住民が安心・安全に学校施設を利用できるよう、バリアフリー化を行う必要性が高い施設であり、防災面からも、危機管理監との連携のもと十分な整備を進めていく必要であると考えます。

加えて、冒頭にも述べましたが、本市では、本年 7 月より「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」が施行され、また、三重県においても「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が本年 10 月より施行される中、現在、平成 31 年度から平成 35 年度までを計画期間とする第 4 次四日市市障害者計画策定に向けた検討を行っており、さらに、今回の調査において委員からも多数の意見があった、中学校給食の実施に伴う学校施設の整備が控えていることも鑑み、よりスピード感を持って臨むべき課題であると考えます。

今回の調査において、執行部からは、本市における小中学校のバリアフリー化の基本的な考え方や基準を定めるとの答弁もあったことから、当委員会における指摘事項を踏まえ、議会に対してもその考え方を早期に示したうえで、合理的配慮の視点からも、着実かつ迅速に小中学校におけるバリアフリー化の取り組みを進めることを要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤 嗣也
副委員長	太田 紀子
委員	荒木 美幸
委員	笹岡 秀太郎
委員	中森 慎二
委員	藤田 真信
委員	諸岡 覚
委員	山口 智也

教育民生常任委員会

○学校指定物品の取扱いについて

1. はじめに

小中学校においては、児童生徒が学校生活を送る上で必要となる学用品を保護者の負担により購入する必要があります。中でも、体操服、通学用かばん、補助教材等、あらかじめ学校がその品目や購入業者等を指定した上で、保護者負担により購入する「学校指定物品」については、各学校の校長の権限に基づいて決定していますが、本市においては金額や業者選定等に関する基準がないため、学校間で購入金額に大きな差異が生じていることが、平成30年8月定例会議会の決算常任委員会教育民生分科会において明らかになりました。

学校指定物品については、保護者自身が物品を選択する余地が狭く、保護者の負担軽減等の観点から、高い透明性が求められるものであり、今回、当委員会として、学校指定物品の現状を調査し、本件に対する取扱いについて整理を行うべく、所管事務調査として取り上げ議論することとしました。

2. 学校指定物品の現状について

(1) 学校指定物品とは

学校生活を送るに当たり、必要な学用品を保護者に用意してもらう必要があるが、その際に、学校（校長）がその品目や購入業者等を指定した上で、入学時や必要な時期に購入してもらう物品のことを指し、保護者負担により、保護者が業者から購入している。

(2) 学校が指定することの必要性及び利点について

- ・入学時には一度にさまざまな学用品を用意することが必要になるが、必要な品目を一括して示すとともに、まとめて購入できるようにすることで、保護者にとって利便が図られる。
- ・自由購入にすると機能やデザインがまちまちになり、学業に適さないことや不必要な装飾を持ったものになるおそれがあるが、指定をすることで、簡素で機能的なものに揃えることができ、その使い方を同じように教えることができる。
- ・学校（や学年）ごとに色やデザインを統一し、持続して利用することで、その学校のアイデンティティや地域としての愛着を持つことができる。また、他校児童生徒と混じった際の視認性を高め、見守り等の際に役立てることもできる。

※なお、新規購入が必須というわけではなく、兄姉を初め同等品を入手できる場合は、その学用品を用いることができる。

(3) 学校指定物品に関する最近の国の動向と本市の対応について

①国の動向

平成30年3月19日付け文部科学省通知

「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」【抜粋】

1 保護者に経済的負担軽減に係る留意事項

(1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。

(2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

2 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

※〔参考〕通知が出された背景

東京銀座にある中央区立泰明小学校の標準服にアルマーニによるデザインのものが入り導入されたとの報道（平成30年2月）

②当該通知を受けた本市の対応

各小中学校に本通知の周知を図るとともに、各校における「入学の手引き」等における通学用服を初めとする学用品の記載内容の提出を求め、集約を行った。

⇒本通知のきっかけとなるような過度な保護者負担を求めるような学用品は確認されなかった。

(4) 本市における学校指定物品について

今回、市立小中学校において、学校で指定している物品の有無を調査した結果、下記のとおり、計36品目において指定が行われていた。

○小学校：23品目

- ①体操シャツ・パンツ、②上靴、③体育館シューズ、④赤白帽子、⑤名札
- ⑥算数セット、⑦習字セット、⑧絵の具セット、⑨裁縫セット、⑩探検バッグ
- ⑪粘土、⑫粘土板、⑬鍵盤ハーモニカ、⑭リコーダー、⑮名前ペン、⑯書き方ペン
- ⑰クーピー、⑱消しゴム、⑲のり、⑳はさみ、㉑下敷き、㉒引き出し、㉓連絡帳

○中学校：13品目

- ①体操シャツ・パンツ、②ジャージ上・下、③ウインドブレーカー上・下
- ④制服（男）、⑤制服（女）、⑥男子カッター、⑦女子ブラウス
- ⑧自転車ヘルメット、⑨自転車用雨具、⑩通学鞆（ボストン・リュック）
- ⑪上履（スリッパ）、⑫体育館シューズ、⑬名札

3. 学校指定物品の現況調査結果について

各小中学校における、学校指定物品の購入にかかる指定の方法として、

- ・ 1社指定：「学校で1社を指定し、その業者から購入」
- ・ 複数指定：「学校で複数社を指定し、そのいずれかの業者を保護者が選び購入」
- ・ 斡旋及び自由購入：「学校が指定した業者を斡旋するが、保護者の判断でその業者から購入してもよいし、それ以外の業者から自由に購入してもよい」
- ・ 自由購入：（色等、仕様を指定する場合もあるがそれを満たしていれば）「必要な物品をどの業者から購入してもよい」

という購入方法が見られた。（なお、学校によっては、当該品目の購入を求めているケースもあった。）

品目ごとの調査結果は以下のとおりである。

<指定方法別集計>

[校]

小 学 校 [38校]	1社指定	複数指定	斡旋及び自由購入	自由購入	購入を求めない	備 考
① 体操シャツ・パンツ	5	0	17	16	0	
② 上靴	0	0	24	14	0	「体育館シューズ兼」含む
③ 体育館シューズ	2	0	22	10	4	
④ 赤白帽子	11	0	26	1	0	
⑤ 名札	33	0	0	0	5	
⑥ 算数セット	16	0	21	0	1	「セット」・「バラ」の合計
⑦ 習字セット	0	0	38	0	0	
⑧ 絵の具セット	4	0	34	0	0	
⑨ 裁縫セット	0	0	38	0	0	
⑩ 探検バッグ	27	0	8	0	3	
⑪ 粘土	8	0	30	0	0	「粘土(含ケース)」含む
⑫ 粘土板	4	0	33	1	0	
⑬ 鍵盤ハーモニカ	0	0	32	6	0	
⑭ リコーダー	7	0	31	0	0	
⑮ 名前ペン	30	0	7	1	0	
⑯ 書き方ペン	27	0	3	2	6	
⑰ クーピー	9	0	29	0	0	
⑱ 消しゴム	31	0	5	2	0	
⑲ のり	31	0	7	0	0	
⑳ はさみ	4	0	32	2	0	
㉑ 下敷き	30	0	6	2	0	
㉒ 引き出し	17	0	21	0	0	
㉓ 連絡帳	34	0	4	0	0	
合 計	330	0	468	57	19	

※同じ品目中、指定と斡旋・自由購入が重複する際は指定に算入

[校]

中学校〔22校〕	1社指定	複数指定	斡旋及び 自由購入	自由購入	購入を求めない	備考
① 体操シャツ・パンツ	14	7	1	0	0	
② ジャージ上下	15	7	0	0	0	
③ ウインドブレーカー上下	15	3	4	0	0	
④ 制服(男)	0	9	13	0	0	
⑤ 制服(女)	0	21	1	0	0	
⑥ 男子カッター	0	7	11	4	0	
⑦ 女子ブラウス	0	9	9	4	0	
⑧ 自転車ヘルメット	2	0	10	3	7	
⑨ 自転車用雨具	0	0	9	6	7	
⑩ 通学靴(ボストン・リュック)	9	3	0	10	0	
⑪ 上履(スリッパ)	20	2	0	0	0	
⑫ 体育館シューズ	20	2	0	0	0	
⑬ 名札	22	0	0	0	0	
合計	117	70	58	27	14	

※同じ品目中、指定と斡旋・自由購入が重複する際は指定に算入

<金額別集計>

小学校

(単位:円)

①-1体操シャツ		⑥-2算数セット(バラ)		⑬鍵盤ハーモニカ		⑳はさみ	
最高額	3,900	最高額	1,730	最高額	5,700	最高額	530
最低額	1,200	最低額	270	最低額	5,300	最低額	300
①-2体操パンツ		⑦習字セット		⑭リコーダー		㉑下敷き	
最高額	3,100	最高額	4,550	最高額	1,600	最高額	210
最低額	1,150	最低額	3,100	最低額	1,000	最低額	160
②上靴		⑧絵の具セット		⑮名前ペン		㉒引き出し	
最高額	1,800	最高額	3,100	最高額	150	最高額	700
最低額	750	最低額	2,600	最低額	100	最低額	620
③体育館シューズ		⑨裁縫セット		⑯書き方ペン		㉓連絡帳	
最高額	2,400	最高額	4,170	最高額	170	最高額	140
最低額	700	最低額	3,000	最低額	70	最低額	110
④赤白帽子		⑩探検バッグ		⑰クーピー			
最高額	650	最高額	720	最高額	850		
最低額	450	最低額	600	最低額	720		
⑤名札		⑪粘土		⑱消しゴム			
最高額	90	最高額	670	最高額	100		
最低額	45	最低額	440	最低額	50		
⑥-1算数セット(セット)		⑫粘土板		⑲のり			
最高額	2,500	最高額	360	最高額	240		
最低額	1,400	最低額	350	最低額	80		

※体操シャツ・パンツについてはサイズによっても金額が異なるため、特に金額差が大きい

中学校

(単位:円)

①-1体操シャツ		⑤制服(女)		⑪上履(スリッパ)	
最高額	3,700	最高額	42,000	最高額	1,750
最低額	2,000	最低額	20,440	最低額	1,100
①-2体操パンツ		⑥男子カッター		⑫体育館シューズ	
最高額	3,910	最高額	3,080	最高額	3,300
最低額	2,050	最低額	1,800	最低額	2,780
②-1ジャージ 上		⑦女子ブラウス		⑬-1名札	
最高額	7,280	最高額	2,700	最高額	310
最低額	2,500	最低額	2,200	最低額	60
②-2ジャージ 下		⑧ヘルメット		⑬-2名札(2枚組)	
最高額	6,130	最高額	3,000	最高額	620
最低額	3,300	最低額	2,100	最低額	500
③-1ウインドブレーカー 上		⑨自転車用雨具			
最高額	8,250	最高額	6,700		
最低額	4,500	最低額	4,700		
③-2ウインドブレーカー 下		⑩-1通学靴(ポストン)			
最高額	7,500	最高額	5,940		
最低額	3,240	最低額	3,780		
④制服(男)		⑩-2通学靴(リュック)			
最高額	38,410	最高額	7,500		
最低額	17,600	最低額	4,752		

※体操シャツ・パンツ等の衣類についてはサイズによっても金額が異なるため、特に金額差が大きい

4. 課題及び今後の取り組みについて

購入物品に係る指定の仕方について、「1社指定」、「複数指定」、「斡旋及び自由購入」、「自由購入」と幅があり、品目によっては各学校により、指定の仕方によらつきが生じている。

それぞれ学校や地域の思いも含めた経緯があると思われるが、それによって保護者の負担額にも違いが生じることとなっている。また、他校に関する情報不足やガイドラインがないことも、ばらつきが生じる要因の一つと考えられる。

<ばらつきが生じている例>

①体操シャツ・パンツ (小学校・中学校)

オリジナルの色やデザインを求める場合は1社指定や複数指定。

一般的な仕様なら斡旋及び自由購入。

②算数セット (小学校)

セット一式を購入するケースもあれば、計算カードなど教材を絞って購入するケースもあり、学校ごとに取り組みが異なる。

<課題>

これまで市全体の一覧を作成し、比較検討をするなどの分析は行っていなかったことから、各校の状況を見る中で、再検討や改善の余地があると考えられる。

また、教育委員会から各校への指導・助言を行うためのよりどころとなるガイドライン等

を持っていなかった。

<必要な視点>

- ・過去の経緯を踏まえる中であっても、一定期間経過後の見直しや再検討を実施する。
- ・手順や経緯を文書化し透明性を高め、説明責任を果たせるようにする。
- ・保護者の声を聴く機会を持つことを手順としてルール化する。

⇒先進例を参考にしながら、市としてのガイドラインを定め各校に指導を行っていく。



今回の調査を受け、教育委員会から示された、学校指定物品の取扱いにかかるガイドラインの骨子案は下記のとおりである。

《学校指定物品取扱いガイドライン（骨子案）》

1 趣旨

学校指定物品の決定や業者選定の方法等について、決定経過を明確化し、学校と保護者の信頼に基づいたものとなるよう、必要な事項を定める。

2 学校での取り組み

(1) 学校指定物品検討委員会の設置

学校指定物品の決定経過を明確化し、保護者の負担軽減を図るため、学校指定物品検討委員会を設置する。また、必要に応じて、保護者代表（PTA役員等）・地域代表（学校運営協議会委員等）・児童生徒代表を委員として参加させる。

(2) 検討委員会での協議事項

- ① 学校指定物品の規格の指定及び廃止、取扱・販売業者の選定、契約事務
- ② 学校指定物品及び取扱・販売業者の指定の見直し
- ③ 学校指定物品の評価、取扱・販売業者の評価、新規・更新契約事務
- ④ 教職員、保護者、取扱・販売業者への意見聴取及び説明
- ⑤ 同等物品の市場調査

(3) 関係者へ周知

物品の規格や選定理由等について、関係者へ周知する。また、保護者に限らず、関係する利害関係者（販売店等）へ説明できるようにする。

(4) その他

学校として制服や体操服の仕様を大幅に見直したり、複数年の供給を検討する場合には、デザインコンペ、見積合わせや入札等を実施する。

3 教育委員会での取り組み

学校における指定物品の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において判断される事柄であるが、それらの取り組みが適切に行われるよう、定期的に状況把握に努め、必要に応じて指導を行っていく。

5. 委員からの主な意見

・学校間における保護者負担額の格差を是正するためにも、各学校指定物品について、教育委員会において一定の基準額を設定した上で、各学校の実情に応じて決定できるような取り扱い基準を設けるべきではないか。

・学校指定物品の決定については校長の権限ではあるものの、教育委員会は学校運営に関する指導・助言する権限を有していることから、教育委員会から各学校に対し、学校指定物品における保護者負担の軽減及び学校間の差異を均一化すべく指導すべきである。なお、学校指定物品については、保護者や地域との関係性等これまでの経緯もあると思われるため、一律の金額を設定するのではなく、地域性も配慮しながら、一定の範囲内で物品を購入できるよう、ガイドラインへの反映を検討してほしい。その際には、校長会等の機会を捉えて、校長の意見も聴き取り、経過措置等も含めて、十分に検討するようにしてほしい。

・今回の調査において明らかになった学校指定物品の金額等について、学校関係者だけでなく保護者にも開示すべきであり、保護者が他校の状況を把握した上で、意見を聴取することが重要である。

・仮に保護者や児童生徒の総意で購入金額を決定するとしても、後の世代の子供たちのことを考慮し、逸脱した金額決定をすべきではない。そのため、適正な金額の範囲についても十分に検討してほしい。

・学校指定物品の決定権者である校長には、金額の妥当性について説明責任があると考えており、特に1社指定の物品については、金額の決定経過について保護者に明確に説明すべきであり、卒業等で児童生徒や保護者が入れ替わることから、定期的に説明の機会を設け、積極的に学校側から情報を開示すべきである。

・算数セットについて、セット一式で購入するケースや教材を絞って購入するケース、さらには購入しないケースもあり、学校ごとに取り扱いが異なっており、保護者からは公平性や学習効果を含め、疑問を抱かれかねない取り扱いであるため、保護者に対して十分に説明できるようにすべきである。

・今回の調査を受けて、教育委員会においてはスピード感を持って検討を進めてほしい。

6. まとめ

当委員会においては過去にも学校運営における公費負担と私費負担について所管事務調査にて取り上げ、その実態を明らかにし、公平性、平等性の観点から保護者負担の軽減を図るとともに、適正な教育予算の確保について求めてきたところであります。

そして、今回調査を行った学校指定物品については、冒頭でも述べたとおり、各学校の校長の権限に基づいて決定しており、さらに本市においては、その取り扱いに関する基準やガイドラインが定められていないことから、学校間で保護者が負担する金額に格差が生じているのが現状であります。

特に、児童生徒が通学すべき学校は、教育委員会において通学区域を設定し、これに基づいて小中学校が指定されており、保護者は否応なく、相当の経済的負担を伴うことになるため、学校間において保護者負担に著しい差が生じないように努めるべきであると考えます。また、一方で、体操服や制服等には学校のシンボルという一面があることや、学校と地域等との関係性の中で、指定物品を決定してきたという経緯も理解できるため、地域性も配慮しながら、より安価な金額で提供できるような工夫を行い、保護者負担を軽減していくことが求められます。

さらに、学校指定物品については、保護者自身が物品を選択する余地が狭く、高い透明性が求められるべきであります。金額の決定経過を知る機会がないため、決定に至る理由や経緯等について、機会を捉えて積極的かつ明確に説明し、説明責任を果たすことが必要であると考えます。

とりわけ、これまで教育委員会においては、各学校の学校指定物品の状況について比較や検証等の分析を行っていませんでしたが、今回の調査において明らかになった市内全小中学校の学校指定物品の調査結果を各学校に通知し、他校の情報を共有することで今後の見直しにつなげることで、そして、市としてのガイドラインを策定し、まずは保護者負担の軽減を行った上で、均一化に向けた指導を行っていくとの方針が示されました。

そして、今回の調査において、素案ではあるものの学校指定物品の取り扱いを見直すべくガイドラインが示されたことは評価しますが、策定にあたっては、当委員会における指摘事項を踏まえた上で、スピード感を持って策定し、各学校に対し、公平かつ透明な取り扱いとなるよう指導を行い、早期に保護者の負担軽減及び平等性が確保されることを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤 嗣也
副委員長	太田 紀子
委員	荒木 美幸
委員	笹岡 秀太郎
委員	中森 慎二
委員	藤田 真信
委員	諸岡 覚
委員	山口 智也

教育民生常任委員会

○小中学校における熱中症対策について

1. はじめに

昨年の夏は全国的に記録的な猛暑となり、本市においても最高気温 37.7℃を記録するなど、例年になく暑さでありました。市内の小中学校においても、大半は軽度の症状であったものの、学校活動中に身体の不調を訴える児童生徒が例年になく増加しました。

文部科学省においては、これまでも熱中症事故の防止に向けた関連通知等により注意喚起を促してきましたが、加えて、高温時の臨時休業や夏季休業期間の延長などの対応の検討を求める通知の発出や、特例交付金として公立小中学校等の普通教室への空調設備整備のための補正予算計上等、早急かつ具体的な対応策を打ち出しています。これらの動きを受け、自治体によっては、空調設備の整備計画を前倒したり、新たに計画したりする等、来夏の熱中症事故防止に向けた対策を講じています。

一方、本市では、2020 年度からの供用開始を目標に、小中学校の普通教室への空調設備整備を進めておりますが、来夏も深刻な暑さとなる可能性がある中、特に空調設備が利用できない間の熱中症対策は喫緊の課題であり、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、所管事務調査として取り上げ議論することとしました。

2. 国からの通知と本市における対応について

平成 30 年夏の記録的猛暑を受け、国においても例年以上に熱中症事故防止についての通知を出しており、本市もそれを受け、小中学校に対して、気象状況に合わせた柔軟な対応など熱中症事故予防のための取り組みの徹底や、熱中症予防のための用品の配備を行った。

<熱中症事故防止に関する国からの通知等と本市の対応>

国からの通知等	市の対応と各学校への指導
H30. 5. 15 「熱中症事故の防止について（依頼）」 ○学校管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、それ以外の活動でも発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の身体がまだ暑さに慣れていない時期やそれほど高くない気温でも湿度等その他の条件により発生していることから、この時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いする。	H30. 5. 23 「熱中症事故の防止について」 ○H30. 5. 15 付文部科学省からの事務連絡の周知 ○熱中症事故防止のための適切な措置等、一層の充実を図るようお願いする。また、運動会や体育祭、運動部活動等の体育的活動や屋外での作業等熱中症につながる活動が実施される時期であるため、適切な水分補給等の指導を徹底するようお願いする。
	H30. 6. 5 「熱中症チラシの配付について」 ○熱中症対策委員会で検討し、作成した「熱中症予防チラシ」を全児童生徒と全教職員へ配付し、熱中症予防の周知を行った。
H30. 7. 4 「熱中症事故の防止について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課） ○7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取り組みを推進することとしている。	H30. 7. 9 「熱中症事故の防止について」 ○H30. 7. 4 付文部科学省からの事務連絡の周知 ○熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動実践や、こまめに水分や塩分を補給し、休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管

<p>○「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な応急措置をお願いします。</p>	<p>理を徹底することで防止できる。熱中症予防のための万全の対策と、適切な応急手当等について指導をお願いします。</p> <p>熱中症応急キットと熱中症対策用予算の追加配当</p> <p>○各校1セット熱中症応急キットを配付</p> <p>○各校の実情に合わせた熱中症対策を行うための予算を追加配当</p>
<p>H30. 7. 18 「熱中症事故の防止について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）</p> <p>○7月17日に発生した愛知県小学生熱中症事故を受けての文書</p> <p>○7月下旬にかけて西日本と東日本で高温が続く恐れがあり、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるよう依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数に十分留意し、気温湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。 ・こまめな水分、休憩の実施と、児童生徒への健康管理の徹底。 ・適切な応急手当の実施 等 	<p>H30. 7. 18 「熱中症事故の予防について」</p> <p>○7月17日に発生した愛知県小学生熱中症事故を受けて、学校での熱中症予防のための指導について依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温や湿度を考慮した計画的な活動を行い、長期間にわたる運動を避けること。 ・児童生徒の健康観察、こまめな給水（自由給水は避け、強制給水を行うこと）を行うこと、スポーツドリンクや経口補水液を利用させること。 <p>H30. 7. 19 「終業式等における熱中症の予防について」</p> <p>○気温や湿度等を考慮の上、儀礼的意義よりも児童生徒の健康を最優先し、適切な服装とするよう配慮すること。</p> <p>○できる限り短時間で行う様工夫する。</p> <p>○体育館等で行う場合には換気を十分にし、扇風機等を利用する。</p> <p>○終業式前後には必ず給水させ、水筒を会場に持参させる。</p> <p>○朝の健康観察を必ず行い、体調の悪い児童生徒には早めに対処。</p> <p>H30. 7. 19 「中体連大会等における熱中症の予防について」</p> <p>○21日から本格的に始まる中体連の大会や夏季休業中の部活動、熱中症予防対策と応急手当等に万全を期すこと。</p> <p>○こまめな水分補給、生活リズムを整えるとともに、運動技能や体力の実態、疲労状態を常に把握し、必要に応じて休ませるなど配慮すること。</p> <p>H30. 7. 20 「熱中症事故の防止について」</p> <p>○H30. 7. 18 付文部科学省からの事務連絡の周知</p> <p>○夏季休業中の課外活動を含め、熱中症予防対策と応急手当等に万全を期すこと。</p> <p>○暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。（熱中症予防運動指針にて、WBGT31℃以上では運動は原則中止としていることを踏まえ、涼しい時間帯や場所、活動内容を軽度なものにするなど、環境条件に配慮して活動すること。）</p>

<p>H30. 7. 18 「西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について」の発表に伴う安全の確保について（文部科学省大臣官房文教施設企画部） ○今後7月下旬にかけて、かなり気温が高い状態が続き、最高気温が35℃以上の猛暑日が続くところもある見込み。 ○熱中症などの健康管理に十分注意し、水分や適切な塩分補給を心がけること。</p>	<p>H30. 7. 19 「西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について」の発表に伴う安全の確保について ○H30. 7. 18付文部科学省からの事務連絡の周知 ○最新の気象情報に留意しつつ、児童生徒の安全確保に努めること。</p>
<p>H30. 7. 20 「文化部活動の熱中症事故の防止について」（文化庁文化部芸術文化課） ○学校の管理下における熱中症事故はほとんどが体育・スポーツ活動によるものだが、文化部活動や屋内での授業中にも発生している。</p>	<p>H30. 8. 7 「文化部活動の熱中症事故の防止について」 ○H30. 7. 20付文化庁からの事務連絡の周知 ○文化部活動を含め、学校が関係するあらゆる活動において子供たちの事故防止に万全の対策を講じること。</p>
<p>H30. 7. 23 「熱中症事故の防止について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課） ○気象庁から「7月中旬以降の記録的な高温と今後の見通しについて」報道発表が行われたことを受けて、その内容を周知する。 ○「熱中症を予防しよう一知って防ごう熱中症一」（パンフレット）について、学校管理下における熱中症死亡事故の発生傾向のデータ更新が行われたので周知する。</p>	<p>H30. 7. 25 「熱中症事故の防止について」 ○H30. 7. 23付文部科学省からの事務連絡の周知</p> <p>H30. 7. 27 「熱中症予防における運動場のスプリンクラーの使用について」 ○夏季休業中の部活動や学校開放にて運動場を使用する場合は、スプリンクラーを積極的に利用し、熱中症予防にも活用すること。 ○スプリンクラーが正常に作動するかどうか確認の上、故障等の場合は連絡すること。</p>
<p>H30. 8. 7 「学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対策等について（依頼）」（文部科学省初等中等教育局教育課程課長） ○各学校及び学校設置者は、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等など柔軟な対応を検討するようお願いする。 ○夏季休業期間中に予定している登校日等も柔軟な検討をお願いする。 ○学校及び地域の実態等を踏まえて判断するようお願いする。</p>	<p>H30. 8. 27 「学校における熱中症対策について」 ○9月以降も気温が高い日が続くと予想され、2学期が始まるにあたり、運動会・体育祭等を含む学校における熱中症対策について、慣例に従うことなく柔軟な対応が求められている。 ・必要に応じてスポーツドリンクや経口補水液等を利用させること。 ・学校の水道水は飲料水として利用できること ・児童生徒には熱中症予防のための指導に加え、朝食の摂取等規則正しい生活を心がけるよう指導すること。 ・特別教室や保健室等、冷房がある教室等を効果的に利用すること。 ・運動会や体育祭等についても、環境条件を配慮して柔軟に対応すること（運動会等の計画段階、前日まで、当日で行うべきこと）。 ○熱中症対策について、全職員に周知するとともに、「学校における熱中症対策について」のお知らせを始業式に保護者に周知できるよう準備すること。</p>

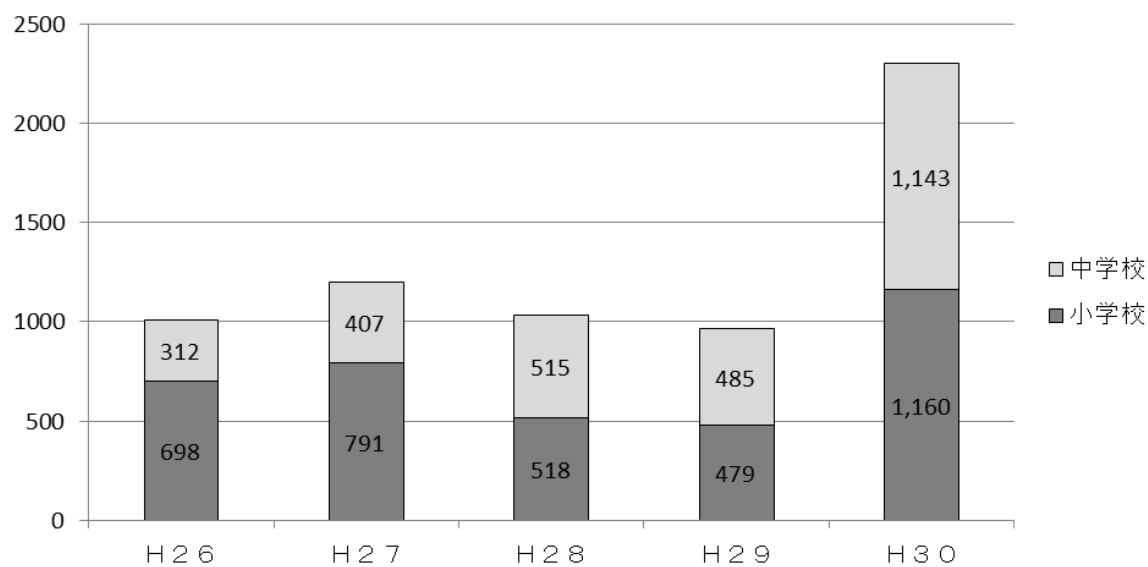
3. 本市の小中学校における熱中症の発生状況について

熱中症とは、暑熱環境下で起こる身体の適応障害の総称であり、体内の水分や塩分の喪失、身体の調整機能の破綻により発生する障害のことである。なお、本調査においては、暑さに起因して体調不良を起こした児童生徒全般を、熱中症として集計している。

(1) 熱中症の発生状況

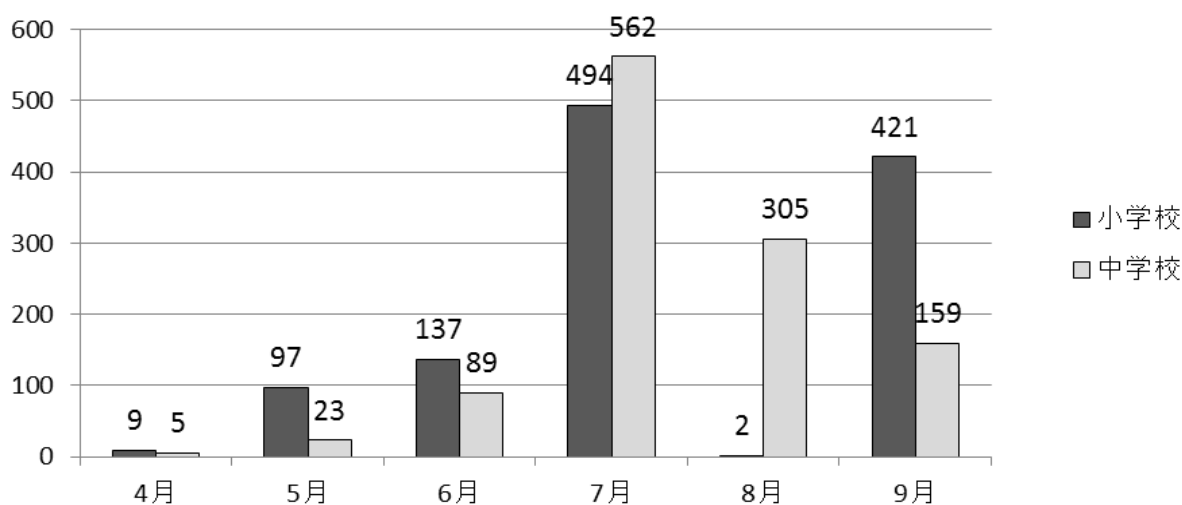
4～9月において、小中学校（来校時）にて、暑さに起因する不調が発生した児童生徒

<年度別発生件数>



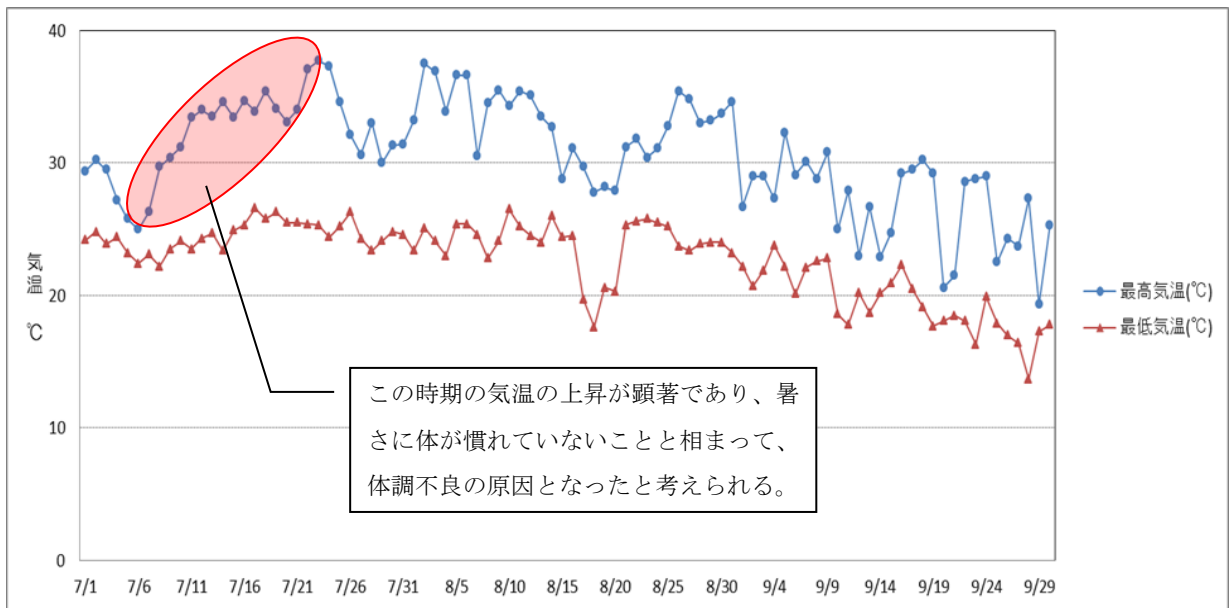
・例年、1000件程度の発生であるが、平成30年度は、約2.3倍となっており、突出して多かった。

<平成30年度 月別発生件数>

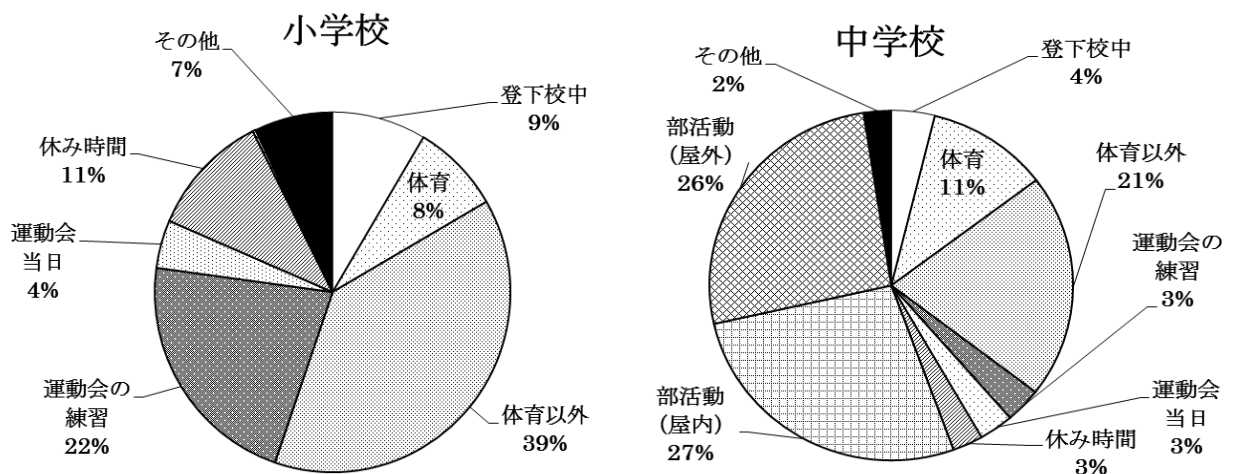


・7月が記録的な猛暑であったことから、7月の発生件数が最も多く、例年の1年分の発生数を7月の1ヵ月間で記録している。

<参考：平成 30 年度における本市の気温の変化>

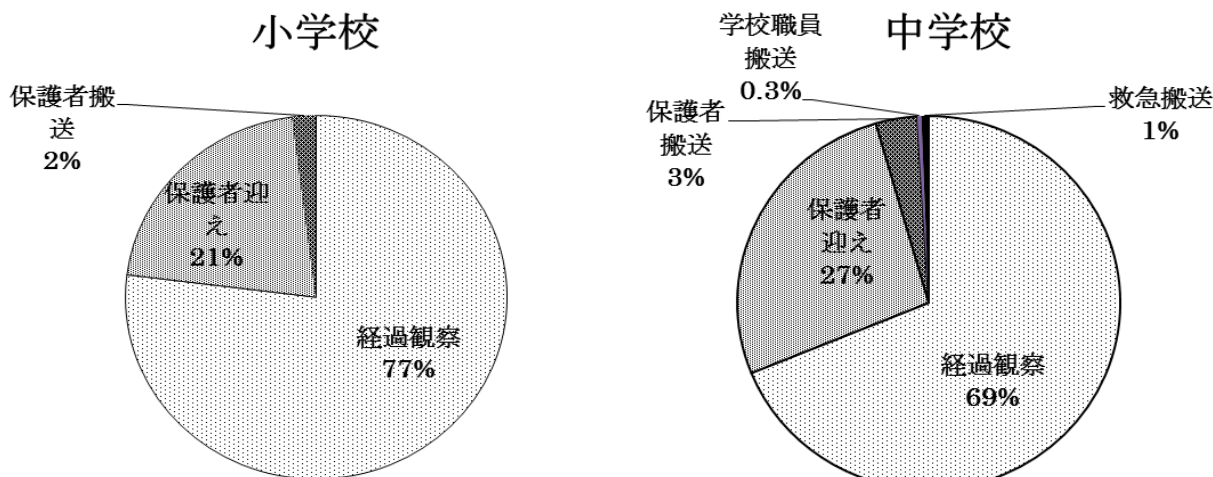


<不調を訴えた場面>



- ・小中学校とも、運動会・体育祭やその練習、部活動、休み時間など、身体活動を行っている場面で不調を訴える場合が多い。
- ・体育以外の授業においても不調が発生（小学校 39%、中学校 21%）しているが、体育や休み時間などの身体活動の後、しばらくして不調が発生するケースが多い。また、生活リズムの乱れ（朝食を食べていない、睡眠不足など健康的ではない状態）に暑さが加わり、体力が耐えられなくなったことによる不調が考えられる。

<学校での措置>



※小学校において、救急搬送、
学校職員搬送はなかった

- ・保健室等にて経口補水液を摂取したり、一時的に休息したりするなどの経過観察にて回復し、授業等に復帰する児童生徒が多い。
- ・平成30年度において、学校からの救急搬送は、小学校0件であったが、中学校で7件発生した（病院での処置後、全て当日中に帰宅）。
- ・疲労、睡眠不足やその他体調不良が原因で、暑さによる不調を引き起こす場合もあり、保護者迎えにより自宅での休養を勧める場合も多い。

(2) 総括

平成30年夏は、例年になく記録的な猛暑により、熱中症の発生は倍増したものの、重篤な症状になる前に対処できており、早い段階で軽快している。

ただし、来夏に向けて、熱中症の発生件数を減らすためには、熱中症の予防に向けた取り組みを強化していく必要がある。

そのためには、下記の観点を踏まえた取り組みを進めることが必要であるとする。

《必要な観点》

- ①暑さに応じた身体活動を適切に行うための指針
 - ②体調がよくない児童生徒への配慮をはじめとする適切な対処
 - ③身体活動後の適度なクールダウンの実施
- ⇒これらを備えた取り組みを行い、熱中症を予防していく。

4. 熱中症予防のための取り組みについて

教育委員会から示された熱中症予防のための取り組みは、以下のとおりです。

(1) 「学校における熱中症対策マニュアル」を中心とした取り組み

①熱中症対策委員会における専門的知見を踏まえたマニュアルの策定

- ・毎年、熱中症事故の発生が心配される時期の前に、小児科医師、消防、小中学校長や養護教諭の代表、市健康福祉部局などが出席する「熱中症対策委員会」を開催し、学校管理

下における熱中症対策について協議を行っている。

・教職員が、熱中症について正しい知識を持ち、適切な予防対策や迅速な処置ができるよう、熱中症対策委員会における専門的知見を取り入れ、今年度中に「学校における熱中症予防対策マニュアル」を策定する。



「学校における熱中症予防対策マニュアル」の構成（案）

①熱中症とは何か ～指導者に必要な基礎知識～

- ・平成30年度の四日市市の気温の変化
- ・熱中症とは
- ・熱中症の起こり方・発生要因・分類
- ・熱中症の発生状況・市内で起こった熱中症事事故例 など

②熱中症を防ぐためには ～学校における対策～

- ・学校活動中の指導と対策
- ・暑い時期の生活習慣指導
- ・運動会・体育祭等での対策
- ・四日市市における暑さ指数（WBGT値）に応じた対応の目安
- ・効果的な水分補給について ほか

③熱中症が起きた時は ～指導者として知っておくべき応急手当～

- ・熱中症発生時の応急手当（症状に応じた手当）
- ・緊急時の連絡・対応体制 ほか

②「暑さ指数（WBGT）（※）」による運動指針の導入と検証

・子供たちを熱中症から守り、安全に学校教育活動を行うためには、活動の目安となる指針が必要である。

・「学校における熱中症予防対策マニュアル」では、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ハンドブック」の「熱中症予防運動指針」を取り入れ、測定した「暑さ指数（WBGT）」の各段階に応じた実践的な対処の仕方を分かりやすく示していく。

・学校活動、特に体育や部活動、運動会の練習等において活動の目安となる「暑さ指数（WBGT）」は、各校の活動場所にて定期的に測定し、活動内容の軽減や中止など、適切な判断を行うとともに、活動内容を記録し検証する。

※暑さ指数

WBGT（湿球黒球温度）〔Wet Bulb Globe Temperature〕とも言う。

熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された。

単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されるが、その値は気温とは異なる。

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい

①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止
31	27	35	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	嚴重警戒 (激しい運動は中止)
28	24	31	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	警戒 (積極的に休息)
25	21	28	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	注意 (積極的に水分補給)
21	18	24	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	ほぼ安全 (適宜水分補給)
			WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

(出典：スポーツ活動中の熱中症ガイドブック (公益財団法人日本スポーツ協会))

③教職員に対する研修

- ・策定した「学校における熱中症予防対策マニュアル」は、来年度当初に全小中学校に配付するとともに、教職員が熱中症についての正しい知識を持ったうえで、これに基づいた対応ができるよう、策定に関わった小児科医を招き、教職員向けの研修会を実施する。
- ・「学校における熱中症予防対策マニュアル」や研修に基づき、各教職員は、児童生徒に適切な水分補給や休息の方法等、熱中症の予防について指導するとともに、体調が悪くなったときには、周りの大人や友達にすぐに伝えるなど、学校内だけではなく、登下校や家庭においても、自分の体を守るための行動ができるような指導を継続していく。
- ・休み時間等には、図書室、音楽室、視聴覚室など、既に空調設備が整った部屋を開放し、児童生徒が読書等をしながら体を冷やすことができるような工夫を行うよう指導する。

④ 児童生徒や保護者への周知

- ・児童生徒や保護者にも熱中症の知識を身に付けてもらうため、「学校保健委員会 (※)」などの機会を積極的に利用し、学校医などから医学的見地に基づく熱中症予防についての指導や助言をもらうとともに、その内容をもとに、熱中症の予防や対処法について、「保健だより」などで広く知らせていく。

※学校保健委員会

児童生徒が健康で安全な生活を送ることができるよう、各学校において、校長、養護教諭、保健主事、学校三師、保護者代表などにより、学校保健安全上の課題等について協議する組織。

(2) 熱中症予防のための機器・用品の配備

①熱中症計の全校配備

- ・現在、小中学校の体育館や武道場には、活動する際に参考にできるよう、温湿度計を設置している。
- ・来年度は、これに加え「熱中症予防対策マニュアル」で示す活動の目安となる「暑さ指数」を測定するための熱中症計と、測定した「暑さ指数」を記入し、掲示するためのボードの予算を確保していく。



(熱中症計)

②ミスト扇風機の全校配備

- ・来年度は、体育や登下校、休み時間など、屋外での活動の後で児童生徒がクールダウンできるよう、学校規模に応じてミスト扇風機を設置するための予算を確保していく。
- ・ミスト扇風機には、大きく分けて、「タンク式」「水道直結式」があり、給水面では水道直結式が簡易である一方、タンク式には移動しやすいというメリットがある。設置場所を学校と協議を行う中で、効果的なミスト扇風機の設置について検討していく。

③経口補水液（※1）や冷却パック（※2）などの配付

- ・熱中症の症状が現れた場合の初期対応等に十分活用できるよう、経口補水液や体を冷やすための冷却パックなどの熱中症対策用品を全小中学校に配付する。
- ・配付にあたっては、平成30年夏の状況を鑑み、学校の状況を確認しながら、学校規模に応じて行う。
- ・さらに、養護教諭等の意見を聞きながら、各校の状況に応じた熱中症予防のための用品が配備できるよう配慮する。

※1 経口補水液

- ・電解質と糖質の配合バランスを考慮した病者用食品であり、軽度から中等度の脱水症状時の水・電解質を補給・維持するのに適している。
- ・各校における保健用冷蔵庫において、すぐに使用できるよう10本程度冷却している。

※2 冷却パック

- ・熱中症対策やスポーツ時の打撲・捻挫等の応急手当て用に使用する。
- ・常温で保存でき、使用時には、強い力を加えることで化学反応を起し、瞬間的に冷却剤として使用可能となる。

5. 委員からの主な意見

- ・ミスト扇風機の設置とともに、騒音等の課題はあるものの、教室への冷風機の設置等も検討してほしい。
- ・暑さ指数による運動指針を導入するのであれば、特に体育や校外活動において常に指数を把握する必要があるため、計測ツールである熱中症計は十分な数を配備すべきである。また、測定した暑さ指数をボードに記入して掲示するとのことであるが、測定・記入を行う責任者を定めて管理体制を明確化するよう、熱中症予防対策マニュアルに示すようにしてほしい。なお、教職員の負担軽減のためにも、将来的には暑さ指数を自動測定・自動表示ができる機

器の導入についても検討してほしい。

- ・必要に応じて、既に空調設備が整った特別教室の効果的な活用を図ってほしい。
- ・小学校と中学校とでは、熱中症の発生に気をつけるべき活動場面に違いがあるため、小中学校別の熱中症予防対策マニュアルの作成についても検討してほしい。
- ・児童生徒の健康管理については養護教諭の果たす役割が大きいため、学校医や養護教諭による専門的な知見を校内全体で共有するとともに、保護者に対しても保健だより等を通じて情報提供を行うよう、各学校で徹底してほしい。また、児童生徒を直接指導する学級担任等による適切な指導が学校全体で徹底され、組織的に機能するよう管理職を中心としたチェック体制を構築すべきである。
- ・国からの通知があった際には、非常事態であるという危機意識を持ち、早急かつ積極的に学校保健委員会を開催すべきである。
- ・7月、9月に、暑さを起因とする体調不良が特に多い中、9月に運動会や体育祭を実施している学校が多くあるため、教育委員会において、各学校の校外学習等の実施状況を把握し、適当な実施時期を検証した上で、年間計画の見直しを含めた検討を行い、実行に移してほしい。
- ・本市では、以前から水分補給としてスポーツドリンクの利用を認めているが、それを知らない保護者もいるため、児童生徒へのプリント配布等により全保護者に対して十分な周知を図ってほしい。なお、入学や卒業等により毎年児童生徒が入れ替わるため、年度当初の早い時期においても周知するようにしてほしい。
- ・体調不良を感じても、特に低学年は意思表示が難しい年齢であると考えため、児童生徒の体調変化については十分に留意してほしい。
- ・児童生徒だけでなく、教職員自身が体調不良を起こさないよう留意してほしい。
- ・空調設備整備にかかる国の補正予算成立を受け、来夏までに整備を目指す自治体が増える中、業者や技術者の不足を危惧するが、本市は2020年度からの空調設備の供用開始に向けて事業を着実に進めているとのことであり、滞りなく事業を進めてほしい。

6. まとめ

冒頭にも述べたとおり、昨年の夏は全国的に記録的な猛暑となり、市内の小中学校においても、学校活動中に身体の不調を訴える児童生徒が例年になく増加し、熱中症対策は喫緊の課題であることが強く認識されました。

そこで、今回の調査において、教育委員会からは具体的な対策として、今後策定する「学校における熱中症予防対策マニュアル」を中心とした取り組みが示されましたが、マニュアルの策定だけに終わるのではなく、教職員がその内容を熟知するとともに、児童生徒の健康観察や熱中症事故防止のための適切な指導の徹底を求める意見が多数出されました。そのためにも、養護教諭とのより緊密な連携や、管理職を中心とした学校全体での組織的な保健指導体制を確立することが求められます。

また、校長、養護教諭、学校医、保護者代表等で組織する学校保健委員会の積極的な活用を求める意見もあり、常に学校保健委員会に児童生徒の熱中症の状況等を報告するとともに、学校保健委員会からの意見を学校内で共有し、かつ、保護者にも情報提供を行い、家庭の協力を得ながら、熱中症事故防止に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

さらに、運動会や体育祭をはじめ、身体活動を行っている場面で不調を訴える場合が特に多いことから、児童生徒の体力に配慮した校外学習等の活動内容を計画することも重要であ

り、熱中症の発生時期を勘案した年間計画となるよう、見直しを行うことも望まれるところであります。

来夏も猛暑となる可能性がある中、子供の命を守るための対策は急務であり、暑さによる事故は起こり得るものという心構えのもと、当委員会から出された意見を踏まえた上で、来夏までに間に合うよう、ハード・ソフトの両面から出来る限りの対策を講じるとともに、常に評価及び検証を行い、改善に向けた取り組みを充実させることを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤嗣也
副委員長	太田紀子
委員	荒木美幸
委員	笹岡秀太郎
委員	中森慎二
委員	藤田真信
委員	諸岡覚
委員	山口智也

5. 行政視察報告書

平成 30 年 12 月 18 日

四日市市議会

議長 竹野 兼主 様

教育民生常任委員会

委員長 伊藤 嗣也

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 30 年 10 月 22 日（月）～10 月 24 日（水）

2. 視察都市 旭川市、石狩市

3. 参加者 伊藤嗣也 太田紀子 荒木美幸 笹岡秀太郎
 中森慎二 藤田真信 諸岡 覚 山口智也
 (随 行) 中嶋友哉

4. 調査事項 別紙のとおり

(旭川市)

1. 市勢

市制施行 大正 11 年 8 月 1 日

人 口 338,558 人

面 積 747.66 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算	1553 億 1000 万円
平成 30 年度特別会計当初予算	792 億 412 万円
平成 30 年度企業会計当初予算	391 億 3155 万円
合 計	2736 億 4567 万円

3. 議会

条例定数 34

4 常任委員会（総務、民生、経済文教、建設公営企業）

4. 視察事項（いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設について）

（1）視察目的

旭川市では、平成 21 年に、高齢者施設（いきいきセンター神楽）と保育所（市立神楽保育所）を合わせた複合施設を設置し、高齢者と保育所の園児たちとの交流を推進する「世代間交流事業」を実施している。

施設内には、世代間交流スペースを設け、季節ごとの行事やお楽しみ会などの交流事業のほか、敷地内の畑での野菜作りなど、園児と高齢者との交流を推進している。

核家族化や地域社会の変化に伴い、日常生活から高齢者や子供等、世代の異なる者同士が互いに関わりあう場面が少なくなりつつある中、旭川市における世代間交流の取り組みを参考とすべく視察を行った。

(2) いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設について

①施設概要

- ・所在地 旭川市神楽4条8丁目
- ・構造 RC造平屋建て
- ・敷地面積 6,486.16 m²
- ・延べ床面積 1,727.50 m²

(内訳：いきいきセンター神楽 1,119.83 m²、神楽保育所 607.67 m²)

②いきいきセンター神楽について

○各部屋面積

部 屋 名	面積
研修室 1	49.35 m ²
研修室 2	49.35 m ²
音楽室	43.15 m ²
和室	38.20 m ²
浴室・脱衣室	54.45 m ²
多目的ホール 1 (保育所遊戯室として使用)	80.80 m ²
多目的ホール 2	80.64 m ²
多目的ホール 3	162.76 m ²
その他機械室、電気室、ロビー、事務室等	561.13 m ²
合 計	1,119.83 m ²

※駐車場収容台数 34 台

○使用時間

火曜日～土曜日 午前9時～午後5時 (60歳以上の者及びその付添者等)

午後6時～午後9時 (一般利用)

日曜日及び祝日 午前9時～午後9時 (一般利用)

○休館日

月曜日（敬老の日にあたる場合を除く）、年末年始

○利用状況

年度	団体利用（人）	個人利用（人）	合計（人）	開設日数（日）
H25	21,606	14,134	35,740	310
H26	23,569	14,038	37,607	308
H27	22,858	14,570	37,428	310
H28	21,344	13,692	35,036	308
H29	19,343	13,402	32,745	310

※近年、高齢者の趣味の多様化等により利用者数が減少傾向にあるが、快適で使いやすい施設を目指し、今後も利用者の増加を図っていくとのことであった。

○管理運営

平成21年の開設以来、市嘱託職員を配置し、管理運営を行ってきたが、平成29年度から、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が指定管理者となって管理運営を行っている。（人員体制：スタッフ3名、看護師1名 ※夜間はスタッフ1名のみ）

○指定管理委託料

予算額 48,00 千円



(いきいきセンター神楽)

③神楽保育所について

○各室面積

部 屋 名	面積
保育室 1	35.00 m ²
保育室 2	35.00 m ²
保育室 3	35.00 m ²
保育室 4	35.00 m ²
乳児・ほふく室	38.03 m ²
一時保育室	35.00 m ²
多目的室	31.50 m ²
調理室	36.00 m ²
相談・職員室	47.13 m ²
その他	280.01 m ²
合 計	607.67 m ²

※駐車場収容台数 18 台

○保育時間

通常保育 月曜日～土曜日 午前 7 時～午後 6 時

延長保育 月曜日～土曜日 午後 6 時～午後 7 時

○休所日

日曜日、祝日、年末年始

○定員及び入所年齢

定員：66 人（※）

入所年齢：0～5 歳

※弾力的に園児の受け入れを行っており、

現在 80 人の児童が入所



(神楽保育所)

○特別保育

0歳児保育（平成22年4月開始）、一時預かり事業（平成22年7月開始）

特別支援保育（平成24年4月開始）

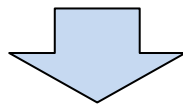
(3) いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設設置に至る経緯について

①神楽保育所について

昭和42年に設置された市立神楽保育所は、木造平屋建てであり、老朽化が著しいことから、単独施設としての建て替えについて、平成13年度以降、実施設計を行う等、継続的に検討してきたが財源確保や少子化傾向における公立保育所のあり方の整理・検討等の課題から改築事業が保留となっていた。

②神楽福祉センターについて

昭和45年に設置された神楽福祉センターは、サークル活動等の場である市民福祉館と老人クラブの憩いの場である老人福祉館で構成されており、多くの市民に利用されている状況にあった。



国による都市計画街路事業に伴い、神楽福祉センターの移転建て替えを内容とする移転補償が示されたことから、同福祉センターの移転新築を検討する必要性が生じた。

そこで、移転先に神楽保育所隣接地の旭川市所管の中学校跡地を候補として検討したところ、老朽化が著しい神楽保育所と合築することで、建設コストの圧縮や世代間交流が期待できることなどから、複合施設として建設することとなった。

③複合施設建設までのスケジュールについて

- ・平成19年度 地質調査、実施設計
- ・平成20年度 建築工事、電力設備工事、通信防災設備工事、衛生設備工事、暖房設備工事
- ・平成21年度 屋外整備工事、備品搬入、VOC検査、供用開始（9月1日）

(4) 整備費用及び運営経費について

①整備費用

いきいきセンター神楽分 331,007,425 円 (※)

神楽保育所分 231,810,237 円

合計 562,817,662 円

※いきいきセンター神楽分の整備費用のうち、約9割が国からの移転補償費、残る1割を一般財源で措置。

また、各施設を単独で整備するよりも、複合施設として整備することで、7104万円安価に整備可能との試算を行っている。

②運営経費について

○合築前（平成19年度及び平成20年度決算額より算定） (単位：円)

	電気代	水道代	灯油代	ガス代	合計
神楽福祉センター	741,191	1,886,319	2,910,600	45,577	5,583,687
神楽保育所	364,080	659,345	234,108	288,639	1,546,172
合計	1,105,271	2,545,664	3,144,708	334,216	7,129,859

○合築後 (単位：円)

複合施設	電気代	水道代	灯油代	ガス代	合計
H27 決算額	1,484,916	1,930,566	—	3,973,195	7,388,677
H28 決算額	1,472,736	1,902,971	—	3,390,030	6,765,737
H29 決算額	1,662,877	1,881,868	—	3,780,069	7,324,814

(5) いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設の構造の特徴について

・世代間交流スペース

いきいきセンター神楽と神楽保育所の間にある多目的ホール(324.2㎡)は、「世代間交流スペース」として位置づけ、相互に連携し、世代間交流を推進するために必要な機能を有している。多目的ホールには可動式の防音間仕切りを設置しており、一

つの広い部屋としての利用や、個々の間仕切りで、利用者のニーズに対応したスペースの提供が可能であり、多目的に利用されている。

なお、防犯上の理由から、園児の安全面を考慮し、平時においては、いきいきセンター神楽と神楽保育所の自由な行き来はできないようにしている。

・機械設備等の共有

機械室及び電気室等、設備を設置するスペースや機能を共有することにより、その維持管理を容易にするとともに、一体的な管理を可能とした。



(多目的ホール)

(6) 世代間交流事業について

いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設では、高齢者施設と保育所の複合施設であることを生かして、いきいきセンター神楽の利用者等の高齢者と神楽保育所の園児たち等との世代間交流を推進している。

地域の老人クラブや高齢者を中心とした「いきいきセンター神楽ボランティアサポーター」を組織し、野菜の栽培やイベント等の交流活動を行っている。

※ボランティアサポーター数 6名（平成29年度 9名）

<交流事業内容>

- 野菜栽培

敷地内の農園において、畑を耕し、野菜類の種まきや苗植え、水撒きや草取り等の手入れ、収穫までの各作業をボランティアサポーターの指導により、保育所の園児が参加して行っている。

○季節行事

運動会、お遊戯会、餅つき大会、クリスマス会等の保育所の季節行事に地域の高齢者が参加している。

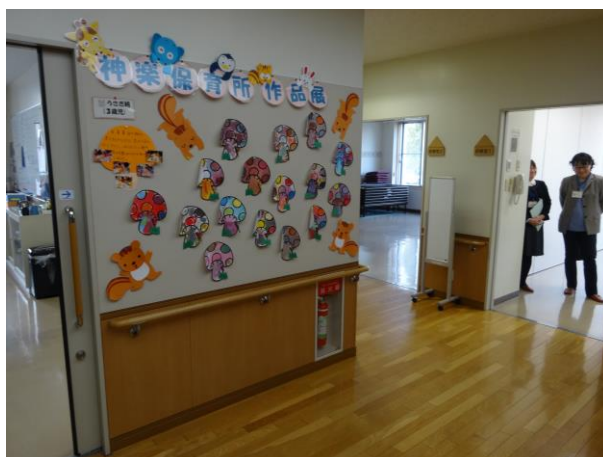
(平成 29 年度実績)

日時	内 容	参加状況
5月17日	トラクターによる畑おこし じゃがいもを植える	2～5歳児 畑おこし見学 59名 サポーター 6名
6月6日	作物を植える	年長、年中児 30名 サポーター 7名
7月5日	畑の草取り	年長、年中児 31名 サポーター 6名
9月14日	野菜の収穫	年長、年中児 26名 サポーター 5名
10月2日	収穫祭～カレー作り	年長児 17名、サポーター 5名
11月12日	発表会	全園児 78名 フォークダンスサークル 9名 日本舞踊サークル 3名
11月28日	秋のお楽しみ会	全園児 69名、サポーター 4名
12月5日	もちつき会	全園児 75名、サポーター 4名
12月22日	クリスマス会	全園児 75名、サポーター 4名
1月11日	新年お楽しみ会	全園児 68名、サポーター 3名
2月2日	豆まき	全園児 58名、サポーター 4名 教育大生 5名

(7) 利用者の声及び今後の課題について

①利用者の声

園児からは、高齢者とともに野菜を育て、収穫し、調理するという活動は、普段の生活の中で体験できるものではなく、また、園児たちも楽しく活動できており、好評を得ている。また、いきいきセンター神楽の利用者からは、高齢者の仲間づくりにつながっており、好評を得ている。



(いきいきセンター神楽にて神楽保育所の児童の作品を展示)

②今後の課題について

いきいきセンター神楽においては、利用者の固定化が進んでおり、より多くの人に利用してもらえるような周知啓発が必要である。

また、ボランティアサポーターの減少や高齢化が進んでおり、新規のボランティアを募るために広報を行っているものの、応募に結びついていないため、今後はボランティアサポーターとして若い世代も対象に募集を行う。

(8) 委員からの質問

Q. 世代間交流事業について、園児と高齢者との交流を高齢者ボランティアに限定した経緯を確認したい。

A. 園児と高齢者が安心、安全に交流できるよう、安全面で万全を期すため、世代間交流事業を十分に理解してもらったボランティアに事業を担ってもらうこととした。

Q. 敷地内の菜園での野菜作りもボランティアに限定しているのか。

- A. そのとおりである。
- Q. 菜園の周囲に柵を設置していないのはなぜか。
- A. 菜園で作業する際は、ボランティアや保育士が園児を見守っているため、柵は設けていない。
- Q. 保育所の実施する行事のうち、交流可能なイベントに高齢者が参加し、世代間交流事業としていることが多いのか。
- A. そのとおりである。なお、ボランティアによる世代間交流だけでなく、保育所の発表会等において、いきいきセンター神楽の高齢者サークルが普段の練習成果を披露することもある。
- Q. ボランティアだけでなく、いきいきセンター神楽の利用者と保育所の園児が交流することもあるのか。
- A. 園児が高齢者に歌を披露したり、園児が作った作品をいきいきセンター神楽に展示する等の交流は行っている。また、直接的な交流だけでなく、園児が園庭で遊んでいる姿が見られることや園児の声が聞こえることも高齢者に喜ばれている。
- Q. ボランティアが減少傾向にある中、どのように世代間交流事業を継続していくのか。
- A. 今後はボランティアだけでなく、イベントごとにサポートの呼びかけを変えることも必要と考えており、保護者や祖父母をはじめ、地域住民にもサポートをお願いしていく必要があると考える。
- Q. 世代間交流事業について、保護者からの反応はどのようなか。
- A. 保育所入所時に世代間交流事業について説明しており、保護者にも喜ばれている。また、交流する高齢者はボランティアの登録されている者であるため、安心感があると聞いている。
- Q. 保護者が高齢者に子育ての相談をする機会はあるのか。
- A. 菜園中心のボランティアであるため、子育てに関する相談は受けていないが、今後の課題であると考えている。
- Q. 世代間交流を目当てに神楽保育所への入所を希望する保護者もいるのか。
- A. そのようなニーズはない。
- Q. 世代間交流事業において、高齢者や園児がけがをした場合の責任の所在はどのようなか。

か。

A. ボランティアについてはボランティア保険に加入しており、園児については保育所の保険で対応している。

Q. いきいきセンター神楽の指定管理者の選定方法及び応募状況はどのようなか。

A. 指定管理者を募ったところ、応募が社会福祉協議会のみであったため、提案どおりの内容で指定管理者として選定した。

Q. 旭川市の福祉施設はすべて社会福祉協議会が指定管理者であるのか。

A. 社会福祉協議会以外の事業者が指定管理者として管理している施設もある。

Q. 神楽保育所を民間委託等によって運営することにより、本複合施設を一体的に管理・運営するという考え方はなかったのか。

A. 当初はそのような考え方であったが、保護者等から反対があったため、保育所については市の直営となった。

Q. 複合施設であるがゆえのデメリットもあるのか。

A. 空調について、全館一括で管理しており、子供と高齢者の体感温度が異なるため、温度管理が難しい。また、本施設は、福祉部局とこども部局が所管しており、事務手続きにおいて煩雑さが生じている。

Q. 神楽保育所と地元自治会との連携は行っているのか。

A. 自治会等に対し、交流についての声掛けは行っておらず、また、自治会側からの要望も特にない。

Q. 今後も地域への連携は求めないということか。

A. 今後は地域への働きかけについても検討する必要があると考える。

Q. 世代間交流に参加している教育大生はどのような学生が参加しているのか。

A. 旭川市の公立保育所では教育大生との交流を行っており、その時の参加学生である。

Q. 本施設での取り組み事例を、民間福祉施設と公立保育所との交流に生かすべく、民間福祉施設等への情報共有を行っているのか。

A. 現在、情報共有を行っていないため、今後検討したいと考えている。

Q. 本市が同様の施設を検討する際の留意点があれば教えてほしい。

A. 世代間で交流できる菜園の設置や、設置の是非はあるが、高齢者と園児が自由にお

互いに行き来できるフリースペースの設置を検討してはどうかと考える。

Q. いきいきセンター神楽では週3回、風呂への入浴が可能であるが、民間の浴場運営会社への影響はないのか。

A. 当該地区には以前から銭湯がなかったこともあり、地元や民間企業からの反発はない。

Q. いきいきセンター神楽の利用者の交通手段について確認したい。

A. 利用者へのアンケート調査によると、自家用車 40%、徒歩 14.6%、自転車 23.8%、バス 6.5%、家族・友人の送迎 3.2%である。

Q. 旭川市が運営する福祉バスもあるのか。

A. 障害者支援施設への送迎バスは運行しているが、高齢者施設への送迎バスは運行していない。なお、高齢者へのバス料金助成事業として、旭川市内であれば、市内でのバス利用の際、1乗車 100 円（身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方は 50 円）で乗車できるよう助成しており、バスの利用を促している。

Q. 本市では民間事業者のバス路線が廃止になるケースもあるが、旭川市内の公共交通機関の現状について教えてほしい。

A. 農村地帯において、一部のバス路線が廃止されたが、代替措置としてタクシー業者がオンデマンド交通を導入し、移動に不便が生じない程度に公共交通機関が整備されている。

Q. 旭川市の待機児童の状況及び公立幼稚園の数を確認したい。

A. 現在、待機児童は発生していない。また、市内の幼稚園 30 園はすべて私立である。なお、市立保育所は 3 園である。

Q. 旭川市において、認定こども園化への移行について検討していないのか。

A. 現在、認定こども園化の予定はなく、検討は行っていない。

Q. 旭川市内の老人福祉施設の数について確認したい。

A. 老人福祉センターが 2 施設、いきいきセンターが 3 施設、ふれあいセンターが 1 施設である。なお、ふれあいセンターは、隣接する清掃工場の排熱を利用した温水プールと高齢者施設を合築した施設である。

Q. 保育所と高齢者施設の複合施設は本施設のみであるのか。

A. そのとおりであり、本施設は、国からの移転補償費を含めた検討の中で、複合施設として整備することとなった。

(9) 委員会としての所感

いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設では、菜園での畑作業をはじめ、各月ごとの行事等により、年間を通じて、園児と高齢者との世代間交流を行っており、有意義な取り組みが行われていた。

しかしながら、本施設は複合施設であるものの、防犯上の理由から、高齢者施設と保育所間が自由に行き来できないようにしており、常時、園児と高齢者とが交流を行うことができる状況ではなかった。

ただ、そのような中でも、園児にとって、自分たちで野菜を育て、収穫し、調理するという活動は、普段の生活の中で体験できるものではなく、また、高齢者と触れ合いながら、同じ目的で一つのことをやり遂げることは、貴重な経験になっていると感じた。さらに、高齢者にとっても、園児の元気な声を聞くことや園庭で遊んでいる姿を身近に感じられること自体も喜ばれているとのことであり、楽しみや生きがいの一つとなっており、園児、高齢者双方の心を豊かにする世代間交流事業の重要性が認識でき、さらには、長期的には地域福祉の向上にも期待できるのではないかと感じられる施設であった。

核家族化や地域社会の変化に伴い、日常生活において世代の異なる者同士が互いに関わり合う場面が次第に少なくなってきた中、旭川市においては、国の街路事業による移転整備という経緯はあるものの、市が設置する複合施設が園児と高齢者とを結ぶ貴重な場所となっており、新たな視点であると感じた。本市においても、施設の老朽化による建て替え時における複合化といった観点や、福祉施設と保育園との連携の視点等を考えるうえで、旭川市の取り組みは参考となったと考える。

(石狩市)

1. 市勢

市制施行 平成8年9月1日

人 口 58,393 人

面 積 722.42 平方キロメートル

2. 財政

平成30年度一般会計当初予算	263 億円
平成30年度特別会計当初予算	134 億 5627 万円
平成30年度企業会計当初予算	54 億 4764 万円
合 計	452 億 391 万円

3. 議会

条例定数 22

3 常任委員会（総務、厚生、建設文教）

2 特別委員会（議会広報、議会改革推進）

4. 視察事項（こども未来館 あいぼーとについて）

（1）視察目的

石狩市のこども未来館 あいぼーとは、子供たちの健全育成に関する総合的な機能を持つ大型の児童館であり、学校や家庭とは違った楽しさを自分で発見し、成長していく場として平成23年に設置された。施設内には、児童館機能だけでなく学童保育所や、乳幼児とその保護者のための交流の場を設けている。

利用対象は0歳から18歳までの子供たちとし、多くの異年齢の活動場所、生活の場として利用されており、異世代の子供たちが交流することで個々の人格形成の場につながっている。

さらに、児童館の運営には、子供たちの意見を取り入れるために、小学生・中高校生を公募により集めた「こども会議」や「スタジオ会議」といった運営委員会により、子

供の意見や視点を運営や活動に生かし、事業の充実・拡大を図っている。

「子育てするなら四日市」を掲げる本市における、放課後の児童生徒の健全育成の取り組みについて参考とすべく、視察を行った。

(2) こども未来館 あいぽーとについて

①施設概要

- ・所在地 石狩市花川北7条1丁目22
- ・構造 鉄骨造平屋建て
- ・建築面積 1,024.91 m²
- ・延べ床面積 991.46 m²
- ・施設内容 プレイスペース（ミニ体育館）
文化活動室、キッチン、
創作活動室、図書コーナーほか



(あいぽーと全景)

②環境への配慮

環境に配慮する建物として、建物が存続する間に要する総コスト（ライフサイクルコスト）全体を低減し、また、建物から排出されるCO₂が削減できると同時に、管理費全体の負担を減らすことを目指した。

建設コスト及び今後30年間のランニングコスト、メンテナンスコストを試算し、以下について配慮した。

ア. 壁面や屋根の高断熱・高気密

暖房負荷を削減し、暖房に使われるエネルギーを削減する。

イ. トップライトの設置

自然光を導き、照明エネルギーを削減。排気窓から空気の流れを促す。

ウ. オープンな一体空間

一体感のある大きな原っぱのイメージで風や光が空間全体に広がる建物

エ. 外気の導入

夏の暑さ対策としての自然換気を確保し、冷房に頼らず快適性を確保

オ. 床暖房の設置

全館床暖房とし、少ないエネルギーで暖かい環境を確保

カ. 床下ビット

設備配管やメンテナンスを容易にするためのスペース確保

キ. 建物軽量化による基礎の軽減

鉄骨造により建物を軽くし、基礎や杭を小さく計画する。

ク. 小型風力発電・太陽光発電

環境教育の一環として設置

特に、総コストの中で一番のウエイトを占める光熱費等のランニングコストについて、オール電化とし、暖房設備を電気パネルヒーターと夜間電力用蓄熱式の床暖房設備を使用することで、30年間の総コストが、天然ガスや灯油暖房設備と比較して低コストになるとの試算結果となったこと、また年間CO₂排出量も大きな違いがないため電気による暖房設備を採用した。

(3) 総事業費について

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
需用費	—	3,113	3,113
役務費	61	219	280
委託料	14,648	3,626	18,274
工事請負費	—	274,830	274,830
公有財産購入費	317,852	—	317,852
備品購入費	—	14,785	14,785
負担金補助及び交付金	—	245	245
総事業費合計	332,561	296,818	629,379

※平成 22 年度の事業費のうち 50,030 千円は道支出金

(4) 事業運営体制について

こども未来館 あいぽーとは次の3つの事業運営形態から構成される施設である。

①児童センター運営事業（児童館）

- ・ 指定管理：特定非営利活動法人（スタッフ4名）
- ・ 指定期間：平成30年度～平成33年度

○指定管理者の運営によるメリットについて

児童館の建物や運営管理であれば市職員でも可能であるが、当該施設の指定管理者は長年、石狩市において子育て施策の中心となって活動してきた団体である。当該団体が持つノウハウを児童館運営に活用することにより、児童館を利用する子供たちの立場に立った児童館運営が可能となる。

そのため、あくまでも経費削減を目的としたものではない。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ 定員50名）

- ・ 業務委託：特定非営利法人（スタッフ4名）

③地域子育て支援拠点事業（一般6日型）

※0歳から3歳児とその親のための当事者相互の交流、また、相談や援助を受けられる場所として設置

④指定管理料

- ・ 平成30年度 54,666千円
- ・ 平成31年度 54,819千円
- ・ 平成32年度 54,971千円
- ・ 平成33年度 54,971千円



（地域子育て支援拠点「りとりきっず」）

⑤開館日・開館時間について

- ・ 開館日 毎月第3日曜日及び年末年始を除く毎日

- ・開館時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後9時まで
土、日曜日、祝日：午前9時～午後6時まで
- ・利用時間 一般利用 小学生：午後5時まで、中学生：午後6時まで
高校生：午後8時まで
放課後児童クラブ
学校稼業日：授業終了後～午後6時30分まで
(延長は午後7時まで)
学校休業日：午前8時～午後6時30分まで
地域子育て支援拠点
月曜日～土曜日の午前10時～午後4時まで

(5) 建設の背景について

①既存児童館の代替施設確保

石狩市総合保健福祉センター内で開設していた市直営児童デイサービス事業の利用者増加に伴い、施設が狭隘となり、同センター内で実施していた児童館スペースを使用することとなったこと、また、運動場として使用しているスペースについて、同センター行事が多いため、使用できる日数が減少し、児童館としての機能が不十分な状態であったため、代替施設の確保が求められていた。

②既存放課後クラブの代替施設確保

建設地区の小中学校内で開設していた放課後児童クラブについて、同校の特別支援学級児童数の増加に伴い、同クラブが使用していた2教室が必要となり、代替施設の確保が求められていた。

③中高生の居場所づくり対策

学童期を過ぎると居場所がなくなると感じる子供が多く、平成22年度からスタートした次世代育成支援行動計画の後期5か年において、子供の居場所づくり対策として、特に中高生の居場所づくりが重要施策として位置づけられ、子供たちが主体的に

活動する場を提供することを目的として、これらに対応できる機能、また、前述の代替施設機能も併せ持った大型児童センターとして整備することとした。

④建設に際しての留意点について

行政上の決定に市民意見を生かす目的で制定した「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」により、企画立案段階において市民意見を聴きながら、設計等に反映する取り組みを行った。

○市民会議の設置

建設にあたり、ハード・ソフト両面の視点から利用する子供たちにどのような施設がよいのか、また、その建設の是非も含めた話し合いの場として、学識経験者等を中心に 11 名による市民会議を設置し、6 回の会議を開催した。

会議の結果、下記の 4 点の施設整備基本方針が示された。

- ・ 既存児童館及び既存放課後クラブの代替機能を持った施設
- ・ 従来の児童館機能に加えて、中・高校生の居場所も兼ね備えた施設
- ・ 隣接する図書館とソフト事業などを連携して運営する施設
- ・ 市内既存児童館の中心的施設、また広域的利用が図られる施設

○パブリックコメントの実施

建設の背景、計画概要（建設事業費、建設規模、建設予定地、供用開始予定時期）の市原案を提示し、公の施設を新設することについて、施策の優先順位を的確に見極め、限られた財源を有効に活用する観点からパブリックコメントを実施した。

○児童館等アンケートの実施

実際に施設を利用する子供たちの声を計画に反映するために、建設予定地域の対象学区の全児童や児童館を利用している児童、また市内児童館及び放課後児童クラブの児童指導員を対象にアンケート（新しい児童館への要望、利用時間の希望等）を実施した。（配布件数 2000 人）

アンケートの回答内容として、飲食可能なスペースの設置や中高生も利用できるような体育館の整備、防音・音響設備のある部屋の設置等であった。



(プレイスペース (ミニ体育館))



(文化活動室 (スタジオ))

(6) 本施設の特徴のある取り組み

①こども会議

小学校3年生から高校生で構成され、月1回の定例会議を開催し、イベントの企画や日常のルールを検討等を行っている。自分で考え、行動し、自治できる子供を育てることを目指している。

②スタジオ会議

文化活動室(スタジオ)を利用する中・高校生のダンス・バンドグループで構成される会議で、施設や楽器・機材の使い方を考えたり、ライブ活動の企画及び実施を行う。

③マナビーバ

ひとり親家庭の中学生を対象とした学習支援を行っており、必要な生徒には、夕食として1食250円で食事を用意している。なお、場合によっては、中学校を卒業した子供たちも受け入れている。

④10代のベビーシッター養成講座

小学5年生から高校生までを対象としたベビーシッター養成講座を行っており、2日間の講座修了後は、同施設内にてベビーシッターボランティアとして、都合のよい時にスタッフとして働くことができる。

また、1回3時間程度のボランティアにつき500円の図書カードを渡している。

男の子も女の子もベビーシッターにチャレンジだ!!
10代のベビーシッター養成講座
2018 受講者募集!!
 あかちゃんをだいてあやして、いっしょにあそんでみましょう!
 命のあたたかさにふれることができますよ。
 講座修了時には修了書をお渡しします
 ベビーシッターの
 チャンスを学ばせませんか?
 ●実施日 7月14日(土)・15日(日)
 ●場 所 石狩市花川北コミュニティセンター
 石狩市花川北3条2丁目188-1 0133-74-6525
 こども未来館あいぼーと
 石狩市花川北1丁目22番地 0133-76-6688
 ●募 集 小学5年生から高校生までの男女 20名
 ●参加費 600円(1日目に集金します。2日分の資料代として)
 ●申込み受付 6月18日(月)~23日(土) ※但し定員なり次第締め切ります
 ●その他 筆記用具、昼食持参(2日間とも)
 14日はバスタオルを持ってきてください

(7) 利用者実績及び利用者の反応

①利用実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
開館日数	344 日	347 日	345 日	346 日	
利用者数	23,728 人	22,992 人	24,705 人	28,660 人	
	幼児	1,534 人	1,204 人	1,048 人	1,350 人
	低学年	4,089 人	4,141 人	4,626 人	6,085 人
	高学年	5,845 人	5,400 人	7,261 人	7,150 人
	中学生	6,579 人	7,446 人	6,100 人	8,031 人
	高校生	2,882 人	1,781 人	3,403 人	3,477 人
	大人	2,799 人	3,020 人	2,267 人	2,567 人

②利用者の反応

・多くの異年齢児童に居場所、活動場所、生活の場として利用されており日々自発的な交流が図られている。また、地域の子供の拠点施設として、総合的な放課後等対策が推進されている。

・異年齢児童が利用するため、安全で安心して利用できる施設を求める声があるが、指導員の見守りにより、これまで特に大きな問題は発生していない。

※石狩市は路線バスがメインの交通手段であり、夏場は自転車、冬場はバスを利用す

ることが多く、特に冬場はバス待ちの高校生が増える。

(8) 効果

- ・地域の子供の拠点施設として、多くの異年齢児童に居場所、活動場所、生活の場として利用されており、また総合的な放課後等対策が実施されている。
- ・登校していない、また、登校したくてもできない児童生徒のための教育支援教室やひきこもりの児童生徒の利用など、不登校等対策が推進されている。
- ・図書館の書籍を本施設に配置し、定期的に交換を行うなど、連携を行っている。

(9) 今後の課題について

- ・子供の自主的な活動ができる環境づくり。
- ・子供の視点や意見が運営や活動に活かせる取り組みやソフト事業の充実、拡大を図り、多くの異年齢児童に利用される安全、安心な施設づくり。
- ・異年齢児童が利用するため、安全で安心して利用できる施設づくりを求める声があり、保護者や地域住民、また学校等との情報交換等によって、家庭、地域、学校等の関係機関との強固な連携・協力体制を構築する必要がある。

(10) 委員からの質問

Q. 本施設では、多種多様なイベントを数多く開催しているが、毎月行っているのか。

A. スポーツ、創作体験、遊びなど、多様なイベントを毎月実施しており、遊びを通じてコミュニケーションを図っている。

Q. 国や財団法人の助成金等も活用しながらイベントを開催しているのか。

A. NPO法人が運営主体であるため、講師への費用弁償等のためにも助成金を活用している。

Q. 10代のベビーシッター養成講座について、全国的にも珍しい取り組みであるが、他の自治体でも行われているのか。

A. 中学校の授業で赤ちゃんとのふれあい体験を取り扱うこともあるが、当該講座については、NPO法人の事業として13年間継続している事業である。

- Q. 養成講座において、大きな事故等のトラブルは発生したことはあるのか。
- A. 託児体験において、幼児が転倒したケースはあるが大きなけがではなく、また、保護者の理解もあり、お互いに信頼関係も構築されているためトラブルに至っていない。
- Q. 養成講座の応募状況について確認したい。
- A. 20名の定員に対し、30名近く応募がある年もあった。なお、安全面を考慮し、最大22名までは受け入れている。
- Q. 養成講座修了後、ベビーシッターとして働く児童生徒も多いのか。
- A. ベビーシッター中のトラブルを心配し、養成講座を受講した児童生徒の保護者が止めるケースもあり、実際に働いている人数はあまり多くはないが、保護者に対して丁寧に説明し、理解を求めて、参加をお願いしている。
- Q. スタジオ研修とは、機材を使うための研修であるのか。
- A. そのとおりである。
- Q. スタジオ研修を行う指導員は音響設備に精通した人が行うのか。
- A. そのとおりであり、民間の音楽スタジオ経営者に指導をお願いしている。
- Q. 市が音楽スタジオを提供しているが、民間の音楽スタジオへの影響はないのか。
- A. 市、民間事業者がともに、利用者に対してお互いのスタジオの情報を教えており、良好な関係にある。
- Q. 音響機材の貸し出しも行っているのか。
- A. 行っていない。
- Q. スタジオでの演奏練習の成果を発表する場はあるのか。
- A. 児童館まつりや本施設内の文化活動室でライブを行っている。
- Q. 児童館を利用する子供の変化に気づきがあった場合には、学校や教育委員会と情報交換を行っているのか。
- A. 学校や教育委員会だけでなく、保護者に直接伝えるケースもある。なお、北海道大学の教授を招聘し、子供との接し方について研修を行っている。
- Q. 指導員への研修のための費用も指定管理料に含まれているのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 本施設において、不登校対策を推進しているとのことであるが、石狩市の不登校児

児童生の受け入れは本施設のみであるのか。

A. 本施設のみではないが、午前9時から開館しているため、不登校児童生徒のための施設として活用している。

Q. 本施設での不登校児童生徒の活動の様子について、学校や教育委員会と情報交換をしているのか。

A. そのとおりである。なお、不登校児童生徒と学校帰りの児童生徒と一緒に遊んでいる場面も見られ、本施設の存在は有用であると考えます。

Q. 児童館を利用する児童生徒は家庭や学校に何らかの事情を抱える子供が多いのか。

A. 何らかの事情を持った子供が多く来るため、子供の話を傾聴し、自己尊重の気持ちを持たせるような接し方で対応している。

Q. NPO法人による運営であるため、市職員のように数年毎の人事異動がなく、同じ職員が継続して対応できるということも強みであるのか。

A. そのとおりであると考えている。

Q. 石狩市では児童館が子育て支援センターの機能を有しているが、保育園にも子育て支援センター機能があるのか。

A. 児童館から離れた場所にある保育園には子育て支援センター機能を持たせている。

Q. 石狩市内には、産前・産後ケアのための相談、交流やサポートの場はあるのか。

A. サポートの場はあるが、児童館とは別の場所に設けている。

(11) 委員会としての所感

こども未来館 あいぽーとは、子供たちの健全育成に関する総合的な機能を持つ大型児童館であるが、施設面での充実だけでなく、運営主体であるNPO法人による創意工夫をこらしたイベントや事業により、就学後や進級後も通い続けることができる施設として、実際に異世代の子供たちが交流しており、子供たちの人格形成につながっている場であると感じた。また、石狩市内の他の3つの児童館と比較しても、非常に多くの子供たちに利用されている状況にあり、石狩市の放課後の子供たちの大切な居場所となっていると感じられる施設であった。

特に、建設の段階から、市民からの意見を聴取するための市民会議の設置や、当該学

校区内の児童や児童館の利用者等へのアンケート結果を建設内容に反映させる等、利用者目線での施設整備が行われており、また、施設建設後も、利用する子供たちで構成される運営会議等により、実施するイベントや行事内容などを自分たちで考えていることも、多くの利用者数や高い満足度につながっているのではないかと感じた。

中でも、小学3年生から高校生までで構成される「こども会議」は、自分たちのことを自分たちで決めるという自主性が育まれ、将来の人材育成が図られる貴重な機会であるとともに、「10代のベビーシッター養成講座」では、乳幼児と触れ合う機会が少なくなっている子供たちにとって、命の大切さを知る機会ともなっており、貴重な取り組みであると感じた。

石狩市では児童館を単なる遊びの場とするのではなく、児童館を多様な目的で利用しており、子供たちが放課後等に居場所として通いたくなるような仕掛けづくりを行い、利用者である子供目線で運営について考え続けるという姿勢は、本市の児童館運営のさらなる充実に向けて、大いに参考となるものであった。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○今回上程された、四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正内容を確認したい。

各学童保育所に 1 名以上配置されている放課後児童支援員をより充実させるべく、資格要件をより緩やかにしたということか。

⇒議員 国の省令及び法改正に伴い、放課後児童支援員の対象拡大の規定を追加しようとするものであり、放課後児童支援員の基礎資格に教育職員免許の更新の必要がないことを明確化するとともに、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」及び「社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて、学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了したもの」を対象に追加し、学童保育所の指導員を充実させていこうとするものである。

○適応指導教室に通級する子供たちに対し、文化活動として萬古焼の指導を行ってはどうか。また、スポーツ活動の一環として、2020年の東京オリンピック、2022年の北京冬季オリンピックに向け、夢を持たせるよう指導してはどうかと考える。

⇒議員 ご意見のように、地場産業や伝統文化の活用は大切な視点である。しかし、教職員等の指導者が不足しており、その確保も重要であると考えており、市民の皆様からいただくご意見はその後押しとなるため、今後のご意見をいただきたい。

○幼稚園に対する需要が減る一方で、保育園に対する需要は増加しているのではないかと感じる。そこで、近年、企業内保育所が注目されているが、本市の状況を確認したい。

⇒議員 手元に資料がないため確たる数字は言えないが、市内にも企業が従業員の子供を預る施設はいくつかある。

○企業内保育所は働く女性のための支援になると考えるがどうか。

⇒議員 本市では、4 月 1 日時点で 30 名程度の待機児童が発生しており、待機児童解消の手段の一つとして有効な手法であると考えているため、今後、市に対し進言していきたいと考える。

○子供の数の減少に伴い、認定こども園化を行うとのことであるが、どのような予定で行うのか。

⇒議員 現在、本市には認定こども園が2カ所あるが、本市では、公立幼稚園の園児数が一定の基準を下回った場合、公立幼稚園と公立保育園を統合して認定こども園化を行うという計画を定めている。今回、対象の3園について認定こども園化を進めようとしているが、今後さらに設置していくかどうかについては、少子化の状況次第ではあるが、率先して設置するものではなく状況に応じて設置していくものである。

⇒議員 本市では、公立幼稚園の4歳児と5歳児が混合クラスで運営している状況が3年続いた場合、地域の声も聴きながら、認定こども園化を行うという方向性を示している。

○保育園と幼稚園はそれぞれ厚生労働省、文部科学省の管轄下であるが、こども園化に伴い、従事する職員の資格要件について確認したい。

⇒議員 幼稚園には幼稚園教諭免許、保育園には保育士資格が必要であるが、本市では、両方の資格を持つ者を採用しており、こども園には幼稚園教諭と保育士の両方の資格を保有する職員を配属している。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：介護・福祉について》

グループAにおいて出された主な意見

○地域包括ケアシステムについて、本市の取り組みがわかるようさらなる周知に努めてはどうか。

○地域包括ケアシステムの認知度が低く、そもそも言葉自体が浸透していないのではないかと感じる。

○各地区にある在宅介護支援センターは、要介護度・要支援度によっては利用できない場合もあるのか。どのような仕組みなのかわかりにくい。

○地域包括支援センターや在宅介護支援センターの場所がわからないので、各地区の住民にわかるよう工夫してほしい。

○福祉施設で働く友人が、利用者のために職場改善を求めてもそれが実現しないとの相談

を受けており、自分は学生のため正解はわからないが、問題意識を持って考えていくことが大事であると思う。

- 全国的に介護現場における虐待等の事件報道も聞くため、しっかりとした職員のマネジメントやストレスの緩和といったケアが重要である。
- 市外在住であるが、介護予防事業は重要であり、自身が住む地域においても、地元が主体となってふれあいいきいきサロン等の事業を実施しているが、漫然と同じことの繰り返しだけでは人が来なくなってしまうため、運営が大変であると聞く。高齢者のニーズを把握し、楽しんで参加してもらえよう工夫していくことが大切である。
- 本市の認知症対策について深く知りたいと感じた。
- 地域包括ケアシステムの普及率を指標として示してはどうか。また、今回のシティ・ミーティングで介護や福祉について知ることができたので、自身として地域包括ケアに携われることや、発信できることはないかと感じた。
- 全国的には、高齢の障害者に向けた施設が設置されており、本市にも設置してほしい。特に、聴覚に障害がある者にとっては、手話通訳ができる職員がいないと他者とのコミュニケーションがとりづらく、孤独になり、認知症になるのではないかと不安である。

グループBにおいて出された主な意見

- 他県において、看護師が入院患者を殺害するという事件があったが、医療従事者に対する研修や人材育成、そして、インシデント、アクシデントが起こらないようにすることが重要である。
- 多様な介護サービスがあるが利用条件等がわかりにくいため、いざ介護が必要になった時に十分に利用できるようにしてほしい。
- それぞれの地区で自治会や民生委員等との協力のもと、地域と介護をしっかりと結び付けていくことが重要である。
- 三重地区は、先進的に地域包括ケアシステムに取り組み、地域の雰囲気も変化しており、全国的にも有名であるが、地区ごとに格差があると感じるため、差を埋める必要がある。
- 家族だけで介護をしなければならない場合もあり、苦しい状況に陥ることもある。
- 自分の住んでいる地域で買い物ができないという高齢者が増えている。
- 将来、親の介護などに直面した場合には、仕事に大きく影響するのではないかと不安である。

○本市のイメージは、不便である、店が少ない、公共交通手段が少ないと感じており、暮らしにくいまちであると思う。

【議会報告会】

○児童虐待防止対策事業について、子育て中の親を支援するプログラム講座を実施しているとのことであるが、対象者、講座内容、年間の実施回数、平成29年度の参加者数について確認したい。また、ネットワーク会議を中心に虐待防止に関する関係機関と、より一層連携強化を図るとのことであるが、当該ネットワーク会議の開催回数及び実施場所について確認したい。

⇒議員 委員会審査の中では、詳細な資料について確認していないため、担当部局に確認の上、回答する。

○子育て中の親を支援するプログラム講座に教育民生常任委員会の委員は参加したのか。

⇒議員 参加していない。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは臨床心理士等が担っているが、ハートサポーターの資格及び支援内容について確認したい。

⇒議員 臨床心理士の資格を有している者をハートサポーターとして、緊急を要する際に学校や家庭に派遣している。

⇒議員 学校から緊急の要請があった場合に対応を行っている。

○検診事業費の決算額は約5億円であるが、一般検診や周知啓発にかかる費用も含まれているのか、それとも、がん検診にかかる費用のみであるのか。

⇒議員 がん検診にかかる費用のみである。

○がん検診受診者数は3万人程度であると思われるが、約5億円もの予算を投じているということか。

⇒議員 予算の財源については、市の予算だけでなく、国庫支出金、県支出金、その他の特定財源からも支出している。

⇒議員 がん検診の受診率について、配布資料に示した数値には例えば企業の健康保険等で受診している人はカウントされていないため、本市の市民すべての方の受診率で

はないため留意いただきたい。

○多額の予算を投じているため、行政、議員にさらなる周知啓発を図ってもらいたいかどうか。

⇒議員 委員会審査においても、周知啓発が不足しているとの指摘があったため、市民に対してわかりやすく、また、案内封筒を実際に手に取ってもらい、受診につながるような周知方法となるよう、関係部局に働きかけたい。

○決算常任委員会教育民生分科会において議論があったいじめの様態について、叩いたり蹴ったりする行為は、刑法第204条から第208条に該当すると考える。また、SNSを用いた誹謗中傷は、刑法第230条に該当すると考える。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：教育民生常任委員会の所管事項全般について》

グループAにおいて出された主な意見

○あけぼの学園に通園する児童の兄弟姉妹について、急を要する場合等に、保育園に一時保育をお願いしたくても定員の空きがなく断られるケースがある。このことは以前から課題であったが、今回のあけぼの学園の移転整備に合わせて、あけぼの学園の施設内に一時保育のスペースを設けるべきではなかったのか。

○年度途中においてもあけぼの学園に入園できるようにすべきではないか。

○今定例月議会において、あけぼの学園に関する一般質問がなされたが、理事者からの答弁内容が不明瞭であり、明確な答弁ではなかった。特に、あけぼの学園の送迎バス内で子供が体調不良を起こした際の対応についての指摘があったが、命に関わる問題であり、この指摘は今回のケースだけでなく市全体としての考え方や姿勢に通ずる大きな問題であるとする。

○大矢知興義小学校、朝明中学校に関する一般質問があったが、市長や教育委員会は住民の意見を聴く姿勢が欠けているのではないか。こういった姿勢はこのケースに限らず、市全体としての大きな課題であるとする。

○大矢知興義小学校、朝明中学校の施設整備にかかる予算については、6月定例月議会の

- 予算常任委員会全体会において、附帯決議内容である、十分な説明を行ったこと、また、アンケートを実施し、ほぼ賛成であったことが報告され、附帯決議の内容は履行され、予算執行していくということが確認されたと理解しており、今回の大矢知興譲小学校に関する一般質問は議会での流れと乖離があるのではないかと感じる。地域包括ケアシステムについて、本市の取り組みがわかるようさらなる周知に努めてはどうか。
- 待機児童について、特にゼロ歳児、1歳児、2歳児については受け入れが難しいため、ハード面を含めた解消策を検討すべきであり、今後、幼児教育・保育の無償化に伴い、待機児童問題はさらに大きくなるのではないかと危惧する。
 - 中学校給食について、1センター方式が示されているが、例えば学校の統廃合による跡施設の活用等、複数センター方式といった選択肢も検討してほしい。また、リスク管理においては食中毒だけでなく防災の観点も含め、複数センター方式を検討すべきである。小学校のように自校方式とすることがもっとも望ましいと考えるが、少なくとも1センター方式ではなく様々な選択肢を検討してほしい。
 - 少子高齢化という社会情勢の中で、これからは行政の力だけでなく、地域包括ケアシステムをはじめ、民間の活力を生かした取り組みを進めていく必要があると考える。自身も福祉分野において何らかの形で携わっていきたい。
 - 「認知症」という言葉自体に抵抗感があり、例えば本人や家族はその言葉を捉えて、症状を認めたくないという気持ちが起こることもあるのではないかと思う。特に、言葉は人権にも関わる大きな問題であり、言葉について考えることも大切である。
 - 行政においては、議会の決定を十分に受け止め、市民に対して正確に説明し、実行していくべきであり、そうでなければ市民に混乱を招くのではないか。

グループBにおいて出された主な意見

- 不登校の子供の義務教育課程修了後のフォローもしっかりと取り組みがなされているのか。
- 現在、適応指導教室は1箇所のみであるが、保護者の送迎の負担や遠方の在住者のことを考えると、1箇所では不十分ではないのか。
- 特別支援学級によって救われる子供たちがいるため、特別支援学級での教育は大切である。
- 以前に、博物館において、おもちゃのコレクターに300万円を支払い、展示物であるお

もちゃを借りて企画展を開催していたが、予算の使い方に疑問を感じる。例えば、市民に呼びかけて、おもちゃを集めて展示を行うことで予算をかけずに実施できるのでないか。教育委員会においては、予算を使わず、もっと知恵を絞ってほしい。

○教職員の質が子供の将来を左右するが、事なかれ主義の教職員もいるのではないかと危惧する。また、教職員が多忙すぎるのではないか。

○スクールカウンセラーについて、現状は派遣時間数を増やすことで拡充を図っているが、派遣でなくきちんと配置することが重要である。

○民生委員児童委員の役割は非常に難しいと感じる。地域の方が相談しにくい、また、実際に相談しても、直接解決に結びつかないといったこともあるため、必要な存在ではあるが、そのあり方については再考する必要があるのではないかと考える。

【議会報告会】

○昨年の 2 月定例月議会において議会が可決した予算とは異なる趣旨の請願を今定例月議会において採択したが、議会として一旦決定したことを、地域から要望を受けてその方向性を変えることに疑問を感じる。市民の負託を受けた議会が簡単に方針転換してもよいのか、議会制民主主義のあり方に疑問を感じるがどうか。

⇒議員 請願は市民に認められた権利であり、今回、所定の手続きを経て議会に提出された請願について議論を行った。請願については、十分な審査の上、採択、不採択を判断しており、提出された請願に対する答えを出すことも議会の一つの使命であり、その結果として、採択した請願内容が当初の計画と異なるのではないかと疑問に感じることがあるかもしれない。なお、今回の請願者としては複数名であった。

⇒議員 今回の請願については、議会の中でも賛否が分かれる結果となった。そのため、議会全体が採択の意向を持ったものではないが、それぞれの議員の立場での判断の結果、出席議員の過半数を超える賛同があったため、採択という結論に至ったものである。また、大矢知地区の学校問題については、10年来の懸案であり、過去にも中学校建設にかかる事業費を否決し、途中で方向性を転換したこともあるため、予算を認めたからといって事業が必ずしも完遂できるとは限らない。また、今回請願を採択したが、予算の否決・修正が決まったわけではないため、現在の改築案を直ちに中止するというのではなく、次の 2 月定例月議会における市長からの予算提案等を見て、議会において改めて審議し判断を行い、その方向性を定めていくことになる。

○市民から情報提供があった場合は、市職員はすぐに現地確認を行うようにすべきであり、その際は、地球温暖化防止のためにも、公用車を使わないことを提案したい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

〈テーマ：教育民生常任委員会の所管事項全般について〉

グループ A において出された主な意見

- 要介護認定度が上がれば上がるほど、家族の負担も増えるが、そのような中、家族が自宅で介護を行っている人も多くいるため、例えば在宅で介護を行っている家庭へのインセンティブ制度の創設等の支援策について検討してはどうか。
- 公立幼稚園の3歳児保育を実施していないのは県内で本市だけであり、市長のタウンミーティングでも提案したが、公立幼稚園の3歳児保育の実施に向けて検討してほしい。以前に議会でも議論したと聞いているが、今後の子供のたちのために、再度検討してほしい。こども園が悪いわけではないが、それによって公立幼稚園がなくなっていくことにならないよう、そして、保護者がこども園が良いと思えるような園づくりのあり方についても考えてほしい。
- 今後、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育のニーズがさらに高まると思われるため、待機児童問題はさらに大きくなるのではないかと。本市は、公立幼稚園の3歳児保育を実施していないため、楠地区から他地区の私立幼稚園に通園している子供もいる。本来、地域の子供たちは地域の中で子育てをしたいという思いを持つ保護者もあり、それが現状できていないため、公立幼稚園の3歳児保育の実施について検討してほしい。
- 学校の管理にかかる予算は各学校にどのように配分しているのか。小規模校のよさもあるが、小規模になればなるほど、保護者、教職員の数は少なくなり、さらに、地域住民の人数自体も少ないケースが多いため、学校の管理運営における教職員、保護者、地域の負担が大きいことから、改善に向けて努めてほしい。
- 自治会だけでなく、周辺企業にも小中学校の除草を手伝ってもらっており、協力してもらった方に対し、湯茶や燃料費程度は手当てできるようにできないのか。
- 博物館の特別展において美術品の展示を行っているが、それは美術館が担う役割であり、博物館らしい展示をしてほしい。例えば、本市は「市」のまちであるため、日本や世界の「市」に関する展示をしてはどうか。
- 鈴鹿市では公立小中学校の普通教室への空調設備設置率が100%であるのに対し、本市は8%であると聞く。子供の命を守るためにも、議会の力で一刻も早く利用できるようにしてほしい。特に、塩浜地区は公害という歴史的な経緯もあり、空調整備の必要性が高い地区であると考えており、地域の意向も踏まえてぜひ早期の設置をお願いしたい。
- 自分の勤める企業では、職場の戦力として障害者に活躍してもらっているが、家族の送迎がないと通勤できないため、家族の都合により仕事を休まざるを得ないケースもある。そのため、行政による何らかのバックアップができるようにしてほしい。

- 要介護認定の訪問調査の際の本人への聞き取り調査が粗雑であると感じるため、改善してほしい。
- 要介護認定について、身体的な要因だけでなく、認知症に対しても適正な判断をしてほしい。
- 本市の市税収入は好調であるが、基金への積み立てだけでなく、福祉目的に活用すべきである。
- 小中学校への空調整備、小中学校の増改築、コミュニティバス事業等に積極的に市税を活用して、本市が先端を走るような施策を講じていかなければ、自治体間競争に取り残されるのではないか。
- 市民が安心して生活できるよう、市内全域への防犯カメラの設置を進めてほしい。
- 地区の人口減少に伴い、空き家が増加傾向にあり、建物や庭木の管理について、自治会に対して、住民から苦情の声を受けるが、自治会としては対応できないため、条例等により対策を講じてほしい。
- 楠地区は公共交通が不便な地域であり、高齢者にとっては買い物や病院への移動に苦労している。公共交通の問題は市民生活に直結する大きな問題である。
- 塩浜地区内の公有地の遊休土地を渋滞緩和や交通安全対策のために活用したり、サイクリングロードとして整備してはどうか。
- 全国からコンビナート夜景の見学に来るが、ごみのポイ捨て、トイレが少ない、駐車場がないといった課題があり、地域としても苦慮している。
- 磯津には測候所があり、見学者が来ることもあるため、周辺土地の除草等により、適切な環境整備に努めたいが、国・県・市の土地に分かれており、一気に除草してもらえないため、一度に除草できるようにしてほしい。

グループBにおいて出された主な意見

- 塩浜中学校は、学校規模等適正化計画においてE判定であり、将来的に廃校になるのではないかと危惧する。
- 小中学校は地域コミュニティの核となる場所であり、また、災害時の拠点施設でもあるため、地域から学校がなくなることは避けたい。少子高齢化が進む中、塩浜地区としても、人口を増加させるために取り組んでいきたい。
- 学校の配置や状況が変わることによって、保護者や家庭の生活サイクルが変わるという

ことも認識し、長期スパンでの展望をしっかりと持ってほしい。例えば、学校選択制といった制度の導入も考えてはどうか。

- 小中学校の普通教室への空調整備について、2020年からの供用開始予定であるが、昨年の猛暑を鑑みると、もっとスピード感を持つべきである。そして、子供たちの命を守るために来夏の暑さをどのように乗り切るか考えることも重要である。
- 大府市において、電車事故に遭った認知症の高齢者の遺族に、鉄道会社が損害賠償を請求した事案があったが、塩浜地区においても、鉄道、交通量の多い道路、河川等、危険箇所が数多く存在する。そのため、他の自治体の先進的な事例を参考にしながら、地域でしっかりと見守る体制を構築していくこと、また、万が一、事故が起きても遺族への負担がないような制度の構築も必要ではないか。
- 現在、本市では認知症高齢者等SOSメールを配信しているが、家庭内に認知症の家族がいることを近隣の人に言いづらいということもあるため、認知症の家族がいるということを言えるような環境づくりも重要であると考えている。
- 認知症高齢者グループホームの存在を知らない人もおり、周知が不足しているのではないか。他の事業も同様であるが、本市は事業を実施しているにもかかわらず、市民への広報が不十分であると感じる。
- 3カ月程前に聞いた話だが、磯津保育園のフェンスの修理を要望しているがなかなか修繕してもらえず、不審者対策・防犯対策として職員が網を張っていると聞いた。フェンスの耐用年数は把握しているはずであり、適切な予算措置を行い、定期的に交換できるよう計画的に整備してほしい。
- 市は、地域の課題について「検討する」、「重く受け止める」と言って持ち帰っても、対応してもらえないことが多いため、きちんと対応するようにしてほしい。
- 一般質問の際に理事者側から、「検討する」という答弁がなされることがあるが、その後の追求を行ってほしい。以前に質問のあった、災害時における自主防災隊員や組長に対する補償について、追求を行ってほしい。
- 塩浜街道の歩道が整備されたため、見通しがよくなった。車道と歩道が分離されていない地区に比べれば、恵まれていると感じている。
- 塩浜街道の植え込みが撤去されて見通しが良くなったが、他地区では植え込みによって視認性が悪い箇所が多いため、せめて公共施設の出入口は見通しがよくなるように整備してほしい。

- 競輪場駐車場と小倉橋付近で生活している路上生活者について、何らかの対応をすべきではないのか。
- 大矢知地区の学校問題もそうであるが、計画を発表する前に地域の声を吸い上げるべきではないのか。早めに地域への情報提供を行い、地域住民がしっかり考えられるような手立てをとってほしい。
- 人によっては話を聞いてくれない市職員がいる。大矢知地区の学校問題もしかりであるが、市民の話をきちんと聞けば、円滑に進むこともあると思う。

【議会報告会】

○児童虐待を防止するためにも、警察等の関係機関への通報、また、教育委員会やこども未来部が警察と連携し、早期の学校訪問や家庭訪問につなげることが必要ではないのか。

⇒議員 こども未来部、教育委員会、警察、児童相談所が連携し、情報共有することは重要である。また、千葉県野田市や東京都目黒区で起こった虐待事案などを受け、国も児童虐待防止に向けた様々な通知を発出しているほか、児童虐待防止法の改正も見込まれており、それらを十分に履行していくことが重要である。議会としても、関係部局、関係機関が十分に連携し、早期かつ適切な対応をしていくよう強く働きかけていきたい。

○児童虐待の相談対応件数は年々増加しているが、潜在的な件数はさらに多いと考える。現在、養育支援訪問事業において、3名の保健師や助産師による専門相談・指導を行っているとのことであるが、人員拡充の必要があるのではないかと考える。また、保育士の専門的な助言も有効であると考え、保健師や助産師に加え、保育士も一緒になって相談対応に当たることが必要であると考え、担当部局に伝えるがどうか。

⇒議員 ご意見のとおりであり、当委員会でも今定例月議会において、人員拡充について指摘したところである。また、保健師、助産師、保育士、看護師等といった幅広い人材により、ケアに当たることが重要であると考え、担当部局に伝える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：教育民生常任委員会の所管事項全般について》

○高齢者の元気づくり支援事業について、市から、住民主体サービス等の案内があるが、具体的な立ち上げ方法等に関する助言がない。特に、市職員は定期的に人事異動があるため、専門性がないと感じており、地元に対してもっと働きかけてもらえるような体制にしてほしい。

⇒議員 住民主体サービスの立ち上げは地域だけの力では難しく、市職員による強力かつ継続的なバックアップが重要であり、市、地域、行政、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが連携しながら、徐々に形を作り上げていくことが肝要であると考え、市や社会福祉協議会に対して声を上げてもらうことも大切であ

る。

○橋北こども園設置にあたり、旧小学校施設を利用するため、園児の体格に合った施設ではないことや、給食室と保育室が離れていること等の懸念があったが、設置後の状況について確認したい。また、公立幼稚園の適正化における、高花平幼稚園のこども園化に向けた状況について確認したい。

⇒議員 橋北こども園については、よい環境であり、地域にも喜ばれているという声を聞き及んでいる。また、高花平幼稚園については、私立保育園との調整等もあり、進みにくい状況にある。

○あけぼの学園に通園する児童の兄弟姉妹の一時保育について、以前から課題であったが、今なお解消されていない。今回のあけぼの学園の移転整備に合わせて、保護者から問題提起があったはずであり、あけぼの学園の施設内に一時保育のスペースを設けるべきではなかったのか。あけぼの学園内や近隣に一時保育ができる施設を設置したり、一時保育事業を行う園を増やすなど、何らかの対応をしてほしい。

⇒議員 以前にもご意見をいただいたが、未だ解決策がないというのが現状であるため、検討していきたいと考える。また、担当部局にも伝える。

○以前にあけぼの学園に子供を通園させていたが、兄弟姉妹の預け先等、子育てに苦労した。しかし、今は第2子以降子育てレスパイトケア事業といった制度ができており、本市の制度が整ってきたと感じる。また、本市にあけぼの学園があったからこそ、仲間ができ、本市で子育てをすることができたと感じている。今後も福祉の充実を願っており、予算との兼ね合いもあり難しい部分もあるが尽力してほしい。

⇒議員 障害者にとって暮らしやすい四日市にしていきたいと考える。

⇒議員 第2子以降子育てレスパイトケア事業について、利用期間を産後6か月から産後12か月に延長したが、利用回数は変わっていないため、必要とする方のニーズに応えられるよう拡充の必要があると考える。

○中学校給食について、県地区の農業センター1か所に給食センターを設置し、そこから全校に配送するとのことであるが、提供温度が心配である。給食センターの箇所数について変更の余地はあるのか。

⇒議員 全国の約65%がセンター方式であり、また、昨今の食缶は保温効果が高いため、温度をあまり低下させずに適温提供できるということが全国的にも実証されている。議会においても、複数センターや自校調理方式を支持する声もあるが、セン

ター1か所が確定したわけではない。

○保育園給食は調理後2時間以内に提供しなければならないが、給食センター1か所で2時間以内に提供できるのか。

○交通状況や事故等を鑑みた場合、給食センター1か所に不安を感じるがどうか。

⇒議員 すべての中学校に1時間以内で配送できると見込んでいる。

⇒議員 本市の小学校は自校調理方式であり、給食といえば自校調理方式というイメージを持つが、全国的にはセンター方式が多く、長年にわたり運用されている。最初は不安を感じるかもしれないが、運用後は円滑に運用できるのではないかと考える。

⇒議員 配送時間については、教育委員会が実際に試走して検証している。また、給食センターの箇所数については、議会内でも意見が分かれている。個人的に、複数箇所は安心であるというイメージも持つが、少子化が進む中、財政面からも考える必要があり、持続可能な運営を考えると給食センター1か所で進めていくべきと考える。

⇒議員 確かに自校調理方式は望ましいが、検証の結果、難しいと感じている。しかし、万が一に備えてのリスク分散や確実な配送を考えると、給食センターが複数あったほうがよいと考える。予算面を考慮する必要もあるが、食は大切なことであり、もっと予算を投じてほしいと考えている。

○中学校給食におけるアレルギー対応はどのようなか。

⇒議員 当初、教育委員会としては除去食を基本として考えていたが、議会において代替食の検討について指摘し、その後策定された中学校給食基本構想・基本計画において、代替食での対応も検討を行っていくことが明記されている。

○市民と市職員の間で行き違いが起こらないような対応について、研修をお願いしたい。

⇒議員 ご意見として承る。

○市職員は定期的に異動があり、専門性を持った職員が少ないと見受けられるため、接遇面を含めた教育を徹底してほしい。

⇒議員 接遇についても研修を行っているが、市民からの声を受け、さらなる改善にもつながると考える。また、議会としてもチェックしていきたい。

○富田地区において、児童生徒が横断歩道を渡っているにもかかわらず、自動車が一旦停止せずに走行している現場を見かけるため、市長や地区市民センター館長が学校の通用

門に立って見守りをしてほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

7. 高校生議会意見書

平成 31 年 2 月 26 日

各常任委員長 様

広報広聴委員長（四日市市議会議長）

竹 野 兼 主

四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

平成 31 年 1 月 26 日に開催されました四日市市議会高校生議会につきまして
は、開催にあたり多大なご尽力をいただきましたことをお礼申し上げます。

高校生議員の皆様からいただきました意見書につきまして、別添のとおりで
ございますので、各常任委員会の所管事務調査等の項目として取り扱って
いただくなど、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、改選後の体制に引き継いでいただく場合につきまして、平成 30 年定例
会常任委員会年間白書へ明記いただくことにつきましても、併せてよろしく
お願いいたします。

意見書（これからの公共交通を考える委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. バスの利用環境の向上のため、近鉄四日市駅の発着場を1つに集約し、行き先の表示が他府県からの来訪者でも利用しやすいように、わかりやすい案内表示にすること。
2. 朝夕の公共交通機関の本数が多い時間帯とは違い、学校の試験期間中は電車の本数が少ない時間帯に帰宅することから、待ち時間が長くなるため、利便性の向上のため、試験期間中に限り、その本数を増便すること。
3. バスの料金が高く、料金表がわかりづらい。また、路線によってはIC乗車券の利用ができないことから、利用環境の改善に余地があるため、利用環境の改善に努めること。
4. 公共交通機関は通勤や通学に利用するだけでなく、電車に乗ることを楽しむ方も見えるため、電車に乗ると面白いと思えるような取り組みも取り組むこと。
5. 自転車通学の際に危険個所にカーブミラーの設置や歩道と車道の区別を明確に行い、自転車や歩行者の安全・安心に取り組み交通事故の減少につなげること。

以上、意見書を提出します。

平成31年1月26日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（どうなっているんだ？図書館委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 託児所、学習室、小ホール、カフェなど、様々な世代のニーズに応えることができる機能を有した総合的な文化発信拠点として、市民が集う魅力的な図書館とすること。
2. 本を通じて、多世代・多文化同士が集い、交流することができるコミュニティースペースの設置やイベント開催など、本を読むだけでなく、人との関わりを持つことができる図書館とすること。
3. ユニバーサルデザインの配慮、駐車場の利便性向上、海外図書の充実、開放的なスペースの設置など、世代、年齢、国籍に関係なく、誰もが利用しやすく、憩いの場としての図書館とすること。
4. 図書館と周辺施設が連携し、一体的なコミュニティを形成することで、相互につながりを持たせるような図書館とすること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（帰ってきたい・ずっと住みたいまちづくり委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

- 1 市民が四日市市に誇りを持てるような、また、四日市市を訪れる人が再訪したいと思えるような幅広い世代が楽しめるイベントの定期的な開催や写真映えするスポット、名所のPR・創設を若い世代の参画のもとに行うこと。

また、商店街のにぎわいを増やし、明るい街にするため、飲食店だけではなく雑貨店や洋服店など若者向け店舗の誘致や商店街の店舗紹介・アーケードの屋根の透明化、既存の店舗のロコミ等が記載されたマップを駅や商店街入口等に設置するなどの対策を図ること。

- 2 四日市市にずっと住みたいと思えるよう、子育て支援や医療・福祉施設を充実させるほか、市が一括して不用学用品等のマッチングの場を市が提供するなど教育負担の軽減や、防犯外灯を設置して、幅広い世代が安心・安全に住める環境を整えること。

- 3 地域コミュニティが活性化するよう世代を超えて人々が集えるような公園等の環境整備や仕組みづくりを行うことで、高齢者から若者までの世代間交流が図れるよう対策を検討すること。

- 4 チーム三重として、四日市市だけではなく近隣市町等と地域の魅力をお互いに発信できるよう更なる広域的な連携を図ること。また、地域の魅力や文化を学べるような学習環境を学生に提供すること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛